日本文學全史

文學博士　佐佐木信綱
文學博士　五十嵐力　共
文學博士　吉澤義則
文學博士　高野辰之　著
早稻田大學教授　本間久雄

題簽・吉澤義則

装幀・小林古徑

日本文學全史刊行の辭

文學はあらゆる意味で、一國文化の象徴である。それはその國の一般民衆が、その時代々々に於て、何を惱み、何を憧れ、何を苦しみ、何を求めたかを、最も端的に表示したものだからである。一國の文學史は、この意味に於て、あらゆる歷史の精髓であり得る。吾等は、實にこれを學ぶことに依つて、始めて最も妥當に、直截に、その國民の精神生活の跡を辿り得るのである。

今日の我が日本が、將來に於て更に一層の飛躍と發展とを敢てする爲には、何よりも先づ、過去三千年に亙る我が文學の歷史を精細に檢討することを以て、その急務の一つとする。かくすることによつて日本文化の眞髓を把握することなしには、一切の飛躍も發展も、つひに空疎に終ることを免れないからである。

吾等が、日本文學研究の領野に於て、現代日本の持つ最高權威者たる五先生の熱心な援助の下に、ここに『日本文學全史』の刊行を企てた微意亦こゝに存する。即ち重ねて云ふが、吾等はこれに依つて、日本文化そのものの相（すがた）を最も正當に認識し、その現れを最も豐潤に鑑賞し、その本質を最も的確に把握し、そして又、かくすることに依つて、吾が當來文化建設についての誤らざる批判と、輝かしき希望とを贏ち得ようとするのである。

願はくは吾等の意のあるところを諒とせられ、絶大の同情と聲援とを賜らんことを、文藝家各位、教育家諸彥、並びに日本文化に關心を持たれるあらゆる知識階級に向つて、衷心希ふものである。

株式會社 東京堂

內容及執筆者

日本文學全史　卷一

上代文學史

上卷

佐佐木信綱著

天壽國曼荼羅繡帳（國寶）（中宮寺所藏）

序

「日本文學全史」の一部として、「上代文學史」を自分が受け持つ事となつた。

上代文學は、對象の種類が、それほど廣汎煩多ではなく、資料も比較的少いのであるが、それだけ、また一方において、困難な事情を存する。第一に、上代文學として、いかなるものを取扱ふか、その範圍は如何といふ事が問題であり、つまり、上代は、文學としての意義が明瞭でないから、取扱ひ方において、甚だ困難を感ずる所がある。第二に、文學としての性質とか、その起原とかが不明であり、さまざまの要素が錯綜してゐるので、その解釋に甚だ迷ふ所があるそれで、自分は、出來るだけ穩健妥當な意見に從つて、これを叙べてゆく事にしたが、なほ、定説のないものの、不明なものが多く、それらは、自分の考によつて處理した。併し、その間、確定した意見をたてる事の出來ないものも、存してゐる。

叙述の態度としてあらかじめ注意しておきたい事は、あくまでも文獻に忠實な態度であらうとした事と、文學として、これを味讀觀照する態度を失はないやうに、つとめようとしたことである。近時、自由討究の態度が盛となつた事は、學問の進歩の上に、甚だ結構であるが

上代文學のごとき、内容性質に、問題の多いものに於いては、殊にその風潮が盛んで、その極、むしろ不統一混亂の弊に陷らうとさへしてゐるかに見える。それで、自分は、かう云ひたい。文學の研究は、あくまでも文獻に忠實でなければならない。さうして、文學としての性質を忘れてはならない。まう一度文獻そのものに返れ、文學に卽する立場に返れと。記紀の說話の研究とか、萬葉集の研究とかいふものも、まう一度、此の出發點に立ち戻つて、出直して見る事が必要であらう。かういふ考のもとに、此の「上代文學史」を敍述する事としたのである。

併し、上代文學は、かういふ、文學を主とする立場からだけでは、十分ではない。わが民族の精神・思想の本領を明かにすることは、何よりも、上代文學を解釋する上の、重要な任務でなければならない。自分は、本書の中に於いても、此の方面の用意を、怠らなかつた。

上代文學に於いて、注意すべき文詞、歌謠は、なるべく、これを多く揭げて、譯解を附し、內容の解註と用例の兩方面から、完たき理解に導かうと試みた。古事記にしても、萬葉集にしても上代文學の作品をすべて讀破し、これに通ずるといふ事は、專門の學者以外には、困難な事であらう。本書に於いては、その名高い箇所、名文、名歌と考へられるものを數おほく揭げる事により、原典の全き姿に通曉する事を得せしめるとともに、また、いかなる文詞、歌謠が、上代文

學の特色を有し、且つすぐれたものであるかといふ事をも、理解せしめようとしたのである。もとより紙數に制限があつて、此の點は、思ふに任せない所もあつたが、さういふ自分の考を、ある點までは、實現させる事にした。

文學は、當代の社會及び思想を背景としてをり、これと密接な關係がある。殊に上代文學の場合に於いては、恰も一枚の紙の裏表のごとく、文學としての意義の曖昧なだけ、一層、社會生活や國民思想の表現としての性質に近づいてゐる。本論に於いても、此の點の說明や、注意すべき箇所の摘出につとめたが、總論、及び結論においても、此の方面の總括的敍述をなして、上代文化の一般に觸れ、本論を理解する上の有用な助とした。一見、それは文學に關係のないやうに思はれる所もあるが、實は、本書の中に引用した文詞や歌謠、或は、本論において解明した論述と、密接な關係があるのであつて、これをよくのみ込んでおけば、本論を理解する上に、甚だ益があると考へる。

本書の中に於いては、つとめて、江戸時代の國學者の意見とともに、最新の學說をも參照し、これを消化して、一貫した態度のもとに、敍述して行かうとした。但、それらの諸學者の說は必ずしも一々これを列記批判するといふ態度には出ないで、自分の意見の中に消化せしめて敍述したのである。此の點について、一々諸學者の名を出ださなかつたが、先進の研究に

對して、深く感謝してゐる。

解說に於いては、なるべく、說明の根據となる原資料の文章を引用して、讀者が一々これを原典に當つて參考する勞を省いたが、ただ、それらは殆どすべて漢字ばかりで書かれてゐるので、これを原書のままに揭げることは、平易を旨とする此の書の趣旨に反して、難解に陷るおそれがあるので、引用文は、なるべく原字を生かしつつ、假字交り文に書き改め、振假名を多く附して揭げる事とした。但、原典の面影を示すのに必要な箇所では、原文の漢字のまま揭げた所もある。

各章には、「參考」を附して、研究の手引となるやうな、諸本、研究書の說明を揭げ、なほ、本論の說明には、重要でないやうな、枝葉の問題に就いても、必要に應じて附記する事とした。要するに、上代文學として取扱ふべき、すべての文獻、あらゆる問題を、此の書の中に收めて、遺漏なきを期したわけである。

圖版をなるべく多く挿入して、本文を具體的に理解する上の便益を計つた事は、此の「日本文學全史」の他の書と同樣であるが、文獻の寫眞の他に、地圖を挿入し、また、美術品や土地の現在の寫眞をも揭げた。上代文學に於いては、文獻の寫眞だけでは、單調に陷るおそれがあるのと、說話の內容が、社會文化、國民思想の一般に觸れ、かつ、民族の活動の地域が廣いので、

地理的知識を必要とし、地圖をも必要とするやうになるのである　これらの圖版に就いては、宮內省諸陵寮、圖書寮、帝室博物館の允許を忝うし、東洋文庫及び其の他の許可を得た　また寫眞の蒐集に當つては、援助を與へられた秋山光夫君・武岡博三君、辰己利文君・增山新一君に感謝する

また本書の執筆に當つては、援助を與へられた藤田德太郎君に感謝する。

昭和十年八月

佐佐木信綱

目次

第四章　文字と國語

第二編　説話文學

第一章　古事記……一〇四

第二章　日本書紀……………………二四六

圖版目次

挿畫目次

挿畫目次

上代文學史

上卷

序説

桓武天皇が、山城國に長岡京を營まれたのは延曆三年であるが、概ね、桓武天皇時代以後を平安朝、その前、光仁天皇時代までを、奈良朝と云ふ。

今、此所に、上代文學として取扱ふ範圍は、普通、大和時代、飛鳥藤原朝、奈良朝と細分して云はれてゐる、其のすべての時代を包含するのである。さうして、上代とか、上古とかいふ名稱は、主として、大和國の中を都の遷されてゐた時代(難波に都の遷された事もあるが)を云ひ、特に、推古天皇時代までを意味する事が多い。上古の文化の開發と發展とは、此の天皇の時代を以て、究極に達し、一段落を見たからである。この間を大和時代と云ふ。次に、飛鳥藤原時代といふのは、舒明天皇から文武天皇まで九代約七十年。此の間、都は主として、大和の飛鳥、及び藤原のうちにあり、時として、難波、大津に遷された事もあるが、文化の中心地は、殆ど大和の南方に限られてゐた。此の時代は、それ以前の時代において、未だ知らざる外國の文化に接觸して、驚異の目を見張り、外來文化の吸收に努力して、輝かしい推古朝の文化を形成せしめたのに對し、更に、文化のすべての方面、社會のあらゆる階層に、外來文化を取り入れようとす

る勢力と、それに對する反動勢力とが、相爭ひ、此所に、國粹文化の結實を見るに至つた時代である。元明天皇より光仁天皇までの七代七十年間の、所謂奈良朝は、更に外來文化の偉大なる發展を見て、種々なる方面にその影響の現れ來つた時代である。此の時代は、文化の中心地が、大和國の北方に移動し、次の時代に至つては、一層北上して山城國の方面に、移動する事となる。

以上のごとき社會面の變遷に伴ひ、文學の方面でも、著しい變化を見せてゐる。大和時代は、文學的には、いはば、空漠たる白紙の時代で、此の間には、文學の書として、何ら殘されたものはなく、神話傳說や歌謠が、口碑的に傳承せられて來たのにとどまるが、ただ、大和時代の終の推古天皇時代に至り、漸く、史書の撰定が企てられ歷史の成書を見るに至つたのである。しかも、その書は、今日殘されてゐないが、とにかく、傳說時代は、此所に終を告げ、次の飛鳥時代となつて、從來の神話傳說を大成し、一方、史書としての完成を見るに至つたのであつて、此所に國粹文化と提携して、說話文學の完成が見られ、此の方面に、一段落がつけられる事となつた。さうして、歌謠の方面に就いても、從來の謠ひ物から、漸く、詩としての獨立性を有するやうになり、和歌として光輝ある藝術的發展、むしろ完成した藝術作品を見る事が出來たのも亦、此の時代であつた。奈良朝は、此の和歌が、一層洗練せられ、また、前代に隆盛の徵を見せた漢詩、

漢文學の發展した時代である。かくて、此の期の終には、和歌は、その光輝ある歴史を終つて冬眠狀態に入り、漢詩漢文學のみ跳梁した。

以上のごとき、展開を見せてゐる、三の時期を、此所に一括して、上代文學として取扱はうとするのである。年代にしてもその最終は、紀元一四四〇年に至り、これに、神代の期間を加へると、實に悠久なる時を經過してをり、それ以後、現代に至るまでの期間よりも、遙かに長い年數を含んでゐる事になる。簡素にして、變化の少い、太古の昔であつても、此の久しい年代の間には、すべての方面に、著しい發展を示してゐる。併し、一方においては、此の悠久たる年時に比して、文學として殘されてゐる資材は、必ずしも多くない。從つて、文學として說くべき範圍も、比較的狹少で、自から限定されて來る上、不明の部分が、甚だ少くない有樣である。

故に、此の上代文學史に於いて、取扱ふ材料は、必ずしも、後世の文學と性質を同じくしてはゐない。否、上代文學の意義は、後世の文學と甚だ異なる所に、その特色があるものと考へられる。第一に、それは、後代の文學に比して、必ずしも、文學的でない。或は、文學意識とか、創作意識とかいふものが缺けてゐるか、又は、これがあつても、甚だ稀薄である。第二に、それは、個性的特色において、著しく缺ける所がある。第三に、作者の明瞭でないもの、或は作者の名だけはわかつてゐても、その傳記が不明で、從つて、作家としての生活や環境が全くわからぬも

のが、甚だ多いのである。かやうにして、上代文學は、自から、他の個人的な作品に較べて、その文學的意義の異なるものを見出す。これが原始文學、否、すべての原始藝術の特色である。此の原始文學の、後代文學と異なる性質が諒解せられないと、風土記のごとき書までも、文學として取扱ふ所以が、諒解出來なくなる。

以上のごとき理由により、上代文學として、此所に取扱ふ事が出來るものは、上代の期間に於いて、文字で書かれた、すべての精神文化的所産であると云ふ事が出來る。勿論、そのすべてを文學として取扱はうとするのではなく、その中から、文學の萠芽として、作者、撰者が意識するとしないとに係はらず、これを認める事が出來る作品を、文學史の對象にしようとするのである。

上代文學を、以上のごとく、時期を分つて、歷史的發展の段階に從ひ、その展開を叙する方法も、勿論甚だ必要であるが、此所では、その性質に從つて、說話文學、歌謠文學、漢文學の三種に分ち、上代の典籍を、その著しい性質によつて、これらの分類のいづれかに配屬せしめ、以て、その典籍の內容、概要を解說しつつ、その書の持つ特色とともに、上代文學の本質をも諒解せしめようと企てたのである。しかも、記紀歌謠のごとき、また、漢文學のあるもののごとき、說話文學として取扱つたものの中から、さうした箇所だけを拔いて來て、これを別個の方面から、再

び叙したやうな部分もある

要するに、文獻を主としても、典籍になづむことなく、これを解體して、種々の方面から說くとともにそれぞれの文獻の持つ、文學的意義や、史的發展に留意しつつ、つとめて平易に述べようとしたのである。しかして、多くは作者が不明で、個性的特色が少いから、作家を中心として、叙述する事は出來ないので、說話文學のごときは、むしろ、說話そのものが中心となるが、しかも、必ずしも、說話の分類と云ふやうな方面を主とせず、文獻の內容に卽して、語る事とした。さうして、歌謠の方面に於いても、此の文獻中心の態度は失はないが、なほ、歌謠に於いては、說話文學に比して、個性が明瞭となり、作家の輪廓が明かになつてゐるから、作家を主として、歌史的に、これを叙してゆきたいと考へる。殊にまた、上代文學は、國民思想の源泉であり、精神文化、及び社會生活等、あらゆる方面に於いて、わが民族の純粹の姿を見る事が出來るものであるから、特に、此の方面から、上代文學を解する事に努力しようと思ふ。次に、文學の起原の問題も、上代文學で取扱ふべき重要な問題である。これに關しては、不明な點が多く、確定的な事は言へないが、出來るだけ諸種の意見を參照して、自分の抱懷してゐる考の一端をも述べる事にしたい。說話、歌謠等の解說に關しても、自然此の問題に觸れる事になるであらう。以上のやうな考のもとに、以下、此の上代文學史を叙述してゆく事にする。

第一編　總　論

第一章　日本文學の發生

第一節　文學の起原

藝術の起原　日本文學はどのやうにして、發生したものであらうか　否、廣く文學といふ藝術は、いかにして存在するやうになつたものであらうか。此の大きい問題に對しては種々の答案が與へられてゐる

遊戲本能說　その主要な意見を見ると、遊戲本能說といふのがある　子供の生活を見てゐてもわかる事であるが、子供は、何かしら意味のない歌を唱つたり、繪を畫いたりして、手遊びしながら時間を費してゐる。つまり人間には、手足を動かして、何かしてゐなければをられない本能があつて、子供ほどその傾向が甚だしい　原始人でもそれは同じである。靜止して、熟慮するといふやうな事は智能の發達した人間や、文化の進んだ人間のする事で原

始人にあつては、叫び聲をあげたり、どなつたりするかと思へば、或は木や石のやうなものに、手當り次第に線を引つぱつたり、これを傷つけたりする。さういふ無意味な動作から生じる表現が、結局、音樂や繪畫などの藝術の起原となる。これは、子供の遊び事、卽ち遊戲と同樣の動作なのである。此の原始人の場合においては、遊戲と勞働生活との區別はむつかしく、遊戲が人間の生活の重要な部分、又は、その殆ど全部を占めるわけである。又、かう云ふ事も考へられる。生活の必要上、種々の勞働に從ふとともに、これを慰めるところの娛樂を欲する心もちは、人間に先天的に具はつてゐるのであるから、仕事をする際にも、或は休息をする時にも、いろいろな歌を唄つたり、踊つたり、或は、何かしら、いたづら書きをして、心を慰める。さう云ふ、心の慰安としての遊戲、娛樂が、藝術を發生せしめ、文學の起原ともなつたと云ふ事も出來る　それから子供同志の間でも、遊戲をしたりする場合に、相手を負かしてやらうといふ優越感、競爭意識を抱いてゐるが、かやうに鬪爭的な本能も亦、藝術の發生を助長せしめる事は、忘れてはならない。

摸倣本能說　摸倣本能說といふのは、人間には、他を摸倣する本能があつて、此の本能によつて、自然を摸倣する事から、さまざまの藝術が生じたといふのである。自然の美しい景色を見ては、それを摸倣したいと思つて自然の事物を描くといふやうなところより、繪畫が

生じて來る。小鳥の鳴聲や風のそよめき、小川のせせらぎの音などを聞いては、これを摸倣して、音樂的表現が生じて來る　また、人間同士の間に、藝術を觀照し、傳達する事が出來るやうになつたのも、此の摸倣本能の爲めである。人の畫いたり唄つたりした繪や歌に接して、その見たり聞いたりした事を摸倣しようとするところから、廣く藝術が人間世界に傳播するやうになつたといふのである。

宗教起原說　宗教起原說とも云ふべきは、原始人が自然の偉大な力に畏怖し、或は、宇宙の神秘に感動して、此の自然の猛威から、自己を保護しようとしたり、或は、偉大な自然力、神の力に依り賴まうとしたりする。その必要上から、神に供へ、或は神を象徵し、或は、自己の生命を神に近づける爲めに、さまざまの繪畫や音樂の如きものを造つてゆくといふのである　現代の人間には、一見無意味のごとく思はれる、原始人の書き殘しておいた繪畫や記號の類が、實は、神に對する供へ物であつたり、或は、自然の脅威から逃れる爲めの、神への祈願の象徵であつたり、案外に宗教的意義を持つものである事が多い。さういふわけで、すべての藝術も、後には、その眞の宗教的意味が失はれてゐるのが、發生の時期においては、宗教上の意味をもつて創造せられたもので、つまり、藝術は、宗教とともに、發生したといふ考である。此の藝術と宗教との相關關係は、今日でも失はれてゐない。

自己表現説　自己表現說といふのは、これも子供の生活を見ればよくわかるが、子供ほど主我的、利己的なものはなく、その生活態度は、全く自己表現から出てゐる。人に自己の存在を示し多數の人の中にあつて、自己の存在を認めてもらふが爲めにさまざまの行爲をし時には奇矯突飛な態度で、聲をあげ身振をして見せる。これは、狂人などにも多く見られる現象なのであつて、云はば、人間の本能であるとも云ふ事が出來る　此の自己表現本能からさまざまの藝術的表現も發動してゆくといふ考である。

異性吸引説　異性吸引說といふのも、古くから云はれてゐる考で、一に性慾起原說とも云ふ。鳥や蟲などが、その身を綺麗に飾つたり、强烈な芳香を放つたりするのは、何の爲めかといふと、結局、それは異性の注意を引き、異性を、自身の周圍に引き付けようとする爲めに他ならない。それと同樣に、人間が種々の藝術的な表現を取るのもつまりは、異性に對する、ある感情、ある慾求の表現に過ぎないと云ふのである　詩歌も音樂も、さう云ふ本能から發生したもので、云はば、藝術發生の根原に、戀愛感情の作用を、最も重要なもの否、その全部として認めるのである。

實用起原説　また、藝術の起原は、すべて、實用的な目的より生じたもので、それがやがて人智の發達につれ美的なものとなり、實用的なものと、藝術的作品との區別が明瞭になつた

と云ふ考がある　例へば、繪畫のごときものも、他の人に、自己の考を傳へる通信の用に供したり、或は、獸類などの襲擊より自己を保護する爲めに、全身に入れた刺青のやうな實用的目的から發達したとし、音樂のごときも狩獵に出て、鳥を近づけたり、獸類を追ひ出したりするやうな實用上の意味で生じたと云ふのである。此の場合、前に述べた宗教起原說のごときも此の中に含まれるのであつて、原始人の生活にとつては、宗教も、實用的な意味を持つものとなる　尤も同じ考を押し廣めてゆくと、遊戲も戀愛も、原始人にとつては結局實用的な意味を持つものに過ぎない事となり廣い意味では、すべての藝術の始原を、此の意味で解釋する事も出來るのである

反復說　人間の行爲は、すべて、無意味な動作の習慣的な反復より成ると云ふ說があるそれで、藝術的行爲も亦、同じ理由によつて解しようとするのである。生理的に發する欠伸のやうな音聲、動作が、無意識的に反復せられるやうな事からも歌謠、舞踊のごとき藝術が發生する。少くとも、手足の習慣的な運動の反復、例へば步行のごときが、舞踊やリズムを主とする音樂歌謠の起原であると考へられる。此の說はまた、遊戲本能說とも連關がある

感情が根原　此の他にもいろいろな意見があるが、要するに、藝術の發生を、ある一個の原因で說かうとするのである。併し、藝術が、さういふ單純な動機で生じたものであるかど

うかは疑問であると思ふ。さういふ、さまざまの原因が重なりあつて、悠久たる人類の歴史のうちに、生起し、傳繼して今日に至つたものであらう。ただ、これらの多くの說を考へて見る時、その根柢に横たはる共通の事情が存在するやうに思はれる。さうして、これこそは、藝術發生の根本動機であつて、しかも、極めて常識的に、古くから考へられてゐた事でもある支那の詩經の毛傳にある、關雎の詩の序に

詩者志之所之也。在心爲志、發言爲詩。情動於中而形於言。言之不足故嗟歎之。嗟歎之不足、故永歌之。永歌之不足、不知手之舞之、足之蹈之也。情發於聲、聲成文、謂之音。

詩は志が發動したものである。心の中に存在してゐる時は志であり、それを言葉として現はれた時は詩となるのである。感情が心中にあり、それを言葉に表現したが、言葉で云つただけでは未だ足らず、「あー」と溜息をついたが、それでも未だ足らず、聲を永く引張つて歌つたが、未だそれでも足らず、遂に、手の舞ひ足の踊るのにも氣がつかないくらゐ夢中になる　かやうにして、感情が聲となつて現れ、聲にさま〴〵の美しい修辭の施されたものを音樂といふのである。

といふ有名な言葉が見え、この毛詩の文章を取り用ゐて、古今集の眞名序には、

夫和歌者、託其根於心地、發其花於詞林者也。人之在世不能無爲、思慮易遷、哀樂相變。

一體、和歌といふものは、その根原は人間の心に存し、その美しい表現を言語によつて發表したものである。人間が此の世に生きてゐる以上は、すべての事物に無關心であるわけには行かないのであつて、人間の心持は、變りやすいものであり、悲しい情や樂しい情は互に變化しやす

感生於志、詠形於言。

いのである。さうして、その感情は、人間の心中に生じ、それをうたふ歌が、言語によつて表現せられることになるのである。

と云つてゐるなども、眞理を道破した言であると思はれるが、それは云はば、感情起原說とも稱すべき意見である。

吾々日本人が、物に感ずる時「あー」といふ言を發し、「はれ」といふ言を發する。此の「あー」といふのは、簡單な言葉では言ひ現はせない、もろもろの感情を含んでゐるのであつて、時としてはさうたいした意味もなく、「あー」といふこともある。「はれ」といふのも今日では「ヤレ〳〵」といふのと同樣の言葉で此のヤレ〳〵といふやうな言でも、決して單純な意味を持つ語ではない。疲勞をした時などに、ヤレ〳〵と云へば、「ヤレ〳〵くたびれた」といふ意であり人の死を聞いてヤレ〳〵と云へば、それは「ヤレ〳〵氣の毒な」とあはれむ意になる。右のやうな、複雜な内容を持ちいろいろな意味に解釋せられる「あー」といふ語と「はれ」といふ語とが、一つになつて「あはれ」といふ語が生じた。此の「あはれ」といふ語も亦、決して、一定の意味を持つものではなく、漠然として、人間の感情を現す語であるに過ぎない。それが時には、面白くをかしい意にも、悲しく哀れなる意にも取られる。かくさま〴〵な感情が引き出される「あはれ」といふ語も、もとはと云へば、たゞ思ひ

餘つての詠歎の語であるに過ぎない。その後、此の「あはれ」といふ語は、歌謠の中に多く用ゐられてゐるが、歌謠の根元は、恐らくは、かやうな單純な詠歎の辭より發してゐるものであらう。「あはれ」とか、「あな」とか、「や」とかいふ、確實な意味には解釋出來ない、感情の表出、併し、何かしら叫ばずにはゐられない、聲を出して何か云はずには居られない感動の衝撃、さういふものが、歌謠となつて現れ、これが、文學の根元となつてゐるのである。それらの感情が、いかにして、呼び起されたかといふ點になると、それにはさまざまの原因が數へられるであらう。異性吸引說の說くやうに、異性に對するあこがれの情からかも知れぬ。摸倣本能說で云へば、自然に對する驚異、讃歎の感動からかも知れぬ。自己表現說の云ふごとく何かしら自己を他に示したい、自己を語りたいといふ慾求からかも知れぬ。戀の歌とか、自然を描いた作品とか、主觀的な筆致の隨筆とか、さう云ふものは、かくしてそれぞれの本然的要求にもとづいて生じたものであらう。併し、それらを取りすべて云へば、つまり、人間が、物に觸れ、事につけて、心の中に、湧き起された感情を、思はず知らず外に出した表現に過ぎない、あらゆる人類に共通の、かつ本能的な感情の表出、それが、すべての藝術の根本になつてをり藝術の起原も亦、此所に求め得べきものと思ふ。

文學と音樂・繪畫　以上は、必ずしも、文學だけに關した事でない。むしろ、繪畫とか音樂

とかに就いて、言及する事が多かつた。併し、實は此の中に、文學の起原も含まれてゐるわけであつて、文學の最も原始的な狀態においては、音樂とも繪畫とも、區別する事の出來ない密接な關係があるのである。感情の興奮につれて、口から出る詠歎の言葉は、必然的にある韻律を伴つてをり、抑揚をもつて歌はれるわけである。さうして、それはどうかすると、所謂、手の舞ひ足の踏む所を知らずといふ有樣で、自分の身體を動かす事によつて、一層感情の表出を强調する事になる。これが、卽ち、舞踊であつて、感情表出の極致は、毛詩に記してゐる如く、舞踊、音樂、詩歌の區別が出來ないものとなつてしまふのである。從つて、右に音樂と云つたのは、文學としての詩歌を伴つてゐる音樂なのであつて、つまり、前に音樂と稱したのは、歌謠と云つてもよく、純粹の音樂だけを意味してはゐない。ある節廻し、ある抑揚をもつて唄はれる歌が、やがては、文學の起原となるわけである。

繪畫によつて、自己の感情を表現する場合にも、そこに描かれてゐる繪畫は、描く人が表示しようと欲する、何らかの意味を持つてゐるであらう。全く無意味な圓や點や線と思はれたものであつても、それは描く人によつて、さまざまの意味を表示する。横に一本線を引きその上に圓を描いた場合、線は地平線を意味し、圓は太陽を意味したとすれば、これは、地平線から、太陽の出離れて來た有樣を、極めて簡單に、稚拙な技巧で表現したものである。併し、そ

れだけでも、十分に、朝になつたといふ意味を現はさうとする、描く人の意味は出てゐる。さうして、かう云ふ繪畫からして、「旦」と云ふ文字が出來るやうにもなるのである。或は、同じく、地平線の意味を現す横線の上に、點を一つ打つたとする。これは、此の横線の下に點を一つ打つ場合と對照して、上下の方向を意味する事に役立つ。さう云ふ所から、「上」「下」といふ文字が發達して來たとすれば、さう云ふ繪の集合は既に、文字で書き現はされた詩歌と同様の、文學的意味を持つものと云ふ事が出來る。繪畫も亦、文學の起原としての役割の一つを受け持つてゐるわけである。

ところで、かやうにして、歌はれ或は、繪畫によつて表現せられた人間の感情は、必ずしも、他人に見せ聞かせるといふ事を目的とするものではない。自分の感情のはけ口を、かうした所に見出せば滿足なのであつて、その結果、他人がこれを見て、同じ感情を味ひ、同じ様な慰めを得るかどうかと云ふ事は、必ずしも問題ではない。

敘情文學と敘事文學　併し、次第に、此の感情の表出に、對者を意識するやうになり、その人が、多くの聽衆である場合か、或は、たゞ一人の心の友達である場合か、などといふやうな相違はあつても、とにかく、自分の感情をも人に聞いて貰ひ、相手からも同感を得たいと考へるやうになるであらう。さうしてさういふ場合には、何故に自分が、さうした感情を表現せざ

るを得なかつたかといふ事情に就いても、語らなければなるまい。對者を意識しなかつたなら、何も、さうした說明を加へる必要はないが、自己の表現する感情、卽ち詩歌の、觀照者、享受者、卽ち、聽衆乃至讀者といふやうなものを、腦中において、これを作り出すやうになると、自然に、さまざまの物語が必要となつて來る。純粹に感情の表現だけでは、相手を理解せしめる事が困難であり、從つて、相手に滿足を與へる事も出來ないから、自然、さうした感情を表現するに至つた、自分の經歷なり、環境なりを物語る事によつて、相手の同感を一層强く誘はうとするのである　かやうにして、物語、卽ち叙事文學が生れる。叙情文學は、必ずしも、相手を意識しないでも、ただ自分さへ滿足すればよいが、叙事文學においては、同時に、相手を滿足させる事も意識せられてゐる。此の意味から云へば、叙情文學が先で、叙事文學が後に現れた事になる。

ところが、わが國の上代文學を見ると、古事記のやうな物語、叙事文學が先づ最初に存して、萬葉集のやうな叙情文學が、その後に、立派な完成した姿で出現してゐる。であるから、さう云ふ表面的な存在の上だけでは、一寸見ると叙事文學が先に現れ、叙情文學がそれより後に、個人的感情が發達して、出現したものとも、考へられるであらう。併し、それは、古事記のやうな物語は、種々の材料によつて、纏め上げられたものであり、かつ、非常に長い間語り傳へられ

る事によつて、發達して來た作品であつて、決して、文化の發達しない、原始時代に近い頃の原始文學の面影を完全に傳へてゐるものではないと云ふ事を考へれば、さう云ふ存在の表面だけの觀察では、必ずしも、斷定するわけにゆかないものであるといふ事も明かであらう。

第二節　日本文學の成長

敍情文學の發生　文化の低級な先住民族を押しのけて、これを同化し、服從せしめた、優秀な大和民族が持つてゐた文學は、先づ、歌であつた。敍情文學であつた。さうして、此の人人の歌ひたいといふ感情を呼びさました機緣は、第一に異性の優しい情愛であり、第二に先住民族を服從せしめるための勇ましい鬪爭であり、第三に先祖の神々を憶ひ、種々なる場合に、先づ神祭を行ふ尊い信仰の念であつた。此所に、可憐な愛歌や、勇壯な軍歌や、嚴肅な神歌が現れたのである。さうして、その感情の表現には、常に聲を以てした。未だ文字を知らず、筆紙の發明を見ない時代には、直接に聲をもつて、相手に呼びかけ、常に、自己の感情を高らかに歌ひ上げたのである。從つて、その歌は大むね卽興的であつた。机の上でじつと考へて語句を修正するのとは異なり、表現の巧拙を考へたりする餘裕などはない。場合に觸れ、事

件に接して、直ちに涌き起る感情を、抑揚をつけ、韻律に合せて歌ふのである。かやうなわけであるから、どうしても、この歌は、簡明、素直な特色を持つてゐる。素朴な表現にとどまる。さうして、此の場合、必然的に同じ事を何度も繰り返して云ふやうになる。複雜な表現などは出來なくて、同じ言葉を反復的に繰り返すのである。それから、又、既に記憶の中にある語句を、委細構はずに口に出して歌ふのである。それを誰が作つたのか、誰の云ひ出した名文句であるか、そんな事を考へる暇もなく、自分の感情を託するのに適當な語句を見出したなら、何でも構はず、自分の歌の中に利用して、これを表現するのである。さういふわけで、非常に反復や類似的な語句に富む歌が澤山出來あがる。

叙情文學の確立　併し、次第に、歌の形式がととのつて來て、さういふ衝動的な、野生的な、卽興的な表現ではなく、もつと感情が沈靜して、落ち着いた心持で、歌に對する事が出來るやうになると、さういふ風に、無差別に、他の歌の語句を使つたり、摸倣的な歌であつたりする事に滿足が出來なくなる。つまり、個人的な感情が發達して、もつと、しつかりした自分を表現したい、自己に卽した歌を作りたいと考へるやうになる。そこで歌の技巧が發達するとともに、歌の形式といふものも確立して來てここに叙情文學としての獨立性を有し、すぐれた作品を持つやうになるのである。

叙情文學の傳播　此の歌は、口で歌はれて相手に傳へられたもので、文字で記録せられたものではないとすると、それらの歌は、瞬時にして消え去る筈である。それが、どうして、後世に傳へられるやうになつたかといふと、それにはいろいろな事情があらうが、結局、人の歌を聞いて、それによつて、非常な感動を受けた時には、その歌は永い間相手の記憶に止まつてゐて、到底消え去るものではない。それゆゑ記憶によつて傳播せられる、それらの歌は、取りわけて、名歌である筈であつて、凡庸な、つまらぬ歌は、何ら相手によつて、多くの注意を喚起せられる事がないから、すぐに忘れられて、消え去つてしまふのである。尤も、かやうな事情で、世に傳へられる名歌は、文字に記された場合の名歌といふ意味とは、その趣を異にするやうである。口でうたはれる歌が、相手に感動を與へる爲めには、可成り、誇張せられた、强烈濃厚な煽情的な表現が必要であらう。同一の表現を何度も反復して、對者の注意を喚起し、その腦中に、鮮明な印象を殘す事も必要であらう。歌ふ場合の韻律の美しさや、音調の波打つ動きなども必要であらう。さうして、内容は單純明白で親しみ深く、且つ强く印象づけるやうなものである事が必要であらう。それで、さうした歌の中には、文字で書かれたものを讀んで見ると、餘りに單純で、必ずしもそれほどの妙味を感ぜしめないやうな歌である場合もあり、又、誇張がある爲めに、可成り不自然な、或は隨分肉感的な感じを與へる歌である場合もあ

る。要するに、口でうたはれる歌は、文字で書かれる歌とは異なる點に、そのすぐれた妙味を感ぜしめるものである。

叙情文學から叙事文學へ――歌物語

かやうにして、對者に感動を與へ、強く記憶せられた歌は、やがて、それからそれへと、語り傳へ云ひ繼がれて傳播する。此の場合、その歌がいかなる事情のもとに作られたか、どういふ戀愛の事情があつたのか、或は、どういふ事が起つたのか、さうした事がらを語り添へる事によつて、歌を中心とした物語が生じる事になる。單に、美しい情緒の歌だけでも、人々の間に云ひ傳へられてゆくだけの價値を持つてゐる事は勿論であるが、それが、更に廣く民族の間に傳播し、人々に、より一層の面白さを理解せしめる爲めには、その歌の作られた前後の事情を説明する必要がある。かやうにして、叙情文學から叙事文學の方へ發展してゆく機縁が生じる。歌物語は、叙事文學の一つの單位である。此の歌物語は、更に幾つも幾つも連續して、長い物語をかたちづくるやうになる。その歌物語の主人公は、それぞれ違つた人であつても、いろいろな方法で、統一をつける事も出來る。どうかすると、全然別個の人を主人公とする物語を、同一人物の物語として、主人公を變へてしまふやうな事もある。或は、それぞれの物語を、時代の順序に從つて、歴史的に並べてしまふといふやうな方法もある。かやうにして、箇々別々の短い歌物語の集合した、長い物語が

作られてゆく

上代文學の最初のものである古事記にしても、平安朝の物語文學い最初の作品である伊勢物語でも、歌物語が成立し、叙情文學から叙事文學が發展してゆく經路には、同樣の消息が存在してゐるのである

叙事文學の發生

以上は、個人の感情が中心となつて、段々と文學が發展してゆく有樣を記したのである　これは丁度、池の中心に、石を投げた時のやうに、一點を中心として、そこから波紋が段々と廣がつてゆく有樣に似てゐる。ある人の感動が、周圍の人々の共鳴を捲き起して、その文學作品は、民族の間に波紋を次第に廣げてゆくのである。ところが、時として、池の小波は、池の上を吹き過ぎてゆくそよ風の爲めにも起る事がある。風が渡つて池の中に波紋を波立たせるのである。そのやうに、民族の間を吹き捲くる嵐が、文學を波立たせる事も決して少くはない。それは、可成り、民族的集團が鞏固となつて、文化も稍發達し、民族的自覺の起つて來た時代に見られる現象である。民族の團結を鞏固にし、國家的統一を企圖する爲めには、そこに、國家の由來を物語り、民族の中心的生命を明かにする物語が必要である。此の物語も、最初は、極めて斷片的な部分的な內容を持つものに過ぎなかつたであらう。ある一地方、ある一族の、少部分の物語であつた　さうして、その地方を統治した人々や、

或は、その民族の始祖の功勞を忘れないが爲めに、これを語り傳へて來たのである。これも最初は、その統治者、始祖の人々が作つた歌を中心としての歌物語であつたかも知れない。とにかく、さうした功勞者、祖先を追慕し、さうした人々の英雄的な行爲や、すぐれた言動を、超自然的に美化して考へる事は、人類に共通の本能である。これも結局は、その民族的英雄の言行が、最も大きい感動を、永久に民族の記憶の間に殘してゆくからに他ならない。そのやうにして、民族的、國家的功勞者の名と、物語とは、いつまでも忘れられる事なく傳承唱誦せられてゆく　それは多く神として祀られ、或は、各地の地名の上に、その足跡を殘すのである。國民は、神社として、地名として、何か、その人々の記憶を具體的に印しておきたいと望んでゐる。そこで神々の活動が始まり或は地名起原說話となつて、物語は、次第に發展してゆき、神人交通の物語が語り傳へられるやうにもなり、地名や諺などの起原を說明する物語が甚だ多くなるのである。それはいづれも最初は皆斷片的に、或はそれぞれの地方や氏族の中だけでまとまつた一つの矮小な物語として、傳承せられて來たものと思はれる

敍事文學の發達　ところが、ある時期が來ると、それらの短い、きれぎれの物語をつなぎ合せて、大きい物語を集成しようといふ運動が起る。それは最早、單なる一個人の感傷でも情趣でもない　外國との接觸とか、文化的發展とか、人智の覺醒とかいふやうな事が原因と

なつて、國民的自覺が目覺め、國家的な嵐が、民族全體を吹き捲くる事によるのである。そこで、はじめて、物語の統一が出來、斷片的な小說話が、連絡を附けられるやうになる。さうして、今までは、明瞭に反省せられなかつた國家の主體、本質、民族活動の歴史、發展の軌跡が、鮮明となるのである。その短い物語を集成して、長大の物語とするには、二つの方法がある　一つは、縱に歴史的に、年代の順序に從つて配列してゆく方法であり、他の一つは、ある地域を中心とするとか、或ひは、ある氏族の先祖に關する話に統一させようとするとかして、必ずしも、年代を追はないで、橫に、同種、同樣の說話を分類して、それ〳〵の種類に綜べ收める遣り方である。此所からして古事記のやうな歴史物語や、その土地の說話を集めた風土記のやうなものが出來上つてゆく。

宗教と文學　まう一つ物語の成長に、重要な原動力となつてゐるものは、宗教的信念である。神力を信じ、超自然物に憑り賴まうとする心は、古代に遡るほど强烈であらう　さうして、古代人にとつては、宇宙の萬物は、すべて、これ神靈の宿れるものである。神靈は常に、不思議なる言葉を以て、人間に神秘なさゝやきを送る。草木すらも、物言ふ事がある。人間自身の語り歌ふ言葉でさへも、神秘な靈力の宿るものと信じられてゐる。即ち言靈（ことだま）の信仰である。さういふ不思議な力を持つ言葉は、しばしば神の言葉として、表現せられる事がある

神々は、人間の身體をかりて、その姿を顯し給ふ。さうして、神の宿り給うた人間は、神の器(うつは)でありその口から發する妙なる言葉は、これ神の託宣(みのり)である。かやうにして、神秘な言葉が、しばしば世に殘されてゐる。それは、枕詞のやうな修辭に富み漂渺として、象徴的な感じのする言辭である　人間の感情を直接に現した單純明白な歌に較べると、甚だしい懸隔がある此の神言(かむごと)は、神自身の意志を表明せられるとともに、人間の運命を暗示し給ひ、民族、國家の將來についても、有力な預言を與へ給ふのである。それは象徴的な言辭であるが爲めに、聞く人々は、自分で勝手に樣々な解釋を與へる事が出來る。從つて、自己、或は、民族、國家の運命に

山上憶良頓首謹上
好去好来歌一首　反歌二首
神代欲理云傳久良久虚見通倭國者皇神能伊都久志吉
久志吉國言靈能佐吉播布國等加多利継伊比都
賀比計理今世能人母許等期等目前尓見在知在
人佐播尓満弖播阿礼等母高光日御朝庭神奈我良
愛能盛尓天下奏多麻比志家子等撰多麻比天
勅旨　反云大命　戴持弖唐能遠境尓都加播佐礼麻加利

言靈に關する長歌
西本願寺本萬葉集卷五（竹柏園所藏）

關して、此の神託を聞いて、人々がその解釋のまゝに、これを敷衍し、それぞれの判斷に從つて、多くの修飾を加へ、異なる體裁として、國民の間に廣めて行く事も可能である。此の神言が、やがて、語部のごとき職業家によつて傳承せられる時、種々の事がらがこれに附加して、此所にも、最初の象徵的な、叙情的な内容が、叙事化し、散文化する傾向が馴致せられるのである。

神は、一方的に、その意志を表明せられるばかりでなく、人間も、神にその意中を伺ひ、或は自己の意中を、神に述べ奉る事も出來る。神と人との問答は、人間の異性の間の問答が一つの戀物語に成長するごとく、やがて、神人交通の、さまざまの神秘的な物語に成長するのである。神と人との戀物語さへも、此所から發達して來てゐる。更に、重要なるは、神の託宣、又、人間の神への訴、祈願が、一個人の運命、或は、氏族、國家全體の運命にもかかつてゐるやうな重大な場合には、その内容が、次第に長大となり、單なる祈願の、或は神言としての叙情的内容以上に、發展して、氏族の由來、國家の歷史を述べ來り、語り去つて、著しく、叙事的傾向を帶びる事であるかやうにして、神の託宣の言辭や、神への祈願の文句は、簡單な内容から、複雜な長大な内容へと發展するのである。

然るに、時代が進むに從ひ、人間の智腦の發達は、神人の間を、遙かに懸隔あるものとして、全く隔て去つてしまつた。神人の交通も、神人の問答も、最早、現實の姿としては、多く見られな

いものとなした。さうして、神の託宣は、一個の物語として、客觀的な存在として、長く傳承せられる事になつた。かくて、語部により、或は地方の古老により、多くの說話傳承が誦習せられる事になる。元來それは、神への祈願の言葉であつたり、人間が神より敎へられた神託の辭章であつたりしたものとも思はれる。さうしたものから、次第に發展して來た物語も、古代說話の中には、確かに存在する。殊に、祝詞のごとき神事文學は、その最も原始的な姿をそなへてゐるものである。

敍事文學の確立　かやうにして、源は一つでは無いけれども、さまざまな根源から、多くの說話群が生じた。さうして、短小な文句から長大な章句へ、單純な內容から複雜な內容へ、敍情的文學から敍事的文學へ、歌から物語へ、瞬間的卽興的作品から、恒久的永續的な作品へ歌唱的な文學から、口誦的な文學へ、さうして、普遍的な一般に共通する辭句、內容を持つ作品から、漸く、個人的特色を鮮かに表現する個性的な作品へと發展して來るのである。ここに至つて、民族的原始文學としてその存在を示してゐたものが、漸く藝術的な文學としての意義を有するやうになるのである。

個人意識の文學　上代文學に於ける一大變化は、文字の輸入と、個人意識の振起である文字が輸入せられたので、個性の自覺を促したのか、文化の發達に伴ひ、個人意識の目覺めか

かつてゐた時に、文字が輸入せられて、一層自我の發達に拍車をかけたものであるか、恐らく、そのいづれでもあつたらうが、とにかく、此の二つの事がらは、互ひに聯關あるものであつて、此の事が、時を同じうして起り、文學史に、一大轉換の時期を形づくる事となつたのである。

尤も、それまででも、個人を單位とし、個人を主體として、文學は表現せられてゐなかつたわけではないが、たゞ、それまでの個人は、集團を構成する所の人なのであつて、多數を離れての個人ではない。つまり、客觀的存在としての個人は極めて影の薄いものであつた。併し、今や、その個人は、自己を內省し、自己を獨立の存在として感ずる事が出來るやうになつた。つまり、自我の意識が、漸くはつきりして來たのである。さういふ意味で、個性の存在が明瞭となり、個人の意識が、存在の表面に浮び上つて來た。さうして、はじめて個性的な文學を有するやうになつたと云ふ事が出來る。

文學は、既に口誦文學の時代を終つて、記載文學の時代に入る事となつた。それとともに、その內容上の精神も、表現上の樣式も、著しく、從前と異なる特色を有するものが生じた。以前は、萬人に共通の感情が歌はれ、一般普遍の情緒を理解しやすく叙したやうなものが多かつた。感情の起點には、個性的なものがあつたとしても、口から耳へ傳へられてゆく間に、個性的なものは、一般の人々の記憶からは脫落して、普遍的な感情のみが殘されるやうになる

のである。ましで、さういふ感情が、文化の高い人々に見られるほど、洗練せられたものではなく、程度の低いものであるからには、一層その内容は、一般普遍的な心情に訴へたやうなものが多いのである。然るに、今や、その内容は、頗る個性的なものとなつた。それだけ、表現も纎細となり、感情の內容が、緻密な動きをもつて、正確に現はされる事になるのである。

個性的叙情文學の確立

個性に目覺め、稍高い文化の段階に到達した國民は、ここでまう一度歌を思つた。魂の故鄕である歌を振り返つて見た。さうして、文學の始原に、今一度立ち歸つたのである。文學は、更に新しい出發をした。口で歌はれ語られる文學が、叙情文學から叙事文學へと進展しつつ、民族に共感を與へる感情を歌ひ、國家的な主題の物語を叙して來たのに對し、今や、筆と紙とを持つた文化人は、その個性的な感情を、掘り下げられた思索を、歌に託して、文字に書き現はし、これを表現したのである。さうして、從來は、作品が、多くの人々の記憶に存して、傳播した爲めに、その語句、辭章は自然に淘汰せられて、多數の口により、一般人の嗜好に叶ふやうな方面へと改訂せられて行つた。その爲めに、それらの歌は、絕えず浮動、流行して、定着した姿を持たず、その詞句の更改は、ひとへに、多數の歌誦者の好き好みに任されたのであつたが、ここに至つては、自らの作品を、作者自身、心ゆくまで推敲訂正するの自由を得た。個人は、一般民衆の拘束から解放せられて、十分に、自作を貴び愛する權利

を摑得した。作品が、個性を加へ得た事は、當然である。かやうにして、個性的叙情文學が新しく發生したのである。此の叙情文學が、更に、叙事的要素を加へて、歌物語となり、叙事文學として、物語文學の方へ發展してゆく經路は、口誦文學時代における展開と同一であらう。さうして、上代文學の最後は、その叙情文學の黃金時代に續いて、叙事文學へ一轉する萠芽を僅かに示してゐる所で終つてゐる。個性的な叙事文學としての、最初の段階の歌物語から物語文學へと發展してゆく經路は、平安朝時代の文學の範圍に屬するのである。

第二章　上代文學の本質

第一節　上代文學と風土

瀨戸內海　上代に早く文化が開けたのは、瀨戸內海を中心として、畿內、山陽道、九州の方面であつた。就中、大和は、長く、帝都の置かれた土地として、日本文化の中心地となつてゐた。難波は、海上交通の要津であつて、大和に對し、玄關口の位置にあつた。此の難波を出發して、山陽道の沿岸を通り、九州太宰府に至る間が、當時の交通の幹線なのである。此の間、海岸は、

所謂白砂青松の地であつて、石質は花崗岩が多く、また、松の如き常盤木が繁茂してゐた。海岸は、山地に較べて、氣候の變化が少く、寒暖の差が多くない。しかも海岸線には屈曲が多くて、良港に富み、島嶼點々として眺望絶佳、風景の美にすぐれてゐる。かやうな、交通上のすぐれた特色を持つてゐる此の間の港には、どこでも快樂的氣分が漂うてゐた。

瀬戸内海（鞆の港）

上代文學は、かかる地方を中心として生れたのである。そこに、明朗、快活な一面を有する事は當然である。

日本海沿岸　然るに、瀬戸内海の文化に先立つて、出雲文化の開發せられてゐた事も見のがす事が出來ない。これは、出雲國を中心として、やはり、舟航により、日本海沿岸に沿うて、北陸方面から、遠く、奥羽地方にまで延び、遙か朝鮮、滿州、沿海州方面と呼應して、異國の文化にも、早く應接してゐた地方である。此の方面は、海岸線に屈曲が少く、風景に變化が多くない。一脈陰欝の氣を漲らしてゐるが、併し、さういふ自然の風土に應じて、人々の性質は、極めて、質實で實際的であつた。今日

傳へられる出雲系の神話傳說、歌謠のごときは、大和朝廷によつて傳統せられ、編纂せられたものであるから、その特色の如きも、瀨戶內海方面で發達したものと、撰ぶ所がないが、なほ仔細に見ると、その間に、上述の如き氣分を傳へた所がある、たとへば、ワニ(鮫の一種)の傳說の、傳へられるが如きは、一抹凄慘の氣を漂はすものがある。ワニのやうな大魚は、到底、瀨戶內海方面では見る事の出來ないものである。浦島傳說の原型も、此の日本海方面で生じたものであらう。これも、澎湃たる大洋に向つて漕ぎ出し、海上に於いて難破する事の度々であつた地方の說話であると思はれ、大洋に臨む方面で、此のやうな話は傳へられるべきであらう。瀨戶內海を中心とする地域では、到底發生し得ない說話である。

富　士　山

以上のやうに、風土は、文學の題材に、內容に、情趣に、影響する所が多大であつた。わが上代文學も亦、かかる影響から到底まぬかれる事が出來ない。

關東地方　此の時代の後期となつて、關東地方が經略せられ、東海道、木曾街道等の道路

も開け、旅客の往來とみに頻繁を加へた。 これは、從來の關西方面の温和なる風景に對し、豪壯の色彩を添へた。 此の方面の人心の豪健にして、素朴なるは、また、風土と脈絡を有するもので、木曾方面や淺間高原等の山地の眺望、東海道筋の富士山の壯快なる景色、海も亦、熊野灘から、太平洋方面に出でて壯大なる景觀を知る事が出來た。 かかる風景に新たに親しみを覺え、關東方面の豪快素朴なる人心に興味を感じた奈良朝期の文學には、更に、快活にして野性に富んだ一面を加へた。

淺間山の麓

上代文學の通性 併し、これを通觀するに、上代文學は、後世の文學に比して、單懷素朴にして誠心に富み、優雅よりも寧ろ野性に富み、趣味性よりも寧ろ實際的であり、明朗且つ快活、外來文化に對しても頗る同化性に富んで、同情に厚く、宗教の信仰も頗る誠實にして敦厚なるは、一般の通性である。

第二節 上代文學の精神と鏡・玉・劍

古代人と鏡・玉・劔　鏡と玉と劔は、古代民の最も愛用したものであつて、古墳の出土品のごときも、頗る、此の三つに富んでをる。しかして、それは又一面に於いて、上代の宗教心にも關係してをり、呪術的勢力をも持つものである。

鏡は自己反省の具であり、これに自己の顏を寫して、その美醜を察し、化粧をする。その如く、自己を省察するは、卽ち智の働きである。玉は、溫和にして圓滿、古代人は、これを裝飾に愛用した。その美麗にして人を喜ばしめるは慈なるものである。劔は、云ふまでもなく決斷を示し、勇武なる古代人の最も必要とする所であつた。實に、鏡と玉と劔には、智仁勇の德が備はり、これを愛用した古代人は、自然にその德を具備してゐたのである。

鏡・玉・劔
(古墳發掘品)

右は、後代の神道家などもとなへる、神道哲學的解釋である。此の解釋は、上代人の一面を確かに道破してをり、且つ、かかる上代の人心を反影せる上代文學の本質をも、道破した言であると思はれる。さうして、聰明叡智なるは、なほ、後代の文學にも求める事が出來、優雅溫和

なる文學も亦、後代の文學に、これを求める事が出來る。併し、男武にして、壯快なる文學は、上代文學をもつて第一に居る。これ實に、上代の人心が誠實にして素朴なる美點より出てをり、眞心の現れであるからである。さうして、此の男性的な、賀茂眞淵の所謂「ますらをぶり」の文學に加ふるに、叡智と溫和とがある。上代文學の特色は、單に「ますらをぶり」の一面のみならず、實に、此の三位一體の本質を備へた所にある。男性的にして、かつ、優雅、聰明の兩面をも備へた、それらの長所の渾然たる協同和衷である點にある。上代人の愛用した劍(勇武)と鏡(叡智)と玉(溫和)とは、實にその象徵であつた。

外來文化の同化　一面において、鏡も玉も劍も、外來のものが混在してゐた。その製作には、固有のものの他、明かに外來なるを示す製品が、既に太古にあつた。鏡に圓鏡、鈴鏡の二種があり、鈴鏡とは、鏡の周圍に小さい鈴の裝飾のあるもので、その鈴の數も、五鈴のもの、六鈴のもの、七鈴のもの等、種々であつた。圓鏡は、漢時代の鏡があり、鈴鏡は朝鮮より學んだものかと云ふ。いづれにしても、外來の鏡を取つて、これを吾が風習に叶ふやうに、改良したのである。劍も、固有の頭椎の太刀の他、高麗劍も盛んに用ゐられた。これらは、外來のものを取り用ゐても、それを同化し、自己の內容物に消化してしまふ、吾が國人の特色を示してゐるが、それは又、吾が文化のすべてに云ふ事が出來るもので、(その例は、なほ下の風俗のところで

圓　　鏡（帝室博物館藏）

鈴　　鏡（帝室博物館藏）

も說く）　文學に於いても亦、此の點の特色を示してゐる。全然わが固有の神話のごとく考へられるものの中にも、外來の思想が、巧みに按配せられてをり、歌謠に就いて見ても、外國の音樂、歌謠を巧みに消化した跡がある。　何よりも、漢字を用ゐて、始めて、可視的な表出を可能とした所にも、わが國人の特色が見え、漢字の利用に就いても、支那の六つの方法、卽ち、象徵（物の形に似せて漢字を作る）、指示（抽象的なものは、その意味を示して漢字を作る）、會意（二字以上の漢字を合成して漢字を作り、その場合、各の漢字の意味を取り用ゐて、ある意味を持つ漢字に作り上げるもの）、形聲（二字以上の漢字を合成して一つの漢字を作る場合、一の漢字は發音を示し、他の漢字は意味を示す用に用ゐられるもの）、轉注（或漢字の意味を、段々と類似の意味に轉用してゆくもの）、假借（意味には關係がなく、ただ發音を示すだけにある漢字を借りて用ゐたもの）の六書を應用し、特に轉注や假借は、わが國に於いて大いに發達して、遂

にわが國獨特の使用法を生み、別に假名の發明を見るに至つた消化、應用の跡を見れば、その克服の努力は、粘着力に富み、かつ、聰明なるわが國人の一面を示すもので、此の點は、上代文學の外形的方面において、見逃す事の出來ない、一大事實であり、その特色として、數へなければならぬ點である。

鏡・玉・劍と上代文學の本質　鏡・玉・劍を崇拜する觀念は、既に原始時代より存する吾が國人の信仰的傳統である。天照大神が、鏡を以て、自己を見るが如くせよと仰せられ、神社の神體に、鏡が用ゐられるのも、鏡に寫る自己の相貌と、同時に、靈魂のそこに宿る事をも信じたが爲めであり、ここに、神宿りますといふ信念が生じたのである。玉も神祭に用ゐられたもので、玉に祈をかけ、玉の呪力によつて、海水の干滿を掌つた說話もある。

古墳發掘玉（帝室博物館藏）

古墳發掘玉（帝室博物館藏）

劍も亦同樣である。なほ、此の他、鈴や琴や幣の類も神祭に用ゐられ、呪力の實現に行使せられたが、併し、上古の神聖なる器具としては、鏡・玉・劍が最も主要なるものであつた。此の宗教的信仰は、又、上代文學に反照してゐる。さうして、神話傳說も、歌謠も、發達の起原、過程におい

て、宗教的性質を免かれないからして、（祝詞の如きは、殊にその顯著なるものである）以上のやうな神具の性質を考へることは、又、上代文學の本質を諒解する一つの方法である。單に生活に密接なる關係を有する上からしても、これらは、食物につぐ、生活の必需品であり、加ふるに、精神的宗教的意味を持つ、神聖なる器具でもあつた。

ここに、此の鏡・玉・劔を象徴的に解釋し、聊か、上代文學の本質と關連せしめて說く所以も、神道者流の附會說と同一視せらるべきではなく、上代文學、文化の本質が、これと精神的交流を持つてゐるからである。

第三節　外來思想と上代文學

外來思想の輸入　後代長く、日本の精神界に、種々なる影響を與へて、或は、その支配的地位にも立つた、儒教・佛教・道教の輸入は、既に此の時にあつた。儒教の輸入は、應神天皇の御代で、佛教の輸入は、欽明天皇の御代であつた。道教の輸入の時代は明かでないが、これらと前後してゐるであらう。これらは、宮廷をはじめ奉り、有識者間に、信仰し、研究する者も多く、直ちに、その影響を現はし來つた。儒教は、大學寮の教育方針として採用せられ、佛教は、ことに

皇室において尊崇せられた。道教は、さうした方面の被護を受ける事が出來ず、寧ろわが國家の性質にあはないものとして排撃せられた事は、儒教の系統を引く孟子の思想と同じで、當時の大學寮において使用せられた教科書には、周易、尙書、周禮、儀禮、禮記、毛詩、春秋左氏傳、孝經、論語等が見出されるが、孟子、老子、莊子の類は、使用せられなかつたのである。併し此の事は、却つて道教思想に若い人々の興味を引き、その書が愛讀せられて、靑年の新思想に影響を與へる所は、相當大きいものがあつたやうである。さうして儒教、佛典、その他の書籍は、數おほく輸入せられ、佛教美術の方面の工匠、畫師の類も亦、多くわが國に渡來したのである。

古文孝經序　孔安國
孝經者何也孝者人之高行常經也自有天
地人民以來而孝道著矣上有明王則大化滂
流充塞六合若其無也斯道滅息當吾先君

古文孝經斷簡（竹柏園所藏）

法華義疏第一

此是大委上宮王私集非海彼本

夫妙法蓮華經者蓋是總取万善合爲一因之豐田七百近
壽轉成長遠之神藥若論釋迦如來應現此土之大意者
將欲宣演此經教修同歸之妙因令得莫二之大果但衆生
宿殖善微神闇根鈍五濁鄣於大機六弊惑其慧眼卒不
可聞一乘因果之大理所以如來隨時方宜初就鹿菀開三乘
之別疏使感各趣之近果從此以來雖復平說无相勸同修或
明中道而褒貶猶明三因別果之相養育物機於是衆生歷
年累月蒙教修行漸漸益解至於王城始發大乘機稱會如
來出世之大意是以如來即動万德之嚴軀開眞金之妙口廣明

御物法華經義疏(東瀛珠光より)

外來思想の影響　これらが、上代文學において、陰に陽に、影響を與へた事は、推察にかたくない。兄弟の皇子が相推讓し給うた物語などには、儒教的影響が認められ、浦島傳說などの、仙鄉淹留說話などには、道教思想の影響もあらう。浦島傳說の最も原始的、且つ最も單純なものには、仙鄉思想を缺除してゐたか、または、あつても極めて稀薄なもので、其のかはりにトーテミズムの如き、わが固有の思想を含む說話の色彩が强かつたと思はれる。

佛教の影響　佛教にしても、美術方面の偉大なる業績を見る時、これが、文學的方面、精神界にも、多大の影響を齎した事は疑ない。當代の古文書の如き、殆ど寺院生活に關するもののみ、保存せられてゐる。併し、さう云ふ遺物の割合に、實際の文學的方面には、佛教思想の跳梁を認めることは出來ず、僅かに、その影響の萠芽を見るのみである。思ふに、これは、此の當時の佛教の性質が、然らしめたものであらう。聖德太子は、三經の義疏を著はされたが、その佛教思想は、涅槃宗の流を汲むものと云はれてゐる。推古天皇時代の佛教的活動の花々しい業績は、實に、此の涅槃宗の如き、實際的な、救濟を主とした宗派の影響もあつた事であらう。然るに、奈良朝時代となつて、南都六宗と云はれ、當時の佛教界を支配したものは、華嚴、法相、三論、倶舍、成實、律の六宗で、實際よりも理論に走り、救濟よりも戒律に重きを置く、非現實的な宗派であつた。佛教のわが文學に對する影響が、その表面的現象に比して、必ずしも著しくな

いのは、さうしたわけで、未だ必ずしも、佛教思想が、一般の國民精神の底にまで、侵潤しなかつた事によるのであらう。國民の思想また實際生活に、佛教が支配的地位を占めたのは、次代に至り、天台、眞言の二宗の輸入せられる時を俟たねばならなかつた。

外來思想の同化

併し、外來の思想は、とにかく文學の表面上、或は內面的に、その陰影をとどめてゐる。かつ、天智天皇時代には、漢詩が隆盛となり、漢字の盛行は、更に遙か以前に遡る事が出來る。少くとも、漢字を弄して文章を綴る事が行はれると同時に、漢籍、漢文學の影響は免かれる事の出來ぬものがあつた。それにも係はらず、その文學として表現せられたものは、結局、最も明かなのは、日本的色彩であり、固有の精神であつた。外來の思想は、これを研究する事によつて、精神生活を深め、かつ、複雜とならしめてゐるのであるが、しかし、その基調となるものは、大和民族の傳統的精神であつた。此の點において、思想生活の進步發達のために、外來思想を取り入れてゐるとは云へ、その支配下に壓倒せられ、外來精神によつて克服せられたのではなく、反對に、これを脚下にふまへ、思想生活の底流として、人生を豐富ならしめ、深める爲めに、役だつ所は、取り用ゐてゐるのであるが、遂に、露骨な、その影響を現はさなかつた。說話、歌謠ともに、內容、表現の豐富にして、變化あり、精神の豐かなる一面には、外來思想の影響が考へられるが、しかも、その露骨な摸倣は認められなくて、多くは、わが固有の說話

歌謠と同化してしまつてゐる。　此所に、わが民族の驚くべき消化力、同化的精神の、上代より發揮せられてゐる事が認められるのである。　要するに、上代文學の持つ特色は、飽くまでも、その日本的、本質的色彩の强烈濃厚で、かつ純粹な點にあつた。　從つて、一見しては、外來精神の影響は明瞭ではないが、一方、單純の陰に複雜があり、率直の裏に變化があり、明朗のうちに陰影が豐かで、その爲めに、上代文學に、多くの興趣を添へた所があるのは、確かに、外來の宗敎的精神、文化的事物を輸入消化した功績によるものと思はれるのである。

第三章　上代の文化

第一節　上代の社會

母權時代　神代の昔、天照大神が、此の世を支配あそばされてゐたが、大神は女神であらせられた。　さうして、大神は、その御子を、更に御子の代りとして、天孫瓊々杵尊を日向國に降臨せしめ給うたのである。　即ち、わが國は大神の御支配のもとにあつたが、これは、又、太古の社會が、女性によつて、支配せられてゐた事を示すものである。　さうして、家も國も母が中心

であつて、父が中心ではなかつた。それで、自分の鄕國の事を、妣國と云つた。例へば、須佐之男命は、「僕は妣國に住らんと欲ひて哭く」などと云つてをられる。今日でも、母國と云ふのと同じで、これは母系中心の思想を示すものである。夫婦の意を現はす語でも、メヲトと云ひ、イモセと云ふやうに、女を先にし男を後にしてゐる。つまり、女性の權力が强く、母親が、家、國の中心であつた。

末子相續　母系制度とともに、末子相續制度の存在したらしい事を、注意すべきである。年上の方の子供は、それ〳〵獨立能力を有するとともに早く獨立した生活を營むが、末子は、最後まで母の所にとどまる。從つて、母の愛情は、最も末子に向つて注がれ、遂に、母の家督を相續するものは、末子であると云ふ事になる。それで、末子が家督を相續した話は、多く傳へられてゐる。

父權時代　母權時代は、やがて父權時代に移動する。實際の生活機能は、母よりも父の方が持つてゐたから、社會が進化するとともに、家、國の中心は父の方に移る。わが國の歷史時代は、旣に、父系制度となり、長子相續時代が確立した後であるが、神代は、むしろ、母系時代、末子相續時代であつた。

氏と部　家が集まつて氏となり、氏が集まつて國となる。わが國家は、家族制度であり、

同時に氏族制度を基本としてゐた事は、一つの特色である。ある家族が次第に發展すると、その家族から分れて幾つも分家が出來る。此の本家、分家の家族を一團體として、一つの氏族が出來上る。一氏族は、大抵、同一の職業に從事してゐる。分家がわかれ、分家の分家と云ふやうに、枝葉が多く分れて行つても、その生活の基礎となる職業は、結局、本家のそれに從ふのである。從つて、同一職業に從事する團體は、又、多く一個の氏族であると云ふ事になる。此の同一職業に從ふ團體を部と云ふ。神事に從つてゐた忌部(齋部)、軍事に從つてゐた久米部(久米は組の意で、軍團を意味するものと思はれる)と物部、或は、鏡造部、玉造部、矢作部、山守部など、皆さうである。此の他に、必ずしも同一職業に從つてゐなくても、同一氏族に屬するが故に、同一部屬の名を持つてゐたものもある。作伯部、百濟部などが、それである。かやうにして、部と氏とは、大方同一の圈内にあつたものである。それゆゑ、此の部の名は、直ちに、氏の名ともなつた。忌部氏、久米氏、服部氏、山部氏など、いづれも、さうである。又、それ〲の部は、定まつた土地に蟠居してゐた。即ち、ある氏族が、一地方に定着、割據してゐたわけである。それで、その部、氏の名が、その土地の名となつた所も多い。玉造、矢作など云ふ地名は、それである。又、各氏族の强大なるものに屬してゐた人民を、家人部とか、家部とか、民部とか、部曲とか云つた。蓋し、ヤケビトは家人の義、カキベは垣部で、その氏族に雇はれ、これが藩籬として、

防ぎ護る意であり、ウヂヤツコは氏奴で、又カキノタミとも訓んでゐるのは、カキベと同じ名稱である。雄略天皇時代より、さういふ名稱が見え、これらは、さういふ一種の賤奴が古くよりあつた事を示すもので、これがやがて、一種の賤民を形作る事になる。

カバネ　右のごとく、農工商の職業に從ふ氏族の他、ある土地を支配し、長く國家の政治を行つてゆく氏族がある。此の行政に携る氏族は、臣、連、伴造、國造、君、別、宿禰、縣主、村主、稻置、首、直などの名稱を持つてゐた。此の中、臣、連、伴造及び宿禰は、中央政府の政治に携るものであり、國造以下は地方政治に携るもので、云はば地方官である。臣、連は總理大臣又は左右大臣の如く、伴造は、他の閣僚のごとき地位にあつた。さうして、これらの地位も亦、ある氏族の獨專する所であり、その職業は世襲せられてゐたのである。これらの氏族を、それぞれ支配する首長があつて、一家、一族に號令を下してゐた。臣の首長を大臣と云ひ連の首長を大連と呼び、その他、大山守、大久米等の名稱も、同じ意味で生じてゐる。右のごとき名稱を、カバネと云ひ、天武紀には、「一族姓」の二字にカバネの訓を附してゐるごとく、ある氏族の種姓を現はすものである。骨、尸と云ふやうな字も宛てる。カバネには、自然に、その地位に應じて、上下の差が出來て來た。中央政府に屬するものの方が貴く、地方官は低く、地方官の中でも、國造の如き地方長官は貴く、縣主、村主の如き、町村の長になると、次第に低くなる。それで、カバネ

は、その氏族の上下の階級を示す語ともなつた。後には、カバネの本義は忘られて、みだりにこれを附するものもあり、或は、功績によつてカバネを上げられたり、罪によつてカバネを下げられたりした事もあり、單に、氏族の等級を示す語として使用せられたので、上位の階級に屬するカバネを僭稱する者も續出し、大いにカバネが混亂する狀態となつた。それで天武天皇十三年に、改めて、八種の等級に分たれ、眞人、朝臣、宿禰、忌寸、道師、臣、連、稻置と次第せられて各氏族の地位に應じ、それぞれのカバネを賜つたのである。

祭政一致　古く、政治をマツリゴトと云つたが、これは、神を祀る意味もあつて、神を祀る事が、同時に、政治の意味ともなつてゐた。これが即ち祭政一致と云はれる所以である。從つて、わが國を支配あそばされる天皇、又、神代の昔の神々は、國家の主であらせられると同時に、カミとして、精神、物質の兩方をも統御あそばされたのである。それで、政治の衝に當る人人に取つて、神を祀る事は、重大な責務であつた。神祭の職に從つてゐた中臣氏が、政治上の實權を握るに至つたのも、當然の事である。此の大和民族の支配下にあつて、次第に異民族は吸收同化され、更に、外國との交通によつて、渡來歸化する外國人が多かつた。

經濟的發達　國家の權力が增大し、政治組織が擴大するとともに、財政の確立を必要とするやうになる。此所に、徵稅の制度が定まり、男の弓弭調、女の手末調が、崇神天皇の時代に、

課せられる事となつた。弓弭調は、狩獵によつて得た物、手末調は手藝品であるが、此の他に國家經濟の基礎となる米穀を徵發せられた事も、古くよりあつたであらう。大體、國家の土地は、皆朝廷の所有であるが、氏族は、それ〴〵の地に割據してをり、就中、國造の如きは、地方の豪族として、大和民族の支配以前の、國つ神の系統を引くものもあつたから、これらは、その各の土地を所有して、生活をまかなつてゐたと見える。農工商の職業に從つてゐた氏族は、朝廷直轄のものもあり、又、地方の豪族に屬してゐたものもあつたであらう。これらは、それぞれの産物を朝廷、主家に獻じ、その代りに、米穀の報償も得た事であらう。それに、個人的な賣買も、米穀を基本とし、物物交換の方法によつて行はれてゐた事も、勿論である。とにかく、朝廷の他、各豪族も獨立の經濟を行つてゐたのである。

神社經濟　此の他に、神社は、朝廷の特別の尊崇のもとに、獨立してゐた。神社に附屬する田を神田と云ひ、神社に附屬する家を神戶と云ふ。神田、神戶は神社に從ひ、獨立の經濟を行つたものである。佛教渡來後の寺院も、神社と同樣の取計らひを受けた。

氏族制度の破壞　かかる獨立の經濟も、朝廷と、各氏族との關係が圓滿であり、經濟組織も單純で圓滑に行はれてゐた間はよいが、國家社會の發展に伴ひ、その間に種々の事態を生じるやうになつた。氏族の中、ある一二のものだけが權力を集め、政權を左右するやうにも

なる。官有の土地は次第に少くなり、私有地が多くなる。徴税の結果が思はしくなくなる。これでは、國家經濟は、やつてゆけない。どうしても、思ひ切つた外科的療治を加へて、國家組織を强化する事を必要とする。かやうにして、小にしては、地方の豪族筑紫國造の磐井を誅するとか、（その墓は、立派な古墳として現存してゐる）專横暴壓なる蘇我氏を打倒するとかの英斷が行はれ、（勿論それは、種々なる原因が錯綜してはゐたが）遂には大化改新とか、大寶律令の發布とか云ふやうな大改革が行はれる結果にもなり、政治や社會の制度は複雜化するとともに、その組織は一層確然たる型態を取るやうになる。その重要な意義は、從來の氏族制度の破壞であつた。豪族の專横を打破するのが目的である以上、これもやむを得ない勢である。適材適所主義が用ゐられ、人材登用主義が取られる。從來のやうに、同一部屬の中にあつて、一生を同一の仕事に釘付されてゐる必要もない。それぞれの好みに從つて、職業を變へる事も自由となり、志を他の所で行ふ事も出來る。

筑紫國造磐井の古墳（宮内省圖書寮御藏）

從來地位を固定してゐたカバネの代りに、新たに勳功に應じて昇叙せられる冠位が制定せられた。それに、私有地を取り上げて、國有地とし、國家經濟を活潑に行ふ事が出來る素地を作り、各氏族に屬してゐた私有民は開放せられ、更に、國家財政の基礎となる徴税制度も確定せられたのである。大寶律令の發布に至つては、支那文化の輸入に伴ひ、唐令を研究して制定せられた最初のわが國の法令である。それ以前、聖德太子の

先德集所載十七條憲法（竹柏園所藏）

十七條憲法の如きもあつたが、これは、多分に道德的な要素があり、とにかく、大寶律令とは、その性質が甚だ異なるものである。法令、法律と云ひ得る最初のものは、大寶律令であつた。

その初めは、天智天皇の時の近江令であり、これを天武天皇が改修せられて大寶令となり、更に、元正天皇の養老二年にこれが修正せられて養老令が發布せられた。今日大寶律令と云はれてゐるのは、實は養老のそれであるが、大寶律令と大差がないのと、その精神は、大寶律令で確定せられたので、これを大寶律令と呼んでゐるのである。近江令も大體類似したものであらうが、その精神に至つては、可成り差異があつたであらう。蓋し、天智天皇は、外來文化を貴び給うた方であらせられたから、近江令は、唐令の摸倣に近かつたであらう。これに對して、天武天皇は、傳統を重んじ給ふ傾向があらせられたから、可成り、日本の國情を參照せられて、これに訂正を施された事であらう。それにしても、天智天皇の進歩的な御態度により、此の制度の確立が導かれてゐる事は注意すべきである。

大寶令の官制

ここに、官制が定まつて、中央政府は二官、八省から成り立つてゐた。二官とは、神祇官と太政官で、かく宗教と行政とを政治の最高主腦部として並べ置かれた所にも、祭政一致の精神の保持せられてゐる事を見る。太政官は今日の內閣の如きもので、太政大臣、左大臣、右大臣が政務に當り、これに直屬するものに、大納言、中納言、少納言、大小外記、左右の辨官(大中小の三等あり)があつた。又、八省とは、中務省、式部省、治部省、民部省、兵部省、刑部省、大藏省、宮內省の八を云ひ、その下が、職、寮、司の如き多くの役所に分れて、各政務を掌つてゐた。

別に彈正臺があつてこれは、今日の警視廳の如きものである。地方の行政では、各國、郡の役所の他、左右京職、攝津職、太宰府が獨立してゐた。又、軍部としては、中央に、衞門、左右衞士、左右兵衞の五衞府（後六衞府となつた）があり、地方には軍團が置かれ、戰時の非常に際會しては、大軍が組織せられて、大將軍が置かれたのである。これらを通じて、カミ（長官）、スケ（次官）、ジヨウ（判官）、サクワン（書記官）の四種に分れるのが原則で、これを四部官と云ふ。

財政制度と社會事業　財政制度の確立には、租庸調の三税の賦課がある。租は、米穀を徵收するもので、土地は殆ど國有であつたから、これを人民に貸し與へる形となつてをり、田地を借りる報償として、税を收めるのである。それは多く、十分の一、卽ち一割の税を收める事になつてゐた　庸とは、靑年壯年の男子に、夫役を課せられてゐた事は、今日の徵兵制度と似てゐるが、その夫役に出る代りに、物品を官へ納めるものを云ふ。調は田租以外の土地の物產を納めるもので、これも大體、その品物に應じて數量が定まつてゐた。此の他に、地方には屯倉（みやけ）があつて、これは古くから存してゐたものである。地方民をして、米穀を、各國に置かれてゐた屯倉に入れしめ、これを蓄へて置くのである。これは非常の際の備へであつて、凶年飢饉の窮乏の際とか、その他の天變地異の時に、これを開いて、米穀を出す。又、軍事上の準備でもあつた。後に、これは、富者が多くのものを負擔して、貧民を賑恤する爲めの義倉とな

光明皇后御筆樂毅論（東瀛珠光より）

つた。又、出擧と云ふ事が定められた。官有の財物、稻粟を、利息を取つて貸しつける制度で、元來、これは、貧民の徴税を果す事が出來ない者に對して、税を納める事を延期した代りに、若干の利子をこれに付した事に始まるのである。地方官は、出擧の政を行ふ爲めに、毎年春その國內の郡鄕を廻つて步く任務があつた。此の他に、光明皇后の悲田院、施藥院の如き慈善事業も名高く、布施屋と云ふ無料宿泊所もあり、一種の貧民救濟的な社會事業の施設として、注意すべきものである。

正倉院御物施藥院請物文（南京遺文より）

經濟生活　上古の經濟生活として、市の存在は、注意す

べきである。其所に商店が設けられ、人々は其所に集まつて、物品を交易するのみならず、歌垣、その他の行事が行はれて、商業機關であるとともに、娛樂機關でもあつた。それは、交通の要路に當つて、綠したたる樹木の立ち並ぶ邊に設置せられ、衆人の集まり來るに便利な地であつた。大和の高市、輕市、海柘榴市、河內の餌香市等は、その名高い市場である。然るに、奈良朝時代となつて、大都市の計畫せられるに至り、市は、帝都の中に設置せられる事となつて、東市、西市が置かれたのである。從來、帝都の移動してゐた時代には、市は都の外に、固定した場所が選ばれたが、此所において、都の內に、市が設けられる事となり、都市の面目が備はつて、一層その殷賑を增加した。市には、市の司が置かれて、これを取り締つてゐた。

正倉院文書市圖（日本古代經濟より）

物品の交易は、初めは物物交換であつたが、後、外國と交通して、貨幣が輸入せられ、これを使用するやうになり、また、持統天皇の頃より鑄錢司が置かれて貨幣が鑄造せられ、これを行使するやうになつたから、次第に貨幣制度が發達して、銅錢、銀錢、遲れて金錢も鑄造せられたが、

正倉院御物但馬國司奴婢進上解

(南京遺芳より)

白鳳十二年

和銅元年

天平二年

なほ、貨幣の使用は、上古には、十分でなく、經濟生活の基礎は稻にあつて、主として穀物や織物その他の農作品で、必要なる物品を購入するのであり、貨幣は一部の人々を除いて、一般には餘り行はれなかつた。また、貨幣鑄造の數も少かつたので、多くの流通を見るには至らなかつたのである。尤も、貨幣を私に鑄造する者も早くよりあつたらしく、和銅二年に、貨幣の私鑄を禁じられてゐるのは、便利であるといふ感じばかりではなく、物珍らしさの感や、詐取の目的もあつたのであらうが、とにかく、貨幣が早くも流通を見た事を示すものである。

賤民　賤民の存在についても、述べておかなければならぬ。賤民に五種あつて、官戸、陵戸、家人、官の奴婢、私の奴婢かそれである。これは大寶令によつて定められた所であるが、由來は、もつと古いであらう。公私の奴婢は、牛馬などと同樣に、その所有主の財產の一部として取り扱はれ、他に賣買、讓渡せられたのである。かう云ふ點では、一種の奴隷のやうなものである。家人は、奴婢に比すれば、稍上等のもので別戸を立てる事が出來る。つまり、奴婢は家なく、その主と同戸に住むのである

大宅賀是萬呂奴婢見來帳（早稻田大學所藏）

が、家人は、別に一家を持つてゐるものである。　官戸は、官奴婢の年六十六以上の者、或は罪があつて、沒官せられたものなどで、賤民の中、最も上位にあるもの陵戸は、諸陵司に屬して山陵警守の任に當る者、これ又、賤民と認められたのは、穢れに携る役目であつたからであらう。　これも、罪を犯した者などが多かつた事と思はれる。　これら賤民が生じた原因は、以上の如く、罪人もあり、又、貧民が負債によつて、奴婢となつた場合もあり、良民と賤民が通婚した場合も賤民となり、捕虜、歸化人も賤民になる事があつた。　その反對に、官戸の年七十六以上の者は良民とせられ、主人が死沒して家の斷絶したやうな場合にも、家人、奴婢は開放せられて良民となつた。　かやうな賤民階級は、後長く、吾が國に存續して、社會問題となつてゐるのであり、さまざまの悲劇の原因の一つは、ここに

存してゐた。大寶令の賤民の規定は、後次第に緩くなり、開放の機運に向つたが、別の賤民階級が存在した。傀儡子の徒がそれであり、又、土師の如き、葬儀に携つた者も、死の穢れに觸れる事によつて、賤民視され、職業的原因によつて、次第に賤民階級が増加したのである　なほ、雜戸と云つて、鐵工、銅工、金作、甲作、弓削、矢作、桙削、鞍作等の如き、種々の器具の製作などの商工の雜業に從事した家も、賤民ではないが、良民よりも一段低いものと考へられてをり、特に鳥養部の如きは、賤民同樣に視られてゐた。眞正の良民は、政治に携る人々及び農民だけで、特に農民はオホミタカラと云はれて、國民生活の中心となり、尊ばれたのである。

遊行女婦　遊行女婦は又「あそび」とも云はれて、上古より、各地にあり、男子の相手をして酒宴の興を添へ、又、いろいろのロマンスも生んでゐる。地方の役人などは、これによつて、無寥を慰める事も多かつた。

第二節　上代の風俗

家屋　先住民族は穴居生活をしてゐたらしいが、大和民族は木造建築の住宅に住んでゐた　その家屋は、前後に丸太棒を立て、その各に二本の丸太棒を、斜に交叉せしめて立て、その

兩方の丸太棒の交叉した所に、他の丸太棒を架して棟となし、前後の丸太棒の間には、藁や草葉で屋根を葺き、棟の上には横に短い丸太を置いて、屋根が風で吹き去られない爲めなどの保護とした　此の堀立小屋式の住宅は、普通天地根元造と云はれて、出雲大社などの所謂大社造と云ふ古い神社建築に傳統せられてゐる。斜に交叉した木材の餘りの、屋上に屹立してゐるのが、神社建築では千木と云はれ、屋根の保護の爲めに置かれた木材が、堅魚木となつたのである。勿論釘はなく、木材は繩で結ばれた。かやうに、屋根の兩側に垂れ下つてゐる間から出入するやうに出來てゐる家を妻入りと云ふ。此の粗末な小屋に、薦、疊、獸皮の類を布いて起臥してゐたので

網代をのせた家（帝室博物館藏）

堅魚木をのせた切妻屋根
（京都帝大文學部藏）

大社造

ある。下は元來土間であつたらうが、後丸木を並べたり板を置いたりして、床が作られた。此の床は次第に高くなつて、遂に二階造りともなつた。

然るに、四隅に柱を立て、中央に大黒柱を立てて、家屋の建築が堅固になるとともに、屋根も地面にまで深く垂れ下る事なく、屋根の下つてゐる方から、出入するやうになつた。これを

床の高い家（帝室博物館藏）

神明造

平入りと云ふ。これの神社建築に傳統せられたものを、神明造と云ひ、伊勢大神宮の建築は、その代表的なものである。此の他、屋根の形も、以上の如き、屋根が兩方に垂れ下つてゐるだけの、素朴な、所謂、切妻造(俗に合掌造)から發達して、屋根が四方に垂れ下つてゐる四注造(方桁造)や、四注造の上方に切妻を造り、破風を付けた、入母屋造の如きものも生じ、二階造りの家も出來て、所謂高樓も建築せられた。

神社建築の他、佛教が渡來して、寺院建築が發達し、支那風の建築の影響を受けて、大いに、そ

の樣式も異なるものが生じた。　現存最古の建築は法隆寺であり、その夢殿は、聖德太子の御住宅であつたと云ふ

帝都　宮城の建築も、極めて簡易素朴なものであつた、それゆゑ、腐朽も早く、御一代ごとに、新たに宮殿を建築するの必要があつた。　又、上代の人は、死の穢れを忌むを以つて、古き宮殿を棄てて、新たなる宮殿を起されたものとも考へられてゐる　とにかく、御一代ごとに、或は御一代の中でも數度、その宮城を變へられた。　然るに、その後、社會組織が發達し、政治制度の複雑になるとともに、宮城も昔時のやうな、簡素なものでは、間に合はなくなり、

切妻屋根の家
（東京帝大人類學教室所藏）

法隆寺夢殿

歷代皇居圖
0 1 2里
皇居
要地
御陵
神社
佛寺
赤色ハ現代ヲ示ス
平安京
大内裏
葛野郡
山城
乙訓
長岡宮
長門
豐前
筑前
筑後
肥前
近江
栗太郡
甲賀郡
宇治郡
久世郡
綴喜郡
相樂
攝津
河內
三島
豐能郡
北河內
巨椋池
琵琶湖
伏見
紫香樂宮
保良宮

攝津
東成郡
西成郡
大阪
難波宮
高津宮
長柄豊崎宮
四天王寺
國分寺
住吉神社
堺
和泉
泉北郡
泉南郡
和泉宮
大鳥神社
仁徳天皇陵
家原寺
土師
丹比柴籬宮
河内
中河内郡
南河内郡
北河内郡
若江
片塩浮穴宮
由義宮
志紀
大県
安宿郡
古市郡
丹比郡
國分寺
上太子
推古天皇陵
孝徳天皇陵
磯長
弘川寺
二上山
生駒山
生駒郡
平城京
大内裏
西大寺
招提寺
藥師寺
大安寺
法華寺
東大寺
興福寺
春日神社
春日山
三笠山
奈良
法隆寺
法輪寺
法起寺
松尾寺
大和
添上郡
山邊郡
石上神宮
大和神社
磯城郡
北葛城郡
南葛城郡
高市郡
宇陀郡
吉野郡
廣瀬神社
當麻寺
龍田
藤原宮
飛鳥
橿原宮
泊瀬朝倉宮

殊に、外國と交通が開けるやうになつて、莊嚴美麗なる都城の外裝を必要とするに至つたので、遂に、唐式の都城を摸倣して、廣大なる帝都を營まれる事になつた。 かくて、天智天皇の近江京、天武天皇の藤原京と次第に發達して、元明天皇の平城京奠都となり、今までに見ない規模の雄大なる帝都が建設せられ、高壯な宮城が建築せられたのである

太古の武人（第一高等學校藏）

太古の服裝

人々の服飾も大なる變化があつた。 太古は、犢鼻褌（猿股の如きもの）、及び褌の上に、丈の短い上衣を着てゐるにとどまり、男女ともに甚だしい服裝の差異はなかつた。 多く左衽（左り前）に前を合せてゐるのと、襟首が、上頸（詰襟形）となつてゐる事が特色であるが、後、今日の如く垂頸の形狀となり、かつ、合せ方も今日普通の如く右前となつた。 養老三年に、右衽せしめる命令が發せられてゐる。 歩行の便の爲めに、褌の膝の邊を脚結で結ぶ

幅帶を結び垂れた男子半身像（帝室博物館藏）

白玉の首飾をする男子半身像（相川之賀氏所藏）

美豆良に結髪して頸玉を懸けた男子（帝室博物館藏）

二重の頸玉を飾る女子半身像（帝室博物館藏）

のが普通で、時には、これを玉や鈴などで裝飾するやうな事もあつた。女は、同じく、上衣は上頸で、襟を上下二箇所赤い紐で結び、上衣の上に裳を纏ひ（時として、上衣の下にする）裳の上から帶を締める。又、男女ともに襲と云うて頭の上から被る長い着物があり、後、これは女の專用となつて、白絹を身に纏うた。後世の被衣、打掛のごときものである。又、男女ともに手繦を用ゐた事があり、供膳の場合とか或は祭祀の場合などに、これを使用した。これも、着物の亂れるのを防ぐ實用から出てゐる。領巾も婦人の裝飾具として、主要なもので、細長い布を、一方の肩又は兩肩から垂れ下げてゐた。

古墳發掘釧（帝室博物館藏）

これで、蟲を拂ひ除けたり、別を惜しむ時に、これを振つたりしたのである。 その他、裝飾品として、玉や鈴の飾が用ゐられ、頭髮、首、耳、手などを飾つた。 さうして、裝飾の玉飾は、その裝飾する部分によつて首玉、手玉、足玉等の名稱で呼ばれた。 手に卷く飾りに、環(たまき)、又釧(くしろ)があり、釧には、玉釧(たまくしろ)、手鈴(ただず)等の名稱があつた。 手鈴は、鈴の飾のある釧であらう 皮衣も太古よりあつた。

正倉院御物簪華（奈良の落葉より）

頭髮と履 頭髮は、男子は中央から分けて、左右に垂れ、耳の邊で結んだ。 これを髻(みづら)と云ふ。 女子は

革衣に鈴の帶の男子半身像（大坪正義氏所藏）

帽をかぶり美豆良を露したる男子（東京帝大人類學教室所藏）

櫛を頭にする女子像（相川之賀氏所藏）

大抵、垂髪であるが、時としては、結髪もした。島田髷風や銀杏返風の髷があり、男女ともに櫛を挿して、櫛は裝飾的に齒の頗る長い事が特色である。又、玉を緒で貫いた環、又は草木の枝葉などを頭髪に纏うたのを鬘と云ひ、花木の枝葉を髪に挿したのを髻華と云ふ。後にはこれを挿頭花とも云つた。鬘は裝飾用と、頭髪の亂れを防ぐ實用向との二つの意味がある。履には、皮製のもの、布製のものを穿いてゐた。下駄も既に存在してゐた。

唐代服裝騎馬男子（正倉院御物銀壺所刻畫）

正倉院御物人物畫
（南京遺芳より）

服飾の發達　外國と交通の開けて後には、その影響を受けて、服飾に大いなる變化があ

つた。材料も、古くは、楮や葛や麻の皮より製し、木綿も用ゐられて、その粗なるを荒栲と云ひ、精なるを和栲と云ひ、模樣も、花や葉の汁を摺りつけたり、色のある粘土を用ゐて、施すのに過ぎなかつたが、外國から蠶が輸入せられて、絹布が貴ばれ、又、職工が入つて來て、種々の精巧な模樣も織り出す事が出來るやうになつた。

大寶令の服飾　衣服には、禮服と、通常服との差異が顯著となり、大寶令で規定せられる所によると、禮服、朝服、制服の區別があつた。又、文官と武官との服制にも相違があつた。男子の着物は、上衣(袍)、半臂、内衣袴、下袴等があり、上衣は上頸で、長さも長くなり、又、裄も長くて、手首が隱れるくらゐに、手先に餘つてゐたと思はれる。上

帽を被る男子像殘缺
（帝室博物館藏）

衣の上から腰帶を締める。足には、襪を穿き、沓を穿く。手に笏を持ち、頭には頭巾(冠)をかぶる。武官の場合には、此の上衣の兩脇が切れてゐた。即ち、縫腋袍と缺腋袍との二種が既に存在してゐたのである。又、儀式の際には、粧刀を帶び、位階の相違によつて、冠、衣服等の地にも、色にも、さまざまの相違が規定せられてゐた。女官も、男子同樣の區別があり、上衣、褶、紕帶、

襪、舃を用ゐ、上衣の上に、帬子を着けたり、裾の下に、褶と云ふ下裙を着けたりした。とにかく、男女の服裝を通じて、著しく支那式となり、唐服摸倣の跡が見られるのが特色であるが、なほ、日本的な優雅な趣を存してをり、殊に民間の服裝に至つては、太古とあまり變らないほど、保守的であつたらしい。

銀の冠（帝室博物館藏）

結髮の變化

男子の髮は、冠を着用するやうになつてから著しく變化し、髻の風がやんで、頭の頂に髮を結び、それを冠の中に收める風になつた。

正倉院御物金銀妝横刀
（東瀛珠光より）

女子も、奈良朝時代には結髮の風が獎勵せられ、その髮の結ひ方も、前髮をふくらして結び、殘りの髮を後へ垂れるもの、或は、髮を左右に分けて、頭上に二つの輪を作り結ぶものや、種々あつたらしいが、結局、女子の結髮は多く行はれず、やはり垂髮となつたやうである。禮裝の場合には、頭に寶髻と云ふ髮飾りを付け、又、義髻と云うて、

添へ髪(髢)を付けるやうな事もあつた。櫛、釵の類も用ゐられた。なほ、菅笠、蓑の如き雨具があり、蓋は、貴人の外出の際、これにさしかける莊嚴用の具である。

稚兒輪形結髪の人物半身像（帝室博物館藏）

三重ねに結髪した女子像（帝室博物館藏）

甲冑　次に、甲冑武器の類について云ふと、甲は古く「かわら」と云ひ、革製や布製のものもあつたらしいが、鐵製のものが多く見出され、もとは胸部・脊部を包む展金の鐵板から出來てゐたが、後、小さい鐵片を綴り合せる小札式の甲に發達した。奈良朝には、短甲、綿甲、挂甲の三種があり、短甲は、冑と胴に籠手の附屬してゐるもの、綿甲は、綿入の甲冑を云ひ、桂甲は冑も籠手もついてゐないが、草摺があつて、儀式の時などに着用した美々しいものであつたらしい。

武器と馬具　武器には、柄頭が甚だ太くなつてゐる頭椎の太刀があり、普通、諸刄になつ

てゐる劒が多いが、時として片刄の小刀である刀も用ゐられた。朝鮮から入つて來た高麗劒は、柄頭に大きい輪がついてゐて、透し彫の模樣などのあるのが特徴である。弓矢は狩獵用にも、戰鬪用にも用ゐられ、矢を入れて脊に負ふ靫及び胡籙があり、弓で矢を射る時、その弦で腕を傷つけない爲め、左腕の關節部に結びつける鞆があつた。又、矢を防ぐ楯や、長い柄のついてゐる槍もあり、石を彈かせる弩と云ふ特殊の武器もあつた。馬具には、鞍、鐙、銜等が既に用ゐられてをり、外國から渡つて來た唐鞍も使用せられた。なほ、狩獵には鷹狩の方法も、奈良朝には最も愛好せられてゐた。又、漁撈には、網、釣の他、河では鵜や網代等も賞用せられた。

短甲冑着用男子半身像（根岸伴七氏所藏）

甲衣着用男子像（和田千吉氏所藏）

冑（帝室博物館藏）

化粧と斷髮　一般の風習として著しいのは、涅齒の習慣である。これは南洋、印度方面の熱帶系の習俗であると云はれてゐる。又刺青の風もあつた。男女ともに赤色の化粧を

したやうであるが、白粉の使用は、時代が稍遲れてからである。男子が化粧したのは、主として俳優（わざをぎ）の徒で、隼人のごときは、俳優の技にも從つたから化粧をし、又、犬人と云つて、犬のごとく吠え、犬に似た一種の表情をも表現した。これは、隼人が門番となつて、宮門を守護する役を勤めたからで、卽ち、當時、犬を飼つて、護衛用、其他に用ゐた事を示すものである。女子が夫に死別して斷髮した風習も古くからあつたらしい。又、佛敎の輸入に伴ひ、男女ともに、斷髮、剃髮の風も生じた。女子が赤兒を脊負ふ習慣も上古よりのものであつた。

古墳發掘頭椎太刀（帝室博物館藏）

大刀柄（上野國發掘）

古墳發掘環頭式柄頭（帝室博物館藏）

食物　農業國たるわが國は、太古より、米、麥、粟、稗、大豆、小豆等の穀物があつて、常食としてゐた。又、漁撈、狩獵に從つて、魚肉、鳥肉、獸肉を食したのである。但、牛馬は農耕に使役して殺さ

ず、猪や鹿を食つた。後、佛教渡來して、禽獸の肉を食ふ事を忌み、殺生禁斷の令も出たが、實際には多く行はれなかつたやうである。

靫負の男子像
（帝室博物館藏）

弓を執る男子全身像
（帝室博物館藏）

米は、其のまま火で燒くか、又は、甑(こしき)で蒸してたべた。糒(ほしひ)は主に旅行用に用ゐられた。後、米に水を入れてたく事も行はれ、これを粥(かゆ)と稱し、病人などが食したのである。

食鹽の使用は古くよりあつた。後、醤(ひしほ)（味噌に近いもの）、酢等が用ゐられ、甘味をつける爲めには甘葛が使用せられた。鮓(すし)も喜ばれたが、こ

拳に据ゑた鷹
（相川之賀氏所藏）

鈴杏葉を垂れた飾馬
（帝室博物館藏）

れは魚類を鹽につけて貯へて置いたものである。紫菜(のり)、その他の海藻、或は蔬菜類、果實類も食された。飴(たかね)も古くよりあつた。料理法も、奈良朝時代には、膾(なます)、羹(あつもの)等が行はれてゐた。

飲料 飲料としては、太古より酒があつたが、これは、米や果實を口でかんでは吐き出して貯へ、自然に醱酵するのを待つ、原始的なものである。酒に黑酒(くろき)、白酒(しろき)の種類があり、八入折(やしほをり)の

頰紅美しい女子首（帝室博物館藏）

孩兒を負ふ女子像（帝室博物館藏）

酒は、酒精分の濃厚なるものを云ふ。いづれも濁酒であつて、清酒は未だなかつた。又、糟湯(かすゆ)酒(ざけ)も用ゐられた。仁德天皇の頃より、氷を貯へて夏に使用する事が行はれ、孝德天皇の時より牛乳が飲用に供され、茶も奈良朝時代に唐より輸入せられて、一時貴族間に愛用せられた。

食器具 炊事の具には、甂(なべ)、釜、甑(こしき)があり、磑臼(すりうす)、碓臼(からうす)の別もあつた。碓臼は外來の臼で、踏臼の

事を云ひ、明かに磑臼に比して、力を用ゐる上に便利な、發達した具であるから、外國の品の長所をも取り入れたものである。　飲食物を盛るのには、古く葉で作つた、底の淺い平手(皿)と、底の深い窪手(椀)の二種があり、酒を入れるのには、注口のあつた秀罇を用ゐたりした。

猪（帝室博物館藏）

犬（帝室博物館藏）

土器も亦古くより使用せられ、陶器製法も外國より學んで、陶物と呼ばれた。　その中、食器に用ゐられるものを笥と云ひ、酒を入れるものを酒杯と云ひ、なほ大小の甕、壺の類があつた。　後、硝子を吹き作る方法も學んだ。　これら食器を机の上に置き並べて食事をするのである。　食事に、箸を用ゐる事も、古代よりの習慣である。

發火法　飲食物を煮沸し、燈火をつける爲めに、火を發する方法は、古く鑽火の方法が用ゐられた、これは、火鑽臼の中に火鑽杵を入れ、手で火鑽杵を錐揉にして、摩擦により、自然に發火せしめる方法である。　後には、これに改良が加へられ、弓弦式の彈力

を利用して、自動的に火鑽杵を回轉せしめる方法なども取られた。併し、鑽火の方法は、發火までどうしても時間がかかるので、後に、打火の方法、卽ち、火打石で、火打金を打ち、發火したものを火口に移す方法が用ゐられた。かの日本武尊が、燒津の原で、これを使用し給うた話は、有名であるが、當時は、未だ一般には普及せられてゐなかった

合子（帝室博物館藏）

鍬を肩にした男子半身像（帝室博物館藏）

のである。

農具と工具 農作の具には、钁、鋤、鎌があつて、農本國のわが國では、古くより、これが發達してゐた。又、後には犂があつたが、此の名稱は、外國より渡つた農具である事を示すもので、卽ち、外國より優良なる農具を取り入れては、その改良を計つたのである。

紡績は神代よりあつた。從つて機織の具も亦存してゐたのである。

大工道具には、斧、釿、鑿、鉈等があつた。古く、木と木を接續するのは、葛の類で結び付けたのであるが、これも後には、木製、また鐵製の釘が出來た。從つて、釘を打つ金槌の類、ヤットコの如きものも存在したであらう。墨繩の使用も古い。又、大工では、山林地の飛騨の匠が名高く、名匠が出た。これは、大きい木材を多く手がけて、さういふ工事に馴れてゐた爲めでもあらう。

鍬を肩にする男
（相川之賀氏藏）

船舶　吾が國は、四方が海洋であり、河川も多い事であるから、古代の交通用には、陸上の馬と並んで、舟航の便が最も多く用ゐられた。古代の舟には大木を刳り凹めて作つた獨木舟があり、木を編んで作つた筏の如きものもあつた。その材料により天磐櫲樟船の稱があり、その速き事を形容して天鳥船と云ふ。天諸手船は古く巨大なる船の存在した事を示し、後には、筑紫船・熊野船のごとく、舟航に名高い土地の名を冠して呼ばれたものもある。朱の曾保船は、朱塗の船で、官船を云ひ、朱塗の舟が魔除として喜ばれた事は、神功皇后

の三韓征伐に、これが用ゐられた事によつても明かである。同じ意味で、神社建築でも、朱が用ゐられ、春日造の如きは、殊に朱を用ゐる事が特色で、朱塗の鳥居も亦生じたのである。これは又、唐風の摸倣で、支那の建築が丹青の色彩を多く用ゐる事の影響を受け、莊嚴の装飾用に用ゐられたものと思はれる。

舟（帝室博物館藏）

陵墓 古代、殉死の風があり、後、これが禁じられて、埴輪をもつて代へる事になつたが、これも、支那の習俗の摸倣であると云ふ説もある。 埋葬は土葬であつたが、佛教の渡來後、火葬の風が行はれた。 蓋し、印度の如き熱帯地では、死骸が早く腐敗するので、火葬の必要があつたが、吾が國では、その必要がないから、土葬の風も、後代まで行はれてゐる。 天皇の御埋葬地を、陵と云ひ、御陵も貴族の墓も、廣大なる丘陵をなした。 その様式

大和越岩屋山古墳

にも、古く前方後圓式（丘陵が二部となり、前の方が方形で、後の石槨のある方が圓形のもの、瓢形墳とも、車塚とも云ふ）であつたが、これは敏達天皇頃まで行はれて、その後は圓型又は方型

河内國堅下村横穴壁面裝飾（陰刻）

の墳となつた　稀には、上圓下方となつてゐるもの、即ち方形の墳の上に小圓形の墳を置いたやうな形式の墳もある。　此の上古の墓の殘れるものを古墳と云ふ。　亡骸を入れる棺には石、木、陶製のものがあり、これを納める所には、石槨を

美作國楢原村發掘陶棺裝飾（浮彫）

築き、その上に土を盛る。　棺とともに、種々の日用の器具を納め、埴輪を用ゐる習慣が行はれて後は、土偶、圓筒が、墳丘の周圍に並べて埋め立てられた。　又、石人、石馬を用ゐた墳墓が九州の一部にあるのは、明かに、支那風の摸倣である。

總じて、九州の文化は、夙く支那と交通して、その影響を受け、中央文化とは異なるものがあつた。石槨は横穴となつてゐて、これに、棺を納める廣い室と、その棺室に至る迄の道があり、入口、即ち門が付いてゐる。此の門は、巨大なる一枚石で、塞いだものと思はれる。伊弉諾尊が黄泉の國の伊弉冊尊に遇ひにおいでになる時の様は、此の石槨の内部を意味したものと解され、棺室までの道の長かつた事を示してゐる。又、別に竪穴式の石槨もある。棺室の中央に棺が安置せられた。石槨を築く石は、遠方より運んだもので、多勢の人夫が、「手越（たご）しに」もし、丸太に載せて轉がしもして、運搬したのである。

第三節　古代の美術

建築　古墳及びその出土品に見出される繪畫、彫刻の類はしばらくおく（それらは餘りに原始的であるから）。我が美術の隆盛時代は、佛教の渡來によつて、實現した。推古朝の美術は、後代にも、その比を見ざるほどの價値を持つものである。建築に、法隆寺があり、その中門、金堂、及び五重の塔は、今日に至るまで、昔時のままに殘つてゐて、一點の隙もない嚴肅、且つ優美な姿體をもつて、見る者をそのかみの夢にさそふ。法隆寺の附近にある法輪寺、及び法起

寺の三重の塔も同時代のものである。稍下つて、藥師寺の東塔があり、天平時代には、唐招提寺の金堂があり、いづれも、平行の取れた圓滿なる姿體は、千古に卓越して、秀美を極めてゐる。

法隆寺全景

法起寺三重塔

法輪寺三重塔

繪畫と彫刻　法隆寺金堂の壁畫は、わが國の誇る一大偉觀で、印度のアヂアンターの壁畫と共に、並び稱せられる。天平時代となつては、鳥毛立女の屛風繪(正倉院御物)吉祥天女像(藥師寺藏)等があり、當代美女の容貌を見る事が出る、彫刻では、御物の觀世音像には、崇峻天皇四年の銘があり、製作年時の確證ある最古の佛像である。法隆寺に藏せられる釋迦三尊佛像は、背銘によると、推

古天皇三十一年に、司馬鞍作止利佛師の作つたもので、止利佛師は、此の期の名彫刻家として名の明かな人の一人である。

飛鳥藤原時代となつては、法隆寺に四天王像、阿彌陀三尊像、藥師佛日光佛月光佛三尊像等があり、後の二者には、背銘があつて、佛像の作られた時期や由來を明かにしてゐる 又、夢殿の秘佛として名高い如意輪觀音像があり、これらの佛像の相好の圓滿なる、姿體の優美で

唐招提寺金堂

藥師寺東塔

均整の取れてゐる所、希臘彫刻にも匹敵する傑作のみである。天平時代となつては、その遺品がなほ一層多くなつてゐる。

法隆寺壁畫

同じく、法隆寺の金堂にある玉蟲厨子は、小さいものであるが、當代の建築樣式の模型を示すもので、これに描かれてゐる漆繪は、當代を代表する作品である　又光明皇后御母

正倉院御物鳥毛立女屛風（東瀛珠光より）

正倉院御物﨟纈屛風（東瀛珠光より）

の橘夫人の厨子にも、精妙なる密陀繪があり、中に念持佛が安置せられてゐる。推古時代の機織の技術を最高度に現してゐるのは、天壽國曼陀羅繡帳である。此の他、天平時代の織物は、正倉院の御物にも、數多く現存してゐる。

美術家 聖德太子は、諸國に繪師を置かれて、黃文繪師、山背(やましろ)繪師、河內繪師等があり、又、佛師も多く諸國に配置せられて、佛教美術は空前絕後と云つてもよいほどの隆盛を見せた。これらの畫家、彫刻家、建築家には、外國人が多く、わが國人のこれに學んだ者も亦あつた。美術

法隆寺釋迦三尊

法興元丗一年歳次辛巳十二月鬼
前太后崩明年正月廿二日上宮法
皇枕病弗悆干食王后仍以勞疾並
著於床時王后王子等及與諸臣深
懷愁毒共相發願仰依三寶當造釋
像尺寸王身蒙此願力轉病延壽安
住世間若是定業以背世者往登浄
土早昇妙果二月廿一日癸酉王后
即世翌日法皇登遐癸未年三月中
如願敬造釋迦尊像并侠侍及莊嚴
具竟乘斯微福信道知識現在安隠
出生入死隨奉三主紹隆三寶遂共
彼岸普遍六道法界含識得脱苦縁
同趣菩提使司馬鞍首止利佛師造

釋迦三尊後背銘

法隆寺玉蟲厨子

玉蟲厨子繪

界に於いては、外來の文化吸收の跡が、最も濃厚に、かつ明瞭顯著に認められるのである。

以上は、上代の社會、風俗、その他の文化一般について概說したのであるが、當代の文學は、かゝる文化を背景として表現せられたものであり、文學の理解には、これらの文化現象の理解を必要とするのである。下の各章にあげた文章や歌謠の内容に於いても、これらの點に關係のあるものが多いのである。

法隆寺橘夫人厨子念持佛

第四章　文字と國語

第一節　漢字の渡來

上古に文字なし　我が國は、上古には文字を持たなかつた。古語拾遺に、「上古の世未だ文字有らず」と云つてゐる通りである。從つて、人々がその思想を交通し、又、歌謠とか說話とか云ふやうな感情を表出する手段としては、ただ口で歌ひ語り、他の人々が、それを聞き且つ表情を見る事によつて、興趣を感ずる事が出來たわけである。

併し、それでは、いつまでも、幼稚な境を免かれないので、自然、文字の必要を感じて來るであらうが、吾が國人は、自らこれを發明する以前に、外國との交際によつて、外國から、これを習つたのである。

文字の輸入　我が國に文字の輸入せられたのは、應神天皇十六年であつて、その二月に、阿直岐の推薦した百濟の學者王仁が來朝し、論語十卷、千字文一卷を獻じた。さうして、皇太子菟道稚郎子は、これを師として、諸典籍を習ひ給うた。わが國に、文字、書籍、學術の傳來したの

は、これを最初とする。併し、それは、史上の記載が、それ以前に無いと云ふだけの事で、外國との交通は、遙かに以前より行はれてをり、既に、仲哀天皇九年における神功皇后の三韓征伐の際にも、新羅王は、皇后に對し奉り、國中の重寶の府庫を封じ、圖籍、文書を收藏して、以て、これが日本國のものたる事を證したのであるが、これ以後、三韓より度々我が國に朝貢し、遂に應神天皇十五年に、百濟の學者阿直岐が來朝して、菟道稚郎子は、これを師として經書を讀む事を習ひ給ひ、更に、その翌年の王仁の來朝となつたのである。此の間に、文字、或は書籍さへも、部分的には、吾が國に傳へられる可能性が十分にある。

千字文　勅員外散騎侍郎周興嗣次韻
天地玄黄宇宙洪荒日月盈昃辰宿列張
閏三論等必可信

千字文斷簡
（天平餘光より）

九州と漢との交通　更に支那の史籍を見ると、漢書の地理志に、「樂浪海中に倭人有り。

分つて百餘國と爲し、歳時を以て來り獻見す」。次いで、後漢書の東夷傳には、光武帝の中元二年に、「倭奴國奉貢朝賀し、使人自ら大夫と稱し、光武賜ふに印綬を以て」した事を記し、安帝の永初二年にも、「倭國王帥升等、生口百六十人を獻じ、請見を願」つたと見える。中元二年

正倉院御藏墨
(奈良の落葉より)

正倉院御藏筆
(奈良の落葉より)

と云へば、わが垂仁天皇八十六年に當り、永初二年は、わが景行天皇三十八年に當る　天明四年に、筑前那珂郡志加島の田の中で掘り出された金印には「漢委奴國王」と記してあり、委奴國は後漢書に見える倭奴國に同じく、その時に光武帝から賜つた印綬であらうと云ふ。即ち、これは古く九州方面では、神功皇后の三韓征伐よりも遙か以前、漢時代から支那と交通のあつた事を示すもので、しかも此の金印に漢字が彫られてゐる事により、支那と交通するに當り、既に漢字をも使用してゐた事が察せられる。右の金印の文字の解釋については、種々なる説があり、九州地方の豪族が、中央の

文化の及ばざるに乘じ、國王と僭稱して、漢と交通し、漢においては、その漢に隷屬した國であることを認めて、漢の委奴國王と云つたもので、委奴は、此の二字でヤマトと訓むべきものであると解釋せられてゐる。

漢委奴國王印（金印）
（國寶）黑田侯爵所藏

上田秋成は、「委奴」をヰドと訓じ、筑前國の怡土郡宗像郡の怡土里、仲哀天皇西征の御時に、筑紫伊覩縣主の祖、五十迹主が、天皇を迎へ奉つて方物を獻じたと云ふ怡土、伊覩、五十迹と同じく、九州筑前地方の稱であると解してゐる、いづれにしても、筑前地方の豪族が、私にヤマトの國王と稱し、漢と交通してゐたものらしく、その時に使用せられた金印であらう。かやうに、九州方面では、早く外國と交通が開けて、金印を貰ひ、これを使用してゐた事であらうから、從つて、文字の使用もあつたかと考へられるのである。然らば、公に朝鮮から漢字を輸入する以前に、地方的には、直接支那から漢字を學んでゐた事もあつたであらう。

第二節　漢字の使用

音讀と訓讀　漢字が輸入せられて、これを使用する事になると、どういふ風な用ゐざまをしたかと云ふ事が問題となる。　菟道稚郎子が阿直岐や王仁に典籍を學ばれた時、どういふ風に漢字を讀まれたか。　第一に漢字を音讀せられたか、日本語で訓讀せられたか　第二に漢字を用ゐる時に日本語をすべて漢文に譯して書かれたか、又は、その發音だけをかりて、假名として、これを使用せられたか。　その解決は不可能で、推測の範圍にとどまるが、後世、歐洲の文學の輸入せられた時の狀態を考へて見ると、これを外國の發音で、音讀するとともに、その意味を考へて訓讀する事も同時に行はれたのではないかと思はれる。　次に、その漢字を使用するに當つても、思想を表現するのに、國語を漢文に飜譯して記すとともに、羅馬字式に、假名として用ゐる事も、同時に行はれた事であらう　勿論、日本語に譯する事の出來ない漢字もあり、漢文に譯する事の出來ない國語もあるから、それらは、最初から、音讀もし、又假名書風の使用もあつたものと思はれる。　前にあげた漢委奴國王の金印にしても、吾が國では、これをどう讀んでゐたであらうか。　委奴國を、倭の奴の國の意とすれば、これを、ワ(或はヤマト)ノヤツコノクニと云ふ風に訓讀したのか、ワドコク、又はワヌコクと云ふ風に音讀したのか、或は、上田秋成の說の如く、委奴をキドと讀むか、近時認められてゐる如く、これをヤマトと讀んだとすれば、これは假名として認められたものである。　かやうにして、後代に於ける漢

字使用の諸條件は、既に、漢字渡來の最初から、これがあつたものと思はれる。勿論、後になるほど、漢字の使用の方法も自由となり、奔放となつたが、併し、結局、漢字使用の根本原則は、漢字を音讀又は訓讀して、これを國語の意味に宛てはめて使用するか、或は、漢字を音讀して、その意味に係はらず、假名として使用するかといふ、此の二つの範圍を出ないのであり、これより種々の使用法が發展して行つたものである。後、假名文字が發明せられるに至つて、漢字の假名書の方法は甚だ衰へて、僅かに、地名の如き固有名詞などを書き現はす時に、多く用ゐられるにとどまる。漢文の讀み方も、後には、棒讀式に音讀する方法が棄たれて、訓讀式に返り讀む方法だけが行はれたのである。

漢字使用の不自由　かういふ漢字の使用が、此の時代の文學を書き現はしてゐるのであつて、未だ片假名、平假名の使用はなく（尤も、此の時代の末には、その萠芽があつた）、尠數の多い漢字によつて、文學は成り立つてゐた。その事が、此の時代の文學の表現に限界を與へてゐて、不自由な一面があつた。漢文としての使用にも假名としての使用にも、徹底する事の出來ない、中途半端な惱みがあつたわけである。併し、そのために、一面、漢字の使用の研究と、感情思想の表現の方法について、十分なる經驗が積まれ、研鑽を重ねて、遂にこれを克服し、文學の黄金時代を來す素地が築かれたのである。實に此の時代は、日本の文學を生む苦惱の

時代であり、試練の時代であり、學者文人は、先づ、その表現の手段として、いかなる漢字の使用法によるかといふ事に惱んだ事は、丁度、明治時代の學者文人達が、いかなる文章、文體に據らうかといふ事に苦しんで、遂に幾多の試練の後、今日の普通文體の如き言文一致に到達する事が出來たのと同樣である。ここに、漢字を通して、此の時代の、進取的、發展的態度が見られ、吾が國人の僥まず倦まざる努力の跡が窺はれるのである。

第三節　神代文字

神代文字肯定說　然るに、わが國が、外國より文字を學んだといふ事を不見識とし、又、他より學ばずとも、自己表現の手段として、さまざまの記號を用ゐたりして、原始的な文字の發明は自然にあるべき事であるといふ考から、漢字渡來以前に、吾が國にも、上古より文字が存在してゐたと云ふ事を主張する一派の學者がある。夙く新井白石も「同文通考」で此の說に傾いてをり、平田篤胤の「神字日文傳」は、その代表的な意見で、鶴峯戊申の「神代文字考」も此の說であり、落合直澄の「日本古代文字考」は、此の說の總收とも云ふべき書である

此の說の根據としては、日本書紀欽明天皇卷に、「帝王本紀に多く古字有り」云々と見え

同天武天皇卷十一年三月條に「境部連石積に命じて、更に肇めて新字一部四十四卷を造らしむ」とあるのに對して、此の古字と云ふのを、わが國固有の古代文字と解する意見である併し、右の古字とは、古體の漢字で、漢字の書き方や字劃が變體であるものを云ふのであらう。新字は、日本紀私記に「師說、此の書今圖書寮に在り。但、其の字體頗る梵字に似る。未だ其の字義の准據する所を詳かにせず」と云つてゐるが、これによると、漢字以外に、印度の梵字などによつて、新しく文字の作られたものがあるかも知れぬがいづれにしても、所謂神代文字の存在を肯定する根據にはならない　新井白石は、「同文通考」に、これを國字、和字の類であらうと云つてゐる。その他、日本紀私記に「肥人の字」の事を云ひ、本朝書籍目錄には、「薩人書」「肥人書」等の書名があるによつて、これを九州の土地に存在した漢字以外の古字と解しようとするのであるが、いづれも牽强附會の說である。

ヒ フ ミ ヨ イ ム ナ ヤ コ ト モ
チ ロ ラ ネ シ キ ル ユ ヰ ツ ワ
ヌ ソ ヲ タ ハ ク メ カ ウ オ エ
ニ サ リ ヘ テ ノ マ ス ア セ ヱ
ホ レ ケ

阿比留字
（日文四十七言）

神代文字は朝鮮文字　今、篤胤が肥人書として掲げてゐるものを見ると、それは、朝鮮文字より出たもので、恐らく、朝鮮文字を土臺として僞作し、神代文字と稱したものであらう。

阿比留字草體
（武藏國昨切神社銅鍥古字）

此の事は、伴信友も、「假字本末」で立證した所であるが、反對に朝鮮文字は、わが神代文字より學んだものであると云ふ說もある。併し、これは全く何の根據もない事である。「日本古代文字考」に、これを阿比留字と名付けてゐるのは、これは天兒屋命の眞傳で、對馬國のト部阿比留氏に傳へられた神代文字であると云ふから、さやうに稱したものである。又、これの行體のものがあり、信友は、これまた朝鮮の諺文の草體より出たものであると云つてゐる。「日本古代文字考」に、この種の字の一體を出雲字と稱してゐる

のは、出雲大社に傳へる所と云ふからで、又、天思兼命の御作とも云ふ。(但し、「日本古代文字考」には、阿比留字の草體と、出雲字とを、別個のものとして掲記してゐるが、兩者を比較すれば、同一種の字である事は明かである)。この神代文字の順序は大體きまつてゐて、

ヒフミヨイムナヤコトモチロラネシキルユヰツワヌソヲタハクメカウオエニサリヘテ
ノマスアセヱホレケ

といふ四十七字より成る。之は、四十七字のいろは歌の出來た後の作なる事は明かで、上代には音韻組織が後世より複雜で、發音も後世には亡びて無いものも存在してゐた。それが段々單純となり、古くは、ア行のエ、ヤ行のエなど區別せられてゐたが、後には、此の區別もなくなり、ヤ行のエは亡んだ。それでも、もとは五十音あつたものが、いろは歌では四十七音になつてゐる。それは、平安朝中頃以後の事であらうと思はれる。從つて、四十七音しかない神代文字が、後世の僞作なる事は、之によつても明かな所である。此の神代文字と稱するものが、古い由來を付けて、神社をはじめ諸所に傳

出雲字

へられ、僞書の舊事本紀大成經などにも、神世の文字として揭げてゐる所であるが、いづれも大同小異で、神官社僧などの僞作したものであらう。或は、中世のト部氏などの所爲かとも思はれる。又は、朝鮮文字の書かれ

草體守恒字

阿波字

たのを見て、これを解する事が出來ないので、神代文字と誤解し、世間にこれを云ひ廣めたといふやうな原因もある事であらう。

神代文字の種類。 神代文字と稱せられるものの代表的なものは、以上の兩種であるが、

對馬字

齋部字

此の他に、篤胤が、「神字日文傳」の附錄の疑字篇に收めた諸字があり、「日本古代文字考」には、これらに、六行成字（阿奈伊知字）、種子字、守恒字、阿波字、惟足字、伊豫字、筑紫字、對島字、齋部字、夷奴字、豐國字等の名稱を付して掲げてゐるのである。その中には、天種子命の御作と云ふものが若干ある。さうして、「日本古代文字考」では、わが假名文字の字源さへも、これらの神代文字に求めようとして、種々の說を立ててゐる。

神代文字の字源　以上の如く、上古にわが國人の發明した文字の存在を主張する說もあつたが、今日では全

く一顧の價もないものと考へられてゐる。 これは、神道者流の僞作か、好事家の物數奇な僞作としか解されない。 又、中には、朝鮮などの外國から傳來した、古土器、古器物に記してある文字を見誤り、讀みひがめて、わが國のものと思ひ誤り、神代文字と誤解したやうな事もあつたらしい。 古印章に彫られてゐる「印」の字の篆體を見誤つて、神代文字と解してゐるやうな例さへあるのである

七　字　源

此の文字の順序が、多く、ヒフミヨ云々となつてゐるのは神道家の稱へる呪文より出たものと思はれ、その字源については、朝鮮文字より出たものの他、龜卜の術を行ふ際に記すトホカミヱミタメの符を基として作つたものもあり、又、古墳から發掘せられた出土品に記されてゐる種々の線條や紋樣を、文字と思ひ誤つたものもあるらしい。「日本古代文字考」では、幾何模樣的な諸種の圖を描きこれを基として、その或る線を取つて組み合せる事により、さまざまの神代文字が生じたと、

その字源を考證してゐる。神代文字は僞作であるとしても、僞作の根據は或は、かう云ふ所にあるのかも知れぬ。「日本古代文字考」に七字源として揭げてゐるものは、七種ある。

第四節　國語と漢字

訓讀の困難　上代文學で、最も困る事は、その文章、歌謠の訓の不明なるものが多いと云ふ事である。全部一音一字の假名書で書かれてゐるならば、さう云ふ事はないが、それは甚だ面倒なのと、漢字の使用が自由奔放となるに從つて、使用者の趣味性なども手傳ひ、さまざまの使用法がしてあるので、今日からは、どうしても訓讀の分らぬものが出て來てゐる。又、たとへ、一音一字の假名書で書いてあるものでも、日本書紀の齊明天皇卷の童謠などには、全く意味の分らぬ——即ち、訓の分らぬものなどもあつて、上代文學においては、此の訓讀と云ふ事が、一大難關となつてゐる。平安朝以後、假名の發明せられた後の文學には、此の點の困難は甚だ緩和せられてゐるのである。

漢字の訓讀が疑ひない場合でも、やはり時代の變遷に從ひ、言語が變遷するから、必ずしも確實な訓讀の下されない場合がある。例へば、「篠」はシヌ、「黄金」はクガネ、「野」はヌ

と訓ずるとしても、既に奈良朝時代に、これらのウ列音はオ列音に變化しつつあつて兩音が行はれたから、場合によつては、「篠」はシノ、「黄金」はコガネ、「野」はノであるかも知れず、これが假名書で記されてゐない限りは明瞭でないと云ふ事になる。「夢」をイメと訓むか、ユメと訓むか、「魚」をイヲと訓むか、ウヲと訓むかと云ふやうな事も同じである。更に進んで、「食」の字を、ケと訓むか、メスと訓むか、ヲスと訓むか、ハムと訓むか、「數」の字は、カズと訓むか、カゾフと訓むか、ヨムと訓むか、或ひは、シバとかシクとか(何れも頻の意)、ナメ(並の意に用ゐて)とか、マネクとか、その時に應じて、さまざまに訓讀せられるのである。かういふ場合、決定的の訓の附せられない事が、屢ある。次に、文字の使用法も、書籍によつて様々であり、古い時代のものには、假名書であつても、後世には普通使用しない文字を用ゐたり、後世とは違うた發音を現はすために用ゐられたものもある。殊に、大矢透博士の「假名源流考」によると、最も古い金石文に見える文字には、「宜」「奇」をガ、カの假名に使用し、「居」「擧」をケの假名に使用し、「巷」をソの假名に使用し、「俾」をへの假名に使用し、「明」をマの假名に使用し、「移」をヤの假名に使用し、「里」をロの假名に使用すると云ふやうな、變つたものがあつて、記紀萬葉の假名とは甚だ違つてゐる。これより進んで、複音の假名になると一層複雜で、解釋に先立つて、先づその讀み方の研究をしなければならぬ。否、正しい讀み

方が與へられたならば、それは、大方正しい解釋が與へられたものと云つてもよい程である
此の點が、他の時代の文學と、上代文學と、研究の方法の甚だ異なる點である

發音の變化　又、その文字の發音には、後代と異なつてゐるものがある　例へば、今日のハヒフヘホのh音は、上古はP音であつて、パピプペポと云つたのが、f音となり、xh音となり、今日では更にw音、又は子音を脫落して母音だけの音に變化しつゝあると云ふ事實は、世に知られてゐる如くである　又、漢字の發音も、上古では、可成り嚴密に、そのもとの發音に從つて、後代のやうに、國語式の發音と、化してしまふ如き事はなかつた。　從つて、前述のハヒフヘホの假名として用ゐられてゐる漢字も、支那では、古くパピプペポと發音せられた文字なる事も、明かにせられてゐる。　これと同樣に、支那の漢字が輸入せられた時、その鼻音には、n m ngの三種類があつた。　然るに、此の三種の鼻音が、後世には混同して、殆どŋ一種の如くなつてしまつた。　併し、上古では、明かに、此の三種の鼻音を區別して漢字を使用してゐたのである。　甘嘗備(カムナビ)、歎敢(ナゲカム)の如き使用は、「甘」「敢」がm鼻音である事を示し、湯鞍干(ユクラカニ)、不有君(アラナクニ)の如き使用は、「干」「君」がŋ鼻音である事を示し、鐘禮(グレ)、香山(カグヤマ)の如き使用は、「鐘」「香」がng鼻音の文字であつた事を示すものである　然るに、ng音は、我が國では實際には現はれなかつたので、後世、これらの漢字の音讀は、カウとかシャウとか云ふやうな事になつてしまつた。　今日で

も、支那の地名に、例へば上海と書いて Shanghai と讀んでゐるやうなのも、支那では、やはり、「上」はシャウではなく、ng鼻音の文字であつたからである　わが國の地名の、相模、愛宕等も同樣で、「相」は sang と發音し、「宕」は tang と發音したから、これに母音を付して、サガ、タギと讀むやうになつたわけである。決して、本來サウとかタウとかいふ發音であつたわけではない。なほ上例の、上海の場合の如く、海は hai とよむべき字であるが、これが我が國の上古には、h音がなく、前述の如く、h音の所はp音であつた。從つて、支那のh音の文字を、我が國ではk音に讀んでゐた。それは、h音もk音も咽喉の奥から出る音で、類似した所のある音であるからである　支那の地名の漢口の「漢」を支那ではハンわが國ではカンと云つてゐるが如きも同例である。かやうにして、現今のハヒフヘホは、上古ではパピプペポであり、漢字のハヒフヘホの音は、我が國ではカキクケコの音になつてゐるものが多い。かやうなわけで、漢字の發音には、わが國にない發音があつたりして、さう云ふ場合には、なるべく、類似の發音に近づけて用ゐたり、漢字の使用には大いに苦心したのである。それに、その發音が常に變化してゆくのに、文字は變化しないものであるから、後世の變化した發音で上古の言語を推理すると、間違ふ事がある　上古の音韻は、後世とは大いに違つた所があつた。その上、漢字の古音も、後世とは違つて、變化してゐたから、一層その現象の明瞭でないものが

多く誤られ易いのである。故に、上代文學の研究に當つては、此の點の注意が大いに必要である。前にも述べたやうに、使用の文字に對して、正確な訓み方をつける事が、上代文學の研究では重要な第一義的の任務となつてゐるのであるから、漢字と國語との關係については、特に、留意せられなければならぬ。

◯特殊假名遣

上代は後世と音韻が違つてゐたといふことに關して、近時、上代の特殊假名遣と云ふ事が問題となつてゐる。これは、本居宣長の「古事記傳」に、古事記の假名の使用法を研究し、コの假名には、許、古の二字を用ゐてゐる中で、「子」の意を現はす場合には、古の字のみを書いて許を用ゐなかつた、或は、メの假名には、米、賣の二字を用ゐた中で、「女」の意を現はす場合には、賣のみを用ゐて、米は用ゐなかつた、と云ふやうな例を多く揭げて、ある語を現はすのに、定まつた假名を使用してゐることを述べた研究より發展して、石塚龍麿が、「假名遣奥山路」で精細に調査した所である。さうして、記紀萬葉の上代文學の假名書を研究した結果、エキ(清濁)ケ(清)コ(清濁)ソト(清濁)ヌヒ(清濁)ヘ(清濁)ミメヨロの十三の假名書は、記紀萬葉のいづれも、二種に區別して、文字を使用してをり、チモの二つは、古事記だけは二種に分けて文字を使用してゐるが、日本書紀と萬葉集では混用してゐる。その他には、右のやうな區別が認められない、といふ事がわかつた。此の龍麿の研究を、更に、橋本進吉博士が敷衍

して、ケも清濁兩方ともに二種の區別がある事を明かにし、又、龍麿の研究の信憑すべきものである事を、一層明瞭に裏書せられたのである。勿論、その間に例外もあつて、即ち、假名遣の混同をも來したものが間々存するが、とにかく、此の法則は、大體上代文學に於いては守られてゐる　此の特殊假名遣が守られてゐるか、混同せられてゐるかによつて、その作品が上代文學に屬するか、後代の僞作かも大體判斷出來るし、又、文法や語原等の研究にも役立つ事が多いのである。例へば、龍麿の研究によれば、ヨの假名に二種類あるうち、余餘與譽等は一類に屬し、用欲容等は他の一類に屬する。さうして、「夜」の場合には、後者を用ゐ、「世」「代」の場合には、前者を用ゐる　これによつて、「夜」と「世」とは、全く別種の語原である事がわかり、又、此の假名書のいづれを用ゐてゐるかを見る事によつて、いづれの意味であるかも判斷出來るわけである。

ウラルアルタイ語族　かやうな假名遣の區別が上古に存在した事實は、發音の相違による事は明かであるが、併し、その發音の相違は、いかなる點にあつたかと云ふ事になると、明瞭ではない　ある說明では、ウラルアルタイ語族には、母音に、普通の母音と別種の母音と二種あるものが、認められるが、わが上代の特殊假名遣も、やはり、さう云ふ母音の相違によるもので、この現象は、わが國語がウラルアルタイ語族に屬するといふ一證になるものであると

も說かれてゐる　その性質は、未だはつきり分らないが、恐らくは、母音の相違にもとづくものであらう。さうして、元來は、すべての音が、兩種の母音を用ゐる事により、二種の發音に分れてゐたと思はれるが、後次第に兩種の音が同化して、ある子音を持つものは、母音を區別せず、一種の音と化してしまひ、古事記では、まだチモの二音も兩種に分けてゐたのに、日本書紀・萬葉集になると、まう此の二つの音における兩種の區別も失はれてゐると云ふ風で、遂に全く、奈良朝末か、平安朝初に、母音の二種の區別は、亡んでしまつたものと思はれる。

ウラルアルタイ語族と云ふのは、印歐語族、ハムセム語族等に對する名稱で、朝鮮、滿洲、蒙古、土耳古等のアルタイ系の語族も、その一であり、日本をも、その中に入れて、世界地圖上に、一大弧線を描く語族をなしてゐるのである　その著しい特色は、テニヲハの使用や活用のある語には語尾の存在する事等である　かう云ふ性質の語を膠着語と云ひ、印歐語族やハムセム語族の言語を屈折語と稱し、支那語の如きを孤立語、アイヌ語の如きを抱合語と稱するのに對する名稱である。　わが日本語は、いろ〳〵の說もあるが、大體、膠着語であり、ウラルアルタイ語族に屬するものと見てよいやうである。　此の事はおのづから人種問題にも關連して來る

國字・和字　漢字の使用に當り、我が國の事物で、支那に無いものは、漢字としても存在し

ない筈であるから、これらは、假名書で書き現はすか、又は、漢字に眞似て、別に新しく漢字らしいものを作つた。又、漢字に宛てはめるのに適切な文字が見付からないやうな場合も同様に取り計らつて造字した。これを和字又は國字と云つてゐる。榊、峠、鞆、鑓、桙などの文字がそれで、これは、奈良朝期においても既に存することである。さうして、かかる漢字の創作的努力の他面、漢字を簡略に使用しようとする努力が、遂に支那に全く見ない和字、國字を生むに至つた。平假名、片假名の文字が卽ちそれである。此の漢字の克服が、同時に、上代文學の結末を告げるものであり、假名文字の發明が、次期の文學の黎明期を形造る事となつたのである。

第二編　說話文學

上古においては、未だ文學といふやうな藝術意識は發達せず、ただ人の自然に發した詠嘆が歌謠となつたが、巧みな構想を必要とする小說のごとき創作は、未だ生ずるに至らなかつた　併し、自己の經歷體驗に就いて語り、或ひは、自家の傳來歷史に就いて述べるといふやうな事は、文字の無い上古から存し、それは一種の宗教的な信仰を以て語られるとともに、又、その語る調子は、甚だ韻律的であつて、要するに、此の時に當つては、歌謠と說話、物語と歷史との明瞭な區別、相違が認識せられなかつた　然るに、文字でこれを記錄する時代が來て、漸く、歌謠と說話との區別が明瞭になり、說話と歷史との相違も亦明かになつて來た　それと同時に、自己の歷史、一家の歷史、一鄕の歷史は、更に擴充せられて、一國の歷史にまで發展し、これらを取りすべて、說話と歷史との限界は明かであるが、歷史以前の所傳に關しては、全く說話口碑以外には、よるべきものがないのである　かくて、說話口碑と史實とによつて、上代の史典が出來上つてゐる　純粹の歷史は、文學以外のものであらう　併し、口碑說話は、文學の始原

として、巧まざる文學として、口誦文學として、これを文學の中に取り扱ふ事が可能である
その他に、純粹の歴史として書かれた部分からも、吾々は文學的表現を見出す事が出來るで
あらう　少くとも、次の時代へ文學的遺産を殘してゐるといふ點からだけでも、吾々は、かゝ
る歴史地理の書籍をも看過する事は出來ない

要するに、此の編に於いては、說話文學とともに、說話文學に附隨して、これと入り交つてゐ
る歴史その他の性質のものをも取り扱はうと思ふのである。　さうして、これが、歌謠とともに、上代文學を折半して頗る重要な位置を占めてゐるものなのである　まして、後代のあら
ゆる文學の始原を此所まで溯り、わが國家の文化の始祖、乃至は國家精神の淵源を、此所に求
め、此所以外には、全く求める事の出來ないといふ理由によつて、その重要性は大いに增大す
るのである　かやうなわけで、此の說話文學より先づ說いて行かうと思ふ

此の編に於いて、主として說かうとするのは、古事記、日本書紀、風土記、氏文、古語拾遺の五書
である　此の中、純粹の歌謠文學に屬するものに就いては、全く觸れない事とし、又、古事記の
序文の如きは、漢文學について說く所で敍述する事として、說話傳說文學、及び、それに附隨し
て、歴史的な記述に就いても、說明する。　古語拾遺だけは平安朝期の撰であるが、その內容は
確かに、上古の說話を傳へて文章として書かれたのは、平安朝期であつても口碑的な成立の

時期は、此の期にあつたと考へるから、此所に入れることとした。日本靈異記のごときも、內容は此の期のものが多いが、その文章が書かれ、説話としての完成を見たのは、平安朝期であり、かつ、內容にも、平安朝期の話が相當見えるから、取り扱はない事とした。熱田大神緣起の類に就いても同樣である。但、それらの書に就いては、歌謠の方面において、更に說き及ぶ機會があるであらう　その際に、その書の解説をも、併せて簡單に記すつもりである

第一章　古　事　記

第一節　成　立

一　修史の事業

國史の設置　古事記及び日本書紀が、いかにして成立したかを知るには、まづ吾が國における、修史の事業の由來を知らなければならぬ。

文化の發達に伴ひ、外國から漢字の渡來するとともに、從來、口から口へと語り傳へられて

ゐた上古の史傳を書き留めておきたい記錄として殘しておきたいといふ希望が、一般の教養ある人々の間に生じ、その必要が痛感せられるやうになる。日本書紀履中天皇の卷に、四年秋八月の辛卯の朔の戊戌(八日)、始めて諸國に國史を置き、言事を記して四方の志を達す、

と見えてゐて、履中天皇四年(一〇六三年)の八月八日に、始めて、諸國に國史が置かれた。此の史といふのは、今日の歷史といふ意味とは違つて、ただ文章を書く人、即ち、書記官の事を云ひ、此の時に、諸國に、書記官が配置せられたのである。これは、必ずしも、歷史を書き記すのではなく、寧ろ、地方で起つた種々の事がらや、樣々の意見を中央政府に報告し、通達せしめる爲めに、それらを書き記す役目であり、又國と國との間でも、文書を往復する必要のある時に、その文書を認める官吏であると思はれるが、飯田武鄕の、日本書紀通釋には、此所の文章を解釋して、

此の時の記は、國々の風土を記さしめ給ふが、專ら本旨にぞありけらし。故平田翁も此文を引かれて、此は風土記と言はざれども、諸國の言と事とを記すと有るもて、其の記せる誌の風土記の體なりけん事知るべし、と云はれたり。

と記してゐる。とにかく、此の役目の人が置かれてより、此所に始めて、公の記錄を書き殘す

事となつたのである　此の人々が、更に、地方の史傳、説話の類を書き留めたかどうかは明かでないが、少くとも、官の記錄の他に、文學的方面にも趣味を持つてゐた人があり、中には、文筆をふるつて、地方に文學趣味を、多少なりとも注入鼓吹し得たやうな事はあつたかも知れぬ。

推古天皇時代の史書　かやうにして、記錄、文書の類が、次第に書き殘されて來たが、更に、さう云ふ斷片的なものより進んで、まとまつた書籍の形をとつて、著作されるやうな機運も起つた

聖德太子像（仁和寺所藏）（國寶）

推古天皇の時代は、かやうな文化の進展に從つて、文學的方面に於いても、種々の著述の勃興した時代である　聖德太子は、此の精神文化の方面に於いて、多くの業績を殘してをられ、推古天皇十七年より二十二年にわたる三經義疏の御著作（勝鬘經、維摩經、法華經の三經の注釋）について、更に、史書の編纂に着手せられた事は、日本書紀推古天皇卷二十八年（一二八〇年）の條に

是歳、皇太子、島大臣共に議りて、天皇記、及び、國記、臣連伴造國造百八十部並公民等の本記を錄す。

と見えてゐる。これが、正史に現はれてゐる修史の業の初見である　此所に、三種の書の名が見える。天皇記は、御歴代の御事を記し奉つたもの。國記は、天地開闢以來の、我が國の歴史や、神話傳說類を記したもの。臣連伴造國造百八十部並公民等本記は、臣下の各氏族の系統等について記したものと思はれる。此の書は今日傳はらない。現存せる舊事本紀を聖德太子の御撰と記して、此の時に出來た書であると古く稱してゐるが、これは僞書であるから、信じられない。その翌年に、聖德太子は薨去し給ひ、此の時の稿本は、恐らく、聖德太子の斑鳩宮に藏せられてゐたのであらうが、いつか、蘇我氏の藏する所となつてゐたと思はれる。さうして、皇極天皇の四年(一三〇五年)に、蘇我蝦夷等が誅に伏さうとするに臨み、

悉く天皇記、國記、珍重を燒く。船史惠尺、卽ち疾く燒かるる國記を取りて、中大兄に奉獻る

(日本書紀)

とある　此の時、船惠尺の功によつて、國記は燒失を免れたやうであるが、新撰姓氏錄の序に、此の事を記してゐるのには、「國記、皆燔く」とあつて、すべて燒失してしまつたものの如く思はれる　併し、同書には、その下に、「天智天皇儲宮也。船史惠尺燼書を奉進す」と記して

ゐるので、やはり、書紀と同じ趣の事を記したもののやうである。いづれにしても、聖德太子御撰の史書は、早く湮滅して、後世には傳へられなかつた。

天武天皇時代の史書

聖德太子の御撰についで、日本書紀天武天皇卷の、天武天皇十年（一三四一年）の條には、

三月の庚午の朔……丙戌（十七日）天皇大極殿に御し、川島皇子、忍壁皇子、廣瀨王、竹田王、桑田王、三野王、大錦下上毛野君三千、小錦中忍部連首、小錦下阿曇連稻敷、難波連大形、大山上中臣連大島、大山下平群臣子首に詔して、帝紀、及び、上古諸事を記し定めしめ、大島、子首、親ら筆を執りて以て錄す。

とあり、此の度は、かく、多くの人が編纂に携つて、天皇自ら大極殿に御し、皇子諸臣に撰定の事を詔せられたのであるから、公式の御撰であつた。かやうに、年を經て、いよいよますます、修史の業は盛大に行はれる事となつたが、此の時の、その事業が果して成功したかどうか疑問である。併し、日本書紀の原撰は、此の時に形を整へたものであらうと思はれる。此の書も、帝紀、及び、上古諸事の二つの性質が含まれてゐた。帝紀は、推古天皇二十八年の修史の時の天皇記に當り、上古諸事は、その國記に當るもので、此の度は、臣下の記錄は省かれた。卽ち、公式の御撰としては、天皇を中心とし奉り、事、國家に關する說話歷史を集錄したもので、臣下、及

び、地方に關するものは、これを別個の記錄に委ねる事としたのである。ここにおいて、皇室及び國家中心の說話、歷史、及び、臣下の家系を記した氏文、地方の說話等を採集した風土記の類が、分れてゆく事になる。

以上のごとき、修史の業が累積して、遂に、現存する最古の國史、古事記が撰定せられる運びとなつた。

二　古事記の撰定

古事記撰定の由來と目的　古事記の成立に就いては、太安麻呂が記した、その序文(上表文)に就いて見ると明かである。此の文章において、太安麻呂は、建國の由來を述べ、天武天皇の大御代までの治世を叙し來つて曰く、

ここに天皇詔したまはく、朕聞く、諸家の賫たる所の帝紀、及び、本辭、既に正實に違ひ、多く虛僞を加ふと。今の時に當りて、其の失を改めずば、未だ幾ばくの年を經ずして、其の旨滅びなんとす。斯すなはち邦家の經緯、王化の鴻基なり。故惟るに、帝紀を撰錄し、舊辭を討覈し、僞を削り實を定めて、後葉に流へんとすとのたまふ。時に舍人あり。姓は稗田、名は阿

禮、年は是れ廿八。人となり聰明にして、目に度れば口に誦み、耳に拂るれば心に勒す。即ち、阿禮に勅語して、帝皇日繼、及び、先代舊辭を誦み習はしめ給ひぬ。然れども、運移り世異りて、未だ其の事を行はず。（中略）ここに、舊辭の謬り忤へるを惜しみ、先紀の誤り錯れるを正さむとして、和銅四年九月十八日を以て、臣安萬侶に詔し、稗田の阿禮が誦む所の勅語の舊辭を撰錄して、以て献上せよとのたまへり。

周王握乾符而捴六合得天統而包八荒乘
二氣之正齊五行之序設神理以奬俗敷英
風以弘国重加智海浩汗潭探上古心鏡煒
煌明覩先代於是　天皇詔之朕聞諸家之
所賫帝紀及本辭既違正實多加虛偽當今
之時不改其失未經幾年其旨欲滅斯乃邦
家之經緯王化之鴻基焉故惟撰錄帝紀討
覈舊辭削偽定實欲流後葉時有舍人姓稗

春瑜本古事記序（御巫清白氏所藏）

右の文章の中に、帝紀、帝皇日繼、先紀とあるのは、前に見えてゐた天皇記、また、帝紀と同樣の內容のもの、本辭、舊辭、先代舊辭といふのは、前に記した國記、また、上古諸事と同じ性質のものと思はれる。即ち、聖德太子の修史の時以來、天皇に關する御系譜、その他の御記錄、及びそれと、一般

國家の歴史傳説、物語が、ながく、上古の史書の中心となつてゐた。さうしてその間に、民間では、それらの帝紀や舊辭は、誤謬に滿ちた書籍が、種々傳來撰修せられてゐたのである。これはまことに、國家の重大事である。そこで、天武天皇は、壬申の亂の平定後、意を文治の方面に用ゐ給ひ、卽ち、天武天皇十年に、官撰の史書を編纂せしめようと遊ばされた。それとともに、舍人の稗田阿禮に命じて、帝皇日繼、及び、先代舊事を誦み習はしめられたのである。天武天皇十年に撰ばしめられた帝紀及び上古諸事と、稗田阿禮に誦み習はしめられた帝皇日繼及び先代舊事とは、いかなる關係があるのか明かでないが、これが全く同一のものでない事だけは確實である。彼は官撰の歴史として、多勢の人々が共同して大規模な組織のもとに、計劃せられた修史の事業であるが、これは、天武天皇が、親しく稗田阿禮に語られた所を、誦み習はしめ、記憶せしめられたもので、よほど、私的な性質が多いのである。此の間の差は、丁度、日本書紀と古事記そのものの示してゐる差に等しい。

古事記撰定の態度

そもそも、修史の業の企圖せられた所以は、一般民間の所傳の、誤謬に滿ちてゐて、正實を失ふものが多いのによる。かかる誤傳は、説話の內容を興味深くしようとして、樣々の誇張や變化が加へられたのにもより、或は、民間諸氏族が、その勢威を張らんが爲めに、自家の歴史を尊くしようとして、種々の改竄を敢へてしたといふやうな事にもよ

るのであらう、その他、多くの理由が考へられるが、就中その史實の不正確な點に加ふるに、神聖なる語部(語部の事は下に說明する)の稱へる語り言葉に訛誤を交へるやうな事は、古傳說、古說話の傳來に汚濁を加へるものとして甚だ遺憾な現象と考へられるのである。神話傳說は、これを語る言葉そのものにも、尊い靈が宿つてゐる　それが卽ち言靈であつて、これは、みだりに汚す事の出來ないものであること、丁度、自らの身體に宿る靈魂を清淨に保たうと欲するのと同じである。此の言葉の靈妙を信じ、その尊貴をこひねがふ立場から、言語を、文字でもつて書き現す場合にも、大切な言葉は、出來るだけ、これを文字の面で訓まれるやうにしたいといふ希望も起るわけであるが、いまだ假名の用法の發達しない際において、漢字だけを借りて、國語を表現しようとする爲めには、並々ならぬ苦心を要した。それを、古事記の序文では、更に前の文章に續けて、かう記してゐる

然れども上古の時、言意並に朴にして、文を敷き句を構ふること、字に於ては卽ち難し。已に訓に因りて述ぶれば、詞心に逮ばず、全く音を以て連ぬれば、事の趣更に長し　是を以て今或は一句の中に、音訓を交へ用ゐ、或は一事の内、全く訓を以て錄せり　卽ち、辭理見え叵きは注を以て明し、意說の解り易きは更に注せず。亦姓の日下に玖沙訶と謂ひ、名の帶の字に多羅斯と謂ふ、此の如きの類は、本に隨ひて改めず。

即ち、上古の言語も意味も、素朴簡單なるが故に、これを漢文で書き現はす事は、却つて困難である。何となれば、漢文に於いては、辭句に對句の修辭や駢儷の文體があり、わが上古の簡素なる言辭や内容を持つ神話傳説を、さう云ふ文章に改めてしまふといふのは、原説話を損ふ危險のある事は云ふまでもなく、漢文に飜譯するといふ事も甚だ困難であり、多くの障害が伴ふのである。それでは、さやうに、漢文に書き改めずに、漢字の持つ意味に賴つて、訓讀せしめる方法を取ればどうであるかと云ふのに、それでも、説話の意味だけは、純漢文に書き改める場合よりも、原説話の内容に即して表現せられるであらうが、やはり、言葉そのものは十分に現はされない。そこで、漢字の音だけを借りて、これを假字として用ゐればどうかと云ふと、この場合には、言葉そのものは滿足に表現出來ること、今日の羅馬字と同様であるが、併し、一音を一字で表現するのであるから、全體の分量が甚だ長くなり、劃の多い漢字を用ゐて、これを記すといふ事は、記者にとつても讀者にとつても、まことに煩雜である。そこで、古事記の記者は、上記の三種の方法の中、第一種の漢文に譯する方法は避けて、第二種と第三種の方法を採用し、音訓を交へ用ゐたのである。尤も、さうは云つても、當時の文筆に親しんでゐた人々は、多く漢文の記法より他には知らなかつたのであるから、自然、その記す文章には、漢文的な部分の著しい事を免かれなかつたが、記者の苦心は、寧ろ、さうした漢文的記法の型から

脱出する事にあつたと思はれる。それは、明治以後に於いて、漢文直譯體の堅苦しい文章から平明な言文一致體の文章に脱することが却つて困難で、一時その苦悶の時代を經過してゐるのと同じである。太安麻呂としては、漢文的表現を破壞することに苦勞したのである。

古事記の表記法

右のやうなわけであるから、古事記の中に、なは、漢文的表現が多分に殘されてゐるとしても、それは不思議はない事である　かつ、純粹に漢文で書かれてゐても日本語で讀むのに、何らの差支へのないやうなものは、書き馴れた容易な記述法の、漢文的表現をとつたのである。本當の漢文の文章といふのは、獨特のむつかしい修飾的文辭を持ち、故事出典の多い難解な修辭を重ねるのであつて、かくの如き漢文的修飾があつては、到底、日本語として讀む事は出來ない　古事記の漢文といふのは、さういふ漢文獨特の煩縟な修飾的表現を持つものではないから、たとへ、日本語的な表現とは違つて、その語句の位置が顚倒して置かれたり、漢文獨特の助辭が使用せられたりしてゐたとしても、これを國語で讀むのには、少しも差支へがなかつたのである。古事記の始の方の文章で、

天地初發之時、於高天原成神名‥‥

とあるのは、漢文的表現であるが、これを、文飾采藻の豐富な當代の純粹の漢文の文章に比べると雲泥の差があるほどに平明素朴であり、日本語で訓み方をつけても、殆ど讀み誤る事が

ないほどに容易な文章である。

　並獨神成坐而隱身也

これになると「成坐」といふ字は、日本語的表現であつて漢文としては、讀む事の出來ない字面である。更に

　國稚如浮脂而久羅下那洲多陀用幣琉之時

に至ると、「久羅下那須多陀用幣琉」の十字は、全く假字として、日本語の表現に用ゐられたもの、即ち所謂萬葉假字である。かやうに、三種の方法を縱横に駈馳して、國語で讀解する事に遺憾なきを期した。さうして、此の爲めに註を頻繁に加へてゐる

　天地初發之時、於高天原成神名、天之御中主神（訓高下天云阿麻。下效此）

と云ふごとき、訓讀の注意や

　次國稚如浮脂而久羅下那洲多陀用幣琉之時（琉字以上十字以音）

と云ふ、假字として音だけを借り用ゐた事を示してゐる注意が、甚だ多いのである。

　伊都（此二字以音）之男建（訓建云多祁夫）蹈建而

の如きは、此の兩者の注意が一つに示されてゐるもので「男建蹈建」の如き表現は、どうしても漢文としては解する事が出來ない。かくて、古事記の漢字の使用法には

一、漢字の持つ意義と訓とが一致する場合。

二、漢字の持つ意義と訓とが必ずしも一致せず、ある漢字に、便宜上、ある國語の訓を附する約束で使用した場合。

三、漢字の持つ意義と音とが一致せず、その音だけを借りて、國語の發音を現はすものとして使用した場合。

の三種があるわけである。つまり漢字の意義と、國語の意義とが完全に一致してゐる場合と、それほど密接な關係にない場合と、全く一致しない場合と、その兩者の距離の相違によつて三種に分つのであるが、これを、萬葉文字の分類研究の上では、一に正訓、二に義訓及び借訓三に正音と云ふやうな名稱を附したものがある

古事記では、主として神名に、その他極く少數の神名以外の所に、「上」と記し、一箇所だけ「去」と註したものが見える　例へば、

次成神名、宇比地邇上神、次妹、須比智邇去神

阿那邇夜志愛上袁登古袁……阿那邇夜志愛上袁登賣袁

此の「上」「去」は、支那語の平・上・去・入の四聲から出たものである事は云ふまでもないが。併し、四聲の如く、發音の方法、アクセントの强弱に關係するものではなく、音の高低を意味す

るものと思はれる。　即ち、「上」とあるのは、音を高く上げ、「去」は音を下げるのであつて吾が國のアクセントと云ふのは、殆どすべてこれである。然らば古事記の中で、何ゆゑ、少數の部分にのみ、かゝる註記を入れる必要があつたのかといふと、その理由は未だ明かでないが、とにかく、これらの箇所が、アクセントの表現を重要視すべき重大な意義を持つてゐる所であるからで、神名に、これを附したものが多いのも、その理由による　從つて、これは又、語部の語りぶりにも大いに關係を持つのであつて、かやうな箇所は、一語の音聲といへども、ゆるがせには出來なかつた。　それは、今日の淨瑠璃の如きものでも同樣で、十分に、傳統的に傳へられてゐる發音、アクセントを守る必要がある　上古の語部に於いては、なほ更にその必要があつたであらう　その面影を、古事記はとどめてゐるのである　此の意味から云へば、これらは、一種の樂譜的記號であるといふ事も出來る　神武天皇の條の、御歌の中に、

宇上加比賀登母

とあるが如きも、「鵜飼」の「ウ」にアクセントのある事を示したもので、「カヒ」にアクセントのあるが如く語つたりするのに對して、注意を與へたものであらうか　此の語は、今日でも「ウ」の所にアクセントがある。　なほ、「去」と一箇所だけ記してゐるのは、上に「宇比地邇上」とあるから、須比智邇の方も、同樣に發音せられては、正しくないので同樣の

御名であつても、この方は、アクセントが違ふと云ふやうな意味で、特に此所だけ「須比智邇去」と記されたものと思はれる

古事記の奏上　とにかく、以上のやうな、こまかい所にまで注意を加へて、苦心の結果、太安麻呂は此の書を成し遂げたのである。元明天皇が、和銅四年九月十八日に、天武天皇と同じく、史傳に誤謬錯亂の多い事を歎かせられて、かねがね天武天皇が稗田阿禮に正しく撰ばれた國史の本文を誦せしめておかれたといふ事を、聞し召してをられたので、これを記錄撰定すべきよしの詔命を太安麻呂に下し給うてより、四箇月、その間、專心、此の業に當つたであらう安麻呂は、「謹みて詔旨に隨ひ、子細に採摭」して、遂に翌和銅五年の正月に、古事記三卷を完成し、献上申し上げたのである。これに和銅五年正月二十八日の日附で、太安麻呂は上表文を記し添へて、奉つてゐる。

稗田阿禮の誦習の意味　右の、元明天皇の詔命に、「勅語の舊辭」とあるのは、卽ち天武天皇が御自ら、古來の系譜(帝紀)、神話傳說(本辭)を整理遊ばされて、御自分の御意見のもとに統一せられた、史典の定本とも云ふべきもの、但、これは、天武天皇が御自ら口傳へに、かつそのお言葉通りに、事の趣を、稗田阿禮に暗誦せしめ給うたのである。故に、「勅語の舊辭」と稱し、又、稗田阿禮が「誦する」とも記してゐるのである。併し、これには、異論もある。例へば、

古昔の史典は、本文や文字の改竄甚だしく、時の隔たるに伴つて、原撰の文章を損ふとともに、内容にも非常に錯誤が生じて來てゐたやうである。欽明天皇二年(一二〇一年)の條に、一書を引いた後に、注して云ふ。

帝王本紀多く古字あり。撰集の人、屢遷易を經、後人習ひ讀むに、意を以て刊改す。傳寫既に多し。遂に舛雜を致し、前後次を失ひ、兄弟參差す。今則ち古今を考覈し、其の眞正に歸す。一往識り難き者は、且つ一に依りて撰して、詳しく其の異を注す。他皆此に效へ。

これは、日本書紀の撰者の態度を明かにした文章であつて、本文に、欽明天皇の皇子皇女達の御名をあげ、一書によつて、その御兄弟達の順序や、御名の違つてゐる次第を掲げた後、その次に、此の文章がある。云ふ所の意は、「帝王本紀といふ書には、多くの古字が用ゐてあつて、その編纂者は、屢遷り變り、内容に統一を缺くので、後世の人が、此の書を讀む場合には、不明の箇所が多く、私意を以て、それらの部分を擅ままに改めたのである。かやうにして、長い間多くの人々に寫し傳へられて來たので、遂に内容が混雜して、前後の順序が亂れ、御兄弟の順序さへも、諸本によつて、入り交つてをり、どの方が兄君か弟君かさへ分らない。それで、今此の書紀を編纂するに當つては、古今の證例を種々考へ、その眞正なる姿に歸したが、なほその正不正を識別する事が出來ないものは、或は、一本によつて、これを本文に掲げ、他の諸本によ

つて、詳しく其の相異を注する事としたのである。他の箇所も皆、此の例に從ふ」と云ふのである。これによつて古く「帝王本紀」の如き書があり、それは、古字が用ゐてあつて、よく讀む事が出來なかつたので、後人が文字を改めたと記してあるのであるが、天武天皇が稗田阿禮をして「誦み習はしめ」られたのは、古事記全文を暗誦せしめ給うたといふのではなく、古くから、「帝王本紀」の如き、讀解し難きものが傳はつてゐた。その訓讀を、記憶力に富む阿禮に「誦み習はしめ」られたと解するのである。併し、前の日本書紀の註を見るに、文字の難讀のみならず、その內容にも混雜してゐる點がある事を說いてゐるのであつて、それは寧ろ、同一の撰者が、終始統一ある態度で撰したのではなく、長い間に、編纂者が替つたりして、修史の態度方針が常に動搖してゐた事に原因する所が多いと思はれる。かやうに、內容に關する所が多く、天武天皇が、御一人でもつて、御自ら、統一ある史書の撰定を完成しようと思召し立たれたのも、かう云ふ所に原因があるのであらうが、かゝる內容上の紛亂は、到底、阿禮の誦習で、訂さるべきものではない。初から全くやりかへてしまはなければならないのである。當時の文字が讀解し難いから、阿禮に、その訓讀を暗誦せしめられたと解するのは、天武天皇の統一的な修史の御事業に理解のない考であると思ふ。もし然らば、古事記の序文の趣によると、天皇が舊記の虛僞錯亂を刪訂遊ばされて編纂せられた古事記の原典とな

るべき書が他に存在しなければならず、且つまた、その書が難解難讀のものといふ意になるのである。いづれにしても、傳存してゐた記錄史傳の類が、難解なので、その文章の訓讀を、稗田阿禮に誦み習はしめられたといふ解釋は、後代の文明に照しての意見であつて、當時の實際の事情とは違つてゐると思はれる

現代のアイヌ人が傳へてゐるユーカラ(歌)には、長篇の叙事歌があつて、一晝夜連續して歌つても綿々として絶えないものがあり、その全篇の長さは、十分に、古事記に匹敵する分量を有するものもあつて、種々の面白い物語に富んでゐるのである。その記憶力には驚くべきものがあるが。同時に、それが、一種の律語的な歌謠である所に、記憶に便利な性質を有してゐる。語部の物語といふのも、これと同様の性質のものであつた。稗田阿禮が暗誦した古事記の物語も亦、此の語部の物語から導かれてゐて、可成り律語的なものであつたらう。阿禮が、これを語つた時には、一種の節付を以て語り述べたものであらう。天武天皇の思召には、内容の紛亂を訂された他に、正しい國語、語部の傳へる古物語の雅正の言語を、其のままに殘しておきたいといふ御希望を多分に持つてをられたと思ふ。此の事が、古事記を價値づける、有力なる理由の一となつてゐるが、其の爲めには、國語の表記法の發達してゐない當時にあつて、最も便利な方法は、これを全部ある人々に暗誦せしめる事である。古事記編述の際

には、稗田阿禮だけが生き殘つてゐたが、天武天皇が、暗誦せしめ給うたのは、阿禮一人ではなく、他にもあつたのではあるまいか。阿禮一人では、忘失する憂もあるのであるから、他にも、暗誦せしめ給うた人があつたとも考へられるであらう。それとも、多くの人々に暗誦せしめられると、それらの人々が、一部分を忘失したやうな時に、記憶の錯誤が生じて、爲めに、暗誦せしめられた人々の間に、後には、諸本の錯亂と同樣の混雜が起るであらう事を慮られて、最初から阿禮の人物を見拔かれ、阿禮の記憶力に信賴して、阿禮一人に、此の重大なる任務を負はしめられたのであらうか、いづれにしても、阿禮は、よくその任務に堪へ、太安麻呂の苦心と相俟つて、遂に天武天皇崩御の後、二十五年にして、その重大なる責務を果したのである。

古事記の資料　古事記の成立の直接の事情は右の如くであるが、古事記の中の物語、說話が傳へられて來たのには、種々なる要素があつて、決して單純なものではない。それらに就いて、次々に述べてゆく。

三　語　部

語部の由來　その一は、語部である。語部の物語は、古事記成立の重要な要素となつて

ゐる。「部」といふのは、それ〴〵の職業に從事する人々の集團を云ふのである。「玉造部」と云ふのは、玉を造る工人の群であり、「鏡作部」は、同樣に鏡を作る人々の群を云ふ。「海部」は漁業に從ふ人々であり、「久米部」は、組部、卽ち、各組を作る軍團の事で、軍部を稱するのである。同樣に、「語部」は、語る事を職業とする人々の事であり、かつ、各の部に屬する人々は、それを世襲的に傳へて來た。此の語部は、造の姓であつたので、語造と云つてゐたが、天武天皇十二年六月に、他の諸氏とともに連の姓を賜ひ語連となつた。また、新撰姓氏錄の右京神別には、天語連といふのが見え、續日本紀の養老三年十一月の條には、朝妻子午人龍麻呂といふ人に海語連といふ姓を賜うてゐる。天語連と海語連とは同一か否か明らかでないが、いづれにしても、語部の中にも種類があつた事を示すもので、字によつて察すれば、天語とは、語部の中でも天上の神話を主として語つた人々の名より出で、海語とは、海に關する說話を語る事を主とした人々の名より出たものであらう。これは、或は、海部の中の語りごとを職業としてゐた部屬に屬した人々で、海部に屬するものかも知れない。此の他にも語部の存在はいろ〳〵見えてゐる。諸國にも、これがゐた事は、正倉院文書によると、出雲國に語部君、語部首などがあつて、語部氏の姓にも、君や首であつたものがゐた。その他諸國に散在してをり、平安朝時代にも、語部は殘存してゐたのである。貞觀儀式卷二、踐祚大嘗祭儀の條に、「又

左右の衞門府、宮に申し、諸國をして程を量り、物部、門部、語部等を進らしむ」とあり、その註の中に「丹後國に二人、但馬國に七人、因幡國に三人、出雲國に四人、淡路國に二人」と見える。かやうに、諸國の語部を、大嘗祭の時には、特に召されたのである。その儀式に奉仕する役目に就いては、同書卷三に、初の日の次第を記した中に、「伴、佐伯の宿禰各一人、大嘗宮の南門を開き、衞門府朝堂院の南門を開き、宮内の官人、吉野の國栖十二人、楢の笛工十二人を率て（並に青摺の布の衫を着る。）朝堂院の南の左掖門自り入り、位に就き、古風を奏す。悠紀の國の司は歌人を率て同門自り入り、位に就きて國風を奏す。伴、佐伯の宿禰各一人、語部十五人を率て（青摺の衫を着る。）亦入りて位に就き、古詞を奏す（伴は左掖より入り、佐伯は右掖より入る。）……國栖古風を奏すること五度成し、次に悠紀の國、國風を奏すること四たび成し、次に語部古詞を奏す」（以上、原漢文）。此の風は、平安朝後期まで行はれてゐて、北山抄から、江次第等の、當代の宮廷の儀式を記した書には、すべて、大嘗會の中に此の事を掲げてゐる。かつ、その語部の語る古詞の調子に就いては、北山抄卷上の大嘗會事の條に見えてゐる。即ち、「語部奏古詞」とあつて、その註に、「其の音、祝に似、又歌聲に渉る。出雲・美濃・但馬の語部各之を奏す」と記し、また、丹鶴叢書本の頭書には、「古次第に云ふ、語部、古詞を奏す、其の聲祝詞の如く、松明を賜ひて之を讀む」（以上、原漢文）とも註してある。語部を出す國は、貞觀儀式に比して、甚だ少くなつてゐるが、矢張り、數だけは貞觀儀式と

同じく伴・佐伯各十五人づつを出したやうである　勿論、此の時代には、語部は甚だ衰へてゐて、ただ儀式の爲めに殘存したのであるから、各國にも十分に、その人數を滿たす人がゐなかつたやうで、或は、その人數のごとき、臨時に、補充せられたものかと思はれる。此の間の消息は、恰も、江戸幕府が越前國の幸若舞を招いて、時を定めて儀式的に、これを行はしめたので、僅に越前の片田舍に、幕末まで幸若舞が傳存して來たのと似てゐる。併し、その語部のともがらも、平安朝末以後には全く影を消してしまつた。恐らく職業としての語部は、もつと早く、その業を失つてゐたであらう。語部が古詞を奏するのは、元來は、暗誦で語る筈であるが、北山抄の頭書には、古次第を引いて、「松明を賜ひて之を讀む」とあるので、既にその詞を忘れ、僅かに、これを記載した紙によつて、讀み上げるものとなつてゐた事が分る。また、日本書紀の古訓にも、貞觀儀式にも、語部を、「カタラヒベ」と訓じてゐる。平安朝では、かく稱したものと思はれるが、「カタリベ」と云ふ方が古くかつ正しからう。

語部の職務　語部の職務が、神話・古傳說を語り傳へる事にあつたことは、疑がない。その內容は長短さま〴〵であつたらうが、一種の律語的な獨特の表現法を持つてゐたやうである。さうして、それを一種の曲節をもつて誦したものである事は、北山抄の註に「其の音、祝(のりと)に似、歌聲に渉る」とあるので明かである。併し、かゝる獨特の儀式的な表現法の外に、普

通の口語に等しい語り方もあつたと思はれる。儀式の際の語部の特殊な表現法と思はれるものに就いては、下に說くごとく、古事記の文章の中にも、また風土記の文章についても、これを指摘する事が出來る。かゝる表現を除いて、語部の普通の語り方は、卽ち、古事記に表現せられてゐる種々の物語の體が、それであつたらう。また、語部の語る內容が、相當長かつた事は、平安朝時代に至つても、大嘗會の際に、國栖歌は五回、悠紀風俗は四回を奏するのに、語部の古詞は、かやうに反覆してゐない事によつても明かである。（但、北山抄によると、出雲・美濃・但馬の國の語部が、各別々に古詞を奏したやうであるが、さうすれば三回繰り返した事になる。）それでは、平安朝の初に、多く國々から語部を招集した際には、非常に多くの回數を奏せなければならなくなるから、寧ろ、語部は、同一の古詞を、各國々の語部が、ともに聲を合せて誦したものと考へたい。後には、語部の衰へるとともに、その詞も短くなり、人數も少くなつたので、各國で、別個に語つたものであらう。

語部が、平安朝時代に、大嘗會のごとき神聖なる大儀に於いて、古詞を奏したといふ事は、文化が進步しても、古風のものは、さうした傳統的の儀式の際には多く殘るものであるから、漸く、此の儀式にすがつて、語部の古詞が殘存したといふばかりではない。語部の本質には、古くから、さうした儀式的な所があつたものと思はれる。卽ち、古代の神話を傳へわが國家の

由來を語る語部は、最も重要かつ神聖な職業であつたに相違ない　いかにも、祝詞に音調を同じうしてゐると云はれる如く、ひとり音調ばかりではなく語部の役目も亦、神に奉仕し、神託によつて、古代の神話を語り明かし、以て民衆に、わが國家の歷史や、國體の本質を語つて、國民に必要なさま〴〵の教養智識を與へる所にあつた事であらう。祝詞の中に、語部によつて語られる古代の神話と、同樣の事がらが、より一層律語的な調子で、讀み入れられたものを見出すのは、たま〴〵、語部の古詞と、祝詞との交渉を示すものであり、語部と祝(はふり)との關係をも考へしめるのである

平安朝時代に語部の語る古詞とは、いかなる內容のものであつたか分らないが、上古の語部は、歷史が記錄せられる以前においては、その歷史を誦習して、これを傳へる事が重大な任務であつたらう、かくて、わが神話が傳へられ、皇室の御系譜が傳へられ、皇位繼承の御次第に就いても、語り傳へられたのである。此の語部は、各氏族に屬する者もあり、各地方に住する者もあつた。各氏族に屬するものは、その部屬の來由について、これを語り傳へ、各地方に住する者は、その國々の來由に關するさま〴〵の話を覺えてゐた　風土記に、古老云ふとて、種々の說話の錄してあるものの中には、必ずや、此の語部の語つた話を記したものも多かつた事であらう　古老といふのは、語部氏に屬する人々ではなかつたらうか。文字で記載す

る方法が進歩してからは、此の語部の必要は甚だ減少し、人間の記憶力も次第に退化して、遂にその職業をも失ふに至つたが、上古においては、此の人々の頭腦が、そのまま生きた人間の歴史書となつてをり、また文學書の役目をもつとめてゐたわけである。併し、その眞の性質は、歴史や文學といふ以上に、國家の成立、來由を、神聖に考へ、これを以て、倫理道德とし、神の審判の標準をも此所にもとめた、宗教的意義が甚だ多かつた事と思はれる　古事記は、かかる語部の古詞の姿を傳へる所が甚だ多いのである。語部は、最も重要なる、古事記の直接の材料の供給者であつた。

四　樂　府

樂府と大歌　語部以外に、今一つ、重要なのは、樂府である。此の文字は、日本書紀の神武天皇卷に見えてゐて、「ウタマヒノツカサ」と訓ずる　此の訓は、大寶令で定められた後代の「雅樂寮」に對しても、同じ訓を附してゐる。此の樂府で歌はれた大歌は、語部の奏するものとは、別箇の種類に屬するものであるが、これが多く古事記の中にもとり入れられてゐる　古事記の成立に當つては、語部の物語とともに、樂府の大歌をも多く取り入れたのであ

る。かつ又、樂府においては、單に歌唱ばかりではなく、演劇類似の事をも傳へてゐたらしい。歌を掛合で歌ひ、かつこれに若干の身振動作をも伴ふのである。従つて、その中には、簡單な筋もあり、一種の歌劇の原始的な面影さへ備へてゐる。さうして、その內容には、多く神代の說話が取り扱はれ、神々が現はれる。かう云ふものは、やはり、神話を傳へてゐるのであるから、古事記や日本書紀のごとき、或ひは、今日傳はらぬそれ以前の、史書を編む際の材料として參考せられた事は疑ない。古事記の神代卷にある、名高い、八千矛神と須世理毘賣、沼河比賣との三神の歌の對話による物語の一條は、その動作の描寫に至るまで、確かにかゝる歌劇的なものから取り入れた部分に違ひない。なほ、これらに關しては、記紀歌謠の項で、再說する。

五　史　書

史書·記錄の影響　次には、文字が輸入せられ、史官によつて盛んに記錄が書き殘されるやうになり、かつ聖德太子の御撰によつて、始めて系統だつた史書を有するに至つたが、これらの史書·記錄の類も亦、古事記撰述の參考に供せられた事は疑ない。決して單一に、語部の物語にのみ依存してゐたわけではない。古事記中卷の崇神天皇條以下には、天皇崩御の干

支年月を記してゐる。例へば、仲哀天皇の條に、

凡てこの帶中津日子天皇の御年、伍拾貳歲壬戌の年六月の十一日崩りましき御陵は河内の恵賀の長江にあり皇后の御年一百歲にして崩りましき。狹城の楯列の陵に葬りまつりき。

とある。此の分註を、古事記傳、及び古訓古事記では除いてゐる。卽ち、これらは、稗田阿禮が誦み傳へた勅語の舊辭の中のものではなく、後人の加へたものと爲してゐるのであるが、さういふ明證はなく、古事記の諸本には、すべてこれがある。古い時代には、かかる分註がなく、崇神天皇以後にこれがあるのは、記錄が備はつて來たから、天皇、皇后の御齡などを、明かに記し奉つた記錄・史書が存したので、それによつて、かかる註をも書き加へたものと見るべく、これはやはり、太安麻呂の所爲と考へられるから、古事記の序文に、「姓の日下に玖沙訶と謂ひ、名の帶の字に多羅斯と謂ふ、此の如きの類は、本に隨ひて改めず」とある「本に隨ふ」といふのも、かかる史書・記錄類の書き方の習慣に從ふといふ意味であらう。かやうにして、內容にも亦、さう云ふ史書・記錄の類によつて補ひ足した所もある事と思はれる。右の分註のごときも、古事記の諸本では、分註ではなく、本文の中に入れてゐるものもあるのである。併し、かかる史書・記錄の類は必ずしも多くは採用せられなかつたであらう。さういふ史書・記錄類を記したものは、歸化人が多く、文筆の技を以て仕へてゐたわけであるが、それだけに、さうい

ふ人々の記載には、外國趣味、支那思想の影響、雰圍氣が多かつた。 日本書紀に、此の方面の著しい反影を見出すのであるが、古事記は、言語・內容にわたつて、吾が國の純粹なるものを、取り綜べる事が主なる目的であつたから、勿論、さう云ふ方面の影響からは極力脫しようとしたのである。 しかも、支那文化の傳來、旣に久しくして、古事記の中にも、なほ多少のさうした匂を感ぜしめるものが無いではない。

支那思想の影響 例へば、神代卷に、伊弉那岐命が、黃泉の伊弉那美命のお姿を見て逃げ歸られるのを、黃泉醜女が追ひかけて來る所に、桃の實の靈驗によつて醜女を擊ち退けられる事が記してあり(その原文は下に出だす)、大いに、これを感謝せられる事が書いてあるのは、桃を仙藥と見る、支那の古代思想の匂がある。 此の同じ事が、日本書紀の第九一書にも出でてをり、それには、古事記に見える葡萄や筝の事はなく、ただ桃の事だけを、

是の時に雷等皆起ちて追ひ來る。 時に道の邊に大きなる桃の樹有り。 故伊弉諾尊其の樹の下に隱れまして、因て其の實を採りて、以て雷に擲ちたまへば、雷等皆退げて走りき。 此れ桃を用て鬼を避くる緣なり。

と記してゐて、これになると一層支那思想の匂がする。 然るに、書紀の第六一書では、古事記と同じ事を記して、葡萄や筍の事もその通りの順序に出で、前後の叙述が、最も古事記に類似

してゐるのであるが、これには第三番目の危難を免れ給ふ桃の事はなく、ただ葡萄と笋の後、泉津平坂の所に、一書を引いて

一云く、伊弉諾尊乃ち大樹に向ひて放屁したまふ。此れ卽ち巨き川に化成りぬ。泉津日狹女其の水を渡らんとする間に、伊弉諾尊已に泉津平坂に至りましき。

とあり、桃の代りに、川の事を出してゐる。恐らく、此の桃の事は、支那思想の分子が、後になつて入つて來たもので、元來は、これを缺くか、或は、かやうな川の事などがあつたものであらう。

桃が惡鬼を拂ふといふ事は、支那思想で、例へば、莊子に、

挿桃枝於戶、連灰其下、童子入而不畏而鬼畏之。是鬼智不若童子。（「藝文類聚」果部所引「莊子」逸文）

と見え、風俗通に引いてゐる「黃帝書」の記事は更に委しいもので、

上古之時、有神荼・鬱壘昆弟二人、性能執鬼。度索山上、桃樹下、簡閱百鬼、妄禍害則縛以葦索、執以食虎。於是縣官常以臘除夕飾桃人、垂葦茭、畫虎於門、皆追效前事、冀以衞凶也。

とある。同樣の事は、「太平御覽」所引「山海經」の逸文等にも見えてゐるが、これが「荊楚歲時記」の云ふ如く、正月一日に桃を戶に挿して、百鬼を畏れしめる行事のもととなつたのである。支那における桃の靈効に就いては、その他、桃花源の話や、桃の實を盜む東方朔の

話や、これに類した事は、支那の書籍に多く出てゐて、淵鑑類函卷三百九十九の桃の條、又、古今圖書集成の博物彙編草木典第二百十九卷の桃部に引かれてゐる多くの書籍を見れば明かである　かやうな、支那の靈桃思想が、夙く、わが語部に影響して、かの黃泉平坂の桃の條が出來たものかも知れない。　いづれにしても、外來の說話の影響は、案外早く傳へられるもので後世にも、室町時代に、ホーマーのオデッセーの話が渡來して百合若傳說が生じたと云はれて居り、或ひはイソップの協同共力の必要を說いた矢の譬喩談が、早く影響して、毛利元就が三子を誡めた物語となつてゐるのと同じ事で、いづれにしても、史官に歸化人が多く、さうでなくとも、文學に携はる者は、多少とも支那の典籍に通じてゐたに違ひない事を考へればわが古代の說話に、漢文學の影響のある事も、當然であらうと思はれる。　尤も、中には、人手が足りなかつた爲めに、學問の普及しない上古にあつては、可成り、あやしげな學力の人をも、史官として採用したらしいが、さう云ふ人は、論外である。　ただ、古記の載錄に當り、史官のある者が、これに何らかの影響を及ぼしたであらうと考へるのである。

なほ、古事記の序文が、唐の長孫無忌の五經正義の上表文を模して書かれたものである事は明かで、言々句々類似の點が指摘出來る。　これらも、古事記の內容に關するものではないが、漢籍漢文の影響を明かに示すもので、多少文學の智識があつた人には、さういふ事も多か

つたであらう。古代の說話の內容にも、知らず〳〵の間に、さうした影響が及んでゐなかつたとは云はれない。

（五）撰　者

天武天皇　古事記は、天武天皇が原形を作り給ひ、稗田阿禮に、これを記憶せしめられ、さうして、太安麻呂が、これを筆錄したのである。從つて、此の方々の、いづれもが、古事記の撰に携はつてゐるわけであるが、就中、天武天皇の、わが國史を傳へられた御功績に就いては、國民は大いに欣慕感謝し奉らなければならぬ。これは全く、天皇の、國家の傳統を尊重せられる御信念に出でてゐるもので、古事記は、天皇の親撰と申し上げてもよいほどに、その御意見が多分に含まれてゐると考へられるのである。

稗田阿禮　稗田阿禮は、圖書の代用としての役目のみではなく、その驚くべき記憶力は、よく、國語の保存に堪へて、天皇の御信任を裏切らなかつた。此の稗田阿禮が、男子であるか婦人であるかといふ事が問題となつてゐるが、これは輕々に斷じられない。古事記の序文によれば、阿禮は舍人の役目をしてゐた人であり、天武天皇から勅語の舊辭を受けた時は年

二十八であつた。弘仁私記序その他によると、稗田氏は天鈿女命の後裔で、猿女君の一族である。猿女氏は、先祖の天鈿女命が、天岩戸の前で神樂を踊つた如くに、神祇に奉仕する巫女を職業としてゐた。併し、日本書紀神代卷には、瓊々杵尊から、天鈿女命が猿女君と姓氏を賜はつた事を記して、「故猿女の君等、男女皆呼びて君と爲すは、此其の緣也」とあるのは、男女ともに猿女君と云うた證據で、その女子は、平安朝には、縫殿寮に仕へて、大嘗會、鎭魂祭等の時には女子の御巫とともに巫女としての役目をも務めたのである。即ち、御巫舞とともに、猿女舞をも奉仕した事は、天岩戸前の天鈿女命と同様であつた。併し、猿女氏の男子は、巫女以外の職務に從事したであらう。稗田阿禮は舍人をしてゐたのである。これは阿禮が男子であつた事を示すもので、古事記序文の書き方も、阿禮を男子らしく記してゐる。女子ならば、まう少し形容を優しくかつ、女子であるといふ點を明かにした事であらう。併し、記憶力に富み、長篇の物語の誦習に堪へたものは、必ずしも男子であるばかりではなく、むしろ女子の方が、さういふ目的には適してゐる。從つて、此の點は男子であつても女子であつても差支ないが、たゞ稗田阿禮に關する限り、これを女子であると決定する證據は無いのである。

太安麻呂　太安麻呂は、壬申の亂に於いて、最初から天武天皇の御爲めに活躍して大功をたてた多朝臣品治の子である。慶雲元年に從五位下、和銅四年に正五位上、靈龜元年に從

四位下、同二年には氏長者となり、養老七年に歿した。時に、民部卿の職にあつた。古事記の筆録とともに、日本書紀の撰にも携はつたと云はれる。

修史の態度　稗田阿禮が、かりに和銅四年に六十の老人であつたとすれば、その廿八歳の時は、天武天皇八年の頃である　天武天皇十年には、天皇御親裁のもとに、大仕掛な修史の事業が、計劃せられたのである。此の兩者の前後は明瞭でないが、いづれにしても天武天皇の御意見としては、歴史を編む上に別個の二つの意見を持つておいでになつた。一つは、國語的、且つ統一的な一貫した物語風のもの、一つは、漢文の史書で、説話列擧風の記錄體のものである。前者は、どちらかと云へば、一般國民の必讀書として興味深く書かれ、大衆的な使命を帶びてをり、後者は、むしろ學術的、研究的、從つて稍煩瑣な、讀んでは面白からぬものであつた。史書には、此の二方面がある。其のいづれをも天武天皇は企圖あそばされたのである。さうしてその御計劃は、一は古事記として、他の一つは、古事記

太安萬呂像（前賢故實）

に遲れて、日本書紀として完成せしめられたのである。

此の撰者に名を列ねる方々が、古事記を撰述するに當つては、その原資料として參考せられた語部の物語や、その他の、樂府の演劇等の內容に可成り忠實に、これが取捨選擇せられてゐるといふ事は注意しなければならぬ點である。故に、同一の神である大國主命が、時として、他の說話、他の叙述の中にあつては、異なつた御名で現はれるといふやうな事も起る。また、此の他にも同一の方が、場所の異なるに從つて、異なつた名稱で呼ばれるといふやうな事もある。それは、その原資料の記載、又は語り傳へた場所の異なるに從つて、異なる名稱で現はされてゐたのを、そのまゝに、これを取り入れたから、一見さう云ふ不統一の外觀をも呈してゐるやうになつたのである。併し、全體の體系としては、何らの矛盾もなく、終始一貫、統一してまとめられてをり、かつ又、撰者の意見の中に、それが十分に消化せられてゐるとともに、一方においては、それ〳〵の資料の本文に可成り忠實であつて、語部の語る趣や、その內容等を變更してしまふといふやうな事がなかつたのは、日本書紀の、一定の記法に全然書き改めてしまふやうな態度に比して、古事記の、あくまでも古傳を遵守しようとする態度を徹底せしめたものであり、此の點に關して、叙述が一貫統一しない憾があるといふ非難は當らないのである。

書名 なほ、古事記といふ題號の讀み方に就いても、二說があり、フルコトブミと訓讀すべきか、コジキと音讀すべきか明かでないが、本文を全部訓讀する例にならへば、書名も亦訓讀すべきである。　これ以前の、帝紀本辭の類も亦、多く訓讀せられてゐる。　訓讀すると、舊事記の書名と紛れるといふ意見があるが、紛れても差支へなく、殊に舊事記は、僞撰と云はれる書であるから、さう云ふ事には關はらず、古事記の書名を、訓讀したものと考へても差支へない。併し、今日では普通音讀せられてゐる。

第二節　內容

一　上卷の梗概

天地創造　古事記は、次の如き壯重な文章で、始まつてゐる。

天地の初發の時、高天原に成りませる神の名は、天之御中主神、次に高御產巢日神、次に神產巢日神、此の三柱の神は、並獨神成りま

宇宙の最初の時に當り、高天原に現はれ給うた神樣の御名は、先づ第一に天御中主神、次には高御產巢日神、次には神產巢日神と申し上げ、此の三所の神樣は、皆獨立の神樣

して、身を隱したまひき。 次に國稚く浮脂の如くして、くらげなすたゞよへる時に、葦牙の如、萠え騰る物に因りて成りませる神の名は、宇摩志阿斯訶備比古遲神、次に天常立神、此の二柱の神も獨神成りまして身を隱したまひき

上の件五柱の神は別天神

として現はれ給ひ、自然とその御身體をお隱しになつた、次に、國土は未だ固まらず柔かで水の上に浮いてゐる脂のやうであり、海月のやうに漂うてゐる時、その中から、葦の芽が萠え上るやうに、勢ひよく生え出でる一つの物體によつて現れ給うた神様の御名は、宇摩志阿斯訶備比古遲神、次には、天之常立神と申し上げる。 此の二所の神様も、獨立の神様として現はれ給ひ、自然とその御身をお隱しになつたのである。

以上の五所の神様は、別天神と申上げる。

簡朴な表現で、天地初發の神々の名を誦し、かつ、國土の原始の狀態を、巧まざる自然の譬喩をもつて描き出した。 浮脂・海月・葦牙等は、すべて原始日本人の生活に密接な關係のあるものであつたらう。 かく天地創造の段は、莊重ではあるが、親しさを感じさせる表現をもつて、また活動的な情景をもつて、描かれてゐる。

神世七代　かくて、此の神々の次に、國之常立神、豐雲野神(此の二柱の神も獨神である)、次に、宇比地邇神とその御妹須比智邇神、角杙神とその御妹活杙神、意富斗能地神とその御妹大斗乃辨神、淤母陀琉神とその御妹阿夜訶志古泥神、伊邪那岐神とその御妹伊邪那美神が現はれ給うた(此の五柱の神は、二柱の神を合せて一代とする)。 以上の七代の神々を神世七代と

申すのである。

是に、天つ神諸の命もちて、伊邪那岐命伊邪那美命二柱の神に、是のたゞよへる國を修理固めなせと詔りごちて、天沼矛を賜ひて、言依さしたまひき。故二柱の神天浮橋に立たして、其の沼矛を指下して、畫きたまへば、鹽こをろこをろに畫きなして引き上げたまふ時、其の矛の末より垂落る鹽、積りて嶋と成る、是淤能碁呂嶋なり。其の嶋に天降りまして天の御柱を見立て、八尋殿を見立てたまひき。

さて、天神は種々の命令をお下しになつて、伊邪那岐命、伊邪那美命の二所の神に、此の漂うてゐる國を修理して固くせよと仰になり、天沼矛を賜うて、右のごとき任務を委任あそばされた。そこで、二所の神は天浮橋の上にお立になつて、その沼矛をさし下し、搔き廻しになると、鹽をころころと搔きまぜてお引き上げあそばされる時、その矛の先からしたたり落ちる鹽が、積つて島となつた。是が淤能碁呂島である。その島に高天原からお下りになつて、中心となる天の御柱(大黑柱)をお立てになり、廣大なる御殿を建設あそばされた。

此所で、二所の神は、國土生をなされる爲めに、結婚の式をおあげになる事になつて、男神は天の御柱を左より廻り、女神は右より廻り給うて、まづ伊邪那美命が初に

あなにやし、え男を。

——あゝ美しい、吉い男子よ。

と仰せになり、次に伊邪那岐命が、同樣に、

あなにやし、えをとめを。

――あゝ美しい、吉い少女よ。

と仰せになつた。然るに、二神の間に生れ給うたのは、水蛭子であつたので、此の子は葦船に入れて流し捨て給うた。次に粟島をお生みになつたが、これも御子の數に入らない。かやうに御子の出來がよくないので、二神が天神にそのわけをお尋ねになると、それは結婚の際、女の方が先に物を言うたのがよくなかつたのであるから、やり直しをせよとの仰である。そこで再び前の如く天の御柱を廻つて、伊邪那岐命の方が先に、

あなにやし、えをとめを

と仰つて、結婚をあそばされ、御子をお生みになると、此度は、立派な國土が出來た。即ち淡路の穗の狹別の島(淡路島)、伊豫の二名の島(四國)、隱岐の三子の島(隱岐島)、筑紫の島(九州)、伊岐の島(壹岐)、津島(對島)、佐渡の島、大倭豐秋津島(本州)の八島がそれで、此の故に、わが國を大八島國と謂ふのである。その後に、吉備の兒島(今の岡山縣の兒島半島)、小豆島(瀨戸內海の小豆島)、大島(山口縣にあり)、女島(大分縣にあり)、知訶島(今の五島列島及び平戶

小豆島(余島)

島等)兩兒の島(不明)の六島をお生みになり、これで國土の方は揃つたから、次に諸々の神達をお生みになつた。 卽ち、風の神・木の神・山の神・野の神等、多くの神々を生み給うて、最後に、火の神をお生みになる時、火傷して、伊邪那美命は遂になくなられたのである。 以上で、二所の神の共にお生みになつた島は、合計十四島、神々は都合三十五神であつた。

人口增殖 伊邪那美命の御葬が了つた後にも、伊邪那諾命は、どうかして女神に逢ひたくお思ひになり、黃泉國(死者のゆく國)に伊弉那美命のあとを追つて行かれた。 そこで女神は男神に向ひ、「あなたのお迎へが遲いため、黃泉の國の食物をたべましたから、とても歸る事は出來ないでせうが、一應黃泉神に聞いて見ませう。 その間、私を御覽になつてはいけません」と云つて、戶の內に入られた。 それを男神が、火をともしてそつと御覽になると、女神の御身體には蛆が涌き、八種の雷神が現れて、二目とは見られぬ恐しい有樣であつたので、男神は驚いて逃げ出された。

その妹伊邪那美命、吾に辱見せたまひつと言したまひて、卽ち、黃泉醜女を遣して追はしめき 爾伊邪那岐命黑御鬘を取りて、投げ棄てたまひしかば、乃ち蒲萄の子生りき。

その時、女神の伊邪那美命は、「私に恥をおかかせになつた」と仰つて、すぐに黃泉醜女といふ鬼どもをやつて、追ひかけさせられた。 そこで、伊邪那岐命は、黑い髮鬘を取つて、投げ出されると、それが葡萄の實となつた。 醜女が

是を摭ひ食む間に逃げ行でますを、猶追ひしかば、亦其の右の御髻に刺させる湯津爪櫛を引き闕きて投げ棄てたまへば、乃ち笋生りき。是を拔き食む間に逃げ行でましき。且後には、其の八雷神に千五百の黃泉軍を副へて追はしめき。爾御佩かせる十拳劒を拔きて後手に振きつつ逃げ來ませるを、猶追ひて黃泉比良坂の坂本に到る時に、其の坂本なる桃の子を三箇取りて待ち擊ちたまひしかば、悉に逃げ返りき。爾に伊邪那岐命、桃子に告りたまはく、汝吾を助けしがごと、葦原中國に有らゆる現しき青人草の苦瀨に落ちて患惚しまん時に助けてよと告りたまひて、意富加牟豆美命と號ふ名を賜ひき。最後に其の妹伊邪那美命身自ら追ひ來ましき。爾ち千引岩を其の

これを拾つて食べてゐる間に、逃げて行かれたが、なほも追ひかけて來たから、今度は右の髻にさしてをられた齋津爪櫛の齒を引き折つて投げ出されると、それが笋となつた。これを引き拔いて食べてゐる間に逃げて行かれた。それから又後には、かの八種の雷神に、多勢の黃泉國の軍勢を添へて、追ひかけさせられた。それで、伊邪那岐命は、帶びて居られた長い十拳劍を拔いて、後の方に振り廻しつつ逃げて來られたのを、なほも追ひかけて、黃泉の比良坂の下に來た時に、その坂下にあつた桃の實を三箇取つて待ちうけて擊ちかけ給うたので、全部逃げ去つてしまつた。そこで伊邪那岐命が桃の實に仰るやうは、「お前は、私を助けたやうに、此の日本國中のすべての生きとし生ける人民達がつらい瀨戸際に陷つて苦しんでゐる時に助けてくれよ」と仰つて、桃に大加牟豆美命といふ名をおつけになつた。しまひには女神の伊邪那美命御自身で追つて來られた。そこで大磐石を此の國土と黃泉の堺なる比良坂に蓋として塞いで、その岩を間に

黃泉比良坂に引き塞へて、其の石を中に置きて、各對き立たして、事戸を度す時に、伊邪那美命言したまはく、愛しき我が夫の命、如此爲たまはば、汝の國の人草、一日に千頭絞り殺さむとまをしたまひき。爾に伊邪那岐命詔りたまはく、愛しき我が妹の命、汝然か爲たまはば吾は一日に千五百產屋立ててむとのりたまひき。是を以て一日に必ず千人死に一日に必ず千五百人なも生まるる。

隔てて、男神女神が相向ひ立ち、離緣の言葉を云ひ渡される時、まづ伊邪那美命が仰せられるやうは、「いとしのわが夫の君よ、あなたが、此のやうな事をなされるならば私は、あなたの國の人民を一日に千人絞り殺しませう」と仰つた。そこで伊邪那岐命が仰せられるやうは、「いとしのわが妻の君よ、お前がそのやうな事をなされるのであるならば、私は一日に千五百の產室を建てて赤子を作らう」と仰つた。此のやうなわけで、一日に必ず千人の人が死に、また一日に必ず千五百人の人が生れて、人口が增加するのである。

此の黃泉比良坂は今の出雲の伊賦夜坂(現今の出雲國八東郡揖屋村)であるといふ。右の一條はこれだけで獨立した興味の深い說話である。女神が、自分の姿を見てはいけないと仰せられたので、男の神は一層その好奇心をそゝられ給うたのは、人間に共通の感情である。さうして、その忍び見られた女神は、恐ろしいお姿であつたので逃げ出されたのを鬼が追ひかけて來る　此の邊は漸層法的に、追ひかけの危難と、それを危く脫出遊ばされる話とが、面白く描き出されてゐる　なくなられた女神を戀ひ慕はれる男神の人間的感情がもとで、そ

れからそれへと話は發展して、死體の有樣を幻想的に描いたり、鬼の貪食を利用したり、さまざまな事があつて、遂に、兩神の問答によつて人口增殖の理を說明する所に至るまで、息もつかせない緊張と間然する所のない手法をもつて、用意周到に物語が進められてゐる。

天照大神と須佐之男命　さて、伊邪那岐命は黃泉で御身が穢れたといふので、九州の日向の橘の小門なる阿波岐原(現今の宮崎縣の宮崎村字靑木の地と云ふ)といふ海岸で禊祓の式を遊ばされた。その際樣々の神々が現はれ給うたが、最後に、左の御目を洗ひ給うた時に、現れ出で給うたのが天照大神、右の御目を洗ひ給うた時に、現れ給うたのは月讀命、御鼻を洗ひ給うた時に現れ給うたのは建速須佐之男命である。此の時に、伊邪那岐命は三柱の貴子を得たとて、甚だお喜びになり、天照大神には高天原を治めよと仰られ、月讀命には夜の食國を治めよと委任せられ、建速須佐之男命には海原を治めよと命せられた。然るに、須佐之男命は委任せられ給うた國をお治めにならず、いつまでも泣き喚いて暴れてをられるので、多くの惡神達も共に叫び、天下騷然とした。それで、伊邪那岐神はお怒りになり、須佐男之命を此の國には置かないと仰せられて、追放あそばされた。

故是に速須佐之男命の言したまはく、然らば天照大御神に請して罷りなむと申した

そこで速須佐男命が仰せられるには、「それでは天照大御神においとまを申し上げて參りませう」と仰つて、高

まひて、乃ち天に參上ります時に、山川悉に動み、國土皆震りき。　爾に天照大御神聞き驚かして、我が夫の命の上り來ます由は、必ず善しき心ならじ。　我が國を奪はむと欲すにこそと詔りたまひて、卽ち御髮を解き、御髻に纏かして、左右の御髻にも、御鬘にも、左右の御手にも、各八尺勾璁の五百津の御統の珠を纏き持たして、背には千入の靫を負ひ、五百入の靫を附け、亦稜威の竹鞆を取り佩ばして、弓腹振り立てて、堅庭は向股に踏みなづみ、沫雪如す蹶ゑ散らゝかして、稜威の男建蹈み建びて待ち問ひたまはく、何ど上り來ませると問ひたまひき。　爾に速須佐男命の答白したまはく、僕は邪き心無し。　唯大御神の命以ちて、僕が哭きいさちる事を問ひ賜ひし故に白しつらく、僕は妣

天原に上つて來られる時に、山や川や國土が全部震動した。　それで天照大御神はそれを聞いてお驚きになり、「わが弟君の上つて來られる理由は、決して善い心からではあるまい。　私の國を奪ひ取らうとお思ひになるのであらう」と仰せられて、すぐに御髮を解きほどき、髮の毛を男髻にお結ひになつて、左右の髻にも髮飾りにも、左右の御手にも、皆、立派な曲玉を澤山紐に結び通した玉飾りをお卷き附けになつて、脊には千本入の靫を脊負ひ給ひ、前には五百本入の靫をもお附けになり、亦腕には勇ましい竹製の鞆をお取り附けになつて、弓の眞中を取り弓を振り立てて、大地をば兩股で踏み附け、土を沫雪のやうに蹶散らして、元氣な男らしい叫び聲を大地を踏んではお叫びになり、速須佐男命の來られるのを待ち受けてお訊ねになるやうは、「どうして此所に上つて來たのか」とお訊ねになつた。　そこで速須佐之男命のお答へ申されるやうは、「私は惡い心はありません、たゞ伊邪那岐神の御言葉として、私の泣いて駄々をこねるわけを御詰問になりましたので、私が申し上げますやうは、私は亡き母上の住まれる國に往きたいと思つて泣くのでございま

の國に往らむと欲ひて哭くと申ししかば、大御神、汝は此の國にはな在みそと詔りたまひて、神逐ひ逐ひ賜ふ故に、罷往りなむとする狀を請さむと以ひてこそ參上りつれ、異しき心無しと申したまへば、天照大御神、然らば汝の心の淸明きことは何にして知らましと詔りたまひき、是に速須佐之男命各誓ひて子生まなと答白したふ。

すと申しあげました所、伊邪那岐神は、それではお前は此の國に住むなと仰せられて、私を追放あそばされましたので、私が黃泉の國へ參らうとする樣子をお知らせ申し上げようと思つて參上致した次第です。 他に惡い心などはありません」と仰せられたので、天照大神は、「それではお前の心が淸く明らかであるといふ事が、どうしたら分りませうか」と仰しやつた。 そこで、速須佐之男命は、「では二人で各々神に誓ひを立てて、子供を生んで見ませう」とお答へになつた。

かくて天照大神が、須佐之男命の佩びて居られた十拳劍を借りて、それを齧み、息をお吹きになると、三所の女子が現れ給ひ、同じく、須佐之男命が天照大神の八咫勾珠の五百津御統の珠を借りて、それを齧み、お吹きになつた息吹の中からは、五所の男子が現れ給うた。 それで須佐之男命は、自分が綺麗な心を持つてゐる爲めに、自分の佩びてゐた劍から女子を得たのであると仰せられて、勝ち誇り給うたあまり、種々な亂暴狼藉を働かれたので、天照大神は畏れて、天岩屋の戶を閉めて、その中にお隱れになつたから、高天原も、葦原の中つ國も全部闇黑となり、多くの災が起つた。 多勢の神々は驚いて、天の安の河原に集り、相談せられた結果、天

の岩屋の前で、常世の長鳴鳥卽ち鷄を鳴かしめ、天の香山で根こそぎ掘り出した榊の上の枝に玉を、中の枝に鏡を、下の枝に白和幣靑和幣を取り附けたものを御幣として、太玉の命が持ち、天兒屋の命が祝詞をとなへられ、天の手力男の神が岩屋の戶の傍に隱れ、天の宇受賣の命が、神懸となつて桶を伏せた上で、これを踏み轟かしつつ踊られる樣を見て、多勢の神が大聲をあげてお笑ひになつたから、天照大神は不思議に思つて、戶を細目におあけになつた所を天の兒屋の命と太玉の命が、かの鏡をさし出して天照大神にお見せ申上げ、手力男の神が、御手を取つて引き出し奉つたのである。　そのあとで早速、太玉の命は、尻久米繩卽ち七五三繩を大神の後の方に張つて、此から內へはお入りにならないやうに申し上げ、須佐之男命は、鬚と手足の爪を科料に切り取られて追放せられ給うた。　以上の所は、語部の語りぶりの特色のはつきり出てゐる名文で、特に、須佐之男命昇天の所と天照大神の男裝遊ばされる邊の勇壯な文章は、これを語る語部の表情聲音さへも髣髴とさせる。　語部の本辭の中でも、表現の雄勁な有數の部分であらう。　天照大神と須佐之男命の、御子をお生みになる箇所に就いては、下に更に詳しくその文章を解剖して見る事とした。

八岐大蛇退治　かくて須佐之男命は追放せられ給うて、出雲國の肥の河上(肥河は今の斐伊川)の鳥髮(今の船通山卽ち鳥上山の麓)の地に降つて來られた。　此の時箸が河に流れて

來たので、その川の上流に人が住んでゐると思ひ川上に上つて行かれると、老人と老女の二

出雲地方の圖

人が、少女を中に置いて泣いてゐる。それで、「お前達は誰だ」とお尋ねになると、「私は國つ神大山津見神の子で、私の名は足名椎、妻の名は手名椎、娘の名は櫛名田比賣と申します」と答へた。亦「お前の泣くのは何故か」とお尋ねになると、「私の娘は八人居りましたが、高志(今の出雲の古志村、或は越の國で北陸地方かとも思はれる)の八俣大蛇が毎年來て食つてしまひました。今年も、それが來る時となりましたから、泣いてゐるのです」と申し上げた。「その大蛇はどんな様子をしてゐるか」。「その目は赤酸醤の如く、身體は一つで頭も尾も八つあり、長さは谿八谷、峽八尾を越え、腹からはいつも血が流れてをります」。「此所にゐるのは、お前の娘だね、私にくれないか」。「でもあなた様のお名前を存じ上げないのでございますが」。「わしか、

わしは天照大御神の弟で、今天から下つて來たところである」。「それはおそれ多い方でございますでは娘をさし上げませう」と答へたので、此所に、須佐之男命の御指圖に從つて、强い純酒を釀造し、垣を結ひ廻らし、垣に八つの門を作り、門の中には八つの棧敷を作り、棧敷の上に酒槽を置いて酒を入れた。かくて用意が出來上り待つてゐると、案の如く、大蛇が來て酒を飮み、醉つて寢てしまつた。そこで、須佐之男命は大蛇を切り殺し給ふと、肥河には血の川が流れ、眞中の尾からは大刀が現はれたので、これを天照大御神に獻上遊ばされた。これが即ち草薙の大刀である。

此の所に至り、一轉して、高天原より出雲國に移る。さうして、名高い八岐大蛇退治の一段がある。この大蛇や龍を退治するといふ話は、どの國の古代說話にも必ず存在する、英雄譚には必要な一節である。それが須佐之男命の場合には、美女と智謀と醇酒と、さういふ豐醇な雰圍氣の中に、物語は展開せられてゐて、興味津々たるものがある。

八雲立つの神詠　須佐之男命は、出雲の須賀の地に御夫婦の住まれる宮殿を作り給ひ、

八雲立つ、出雲八重垣、妻ごみに、八重垣造る、その八重垣を

多くの雲が立ちのぼり、其ののぼる雲が八重に重なつて垣根をなし、可愛い妻を籠めようとして八重垣を造つてくれる。あゝその八重垣よ。

と云ふ歌を作られた。これを、和歌の最初としてゐる。かくて、御夫婦の間には、御子様がお出來になり、須佐之男命を第一代として、その第七代目の御孫が大國主命である。此の神には、大穴牟遲神、葦原色許男神、八千矛神、宇都志國玉神等の別名がある。

稻羽の白兎　此所に物語の主人公は、大國主命となる。此の大國主神には、多勢の御兄弟があつた。此の御兄弟達は、いづれも稻羽の八上比賣（因幡國の八上郡の美女）を妻に迎へようとせられ、一緒に稻羽に行かれた際、大穴牟遲神には袋を負はせ、從者として連れて行かれた。

於是氣多の前に到りける時に、裸なる菟伏せり。八十神其の菟に云ひけらく、汝爲むは、此の海鹽を浴み、風の吹くに當りて、高山の尾の上に伏してよといふ。故其の菟、八十神の教ふる從にして伏しき。爾に其の鹽の乾く隨に、其の身の悉に風に吹き拆えし故に、痛苦みて泣き伏せれば、最後に來ませる大穴牟遲神其の菟を見て、何由も汝泣

そこで、氣多の崎まで行かれた時に、赤裸となつてゐる兎が倒れてゐた。神々達がその兎に仰るやうは、「お前の手當は、此の海水で身體を洗ひ、風に吹かれて、高い山の頂で寢てゐたらよからう」と云はれた。それでその兎は、神々達の教のとほりにして寢てゐた。所が、その海水の乾くに從ひ、身體の肉が皆風に當つて割れてしまつたので、痛くて泣き倒れてゐると、神々の最後に通りかゝられた大汝神が此の兎を見て、「どうしてお前は泣き倒れてゐるのか」とお尋になつた所、兎がお答へするやうは、

き伏せると言ひたまふに、菟答言さく、僕淤岐嶋に在りて、此の地に度らまく欲つれども、度らむ因無かりし故に、海の和邇を欺きて言ひけらく、吾と汝と族の多き小きを競べてむ。故汝は其の族の在の悉率て來て、此の嶋自り氣多の前至皆列み伏し度れ、吾其の上を踏みて走りつゝ讀み度らむ、於是吾が族と孰れ多きといふこと知らむ。如此言ひしかば、欺かえて、列み伏せりし時に、吾其の上を踏みて讀み度り來て、今地に下りむとする時に、吾、汝は我に欺かえつと言ひ竟れば、卽ち最端に伏せる和邇、我を捕へて、悉に我が衣服を剝ぎき。此に因りて泣き患ひしかば、先だちて行せる八十神の命以ちて、海鹽を浴みて風に當り伏せれと誨告へたまひき。故教への如爲しかば、我が

「私は隱岐嶋に居りまして、此の本土に渡りたいと思ひましたが、海を渡る方法がありませんので、海の鮫をだまして、かやうに申しました。『私とお前と仲間の多い少いを競爭しよう、それで、お前はその仲間をありつたけ連れて來て、此の嶋から氣多の崎まで皆海の上に列んで勢揃へをしてゐてくれ、私はその上を一々踏んで向ふに走り行きながら、お前達の數を數へて渡つて行かう。さうすれば、私の仲間とどちらが數が多いかといふ事が分るだらう』かやうに申しました所、鮫がだまされて海上に列び浮かんでゐる時に、私はその上を一々踏んで、數を數へつつ渡つて參りまして、まうすぐ地上に下りようとした時、私は鮫に『お前らは私にだまされたのだ』と云つてしまひました。とたんに、一番端つこに並んでゐた鮫が、私を引つつかまへて、私の皮を皆剝いでしまつたのです。それで私は泣き苦しんでをりますと、あなた樣の前においでになりました神樣達の仰には、私に『海水をあびて風に吹かれて寢ころんで居れ』とお教へになりました。

身悉に傷はえつとまをす。於是大穴牟遲神其の菟に教告へたまはく、今急く此の水門に往きて、水以ちて汝が身を洗ひて、即ち其の水門の蒲の蕐を取りて敷き散らして、其の上に輾轉びてば、汝が身本の膚の如必ず差えなんものぞとまをしたまひき。故教への如爲しかば、其の身本の如くになりき。此稻羽の素菟といふ者なり。今に菟神となもいふ。故其の菟大穴牟遲神に白さく、此の八十神は必ずや八上比賣を得たまはじ。帒を負ひたまへども、汝が命ぞ獲たまはんとまをしき。

それで、お教のとほりにしますといふと、私の身體の肉が皆此んなに裂けてしまつたのです」と申し上げた。それで大汝神がその兎にお教へになるやうは、「今直ぐ此の川口に行つて、眞水でお前の身體を洗ひ、それからその川口にある蒲の花を取つて地上に敷並べて、その上を轉げ廻つたなら、お前の身體はもとの皮膚のやうになつて、きつと癒るはずだ」と仰つた。それで、お教の通りにした所、兎の身體は、もとのごとくによくなつた。これは因幡の白兎といふ者で、今に神樣に祀られてゐる。それで、その兎は大汝神に申上げるやうは、「此の神々達はきつと八上姫を妻とする事は出來ないでせう。あなたは袋を脊負つてお伴をしていらつしやいますが、あなた樣がきつとお貰ひになるでせう」と申し上げた。

案の定、八上比賣は、大穴牟遲神に嫁ぎたいと仰つたので、神々はお怒りになり、大穴牟遲神を殺さうと謀つて、山の中の赤猪を追ひ下すから、それを摑へろとお言付けになり、猪に似た大石を赤く燒いて轉がし落した。それで、大穴牟遲神はそれを摑へると、燒石に當つておなくなりになつたが、御祖の命や神産巣日命のお取計ひで蘇生遊ばされた。かく、種々の危難

に遭はれたので、御祖の命が御心配になり、「須佐之男命のまします根の堅洲國に行け、きつとお前の爲めによく取り計らつて下さるだらう」と仰せられて、大穴牟遲命を逃がし給うた。

大穴牟遲命と須勢理比賣　かくて大穴牟遲命は、須佐之男命の御所に參り、そこの須勢理比賣とあつて、夫婦の約束をなされた。さうして比賣が、御父上に、「立派な神樣が參られました」とお知らせになると、「それは葦原色許男命だらう」と仰つて、招き入れ、蛇の室にお寢かせになつた　それで比賣は心配して、大穴牟遲神にそつと蛇よけの領巾をお渡しになり、「もし蛇が咋ひつかうとしたら、これを三度振つてお拂ひ遊ばせ」と御注意した。それで、その通りにすると、蛇は何の危害も加へなかつた。翌日は蜈蚣と蜂のゐる室に入れられたが、これも同じ方法で無事であつた。亦矢を野原に射入れて、それを取つて來いと命ぜられ、大穴牟遲神が野の中に入ると、周圍から火をつけて野を燒かれた。その時野鼠が出て來て、「內はほら〳〵外はすぶ〳〵」と云つたので、試みにそこをお踏みになると、そこは深い穴となつてゐて、穴の中に落ち込んだ間に野火は上を通り過ぎてしまひ、矢は無事に、鼠が大穴牟遲神に奉つた。　それで、大穴牟遲神が、その矢を須佐之男命に差し上げると、今度は、大穴牟遲神に頭の虱をお取らせになつた。　その御頭をよく見ると、蜈蚣が多かつたので、須勢

理比賣が傍から椋の實と赤土とをそつと大穴牟遲神にお渡しになつて、大穴牟遲神は、椋をばちつと嚙んでは赤土を口に含んで、側にぱつと吐き出されるので、須佐之男命は、それを蜈蚣を嚙み殺してをられる事と思つて、大穴牟遲神を可愛くお思ひになりながら寢入つてしまはれた。　その間に、命の髮の毛を室の垂木に結び付けて、姫と二人で逃げ出されたが、命は眼が覺めて起き上る拍子に家を倒してしまはれた。　それで、須佐之男命が垂木に結び付けられてある髮の毛をお解きになる間に、二人は遠くに逃げのびられた。　命は漸く、黃泉比良坂まで追ひかけて來て、遙かに二人の姿を御覽になり、大穴牟遲神をお呼びになつて仰せられるやうは、―「お前が持つてゐる生太刀と生弓矢でお前の兄弟達を平げ、大國主の神として天下の主君となり、須勢理比賣と夫婦になつて、宇迦の山の麓に宮を造つて住んでをれ」と意外に親切なお言葉があつたので、大穴牟遲神はその太刀や弓矢で、不親切であつた多くの神々を追討して、國土を經營せられる事になつた。　また、八上比賣とも、以前の約束の如くに、契を結ばれた。

大國主命は、此所では大穴牟遲神として、活躍せられる。　これを語つた語部（多分は出雲系の語部）では、これを大汝神（大名持神）と申上げたのである。　有名な白兎の話もあり、大穴牟遲神が須佐之男命から試練せられて、種々の危難にあはれる話が流暢な調子で述べられてゐ

る。以上の一段は、これだけでまとまつた說話で、興味ある內容を持つてゐる、これは語部の舊辭の中でもすぐれた部分で、どの箇所を取つても面白いが、特に白兎の條の原文を掲げておいた　須佐之男命は、荒々しい英雄神の性質を備へてをられるが、大穴牟遲神は、どちらかと云へば女性的でお優しい神である。故に、常に女性との交渉が生じ、また、多くの方々から愛されてゐる。白兎を救はれた此の神の仁慈の性格が、物語發展の伏線となり、起因となつて、遂にその成功を見るに至つたわけであるが、此の敎訓的要素は、說話文學に必須の條件である。また、八上姫の妻まぎの事が物語の發端にあるが、中間に須勢理姫に關する長い話が入つてゐても、終には八上姫との結婚との事も忘れずに附け加へてゐる所など、よく首尾整へる物語である。說話の內容は、今までの話の中では、もつとも超自然的で、荒唐無稽に近いが、語る者が、全く此の話を自分のものとして、少しの誇張も虛僞もなく、淡々とかつ眞實をもつて語り出だすうちに、聽者も、完全にその童話的な物語に魅せられてしまふのである。

八千矛神と沼河比賣　此の八千矛神は、高志(越)の國の沼河比賣と關係を結ばれたので、妻の須勢理比賣が嫉妬せられた。それを避けて、八千矛神は出雲から倭の國へ行かうとせられたが、その時、須勢理比賣がわびられたので、その後今に至るまで、二神は仲よく出雲に鎭座せられてゐるのである。此の所は、歌謠を主とする歌物語となつてゐるので、歌謠の條で

述べる事にする　もとは樂府で演せられた演劇の如きものより材料を取つて、此所に此の一條を挿入したものであらう。故に、主人公の大國主命の御名も、此所では八千矛神となつて、名が變つてゐる。原資料のままの御名を用ゐたものと思はれる。

出雲三穗崎

大國主命と少名毘古名命　さて、大國主神が出雲の美保の崎に居られると、沖の方から甚だ小さい神が羅摩(草の名)の船に乘つて來られた。これは神産巣日神の御子、少名毘古那神である。神産巣日神からも、「これは自分の子で、手の指の間からくゞり落ちた子である。どうか、葦原色許男命と兄弟になつて、此の國を立派に作るやうに」といふ仰があつたので、二神共力して日本國を經營遊ばされた後、少名毘古那神は常世國へ去つてしまはれた。それで、大國主神が、大變落膽してをられると、海上光り輝く中に、神樣が近寄つて來て、「私を倭の東の山の上に祀つて下さい、さうすれば日本の國は立派に出來上るでせう」と云はれるので、此の神を三諸の山の頂に祀つた。これが卽ち三輪山の大神神社である。以上で、出

雲系の話は終り、此所に、高天原と出雲との交渉が生じて、此の兩者にまたがる話となる

天若日子

天照大御神は、「豐葦原之千秋之長五百秋之水穗國(卽ち日本國)は、自分の子、天忍穗耳命の支配すべき國である」と仰せられて、天忍穗耳命を高天原から下界へ下されたが、豐葦原の水穗の國は惡い神々が荒れてゐるからといふので、再び高天原に上つて其の事を天照大御神に報ぜられた。そこで天安河原に多くの神を集めて、御相談遊ばされ、天菩比神を遣して、平定せしめられる事になつたが、此の神は大國主神に附き從つて、三年間何の音沙汰もない。それで、次には天若日子が遣はされる事になり、天眞鹿兒弓と天鹿兒矢を賜つて遣はされたが、これ又、大國主神の御娘下照比賣と結婚して、八年間御報告をも申し上げないので、樣子を見せに、鳴女といふ雉をお遣しになると、天若日子は、かの天照大御神から頂いた天之波士弓に天之鹿兒矢をつがへて雉を射殺した所が、その矢が雉の胸を貫いて天安河原にまで屆いた。これを高木神(高御產巢日神)が御覽になり、「もし此の矢が、天若日子が惡神を射た矢であるなら、天若日子に中るやうな事は無いであらうが、もし天若日子に邪心があつたなら、命中するだらう」と仰せられて、下界に投げ返されると、これが天若日子に中つたので、遂に死んでしまつた。また雉は殺されて歸らなかつたので、諺に「雉の頓使」(雉が眞直ぐに飛んで行つてあとに返らぬ如く、行つたままで返事のない使を云ふ)と云ふので

ある。さて、天若日子の妻の下照比賣は、大層嘆き悲しんで、葬儀を行はれたが、その際、お弔ひに見えた阿遲志貴高日子根神が、天若日子にそつくりなので、悲しみ惑うてゐる天若日子の父や妻達は、「あなたは死なずに生きて居られたのか」と云つて、取りすがつたから、すつかり阿遲志貴高日子根神を怒らせてしまつたやうな事があつた。

出雲稻佐濱

建御雷神と大國主命

次に下界に遣はされたのは建御雷神である。此の神は出雲國の伊那佐の小濱に下り、大國主神に、「わたしは、天照大御神、高木神の御命令で來たが、あなたの治めてゐる葦原中國は、天照大御神の御子の治められるべき國であると仰つてゐる。あなたの意中はどうか」と尋ねられたので、まづ大國主神の御子八重事代主神に相談せられた所、「それは勿論此の國をさし上げるべきである」と申し上げた。次に、また大國主神の御子建御名方神に此の事を話されると、建御名方神は怒つて、よし力較べして追ひ返さうと云ふので、まづ建御名方神が建御雷神の手を握つた所、建御雷神の御手は氷柱や劍の如く堅

固であつた。次に建御雷神は建御名方神の御手を握る時には、軟かい葦のやうに握りつぶして投げ飛ばし給うたので、建御名方神は恐れて逃げ出されたが、遂に信濃の諏訪湖の邊で、建御雷神に追ひつかれ、殺されさうなので、「私は此の地にとどまつて、父大國主神の云ふ通りに致します、此の國もさし上げますから、命はお助け下さい」と歎願せられた。（卽ち建御名方神は諏訪神社に祀られてゐる）。そこで大國主神も、「二神の子が從ひますなら、此の國をさし上げますが、その代り、此所に立派な宮殿を作つて、私をそこに住まはせて下さい」と願はれたので、これを諒として、此所に出雲大社が建てられた。此の御社に御膳部を御供する役は、櫛八玉神が司り給う

諏訪神社上社

出雲大社

たが、神饌を設ける爲めに火を鑽り出した時祈られる祝の詞には、

是の我が燧れる火は、高天原には神產巢日御祖の命の、とだる天の新巢の凝烟の、八拳垂るまで燒き擧げ、地の下は底つ石根に燒き凝して、栲繩の千尋繩打ち延へ、釣らせる海人が口大の尾翼鱸さわさわに控き依せ騰げて、拆竹のとををとををに天の眞魚咋獻らむ

煙出し穴のある家（帝室博物館藏）

今私の燧り出しました火は、高天原では、神產巢日命の富み足りた立派な御殿の炊煙の煤のごとくに長く垂れ下るまで盛んに火を焚き上げ、地下では、地の底の岩のごとくに、煤が堅い岩となるまで火を焚き固めて、長い拷繩を長く延ばして、漁をする漁師達が口の大きい尾の廣い立派な鱸をざわ／＼と岸に引き寄せ上げて、割竹の簀をはつた臺がたわむ程に澤山調理しました魚の料理をお供へ申しませう。

と申上げた。　此の祝詞の文章は、原始的な祝詞として、また語部の語り口をもよく現してゐる特徴ある古代の美文として、味ひのあるものである　普通の說話と違つて、修辭に富み、麗はしい修飾が施されてゐるので、誦するのに頗る口調の工合がよいが、譯解する事は困難である。

天孫降臨　かくて、建御雷神は、葦原中國が平定した事を御報告申上げたので、天照大御神と高木神(高御産巣日神)は、太子の天忍穗耳命に、下界へ下るやうに仰せられたが、天忍穗耳命は、—「私は、天邇岐志國邇岐志天津日高日子番能邇邇藝命といふ子が生れましたから、私の代りに、此の子を遣して下さい」と願はれた。それで、邇邇藝命が降臨遊ばされる事となり、御先導には猿田毗古神が仕へ、天兒屋命、布刀玉命、天宇受賣命、伊斯許理度賣命、玉祖命の五方が、お供をした。

於是其の招ぎし八尺勾璁、鏡、及草那藝劒、亦常世思金神、手力男神、天石門別神を副へたまひて、詔りたまへらくは、此の鏡は、專我が御魂と爲て、吾がみ前を拜くが如、いつき奉れ。次に、思金神は、み前の事を取り持ちて政したまへとのりたまひき。
故爾に天津日子番能邇邇藝命、天の石位を離れ、天の八重棚雲を押し分けて、稜威の道別き道別きて、天の浮橋に浮きじまりそり

そこで、かの天の岩戸から天照大御神をおさそひ出し申した八尺瓊の勾玉と鏡と及び草薙劒、それに智惠の深い思金の神と、力の強い手力男の神と、御門を守る天の石門別の神とをお附き添はせになつて、仰せられるやうは、「此の鏡は、專ら自分の魂として、自分の前で自分を拜するが如くに、大切にお祀りせよ。次に思金の神は、此の御鏡の御前の祭を行つて、政務を取り計らへ」と仰つた。
かくて、天つ日子火の邇邇藝の命は、天上の御座所を離れ、空中の群雲を搔き分けて、威風堂々と通路を作りつつ、天の浮橋に浮洲があつてその上にお立ちになり、それから

立たして、筑紫の日向の高千穂の奇ふる岳に天降りましき。　故爾に天の忍日の命、天つ久米の命二人、天の石靫を取り負ひ、頭椎の大刀を取り佩き、天の櫨弓を取り持ち、天の眞鹿兒矢を手挾み、御前に立たして仕へ奉りき。　故其の天の忍日の命、此は大伴の連等の祖、天つ久米の命、此は久米の直等が祖也。　是に詔りたまはく、此地は韓國に向ひ、笠沙の御前に眞來通りて、朝日の直刺す國、夕日の日照る國なり。　故此地ぞ甚吉き地と詔りたまひて、底つ石根に宮柱太しり、高天の原に氷椽高しりて坐しき。

九州日向の高千穂の靈山にお下りになつた。その時、天の忍日の命と天つ久米の命のお二人は、脊に矢の入つてゐる天の石靫を背負ひ、腰には頭椎の太刀を下げ、天の櫨弓を手に取つて、天の眞鹿兒矢を手に挾み持ち、天孫の御前に立つて、お仕へ申し上げた。さてその天の忍日の命と申すのは大伴の連等の祖先で、天つ久米の命と申すのは久米の直等の祖先である。そこで天孫の仰せられるやうは、「此の土地は韓國の方に向つてをり、笠沙の岬に直ちに通つて來ると、朝日が直射し、夕日が光り輝く麗はしい國である。であるから此の土地こそ住むのによい所である」と仰せられて、此所に、地下の堅い岩石の上に太い宮殿の柱を建て、高天原に屆くほど高く千木の聳え立つ宮殿を造られて、そこにお住ひになつた。

此の條は、わが國家の本源である天孫降臨の一段であるから、文辭莊重を極めて、甚だ嚴肅である　謹嚴なる態度をもつて語り出だされ、また聽衆を壓するが如き威光をも備へてゐる。　普通の語部のごとき淡々無礙なる語りぶりとは異なつて、修飾に富んだ美文となつて

をり、終の一節の如きは、華麗な印象を與へるが、決して淺膚な所は微塵もない。

木花咲耶姫

さて、邇邇藝能命は、笠沙の岬で大山津見神の娘の木花咲耶姫に逢はれ、父の大山津見神に、その娘と結婚したいと仰せられると、喜んで、姉娘の石長比賣と妹の木花咲耶姫と二人を差し上げたが、姉の方は姿が美しくなかつたので、お返しになつた。　その中、木花咲耶姫は姙娠せられたので、その事をお告げになると、「それは自分の子ではあるまい」とお疑ひになつたので、木花咲耶姫は、身の潔白を證するため、産殿に火をつけて、その中でお生みになつたところ、燃え盛る火の中で、無事にお生れになつたのが、火照の命、火須勢理の命、火遠理の命(亦の名は天津日高日子穗穗手見の命)の御三方である。

海幸山幸

兄君の火照の命は、海幸彦(海の漁に天分のある人)として海の魚をお取りになり、弟君の火遠理の命は、山幸彦として、山の獸をお取りになつてゐたが、ある時、兄君と道具を取りかへて、魚をお釣りになつた所、一匹も取れないのみか、鉤までも失くしてしまはれたので、その事を兄君に仰しやると、兄君はひどくお怒りになつて、どうしても、「もとの鉤を持つて來い」と云つて、お許しにならない。　それで海邊で泣いて居られると、鹽椎の神がそれを見て、よい方法を教へられたので、その教へに從ひ、無間勝間(目のないやうに堅く編んだ籠)の小船に乘つて綿津見神の宮に參り、その娘豐玉比賣と結婚遊ばされた。　そこで、初からの

事情を語り、鉤の行方を調べると、赤海鰤魚が喉に引つかけてゐたので、それを取つて、綿津見神から、鹽盈珠と鹽乾珠とを貰ひ、和邇に送られて、陸上に歸られた。さうして、鉤をお返しになつたが、その鉤には詛ひ言がかかつてゐたので、兄君の方は段々貧しくなられ、一層亂暴を働かれたが、兄君が攻め寄せて來られる時には、鹽盈珠を出して溺らせ、救ひを求められると、鹽乾珠を出して救はれたので、遂に兄君は、弟君の宮門の守護人となり、かの水に溺れる時の態をしてお仕へする事となつた。これが隼人族の宮城の門衛の役をつとめ、又、物眞似の劇を演ずる事を世襲とするやうになつた所謂である。此の山幸海幸の物語は、これも教訓童話的な性質を含む、語部の舊辭中の、興味深い一段である。話術も内容も頗る面白いもので、鉤が紛失して、これを責め苛まれる兄君の横暴な態度が、却つて溫順な弟君の爲めに改悛させられる事になつて、首尾よく照應し、最初の鉤の事から、海水の滿干まで話は海邊に終始して、破綻がない。文章は例の語部一流の流暢輕快な調子で、甚だ快適である。すぐれた說話として完成した内容を持つ物語といふ事が出來る。終は、これも古代說話に普通の起原說明說話となつてゐる。

鵜草葺不合命 その後、かの豐玉比賣命も陸上に出て來られて、海邊に鵜の羽を屋根に葺いて產殿を造り、それが出來上らない中に產期が近づいて產殿に入られたが、夫の命には、

「私の姿を見ないやうに」と云はれた。それで命は不思議に思つて、のぞいて御覽になると、豐玉比賣命の御姿は八尋和邇となつてゐたので、驚いて逃げ出された。豐玉比賣命は、自分の姿を見られた事を恥しく思つて、海の中に歸つて行かれた。此のお生れになつた御子の御名は、天津日高日子波浪建鵜草葺不合命と申上げる。その後、豐玉比賣命の御恨も解けて、夫の命と歌を取りかはされたりした

鵜草葺不合命の御子が四所あり、一番上の兄君の五瀨命と末の神倭伊波禮比古命だけが成長あそばされた。

二　上卷の解釋

自然神話的解釋　以上が上卷の內容で、吾が國の建國の由來と、建國の精神とが、此の中に籠められてゐる。國民は此の中から、無限の感懷を汲み取る事が出來、樣々の解釋を引き出す事が出來る。

今その一二の解釋を示すと、本居宣長は「古事記傳」で、豐雲野神以下游母陀琉神及び阿夜訶志古泥神に至る九柱の神は、陸地の形成してゆく有樣を、神の御名にあてたものと解し

てゐるのである　即ち、豐雲野神とは、「豐」はほめたゝへる意、「雲」は組で、物の凝り固まる意、「野」は沼で、潮に泥の交つて、沼の如き狀態である意、つまり此の神の御名は、此の國土が、最初は、浮脂のやうな狀態で浮び漂うてゐたのに、次第に凝結して來て、泥沼のやうになつた時を意味してゐる　次に宇比地邇神と須比智邇神の兩神は、「宇」は泥の意、「須」は沙の意、「比地」は土、「邇」は沼と同言。或は、「宇」は浮の意、「須」は沈の意で、「比地邇」を泥土の意に解し、此の兩神は、大分凝固して來た國土が、更に一層固まつて、泥土が漸くはつきりと見え出した狀態を云ふのである　次に、角杙神と活杙神の御名は、「角杙」は角ぐむの意で、「活杙」も亦同じく、これはその泥土が固まつて來た國土に、いろ／＼な物が角ぐみ、芽出し始めて、その木が次第に活きて働き始めた狀態を云ふのであり、要するに、此處に至つて、最早この大地は完全な陸地として活動を始めた事を意味するのである　次に、意富斗能地神と大斗乃辨神は、「大」はほめたゝへる意、「斗」は處、「地」は男性を意味する語、「辨」は女性を意味する語である。　つまり此の兩神の御名は、此の國土が殆ど完成して、立派な處となつたといふ事をほめたゝへた意である。　次に、淤母陀琉神は、面足るの神で、遂に此の國が立派に出來上り、足りととのつた事を意味する御名で、阿夜可志古泥神は「阿夜」はあゝといふ感動詞　訶志古　は畏で、「泥」は、親愛の情を現してつける語、即ち、此の女神の御名

は、男神の御名が、國土の完成を意味するに對し、「あゝ畏い事だ」と感歎する意を、其のまま女神の御名として表現したものである　かくて、これらの神々の御名は、國土の生成してゆく狀態を負うてゐるのであり、かやうにして出來上つた國土の主として、最後に臨み給うたのは、伊邪那岐神、伊邪那美神の兩神である。　此の兩神によつて、本州以下、わが日本の大小の島が、生み出だされたといふ事は、此の兩神の思召によつて、以上の諸神の名の現す如くにして成立した此の國土が、それぞれの土地に分離せられ、各島の名も明かとなり、又、島の數や其の分布なども、明瞭にせられて、つまり、わが國の全土の形勢や、その統治の狀態が、漸く緒につくに至つた事を示してゐるのである　かくて、天の常立の神が、天にかゝる御名で、つまり、天界を、宇宙を全部支配し給ふといふ意があるに對し、國の常立の神の方は、此の日本國土の全部を支配し給ひ、その主たるべき神たる事を意味してゐるのであつて、その次に、種々なる神が現れ給うたが、それは、要するに、國土の生成の進行してゆく各時期を神格化したもので、最後に現れ給うた、伊邪那岐神と伊邪那美神とが、此の國土を產出生育し給ひ、卽ち、わが國を支配統治し給うたのである　然らば、神世七代の中、最初の國の常立の神も、最後の伊邪那岐神、伊邪那美神も、同一神の異る現れとなるのであつて、伊邪那岐神と伊邪那美神とは、その具象的、生產的方面を現す御神であり、國の常立の神は、その抽象的、內面的、思想的方面を現し給

ふ御神であると申すべきである。故に、神世七代は、結局同一神に歸すると申上げてもよろしからう。かくて、わが國は、國土生成の最初よりして、これらの神々が、造化し給ひ、支配し給うたのであつて、それ以來、悠久たる年月を經て、その御血筋を引かれる天皇が、吾が國を統治し給ふ事は、天地初發の最初から、宇宙の意志として決定せられてゐたのである

伊邪那岐神が身體を禊め給うた時に、左の御目からは天照大神、右の御目からは月讀命、御鼻からは須佐之男命が現れ給うた。これは太陽神としての天照大御神、月の神としての月讀命、暴風神としての須佐之男命を意味してゐるのであつて、此所に、初めて、吾が國の地上を照らす太陽と月、及び吾が國土に古來より絶えず猛威を振うて、國民生活に多大の關係を持つ所の暴風が神格化して現れ給うたのである。しかして、太陽が空にあつて、常に下界に慈の光を投げてゐるごとく、天照大御神は高天原に居たまうて、常に吾が國をみそなはし、知ろしめしてをられるのである。月讀命は月の神格であるから、夜を支配せられるやうに命ぜられ給うたが、此の神は天照大御神の分身とも考へられるのであつて、要するに、天照大御神に附き從つて、吾が國を光被し給ふ神である　此の日月の御神が、伊邪那岐神の兩方の御眼を清められる時に現れ給うたといふのは、人間にあつては、兩眼が、日月のごとく最も輝くものであり、人間の全人格を表現してゐると云つてもよいものであるからそのごとく伊邪那

岐神の兩眼の御輝きが、凝つては、吾が國を常に見そなはしてをる日月の神、卽ち天照大御神となつて現れ給うたものと解せられる。須佐之男命は、鼻を洗ひ給ふ時に現れ給うたが、呼吸する時の息が卽ち風であることを考へると、此の鼻の息より現れ給うた須佐之男命が、暴風神の性格を具へ給ふ事は自然である。さうして、暴風は多く海上に發生し、海上に猛威を振ふものであるから、自然、須佐之男命は海を支配するやうに命ぜられ給うたわけである。須佐之男命の粗暴なる御性格も、此の點から解釋出來る。さうして、古事記に、須佐之男命の御樣子を描寫して、

速須佐之男命、命ざしたまへる國を知らさずして、八拳須心前に至るまで啼きいさちき。其の泣きたまふ狀は、青山を枯山なす泣き枯らし、河海は悉に泣き乾しき、

速須佐之男命は命ぜられた海原を御支配にならないで、長い鬚が胸の前に垂れ下るまで泣きあばれてをられた。その泣き騷がれる有樣は、草木の繁つてゐる山をも枯山としてしまふ程に泣いて枯らしてしまひ、海も河も皆水が乾てしまふ程である。

とあるのも、やはり一部には暴風の描寫が含まれてゐるやうである。かくて、此の須佐之男命が天照大御神の御もとを訪ねられて、亂暴を働かれたので、天照大御神が驚き恐れて天岩戸に隱れ給うたのは、暴風の爲めに種々の大破壞大損害を與へられ、また天地晦冥となつて、黒雲が空を蔽うて天日を隱すと云ふやうな自然現象をも、一面には意味してゐるものと解

せられる。併し遂に、いつまでも、さう云ふ暴風が、吾が國を荒らしてゐる事は出來ず、再び暖い天日が出で、神々が皆歡呼して迎へ奉つたのは、自然の猛威に屈しないで、幾度の自然の障害にも辟易せず、再び男々しく立ち上つては、復興の歡喜の叫を發する、わが國民の不撓不屈の精神を象徴してゐるのである。　然らば須佐之男命は、徹頭徹尾惡神であらせられるかといふと、決してさうではない。　伊邪那岐神の御子であり、天照大御神の御姉弟であらせられる此の御神は、たゞ性質が粗暴であらせられたといふのみで、その風、及び風に伴ふ雨は、一方に於て、これが適度なる時は、農耕の上に、最も大きい慈を與へるのである。　即ち、太陽の暖い光とともに、五日の風十日の雨の調和を得て、農業國である吾が國は、最も豐饒なる國富を得るのである。　旱魃の害を防ぐために、此の事は、最も必要である。　故に、暴風神であらせられた須佐之男命は、高天原から、吾が國土へ下られると、吾が國民にとつては最も有難い農耕の神となられ、農本の國のわが國民に、此の重要なる産業を與へ給うたのである。　即ち、須佐之男命は、櫛名田比賣と結婚して、八嶋士奴美神といふ神をお生みになつたが、此の神は此の大八洲を知ろしめす主の神といふ意で、即ち、此の下界の國の主たる意味であるが、次に、大山津見神の娘の大市比賣を娶られて、大年神、宇迦之御魂神をお生みになつた。　此の兩神の御名の意味を解釋すると、大年とは、大は美稱で、年は稻の實を云ふ語である。　それで、穀物の收穫

の期間をもつて、一年といふやうにもなつた。かやうに大年神は、稻の豐熟を意味してゐるのであつて、穀物、農業の事に功のあつた神である。又、宇迦之御魂神は、宇迦とは、食物の事を意味し、わが國民の主食たる稻の事である。その稻の靈を受けもたれる神が、此の神であるから、要するに、此の兩神は、いづれも農耕を支配あそばされ、吾が國民生活に重大なる關係のある神である。故に、大年神は諸國に大歲神社として祀られ、宇迦之御魂神も、同じく種々なる民間說話として廣く傳へられてゐる。かやうに、農耕に大功ある兩神を子としてお生みになつたといふ事は、須佐之男命が農耕の產業を奬勵し、此の兩神をして、廣くその方法を教へ、傳播せしめられた事を意味するのであつて、わが國に農耕の道の存した事は、此の神の功勞による所が甚大である。これによつて、須佐之男命が單なる荒ぶる神としてでなく、吾が國民にとつては、大いなる恩惠を垂れ給うた祖神であらせられた事が明かである。

文化現象的解釋　以上のごとく、古事記の神代卷には、一面に於いては自然現象によつて解せられる所があるが、また一方に於いて、當時の社會組織を表現する文化現象としても解釋出來る所がある。たとへば、天照大御神が女性であらせられるといふ事は、太古の社會において女性が支配權を持つてゐた時代のあつた事を示してをり、又、八十神の末弟であらせられた大國主神が、此の國の支配者となられ、日子穗穗手見命が、天孫邇邇藝命の三人の御

子の末子であらせられたこと、神倭伊波禮比古命、卽ち、神武天皇も亦、四人の御兄弟の中の末弟であらせられた事などを考へると、これも太古において、末子が家督を相續した社會狀態を現してゐるものと思はれる。尤も、これは、一方において、最幼子成功說話と稱する傳說分類上の一類型に屬する性質を有するものである。此の世界に廣布する最幼子成功說話には、幼稚なる者を愛するといふ、人間本來の感情より發し來つた所も多く、これは時代を超越して存在する人間性の本然に基づくものである。

宗教的思想的解釋　次に、古代人の宗教思想より考へるべき點がある。古代人の宗教思想としては、北方系のシャーマニズムの宗教と、南方系のタブーの思想とがあつて、吾が國の古代說話には、此の兩要素が見られる。北方系のは、巫女に神靈の乘り移ることを云ふ宗教的信念で、これは、吾が國の各時代を通じて、根强く行はれてゐた信仰であるが、上古にも、これがあつた。たとへば、天岩戶の前で、天岩戶に隱れ給うた天照大御神を招ぎ出だし奉る爲めに、「神憑り」した、天宇受賣命といふ女神の如きは、巫女の一種ともいふべきであつた。さうして、此の巫女が天孫邇邇藝命の御先導を申して、降臨あそばされたのであるが、巫女は神託を掌り、よく神命を傳導するが故に、新しい國土の開發に當り、重要な役目を以て、先導せしめられたものと思はれる　此所にシャーマニズムの存在を見る。南方系のタブーとは、

ある物體、地域等を聖所とし、神の宿る場所として、それを絶對に犯さないやうにする信仰で、もし、此の禁を破ればその人は非常な不幸に陷るのである。天照大御神が、天岩戸からお出になつた時、布刀玉命が、その後方に尻久米繩を引き渡したといふのは、それから内部の方をタブーして、再び、そこに入り給はぬ事を願つたのであり、これよりして、七五三繩を張る習慣が、今日までも傳へられてゐるのは、すべて、〆繩の張られてある箇所をタブーして、そこを聖所として、何人も汚さざらん事を示すものである。なほ、此のタブーの信仰の現れの一つと見るべきものを云ふと、伊邪那美命が、伊邪那岐命に覗き見てはいけぬと禁止せられた女神の室を、伊邪那岐命が、その禁を破つて御覽になつたのは、卽ち、タブーを犯されたものであるから、遂に永遠に伊邪那美命は此の世に歸られる事なく、剩へ、一日に千人の人を殺すといふ禍の誓を仰せられて、人間に禍が及ぶ事ともなつたのである。次に、やはり南方系のトーテミズム、卽ち動物崇拜の思想は、龍神が現れたり、白兎を兎神として祀つたりする所

〆繩を張れる神木
（名古屋市喚續町所在）

に現れてゐるが、更に、蛇が人間となつて女の所に忍び通つて來たと云ふやうな傳說にも、その根跡が認められる　卽ち、これは、自己の先祖が動物から出てゐるといふことを信仰する動物崇拜の現れである　すべて、かやうな獸類と婚姻する物語には、動物崇拜の思想が認められる　又、人身御供といふ、犧牲の信仰があつた所にも、動物崇拜の根跡がある。次に、邇邇藝能命が、石長比賣を返して、木之花咲耶比賣だけをとどめられたので、石の如き永き命を失つて、木の花の如き脆き命を得られるやうになつたといふ說話には、古代日本の純粹の宗教思想とも云ふべき、言靈（ことだま）の信仰が現れてゐるやうに思はれる　言靈と云ふのは、人間の發する言葉には、奇しき靈が宿つてゐて、吉凶の運命を支配するといふ信仰で、故に輕々に言擧（ことあげ）しないといふのが、古代日本の信念であつた。此の事は、萬葉集の歌の中に、多く歌はれてゐるのである

歷史的解釋と人文的解釋

次に、これらの說話を歷史的に見る考へ方があり、或ひは、人文的に考へる意見もある

これを歷史的に考へると、例へば、須佐之男命が、八岐の大蛇を退治し給ふ說話であつても八岐の大蛇は、出雲（又は越）に住んでゐた兇惡なる賊であつて、須佐之男命は、かゝる凶賊を退治して、出雲を平和な國となし給ふと解釋するのである。併し、一方、これを人文的に考へる

と、これは、所謂人身御供といふ、怪物や異靈に對して、處女を犧牲に供した習慣の古くあつた事を示してゐるのであつて、須佐之男命の御代となつて、此の風習は禁止せられるに至つたのであらう

天照大御神の天岩戸隱れの條も、歴史的な解釋に從へば、上代に强烈な暴風雨が我が國を襲ひ、宇宙を暗黑として甚大な被害を與へた事があり、人民は、これに恐れをのゝいて、祈禱をした　さういふ史上の事實を語つてゐるとなすのである　又、これを人文的に觀ると、天岩戸隱れは、天照大御神のお隱れになつた事を示してゐるのであつて、岩戸前の神樂は、萬民が悲痛にくれて、葬儀を行ふ、その狀を描いてゐるものとも解釋せられる、　伊邪那岐神が、黃泉の國で、伊邪那美神のお姿を窺ひ給ふと、伊邪那美神のお身體には蛆がわいてゐたといふのは、明かに、御遺骸の腐爛を意味してゐるのであつて、黃泉の國へ續く、長い暗い坑道は、古代の陵墓、卽ち古墳の墓穴であらう。

此の點を押し進めて行くと、高天原はどこにあるのか、卽ち、日本民族は、どこより來たものであるかといふ重大な問題に面する　さうして、此の點に就いては、さま〴〵な解釋が行はれてをる　併し、いづれにしても、古代神話に說く、高天原は高い所にあつて、天の浮橋をもつて、此の地と連續してゐた　又、地下には根の國（根の堅洲國とも云ふ）夜の國があり、これ卽ち

黄泉の國であつて、上部の高天原と相對してゐる　高天原は神々の國、此の土地は人間の國黄泉の國は、死者の行く國と考へ、此の大地の上の世界が、人類の住む國なのである　かやうに、宇宙を立體的に考へ、また現實の生活をもつて、高天原の生活、黄泉の國の生活をも考へるといふ宗教思想が、古代民の信仰であつた　かかる純朴なる信仰で語られた物語は、其のまま、古代民の信仰に卽してゐるのであつて、古事記が日本書紀と並んで、神道の聖典として尊重せられ、國民精神の礎地を此所に求められる所以が存するのである

古事記上卷全體を、歷史的に解釋する立場からは、これを天孫民族、及び出雲民族の爭鬪を書いたものとする說がある　併し、出雲民族が、先住民族として、天孫民族に關係なきものかどうかは、疑はしいのであつて、既に、出雲民族の御祖先なる須佐之男命は、天照大御神の御弟となつてゐる　卽ち天孫降臨に先立つて、須佐之男命は高天原より吾が國の出雲に來てをられ、その御子孫の大國主命が支配してをられたのを、後に、天照大御神の御孫、瓊々杵尊に、讓り給うたのである　その國土獻上の際に、若干の條件があつたけれども、結局、大國主命は、全くの異民族ではない　これを、征服者が被征服者の有してゐた說話を吸收して、古傳における別個の民族の神話傳說が混合附會したものと說くやうな說に至つては、輕々に信ずる事が出來ない。）既に、大和の方面には、高天原より饒速日命の天降つてをられた事をも說いて

ゐるのである　又、大國主命とともに、此の國を經營せられた、少彦名神も、神産巣日神の御子となつてをり、やはり高天原より降り、船に乘つて出雲の國に到着せられた神である　かくの如くして、出雲民族も、天孫民族の一支流に過ぎない　古事記の中に、國つ神と記されてゐるものこそ、先住民族の事を稱した語であらう　又、土蛛蜘の如きは、或はアイヌ民族に屬するものかと思はれる　日向と出雲と、及び高天原とが、早くより密接な關係のあつた事は、伊弉諾尊が、黄泉國より歸られた所は出雲であり、その身體を淸められて、三貴子をお生みになつた所が日向であり、而して、天照大神が高天原を支配せられて後、改めて瓊々杵尊を日向へ降臨せしめてをられると云ふやうな說話の關係にも伺はれるのであつて、これらの土地は異民族の支配權を握つてゐた土地ではない　早くより我が大和民族の治下にあつたのである。

三　中卷の梗概

中卷は人皇第一代神武天皇の御代より始まる。

神武天皇　神倭伊波禮毘古命(かむやまといはれひこのみこと)は、御兄の五瀬命(いつせのみこと)と相談あそばされて、日向を出發し、東方

にお向ひになる事になつた、途中豐前の宇佐にお立ち寄りになり、筑前の岡田宮に一年御滯留、安藝の多祁理宮に七年、備前の高島宮に八年といふやうに、歲月を費して、浪速の海を渡り、白肩(今の枚方)の津に碇泊せられた時、鳥見の長髓彥が待ち受けてゐて兵を擧げたので、その戰に五瀨命は負傷あそばされた、その時、

吾は日の神の御子として、日に向ひて戰ふこと良はしからず。故賤奴が痛手をなも負ひつる。今よりは、行き廻りて、日を背負ひてこそ撃ちてめ

自分は、日の神の子であるのに、日の方に向つて戰ふといふことは良くない。それだから、敵の奴から負傷させられたのだ。今から反對の方向に迂廻して、日を背にして、敵を撃ち平げてやらう。

と仰せになつて、南方紀伊の方へ下つて行かれたが、遂に、男之水門でおなくなりになつた。御陵は、紀伊の竈山にある　神倭伊波禮毘古命は、更に進んで、熊野では、建御雷神が夢の中で與へ給うた刀を得給ひ、又、高木神のお覺しにより、八咫烏を道案内として、その後に從つて行かれた。吉野では、國巢が降服し、宇陀では、兄宇迦斯を退治あそばされ、弟宇迦斯を從へさせられた。又、忍坂では、八十建を謀計によつて誅戮あそばされ、その後に、長髓彥、兄師木、弟師木のともがらも、皆撃ち平げられた。そこに、これも高天原から、天孫のあとを慕つて下られた邇藝速日命も來り仕へ、大和國は全部平定したので、畝傍の白檮宮で、天下をお治めあそば

される事になつた。即ち神武天皇として立たせ給うたのである。それで、此の國の美人の聞え高い伊須氣餘理比賣を皇后とし給ひ、三人の皇子がお生れになつた。しかして、末弟の建沼河耳命が、第二代の天皇の位に即き給うたのである。綏靖天皇と諡し奉る。

畝傍山遠望

橿原神宮

神武天皇の御代になつて、從來の神話的色彩がうすれ、著しく歷史的傾向が増加する。それと共に歌謠の挿入が多くなつてゐる。神の御代から天皇の御代となつて内容表現ともに人間的傾向が強くなつたのである。此の光輝ある建國史の重要なる物語

は、文學的色彩には乏しい。併し、歌謠の方では、多くのすぐれた作品が出てゐる。故に、歌謠及び日本書紀の項で、これを再說する事にする。

神武天皇御陵

崇神天皇御陵

崇神天皇　第十代御眞木入日子印惠命(崇神天皇)の御時、疫病が大いに流行したので、天皇は御心を惱まし給うたが、大物主の大神の夢の御告によつて、大物主の大神と活玉依毘賣との間に出來た御子より四代目の御孫である意富多多泥古命を神主として御諸山に大三輪の大神を祀り、その他諸神にもお祈になつた所、さすがの疫病もやんだ

上に云へる活玉依毘賣、其容姿端正かりき。是に神壯夫有りて、其の形姿威儀時に比無きが、夜半時に、倏忽到來つ。故相感でて住める間に、幾時もあらねば、其の美人姙身みぬ。爾に父母其の姙身る事を怪しみて、其の女に、汝は自ら姙めり。夫無きに何由に

大和三輪神社圖（大和名所圖繪卷四所載）

前に云うた活玉依姫は、容姿が端正であつた。此所に一人の不思議な青年があり、その容姿態度は、世に似るものもない程であつたが、ある時、夜中に突然活玉依姫の所にやつて來た。そこで、互ひに愛しあつて、結婚をしたが、まださう日數もたたないのに、間もなく此の女は姙娠した。それで、父母が娘の姙娠した事を不思議に思つて、娘に、「お前は、ひとりでにお腹が大きくなつたやうだが、夫もないのに、どうしてそのやうに姙娠したのか」と尋ねると、娘が答へるやうは、

大和三輪神社

してかも姙身めると問へば、答へけらく、麗美しき壯夫の、其の姓名も知らぬが、毎夕に到來て住める間に、自然懷姙みぬと曰ふ。是を以て、其の父母、其の人を知らまく欲りて、女に誨へつらくは、赤土を床前に散らし、閉蘇紡麻を針に貫きて、其の衣の襴に刺せと誨ふ。 故教へし如して、旦時に見れば、針著けたりし麻は、戸の鉤穴より控き通りて出で、唯遺れる麻は、三勾のみなりき。 爾即に鉤穴より出でし狀を知りて、糸の從に尋ね行きしかば、美和山に至りて神の社に留まりにき。 故其の神の子なりとは知りぬ。 故其の麻の三勾遺れるに因りてなも、其地を美和とは謂ひける。

「姓名も知らない美しい青年が、毎晩私の所に遊びに參りますうちに、いつの間にか姙娠したのです」と云ふ。 これを聞いて、娘の父母は、その青年が何者か知りたく思つて、娘に教へるやうは、「赤土を床の前に撒き散らし、卷子に卷いた紡績の麻糸を針の穴に通して、その針を、男の着物の裾に刺せ」と教へた。 それで、その教への通りにして、翌朝になつて見ると、針に通しておいた麻糸は戸の鉤穴を通つて、外に引つ張られて出てをり、遺つてゐる麻糸は三卷ばかりであつた。 これによつて、此の人が鉤穴を通つて出て行つたといふ事を知り、糸をたぐつて尋ねて行くと、三輪山に到り、お宮で糸が留まつてゐた。 それで、姙んだ子は、その神の子であるといふ事を知つた。 かくて、その麻糸が三卷殘つたのによつて、其の土地の名を三輪といふのである。

これも語部の舊辭が、此所に挿入せられてゐるもので、これだけで、一個の說話をなし、所謂三輪山傳說として、古來名高い物語であるが、これは地名起原說話となつてゐる。 中卷以下

には、天皇の御系譜、卽ち帝紀、天皇紀がもとなつて、時として、その間に、かやうな說話を挿入する事により、古傳卽ち舊辭を傳へ、內容の變化をはかつたのである。　此の御代に、大毘古命を高志の道(北陸地方)に派遣せられ、その御子建沼河別命を東の十二道(東海道、奧羽地方)に遣はされ、日子坐の王を丹波の國に派遣せられたので、此の人々はそれらの地方を平治して覆奏した。　故に、天下平ぎ、人民富み榮えて、男は弓端の調(弓矢で取つた獲物を献る)、女は手末の調(手技で作つた製品を献る)を奉る事になつた。　卽ち、課稅の最初である。

垂仁天皇御陵圖(大和名所圖繪卷三所載)

垂仁天皇御陵

垂仁天皇　垂仁天皇の御代に、皇后沙本毘賣の御兄沙本毘古の王が、謀叛を謀り、皇后を

して、天皇を刺し奉らしめようとせられたが、それを天皇がお覺りになつたので、沙本毘賣は

田道間守の墳

事の次第を天皇に白狀あそばされた。それで、直ちに沙本毘古王を撃たしめられたが、王の方でも防禦につとめ、又、沙本毘賣も、兄君と、天皇との板挾みとなられたので、遂に兄君の陣中に身を投じ給うた。さうして、姙娠してをられた沙本毘賣は陣中で皇子をお生みになつた。その皇子を抱いて沙本毘賣が陣中より出られ、天皇の方に皇子をお渡しせうとあそばされた時、天皇は沙本毘賣をお愛しになつてをられたので、兵士の者に、沙本毘賣をも共に連れて來るやうに申されたが、その計劃を察せられた沙本毘賣は、豫めその用意をして置かれたので、兵士が、沙本毘賣の衣服を引張ると、衣服はたやすく裂けてしまひ、腕に纒いてをられた玉をとらへると、これも切れてしまつたので、沙本毘賣はすりぬけて、もとの陣中に逃げ歸られた。それで天皇は、玉を作つた人の土地を召し上げられたので、諺に、「地(ところ)得ぬ玉作(たまつくり)」といふのである。その後、沙本比古王を誅し給うた時に、沙本比賣も

これに殉じられた。又、此の時、多遲摩毛理を常世の國に遣つて、非時の香の菓を取つて來さしめ給うた。所が、多遲摩毛理が常世の國から歸つて來た時には、既に、天皇崩御の後なので、取つて來た菓の半を皇后に奉り、殘り半分を天皇の御陵の戸に捧げて、泣き倒れながら、「常世の國から、非時の香の菓を取つて參りました」と叫び、遂に死んでしまつた。此の菓は卽ち橘の事である。

弟橘媛命圖（前賢故實）

倭建命　景行天皇の皇子小碓命は、年少ながら豪勇の方である　西方の熊曾建を討伐にお遣りになると、御姨の倭比賣の着物を拜借して、それで女裝し、熊曾建に近づいて刺し殺し給うた。死に臨み、熊曾建は、命の膽勇を賞して、倭建の御子と名を奉つた　これから、此の皇子を倭建命と申し上げる。命は出雲國に入られ、出雲建を欺いて、その刀を木刀にすりかへ、遂に、これをも殺してしまはれた、ついで又、天皇の命で、東方十二道を平定せしめられる事になつた。それで命は、伊勢大神宮に參拜せられ、御姨倭比賣から草薙の劍と嚢を頂いた。

故爾に、相武の國に到りませる時に、其の國の造詐り白さく、此の野の中に大沼あり。是の沼の中に住める神、甚く道速振る神なりとまをす。是に其の神を看そなはしに、其の野に入り坐しつれば、其の國の造、其の野に火をなも着けたりける。故欺かえぬと知ろしめして、其の姨倭比賣の命の給へる嚢の口を解き開けて見たまへば、其の裏に火打ぞ有りける。是に先づ其の御刀以て、草を苅り撥ひ、其の火打を以ちて火を打ち出で、向火を著けて燒き退けて還り出でまして、其の國の造等を

相模走水（弟橘媛命碑）

さて、命が相模國においでになつた時、その國の造が僞を申上げて、「此の野原の中に大きい沼があります。その沼の中に住んでゐる神は、甚だ亂暴な神です」と云つたので、命はその神を視察しに、その野原にお入になると、國の造が、野原に火をつけた。それで、だまされたとお覺りになつて、命は、かの御姨君の倭比賣の命から頂いた嚢の口を解いて、中をあけて御覽になると、その中に火打が入つてゐた。そこで、まづ草薙の劍で草を苅り撥ひ、その火打で火を打ち出し、向ひ火をつけて、火勢を反對の方向に向はしめ、野から無事にお歸りになつて、國の造等を皆切り殺し、火をつけて燒いてしまはれた。それでその土地を、今でも燒津と云ふ。此の土地から進んで、走水の海(浦賀の海峽)を渡海あそばす時に、その海峽の神が荒波を立てたので、舟が同じ所を廻るだけで、海を渡る事がお出來にならなかつた。そこで、后の御名は弟橘姫命と申

皆切り滅し、即ち火を著けて燒きたまひき。故今に燒遺とぞ謂ふ。それ自り入幸して、走水の海を渡ります時に、其の渡の神、波を興てて、船廻ひて得進み渡りまさず。爾に其の后名は弟橘比賣の命白したまはく、「妾御子に易りて海中に入りなむ。御子は政遂げて覆奏まをしたまふべしとまをして、海に入りまさんとする時に、菅疊八重、皮疊八重、絁疊八重を波の上に敷きて、其の上に下り坐しき。是に其の暴波自ら伏ぎて御船得進みき。故其の后の歌はせるみ歌、

さねさし相模の小野に燃ゆる火の火中に立ちて問ひし君はも

故七日ありて後に、其の后の御櫛海邊に依りたりき。乃ち其の櫛を取りて御陵を作りて治め置きき。

される方が仰せられるやうは、「私があなた樣に代つて海の中に身を投げ、犧牲になりませう。あなた樣は、天皇より命ぜられ給うた御任務を果して、無事復命遊ばすやうにして下さい」と申上げて、海中に飛び込まうとせられた時、波の上に、菅の疊を八重、皮の疊を八重、絹の疊を八重敷き重ねて、その上にお下りになつて沈み給うたのである。それで此の荒波が自然と凪いで、船は進行する事が出來た。その海に入られる時后のお詠みになつた歌は、

（さねさしは枕詞）相模の野の、燃え上る火の炎の中に立つても、私の安否を氣遣つてお尋ねになつた、夫の君をあとに殘して私は死にます

さて、七日後になつて、その后のさしてをられた櫛が海岸に打ち寄せられたので、その櫛を取つて御墓を作り、その中にお埋めしたのである。

此の名高い一段は、前後よく照應した物語となつてゐる。姨君の贈られた贈物の火打の

日本武尊東征地圖
大和
伊勢
尾張
三野
科野
甲斐
相武
駿河
遠江
三河
上毛野
常陸
陸奥
日高見國
安房
上總
下總
丹波
山代
高志
遠江灘
駿河灣
相模灘
九十九里濱
北上川
138°
140°
142°
144°
136°
34°
36°
38°
40°

道具は、燒津の御危難の時に役立ち、その時のことを、後に妃弟橘姫が海に入られる際、回顧して歌つてをられる　燒津の難を中心として物語は轉回し、更に、妃の入水となつて火難より水難に移る　その時の事を命が追憶あそばされて、「吾妻はや」と仰せになる。　此の二つの危難をめぐつて、物語は巧みに進み、加ふるに、御夫婦の愛情のこまやかさが描き出されて危機と情愛とを交錯せしめた、すぐれたプロットを持つものとなつてゐるのである　なほ、此の物語には、地名起原說話的分子も多い

日本武尊能煩野御陵

かくて、命は、服從しない蝦夷どもをも皆平定せられて、歸つて來られる時、足柄の坂の上で「吾妻はや」（わが妻よ）と云つて歎かれた。　これから此の地方を「東」と云ふやうになつた。　それより、甲斐、信濃を經て尾張に歸られ、尾張國造の祖なる美夜受比賣と契を結ばれて、草薙の劍を預けておき、伊吹山の惡神を退治に出かけられた、　さうして、美濃から伊勢へ廻られ、遂に能煩野まで來られた時、病篤くなつて、此所で薨じ給うたのである　それで大和にをられた后や皇子達が來られ

て御陵を築かれると、命の魂は八尋白智鳥となつて飛んで行かれるので、人々も後を追ひかけて行かれた所、その鳥は河內國の志紀で留まつたので、そこに御陵を築き、これを白鳥の御陵と申し上げた。併し、又その御陵からも飛び出して天空遙かに飛んでゆかれた。此の邊、歷史的事實としての倭建命の東國平定の物語の中に、樂府あたりで傳へられた大歌の歌物語が挿入せられたもののやうである

筑前香椎宮

仲哀天皇と神功皇后

仲哀天皇は、筑紫の香椎宮で熊曾を討たうとせられた。その時、皇后息長帶比賣（神功皇后）は神懸して、「これより西方に寶物の多い國がある、その國を、此の日本に服屬せしめよう」と仰せられたが、天皇は、「これから西の方を見ても、國は見えず、ただ海ばかりである」と仰せられて、その言葉に從はれなかつたので、遂に神の怒を受けて、崩ぜられた。それで、皇后が軍隊を整へ、船に乘つて、新羅に上陸し給ひ、新羅、百濟を降服せしめられた。その中、皇后の御腹に宿つて居られた御子がお生れになりさうになつた

ので、腰に石を帯び、御腹を齋ひ鎭めて、御歸國の後、筑紫で、皇子を御生みになつた。これが應神天皇である。石は筑紫の伊斗村においてある。武内宿禰命は皇子にお附き添ひ申して、御禊を行ひ、都に歸つて來られた時、神功皇后が待ち受けて宿禰とともに祝盃をあげられ、酒樂の歌を贈答あそばされた。

山城宇治上神社（和紀郎子を祀る）

應神天皇と宇治稚郎子

かくて、應神天皇が位に即き給うた。天皇は其の皇子宇遲和紀郎子に位を讓り給ふ御心があり、兄君の大雀命もそれに同意あそばされてゐた。それで天皇の崩後、大雀命は、天皇の思召に從ひ、御位を宇遲和紀郎子にお讓りになつた。然るに、兄君の大山守命は、天皇の御意に反し、御位を奪ひ取らうとあそばされたので、遂に兵士らの爲めに誅戮あそばされるのやむなきに至つた。其の後で、大雀命と宇遲和紀郎子とは、互ひに御位を讓りあつて御位に即かれなかつたがその中、宇遲和紀郎子は、若くしてなくなられたので、遂に大雀命が即位あそばされた。即ち仁德天皇である。此の物語は、支那風の仁義禮讓に厚い話として、早く支那の儒教思想の影響を示す例に擧げられる名高い史實である

天日矛　なほ、應神天皇の御時には、新羅の國主の子の天日矛といふ人が、來朝した。それには次のやうな話がある。　新羅に阿具沼といふ沼があり、その邊で賤しい女が寢てゐた所、日の光が虹のやうに、その女にさしたかと思ふと、その女は姙んで、赤い玉を生んだので、この事を見てゐた賤の男が、その玉を貰つて、身につけてゐた。　その後、天日矛が、此の賤の男にあひ、玉を得て床の邊に置いた所、玉は化して美しい女となり、天日矛と結婚して夫に仕へた。然るに、天日矛は、或日、妻の優しい心遣ひに、心奢つて、妻を罵つたので、妻は、自分の祖の國に歸ると云つて、難波に逃げ歸つた。　これは卽ち、難波の比賣碁曾の社にまします阿加流比賣といふ神である　それで、そのあとを慕つて、天日矛が日本に來たのであるが、途中海の神に塞られて、難波に至る事を得ず、但馬國に上陸し、此所に住みついた。

秋山の下氷壯夫と春山の霞壯夫　又、次のやうな話があつた。

故茲の神の女、名は伊豆志袁登賣神坐せり。故八十神是の伊豆志袁登賣を得んとすれども、皆得婚ず　是に二の神有り。　兄を秋山之下氷壯夫と號ひ、弟を春山の霞壯夫とご名ひける。　故其の兄其の弟に謂ひけら

さて、但馬の出石の神の娘に、名は出石娘子といふ神がをられた。　それで多くの神が此の出石娘子を妻にしようとなされたが、皆結婚する事が出來なかつた。　所が此所に二人の神が居られ、兄は秋山の下氷壯夫と云ひ、弟は春山の霞壯夫と云つた。　それで兄が弟に云ふやうは、「私は、出石娘子を妻に貰はうと思つたが、結婚する事が出來

くは、吾伊豆志袁登賣を乞へども得婚ず。汝此の孃子を得てんやといへば、易く得てんと曰ふ。爾に其の兄の曰く、若し汝此の孃子を得て有らば、上下の衣服を避り、身の高を量りて甕に酒を釀み、亦山河の物を悉に備へ設けて、うれづくをこそ爲めと云ふ。爾に其の弟、兄の云へる如、具に其の母に白せば、卽ち其の母、藤葛を取りて、一夜の間に衣、褌、襪、沓まで織り縫ひ、亦弓矢を作りて、其の衣褌等を服せ、其の弓矢を取らせて、其の孃子の家に遣りしかば、其の衣服、弓矢も悉に藤の花とぞ成れりける。是に其の春山之霞壯夫、其の弓矢を孃子の厠に繫けたるを、伊豆志袁登賣其の花を異しと思ひて、將ち來る時に、其の孃子の後に立ちて、其の屋に入りて卽ち婚しつ。故一子生みたりき。

なかつた。お前は此の少女を貰ふ事が出來るか」と云ふと、弟は「たやすく貰つてお目にかけませう」と云ふ。それで兄が云ふやうは、「もしお前が此の少女を貰ふ事が出來たら、私の上下の着物を脫ぎ、亦身の丈を量つて、その高さだけ甕に酒を釀造り、亦山や河でとれる物を全部とゝのへ用意して、それを賭けよう」と云ふ。それで弟は、兄の云つた通りを詳しく母に話すと、母は直ぐに、藤の蔓で一晩のうちに着物、袴、襪、沓までを織つたり縫つたりしてくれ、亦弓と矢とを作つてくれて、その着物や袴を着せ、弓と矢を持たせて、少女の家にやると、其の着物も弓矢も皆藤の花となつてしまつた。それで、その春山の霞壯夫は藤の花となつた弓矢を少女の入る厠の中にかけておいたのを、出石娘子が見て、その花を不思議に思つて、持つて來た時、春山の霞壯夫は、その少女の後について、家の中に入り、そこで結婚した。さうして、一人の子が生れた。それで、弟は兄に云ふやう、「私は出石娘子を貰ひました」と告げた。然るに、兄は、弟が出石娘子と結婚した事を憤慨して、かの賭けた品物を與へない。それで、弟は母に其の事を訴へて云ふと、母が答へるやうは、「わたし達の世

爾に其の兄に、吾は伊豆志袁登賣を得たりと曰ふ。是に其の兄い、弟の婚つることを慷慨みて、其の物を償はず。爾其の母に愁ひ白す時に、御祖の答らく、我が御世の事能くこそ神習はめ、又うつしき青人草習へや其の物償はぬと曰ひて、其の兄なる子を恨みて、乃ち其の伊豆志河の河嶋の節竹を取りて、八目荒籠を作り、其の河の石を取り、鹽に合へて其の竹の葉に裹み詛ひ言はしめけらく、此の竹葉の青むが如、青み萎め、又此の鹽の盈ち乾るが如、盈ち乾よ、又此の石の沈むが如、沈み臥せ、如此詛ひて烟の上に置かしめき。是を以て其の兄八年の間干き萎み病み枯しき。故其の兄患ひ泣きて其の御祖に請へば、卽ち其の詛戸を返さしめき。是に其の身本の如くに安平ぎき。此は神うれづくといふ言の本なり。

の中の事はすべて神樣の仕業に習ふべきである。それとも、あの兄は、現在の多くの人達がする仕業の眞似をして、約束を守らず、その品物を支拂はないのか」と云つて、その子を怨んで、そこの出石河の河嶋に生えてゐる節のある竹を取つて來て、その河の石を取り、鹽をまぜ合はせて、その竹の葉に包み詛ひ言をいふやうは、「此の竹の葉の青くなるやうに、此の竹の葉の萎むやうに、あの男も青くなり萎んでしまへ。また此の海潮の滿ちたり干たりするやうに、あの男も滿ちたり干たりせよ。また此の石の沈むやうに、あの男も病に倒れ伏せ」かやうに詛つて、竈の上にお置きになつた。此の爲めに、兄は八年の間水分がなくなつて瘦せ衰へ、病氣になつて病床に伏した。それで兄は悲しみ泣いて、母親に願つたので、その詛ひ言を解いてしまつた。それで兄の身體は以前のやうに無事になつた。（これが「神かけて」といふ語の原である。）

これも語部の舊辭として語られた獨立してゐる一個の說話を、此所に挿入したものであ

る。此の話は、神話的内容を有して、超現實的な物語であるから、此の時代の他の話の色彩とは全く異なつてゐる、その母親の詛ひの言葉には、祝詞的な修飾の辭章に富み、頗る古風な感じがする　さうして、これも、結局は、俚諺の説明説話となつてゐるが、これらの説話の傳存せられたのは、多くかやうな説明説話として保存せられ、記憶せられたが爲めであらう。いづれにしても、特色ある説話として、注意すべき内容を有する。以上で中卷が終る。

四　中卷の解釋

文化的發展　神武天皇の中央部平定、また倭建命の九州、山陰、東國方面の平定、其の他所謂四道將軍の派遣等もあつて、日本の各部が鎭靜して來るとともに、次第に文化も開け、産業も開發し、大和朝廷の威令が行はれて、政治形態が整ひ、政治機能を發揮する事が出來るやうになつた。さうして、神功皇后により、國威は海を超えて、大陸半島の方面に及び、國力は駸々として發展する。課税の徵收とか、多遲摩毛理の話の如く、外國と交通の開けたことなどがそれを證する。その間にあつて、皇位は、幼き皇子へと傳へられることが少くない。それに不平を抱かれる皇子の方々達は、叛亂を作さうとされる。それは失敗に終つて、何ら變更せ

られることなく、受け繼がれてゆく。 併し、かかる策謀の起る所以は、既に、末子が家督を相續する時代より、長子が家督を相續し、家族制度の確立せられてゆく途上の過渡的時代たる事を示すものともいふべきである。 しかも、秋山の下氷壯夫と、春山の霞壯夫との名高い說話は、やはり、弟が勝利に終る所を見ると、古風の末子成功說話の型を示すものであり、同時に、此の話は、妻爭ひ說話の古い存在の一例ともなり、殊にこれより後に多い、春と秋といづれがよいか、と其の好みを爭ふ、春秋の爭の最古の話でもある。 かやうに、種々なる要素を含んでゐる點で興味深い說話である。 春秋の爭に就いては、萬葉集卷一の額田王の御歌にも現れてをり、平安朝時代の和歌には、拾遺集その他にも多く、これに關する歌があり、源氏物語薄雲の卷、更級

元暦校本萬葉集卷一額田王の歌（國寶）
（古河男爵所藏）

日記などにも見えてゐる所であるが、ただ、萬葉集以後では、多くは秋の方に心を寄せてゐるのに、此の古事記の說話では、春の方が勝つてゐる。即ち、後世では、閑靜で寂しみのある秋の方が好まれ、古代ではむしろ陽氣で明朗な春の方が好まれたのである。これは、上古の人々の快活で發展的な積極的氣象を物語るものであり、後世になつては、むしろ閑寂な落付きを愛する傾向に變化して來た事を示すものと云ふべきであらう なほ、此の當時までも、母權時代の根跡が存してゐた事を示すものとしては、崇神天皇の條に、「すべて子の名は、必ず母なもつくるを、この御子の御名をば、何とかいはむと詔りたまひき」と記されてゐるやうな習慣にも、その事が窺はれるのである

中卷に至つて、帝紀と本辭、舊辭、國記等の區別が明瞭となつた。即ち、各天皇の治しめされた都の所在地、その皇后・妃の方々の御名をあげて、お生れになつた皇子の御名を示し、崩御の御年、御陵の所在地を示すといふ、天皇の御略傳を記し奉つた部分は、帝紀であり、その他天皇に關する說話は、多く帝紀に屬するものであらうが、その中には、歌謠を主とした劇的な大歌などから材料を取り入れて按配したと思はれるものもある その他の物語は、多く舊辭、本辭に屬するもので例へば、三輪山傳說や、秋山春山の說話などがその明白なる辭章である

日本婦人の美德 此の中卷には、日本婦人の種々相を示す、樣々な物語が語られてゐる

兄君と夫君との板挾みに惱まれた沙本毘賣が遂に胎內に宿つてをられた皇子だけをお助けして、その身は兄君に殉ぜられた、思慮深く聰明で且つ純眞な御態度、又弟橘比賣が、夫君の爲めに身を犧牲にせられた雄々しく且つ可憐な御精神は云ふまでもなく、更に、心優しく天日矛に仕へ、一度はその侮辱に堪へかねて日本に逃げ出したが、遂に、此の異國人をして（尤も平田篤胤は、天日矛を日本人の裔としてゐる。）愛着の念に堪へず、日本まで後を慕つて追ひ來たらしめた女らしい阿加流比賣の話など、とり〴〵に日本婦人の長所美點を示す物語である。　男子の方でも、忠誠な多遲摩毛理や、禮讓に富まれて、仁德の高くあらせられた宇治稚郞子など、いづれも、國民として龜鑑と仰ぐべき方々であつて、上古のこれらの人々の言行は、古事記の簡素純朴な飾り氣のない筆致のなかに、感動深く描き出されてゐるのである

神話傳說　最早、神話時代を離れ、神代を下つて、歷史の時代、人皇の時代となつたが、なほ興味深い說話が所々に挿入せられてゐる。　就中、三輪山傳說の如きは、後世に喧傳せられて最も名高きもの、小說に劇に、さま〴〵な方面に影響を與へてゐるが、その最も原始的な說話が此所に見られる　神人の結婚の物語であつて、此の神は、やがて、さまざまの異類異物となつて現れる　日本書紀の崇神天皇卷にも、此の話を掲げて、それでは、三輪の大物主の神が小蛇と化してゐるのである　日本書紀の上卷によると、既に此の三輪の神の御子に、神武天皇

の皇后となられた、姫蹈鞴五十鈴姫命が居られ、また一説をあげて、事代主神が、八尋熊鰐と化して、玉櫛姫の所に通ひ、生れ出られたのが、此の姫蹈鞴五十鈴姫命であると云ふのによると、

十一月八日附還使大監
筑前國怡土郡深江村子負原臨海丘上有二石大者長一尺二寸六分圍一尺八寸六分重十八斤五兩小者長一尺一寸圍一尺八寸重十六斤十兩並皆楕圓狀如鷄子其美好者不可勝論所謂徑尺璧是也（或云此二石者肥前國彼杵郡平敷之石當占而取之）去深江驛家二十許里近在路頭公私往來莫不下馬跪拜古老相傳曰往者息長足日女命征討新羅國之時用茲兩石插著御

西本願寺本萬葉集卷五鎭懷石の條
（竹柏園所藏）

三輪の神と八尋熊鰐にも一脈の脈絡があり、玉櫛姫と玉依姫にも連關があるやうに考へられて、これらの傳説は、三輪山傳説の一部をなすもの、或はそれより派生したものである。さうして、此の原始説話に於いては、神の血筋を引くといふ、自らの誇と、神秘的なものへのあこがれの氣持がかゝる物語を生んで、自己の家系を神聖なものへ近づけようとするのである。それは即ち、トーテミズムの思想が傳へた物語であると思はれる。それと同時に、此の説話は、地名起原説話の要素をも含ん

でをり、また古代における神へ處女を犧牲に供した風習を、かかる說話として傳へたものとも解せられる。或ひは、神功皇后の鎭懷石の信仰は、靈石信仰の現れであると同時に、石の神秘力を物がたり、石が生長する力を有してゐるといふ信仰より、種々なる說話が生じて來たが、その原始的な形態の一つでもある。此の鎭懷石の事は萬葉集卷五にも見えてゐる。なほ、諺の起原を說明する說話も、上卷と同樣に、此の卷にも若干出てゐる。此の說明說話は、地名起原說話に類するものである。

仁德天皇御陵

五　下卷の梗概

仁德天皇　下卷に移る。

仁德天皇の御時には、茨田の堤、茨田の倉庫、丸邇の池、依網の池等が作られ、難波の堀江が開鑿せられ、小椅の江を掘り、墨江の津が定められた。

是に天皇高山に登りまして、四方の國を見——ある時、天皇が高い山にお登りになつて、四方の國々の樣

したまひて、詔りたまひつらく、國中に烟發たず、國皆貧し。故今より三年と至ふまでは、悉に、人民の課役を除せとのりたまひき。是を以て、大殿破れ壞れて、悉に雨漏れども、都て修理ひたまはず。械を以ちて其の漏る雨を受けて、漏らざる處に遷り避けましき。後に國中を見したまへば、國に烟滿ちたりき。故人民富めりとおもほして、今はと課役科せたまひき。是を以て百姓榮えて役使に苦しまざりき。故其の御世を稱へて、聖帝の世と謂す。

子を御覽になり、仰せられるやうは、「國中には炊煙が立ち昇らないで、國民は皆貧乏をしてゐる。であるから、今より三年間、人民の課税や力役を免除せよ」と仰せられた。それで御所は破壞し、どこもかしこも雨漏りがするが、少しも修繕をあそばさない。樋でその漏る雨を受けて流し、雨の漏らない所にお遷りになつて避けてをられた。其の後國中の樣子を御覽になると、國には炊煙が滿ち〳〵てゐた。それで人民は富んだとお思ひになり、まうよからうとて課税力役を科せられた。そのお蔭で人民達は富み榮えて課役にも苦しむやうな事はなかつた。それで此の天皇の時世を賞めたたへて、聖代と申し上げる。

仁徳天皇と磐姫皇后

此の國見の條は、天皇の御仁慈を示す名高い話であるが、同時に、宮殿内の荒廢した樣や、その御喜の樣が、素朴な筆致で印象的に簡明に描寫せられてゐる。

此の仁徳天皇の皇后石日賣命は嫉妬深い方であらせられた。天皇は吉備の黑日賣と云ふ女を寵愛せられたが、黑日賣は、皇后の御嫉妬を恐れて、自分の國に逃げ歸つたので、天皇は黑

日賣を戀しくおぼされて、わざ〱吉備の國にものせられ、黑日賣にあつて、歌を贈答し給うた。その後、また、皇后が御綱柏(酒宴の際、食器として、ものを盛るに使ふ木の葉)を取りに紀の國においで遊ばされた留守中に、八田の若郎女をお愛しになつたが、此の事を皇后にお告げした人が、あつたので、皇后はひどくお怒りになり、折角取つておいでになつた御綱柏をも皆海中に捨てて、御所にはお歸りにならず、山城の方へ河を遡つてゆかれ、更に奈良に廻られ、筒木の韓人、奴理能美の家に留まり給うた。 そこで、天皇は大層心配あそばされて、口子臣を迎への使に遣はされたが、皇后はどうしてもお會ひにならない。 それで、口子臣、その妹の口比賣、また奴理能美の三人が相談して、天皇に申し上げるやうは、「皇后樣がこちらへおいで遊ばしたわけは、奴理能美の養つてをります蟲に、一

新古今和歌集
(竹柏園所藏)

度は匐ふ蟲となり、一度は繭となり、一度は飛ぶ鳥となつて、三種に變化する不思議な蟲がありますので、それを御覽になりにお出で遊ばしたのでせう」と申し上げたので天皇は、「では、朕も見に行かう」と仰せられて、奴理能美の家においでになり、皇后をお迎へになつた。その際、奴理能美は、蠶を皇后に獻上した。 また、御弟の速總別王を仲介として、女鳥王を召さうとあそばされたが、女鳥王は、速總別王とひそかに御結婚あそばされたので、天皇は、速總別王を、宇陀の蘇邇と云ふ所で誅せさせ給うた。 なほ此の仁德天皇の條には、歌物語形式の部分が多い

履中天皇　履中天皇が位に御即きになる前に、御弟の墨江中王が謀叛を起し、御所に火をつけた。 それで天皇は倭の方に難を御避けになり、墨江中王の近臣なる隼人の曾婆加里にむかつて、「王を殺したならば、後にお前を大臣にしてやらう」と仰せられたので、曾婆加里は喜んで、墨江中王を矛で刺し殺し奉つた。 しかして、天皇は御考へになつて見ると、なるほど曾婆加里は自分の爲めには大功がありはするが、主君を弑したのは不義である。 併し約束を違へるわけにはゆかないから、彼の功を賞すると共に、其の身には誅罰を加へてやらうとお思ひになり、一旦は大臣に任じて、百官をして禮拜せしめ、喜んでゐる時に、遂にこれを殺し給うた。

木梨輕太子　允恭天皇の皇太子木梨輕太子は、父帝の崩後、御即位になる事にきまつてをられたが、輕大郎女(衣通王)と不倫の關係を結ばれたので、人心皆太子を去つて、御弟の穴穗皇子に集まつた。遂に太子は其の罪によつて伊豫の湯(道後溫泉)に流され給うて、御二人ともおなくなりになつた。この時の御歌が數首傳はつてをる。

安康天皇　ついで穴穗皇子が位に卽かれた。卽ち安康天皇である。天皇の御代に、御弟の大長谷王は、市邊之忍齒王と共に、淡海の蚊屋野に狩に赴かれた。それは佐佐紀山の君の祖韓帒が、其の野に鹿が多くゐて、其の立てる足は荻原のごとく、差上げたる角は枯樹のやうであると申上げたからである。さて其の野で、各假宮を造つて宿られたが、翌朝、日も出ない中に、忍齒王が馬に乘つて狩に出かけようとして、大長谷王の假宮に赴かれ、「まだ寢て居られるのか。まう夜も明けたのに、早く眼をさまして、狩をしに出られたらばよからう、と申上げるやうに」と御供の人に仰つて、其のまゝ馬を進められた。これを聞いた大長谷王のお供の人が、その事を大長谷王に告げて、「不遠慮な事を仰せられる方であるから御注意あそばせ」と申上げた。それで大長谷王は、甲を着て身を固め、狩場で忍齒王を射殺してしまはれた。此の騷動に、忍齒王の二人の御子、意祁王と袁祁王のお二方は、驚いて、逃げ出され、播摩國の民志自牟の家に身を隱され、此所で牛馬の飼養といふ賤しい勞役に從つてをられた。

雄略天皇

此の御代に呉人が歸化したので、その人々を置いた土地を呉原と云ふ。

かくて、大長谷若建命が位に卽かれた。卽ち雄略天皇である。

雄略天皇御陵

又、かつて、天皇が、初めて皇后の日下の家においでになつた時、志貴の大縣主が天皇の御所に似せた立派な邸宅を作つてゐたので、これをお咎めになつて、火をつけて燒かうとせられたが、大縣主が厚くお侘びして、犬に鈴を下げ繩を附けて獻上したので、天皇も、大縣主をお許しになり、犬を御嘉納あそばされ、更にその犬を皇后の御兄若日下部王に、結婚の結納としてお差し上げになつた。又或る時、三輪河のほとりで、美しい少女を御覽になり、名をお問ひになると、引田部赤猪子と申すので、後に召してやるぞとお約束になつてお歸りになつたが、その後此の女の事を忘れておいでになつた。其のうちに年がたつて、老女となつたので、赤猪子は御所へ伺つて、その事を訴へ申した。それをお聞きになつて、大層同情あそばされて、慰めのお歌があつたので赤猪子も涙に泣き濡れながら御返事の歌を差し上げた。その他、天皇の御製には、御腕を咋

つた虻を更に蜻蛉が來て食つてしまつたのを御覽になつて詠み給うた御歌や、傷を負うた怒り猪を詠み給うた御歌などがある。又、天皇は、葛城山中で、一言主神にお逢ひになつたと云ふ　それから、伊勢國の三重の婇や、春日袁杼比賣等が、天皇に酒を獻じて詠じた歌などもあつて、甚だ歌をお好みになつたのである

意祁命と袁祁命　次の清寧天皇には、皇后もましまさず、御子もあらせられなかつた。それで崩御の後、御後繼の問題に關して、臣下達は皆心を痛めてゐた

爾に山部連小楯、針間の國の宰に任れる時に、其の國の人民名は志自牟が新室に到りて樂す。是に盛りに樂げて酒酣なる時、次第のままに皆舞ひぬ。故火燒小子二口竈の傍に居たる、其の小子等に舞はしむるに、其の一の小子、汝兄先づ舞ひたまへと曰へば、其の兄も、汝弟先づ舞ひたまへと曰ふ。如此相讓る時に、其の會へる人等、其の相讓らふ狀を咲ひき。爾遂に兄先づ舞ひ訖り

こゝに、山部の連小楯が播摩の國司に任ぜられた時に、その國の人で名は志自牟といふ者の新築の室に行つて、祝宴を張つた。それで盛んに酒宴をして、興酣に及んだ時に、貴賤長幼の順序に從つて、皆舞を舞つた。すると火焚く童が二人竈の傍にゐたので、その童にも舞を舞はしめた所が、その一人は、「兄君の方から先にお舞ひあそばせ」と云ふと、その兄も「弟の方が先に舞へ」と云ふ。かやうに讓りあつたので、そこに集つてゐた人達が、その讓りあふ樣子を見て笑つた。それで遂に兄君の方が先に舞ひ、それが終つて、次に弟君が舞を舞はうとする時に、次のやうな歌を歌はれた。

て、次に弟舞はんとする時に、詠爲つらく
物部の、我が夫子が、取り佩ける、太刀の手上に、丹畫き著け、其の緒には、赤幡を載ち、赤幡立てて、見ゆれば、い隱る、山の三尾の、竹をかき苅り、末押し靡かすなす、八絃の琴を調べたる如、天の下治め賜ひし、伊邪本和氣の天皇の御子、市邊押齒王の奴末
とのりたまへば、卽ち小楯連聞き驚きて、床より墮ち轉びて、其の室なる人等を追ひ出だして、其の二柱の王子を、左右の膝の上に坐せまつりて、泣き悲しみて、人民を集へて、假宮を作りて、其の假宮に坐せまつり置きて、驛使貢上りき。是に其の姨飯豐王聞き歡ばして、宮に上らしめたまひき。

（わが物部の勇士が、腰に帶びてゐる太刀の柄には、赤色で繪が書いてあり、その紐には、赤幡の布を裁つて作つてある。その如くに）［以上序詞］赤い幡を立てて、山に來て見ると、その幡の蔭に見えつ隱れつする、山の丘邊の竹を苅り取つて、その竹の先を押し伏せてしまふやうに、或は、八絃の琴を自由に彈奏するやうに、威令と仁慈と並び行はれて、天下の政治をおとりになつた履中天皇の皇子の市邊の押齒の王の子である吾々が、此の家の召使となつてゐるのだ。
と仰つたので、これを聞いた小楯の連は大いに驚き、床の上から轉げ落ちて、その部屋の人々を追ひやり、此のお二人の皇子を、左右の膝の上にお乘せして、泣き悲しみながら、國の人々を呼び集めて、假の宮居を造り、その假宮にお二人をお置きして、すぐに急使を都に差し上げて、此の事を御報告した。それで、その姨君（卽ち、市邊の押齒別の王の御妹）の飯豐王は、これを聞いて大層お喜びになり、お二人を上京せしめ給うたのである。

此の劇的な邂逅の一節は、情景のよく躍動してゐる名文である。

顯宗天皇　かくて、此の二人の皇子が、わが國をお治めになる事になつたが、その時、平群氏の祖なる志毘臣が、歌垣の時に、袁祁命の召さうと思つてをられる美人菟田首等の娘の名は大魚と云ふ女の手を執つて、袁祁命を侮辱し奉つたので、袁祁命も、歌垣の巷で、志毘臣と、歌をうたひながら、その女を爭はれた。かく一夜中、爭つて、翌朝、意祁命と袁祁命は御相談あそばされて、遂に無禮な志毘臣を誅し給うた。此の後、此の御兄弟の皇子は、互に御位を讓りあつて、遂に弟君の袁祁命が先に位にお即きになつた。即ち、顯宗天皇である。さうして、早速、父君の市邊王の御骨を埋め奉つた所をお探しになつたが、よく分らなかつたのを、一老媼が覺えてゐたので、改葬して、御陵を築き、

顯宗天皇御陵

推古天皇御陵

孝養申し上げ給うたのである。さうして、かの老女が御骨の埋めた所をよく覺えてゐた事をお譽めになり、置目老媼と名を付けられて、終生大切にあそばされた。

仁賢天皇　顯宗天皇の崩御の後、兄君の意富祁王が位に即かれた。仁賢天皇である。

自後、武烈・繼體・安閑・宣化・欽明・敏達・用明・崇峻の諸天皇を經て、推古天皇に至る。

推古天皇

妹豐御食炊屋比賣命、小治田宮にましまして、參拾七歲天の下治らし給ひき（戊子の年三月十五日癸丑の日。）御陵は大野の岡の上にありしを、後に科長の大陵に遷りまつりき。

崇峻天皇の御姉豐御食炊屋姬命は、小墾田の宮にをられて、三十七年間國家をお治めになつた。（紀元一千二百八十八年三月十五日に崩御になつた。）御陵は大野の岡の上にあつたが、後河內の磯長山田の陵に遷り給うた。

とあつて、此所で古事記全編は終つてゐる。

六　下卷の解釋

歌物語　此の下卷に至つては、ますます人文的要素が增加して來て、上卷に見えた神話的要素は、極めて稀薄になつた。中卷にもなほ種々なる遊離說話や說明說話が挿入せられて

ゐたが、下卷には純粹の說話と見るべきものは、殆ど全く見えない。その代りに、著しいのは、歌物語とも云ふべき、歌の贈答を主とした物語である。中卷にも、さう云ふ部分がなかつたわけではなく、就中、倭建命に關する物語の部分の如きは、その著しいものであるが、なほ、此の下卷におけるほどではない。下卷には、仁德天皇の條や、輕太子の條や、雄略天皇の條や、袁祁命と志毘臣との歌垣の條や、さうした部分が、多く擧げられるのである。歌の數も、此の下卷に於いて最も數が多い。

上卷　八首
中卷　四十三首
下卷　六十一首

此の數の比較だけでも、その點は明かであらう。即ち、それは、說話時代から、漸く歌を主とする時代に移りつつあつたのであり、又、國家の形式を說き、國體の基本を明かにする、國家意識、民族的自覺の敍事文學時代から、漸く、個人的な、藝術意識の目覺めて來た敍情文學時代へと、進んで來た事を示すものである。此の狀勢から、更に進展すれば、萬葉集のごとき純粹の敍情文學が生れることとなる。古事記の下卷は、まさに萬葉集と隣りあはせてゐるわけである。それのみならず、萬葉集の歌の最も古い時代は、古事記の下卷と時代を同じうしてゐる

のであつて、萬葉集の最古の歌人、磐姫皇后・雄略天皇の方々は、古事記の下卷の歌物語に於いても、最も活躍せられる主要な人物であらせられる。かやうにして、此の下卷は、以前の卷に比して、最も個人的な文學の傾向に近づいてゐるのである。古事記それ自身としても、上卷より中卷へ、更に下卷へと進むに從ひ、その間に文學的變遷があつて、進展の狀勢が觀取せられる。（歌謠に就いては、下卷において詳說する。それゆゑ、此所に於いては、殆ど全く歌謠に就いて、說く所がなかつた）。

文化的發達　中卷に於いては、倭建命さへ、白智鳥となつて飛んで行かれたといふやうな神怪談がある。下卷に於いても、葛城の一言主神の出現のごとき話もあるが、これさへ、一言主神は頗る人間的で、別に何らの神異を示すものではない。かやうにして、神話傳說的要素の稀少になるとともに、一方において顯著なるは、前述の如き、人文的要素の増加である。仁德天皇時代の土木事業の開發、運河等の交通路開鑿、その他の御事業の記されてゐるが如きは、その著しきものである。或ひは、又、呉人の歸化の話がある。養蠶の事も此の卷に見えてゐる。（尤も、蠶の事は、既に神代卷に於いても、農業神である大宜津比賣神が須佐之男命から殺され給うた時、その頭に蠶が生じたとあつて、養蠶の事は古くから存してゐたやうであるのに、仁德天皇時代に、此の蠶を不思議な蟲として一般に見馴れないものの如く記してゐ

ゐるのは不思議である。養蠶の事は、稍後世に起つて、後、機織の仕事の重要部を占める事となつたが、これを神代の話の中に取り入れたもので、元來は、神話の中に、かゝる要素があつたわけではあるまい。(犬が人間に飼育せられたのは、いつからであらうか。古事記の此の卷にも、その古き例を見出す事が出來る。かうした事は、中卷に於いても、多遲摩毛理の話などを、文化發達の一例として、示す事も出來るが、その傾向が、此の卷に至つてます〳〵濃くなる。

國家意識　併し、古事記全部の眼目である國家意識が、此の下卷においても、主眼である事は變りがない。否、此の目的は、下卷において一層强調せられた所もある事が認められる。これは、既に國家の經營久しくして、國土はまさに安康であるから、さま〴〵の國家的事業が發達し、政治權力の增大するに伴つて、今まで內部において一致協力してゐたものが、時として仲間割れを生じるやうな事もあるから、これを警める必要があるとともに、外國との交通も頻繁を加へて、外國に對する國家の體面を考へる必要もあり、又、國運の發展は、人智の進步を來し、道德觀念の發達や、文明的儀禮の具備を見るに至つたので、これらの點からして、此の下卷に於いては、中卷より以上に、反省的傾向が見られ、自省して、國家の體面を考へ、自己の名聲榮譽に就いても、顧みるやうになる。意祁命と袁祁命とが、互ひに位を讓りあはれた話などは、既に、中卷にも、宇遲稚郎子と大雀命との話にも現れてゐた觀念に類似してゐるが、此の

話に於いては、更に、弟君の御即位の後、父の仇の御陵墓を發いて復讐をしようとして、それを反省せられるとともに、また一方父の仇は報いざるべからずとして、その土の一部を掘つて持ち歸られたとある條は、江戶時代の復讐觀念を思はしめるものがあり、義理と人情の衝突と云つたやうな、江戶文學の內容にも類似した所があつて、さながら、後世文學の題材の原始的な存在と考へられる。それにしても、先の天皇に對し奉り不敬の點なきやうにと反省せられたのは、天皇の神聖を重んずる、わが國體觀念の發揮であり、それが自然的無意識的な行爲でなく、自らかく思惟せられた結果である所に、人智の發達した、後世的觀念を持つてゐるものといふ事が出來る。此の話では、弟君の袁祁命が先に位に即かれてゐるのは、なほ、最幼子成功型の說話の反影が認められるが、最早此の時代となつては、多く長子より皇位を繼承してゆかれる習慣であり、從つて、履中天皇の御即位に對し、弟君が謀叛を起されたやうな事件もあつた。これが、中卷では、それと反對に、弟君の御即位に對し、兄君が謀叛を起してをられるやうな事もあるのである。尤も、中卷におけるそれは、既に、末子相續の風習が衰へ、動搖してゐる形勢を示すものであつて、その過渡時代が過ぎて、最早此の時代では、長子より相續してゆく制度が完全に出來上つてゐたのである。此の履中天皇の曾婆加里の話にしても、主君を殺した不信を憎み、一方約束は約束として、これを實行せられても、不信の臣たる理由

をもつて誅罰せられたのは、稍後世的な反省を伴ふ道義觀念の現れである。かゝる道義觀念を伴ふ同樣の事件は、江戸文學の中でもしば〳〵現れる。所謂勸善懲惡の觀念がそれである。

戀愛の悲劇　かゝる道德觀念の發達は、一方に於いて、男女關係等を、從前の如く、ありのままに自然に見ず、一種の拘束を加へる事になる。かゝる道德的束縛のもとにあつては、從來自然視せられ、無關心であつた戀愛が、却つて意識せられて來る。その結果、男女關係は不道德なものと思惟せられ、それだけに、男女間の種々なる問題が起つてくる。江戸時代の如きは、その著しいものであつた。古事記に於いても、上卷より中卷に下り、更に、下卷となると同樣の感じに打たれるのである。速總別王と女鳥王との事件、殊に、木梨輕太子と輕大郎女との事件は、その著しきものである。此所に至つて、戀愛の悲劇が漸く明白に認識せられて來たのである。さうして、かゝる戀愛の悲劇は、多く歌物語として描かれ、これは萬葉集の中にと受け繼がれ、更に、平安朝の歌物語へと繼承せられ、發展してゆくのである。歌物語の本質は戀愛にあつた。それは、歌が純粹の叙情文學であり、戀愛の表現が、また純粹に叙情的なものとなるべき事を考へあはせれば、兩者の結合は極めて自然である。

古事記と日本書紀　古事記は推古天皇で終つてゐる。併し、說話の要素は、顯宗天皇の

條で終り、仁賢天皇以下は、ただ御歴代の系圖について、おわただしい說明を加へてゐるにとどまる。しかもわが日本文化が大いなる發達を見、精神文化の方面に於いても、制度の統制に於いても、著しい國家的發展を遂げたのは、古事記の最後となつてゐる推古天皇時代にあつた。これは、まさに國運の飛躍の前觸れとして、此所で神秘なる沈默のうちに筆をとどめたものと云ふべきである。これを受け繼ぐ日本書紀の使命は、國家的統一の精神とはまた別種の方向にあつた。かくて、日本書紀は古事記と平行しつつ、古事記以後にまで詳細なる敍述の筆を及ぼし、就中、古事記には簡略に記されてゐる推古天皇時代の偉大なる國運の發展に就いても、詳しく述べる所があつた。さうして、此所にも、國家、民族の自覺的進展の運動は、明かに見られるのであり、此の點の記錄として、後代ながく國民の經典たるべきに至つては、古事記も日本書紀も、結局、同一の目的に添うて進み、同一の功績を荷うてゐるのである。

天皇中心　國運發展の主動力は、一に天皇の御仁慈御明察にまつ所が大である。國家的統一とその進展の狀を明かに說き示す事が、古事記の中心目的であるから、勿論、下卷に到つても、此の立場からして、天皇の御事蹟については、十分に、その點の注意が拂はれてゐる。しかして、下卷の含む時代の文化的發達は、一方において、氏族勢力の强大を來し、純朴なる觀念が失はれつつあつた。かかる時代に於いては、一層古事記の目的を强調する必要がある。

その意味に於いて、仁德天皇が人民の課役を免除し給うた御仁政などは、本卷のうちでも、最も注意すべき事項の一に屬する。　天皇が統治の必要上、諸國を巡狩あそばされ、地勢や民狀を視察せられるために、高い山に上つて、國見を遊ばされた事は、神代よりあつた事で、日本書紀の一書には、國見主尊（くにみぬしのみこと）などといふ神名もある。　下つては、萬葉集の舒明天皇の御製にも、その御趣が見える。　それで、諸國に國見山といふ山の名も多く名付けられたのであるが、仁德天皇の國見をあそばされたと云ふ記載は、其の中でも、右の御仁政と關連して、特に重要な意義を持つものと思はれる。

また、雄略天皇が、志貴の大縣主の邸宅をお咎めになつたのも、天皇の尊嚴を冒瀆せざらん事を注意し給うたのであつて、雄略天皇の御行跡の中には、さう云ふ意味が特に強く現はされてゐる。　しかも、天皇は、志貴の大縣主にしても、三重の婇（うねべ）にしても、その命を助け給うて、嚴肅の方面と同時に、御仁慈の方面をも示し給うてゐるのである。

第三節　文章

一　古事記以前の文章

國語的表現　古事記の文章は、國語で表現せられた最古の文章として、わが上古の文章を見る上に、最も貴ぶべきものである。尤も、これより以前に金石文、古文書の文書があり、その中には、固有名詞のごときは假名で表現せられたものもあり、漢文で書いてあるものも、全部訓讀せられたものであらうといふ説がある。即ち、日本書紀のごときも全部訓讀したものが存し、古經卷等の傍訓にも、今日到底讀み難き文字に對して、悉く訓讀を附してゐる所より、さう考へられるといふのである。いかにも、漢文で書かれてゐる文書を、全部棒讀に音讀したものでない以上は、これを國語式に讀んだ事は確かであるが、併し、部分的には漢語の音讀が入つてゐないと云ふ事は出來ない。加ふるに、どうしても純粹の國語として讀み難い所も含んでゐるのであつて、古事記の如くに、國語として安らかにかつ滑らかな表現を持つてゐるものでは無い。現存する所では、古事記が、純粹に國語で書かれた最初の文章である。今、古事記以前の金石文・古文書類の中から、名高きものの一二を撰んで、原文と國語式に訓讀したものとを合せ掲げて見る。此の訓讀は大矢透博士の附けられたものによる。

法隆寺金堂藥師佛光背銘　法隆寺金堂の藥師佛の光背銘は、推古天皇の十五年に記さ

れたものである。

池邊大宮治天下天皇大御身勞賜時歳
次丙午年召於大王天皇與太子而誓願賜我大
御病太平欲坐故將造寺藥師像作仕奉詔然
當時崩賜造不堪者小治田大宮治天下大王天
皇及東宮聖王大命受賜而歳次丁卯年仕奉

藥師光背銘（法隆寺所藏）

池邊大宮治天下天皇大御身勞賜時歳
——池の邊の大宮に天の下治しし天皇大御身勞き賜ひし時、歳丙

次丙午年、召於大王天皇與太子而誓願賜、我大御病太平欲坐故、將造寺藥師像作仕奉詔。 然當時崩賜造不堪者、小治田大宮治天下大王天皇及東宮聖王、大命受賜而歲次丁卯仕奉。

午に次れる年に、大王天皇と太子とを召して、誓ひ願ひ賜ひしく、我が大御病太平ぎまさまく欲し坐すが故に、寺を造り藥師の像を作り仕へ奉らまくおもほすと詔りたまひき。 然はあれども、當時に崩り賜ひて造り堪へたまはざりければ、小治田の大宮に天の下治す大王天皇及東宮の聖の王、大命受け賜はりて、歲丁卯に次れるとしに仕へ奉りき。

(用明天皇の御身體に御惱があつた時、その元年に、推古天皇と皇太子(卽ち崇峻天皇)とをお召しになつて、祈願の言葉を仰せられるやうは、「自分の病氣を平癒させたいと思ふから、寺を建立し、藥師佛の像を作つて、佛に奉仕したいと思つてゐる」と仰せられた。 併し、その時崩御になつたので完成する事がお出來にならなかつたから、推古天皇及び聖德太子が天皇の御命令を受けて、推古天皇の十五年にこれを完成し、佛の奉仕を果したのである。)

此の文章は、同じく法隆寺の金堂に存する釋迦佛の光背銘と並んで有名なもので、旣に早く上宮聖德法王帝說にも引かれてゐる。 此の銘の文章のごときは、當時の史官の文の純粋なるものとして、代表的な文章と云ふべく、かつ此の中には、甚だ國語式表現が多く用ゐられ、國語脈の多い漢文となつてゐるから、これは、推古朝の國文的文章として貴重なものである。「賜」といふ文字の使用や、「仕奉」といふ書き方や、「大御病太平欲坐故」といふ表現などは、いづれも、統粋に國文的なものであつて、漢文の記法ではない。 つまり、國語としての敬

天壽國曼荼羅圖（國寶）の一部
（中宮寺所藏）

語の表現法に苦心してゐるあとが歴々と看取せられる。「賜」も「奉」も「坐」も、敬語を示す助動詞として用ゐられてゐるのである、故に、漢文と異なる表現を見るに至つた。

天壽國曼荼羅繡帳銘　まう一つ例を示すと、現に法隆寺村の中宮寺に殘片の保存せられてゐる天壽國曼荼羅繡帳銘がある。此の全文は、繡帳が散逸してしまつて、一部分しか殘つてゐないので分らないが、これも上宮聖德法王帝說に引く所によつて、全文を知る事が出來る。

此の文章は、四百字より成り、曼荼羅を描いた繡帳の周邊に著けた一百の龜甲形の中に、四字づつを記したものである、美術品として稀世の逸品なる事は云ふまでもないが、此の文章も亦當時の文章の風格を知る上に、代表的なものと

云ふ事が出來る。此の龜甲の四字は次の如く配列せられてゐる。

1	2	3	4
部	間	人	公
干	時	多	至
皇	前	曰	啓

かやうな順序に讀んでゆくのである。かく、一龜甲に四字といふ形式に制限せられたが爲めに、多少、文章が窮屈となつてゐて、前掲の文章のやうな自然の味の失はれた所もあるが、文章の傾向は何れも同一の趣を有してゐる。

斯歸斯麻宮治天下天皇、名阿米久爾意斯波留支比里爾波乃彌己等、娶巷奇大臣、名伊奈米足尼女、支多斯比彌乃彌己等、爲大后生名多至波奈等巳比乃彌己等、妹名等巳彌居加斯支移比彌乃彌乃等。復娶大后弟名乎阿尼乃彌己等、爲后生孔部間人公主。斯歸斯麻天皇之子名蕤奈久羅乃布等多麻斯岐乃彌己等、娶庶妹名等巳彌居加斯支移

シキシマの宮に天の下治しし天皇、名はアメクニオシハルキヒロニハのミコト、ソガの大臣、名はイナメの足尼の女キタシヒミのミコトに娶ひまして、大后と爲て、名はタチバナトヨヒのミコト、妹名はトヨミケカシキヤヒミのミコトを生みましき。復大后の弟名はヲアネのミコトに娶ひまして后と爲て、名は孔部間人公主を生みましき。シキシマの天皇の子、名はヌナクラのフトタマシキのミコト、庶妹名はトヨミケカシキヤヒミのミコトに娶ひまして、大后と爲て、ヲサタの宮に坐して、天の下治して、名は尾治王を生みましき。

比彌乃彌己等、爲大后、坐乎沙多宮、治天下、生名尾張王。多至波奈等巳比乃彌己等、娶庶妹名孔部間人公主、爲大后、坐濱邊宮、治天下、生名等巳刀彌彌乃彌己等、娶尾治大王之女名多至波奈大女郎、爲后。歲在辛巳十二月廿日癸酉日入、孔部間人母王崩。

明年二月廿二日甲戌夜半太子崩。

于時多至波奈大女郎悲哀嘆息白畏天皇前曰、啓之雖恐、懷心難止、使我大王與母王如斯從遊痛酷无比。我大王所告、世間虛假唯佛是眞、玩味其法。謂我大王應生於天壽國之中、而彼國之形眼所叵看、悕因圖像、欲觀大王往生之狀。天皇聞之悽然告曰、有一我子所啓誠以爲然、勅諸采女等造繡帷二張。畫者東漢末賢高麗加西溢、又漢奴加己利、令者椋

タチバナトヨヒのミコト庶妹名は孔部間人公主に娶ひまして、大后と爲て、濱邊の宮に坐して天の下治して、生みませる名はトヨトミミのミコト、尾治大王の女名はタチバナの大女郎に娶ひまして后と爲たまふ。歲辛巳に在る十二月の廿日の癸酉のひの日入に、孔部間人の母崩りましき。

明くる年の二月の廿二日の甲戌のひの夜半に太子崩りましき。

その時にタチバナの大女郎悲哀び嘆息きまして、畏き天皇の前に曰く、啓さんことは恐けれども、心に懷ゆること止し難し。我が大王と母王と期りましつるが如從遊りまして痛ましきこと比なし。我が大王告ひしく、世間は虛假にして、唯佛のみは眞なりとのりたまひて、其の法を玩味ひたまひき。我が大王應に天壽の國の中に生れましつらん。しかはあれども彼の國の形、眼のあたりに看叵きことなり。悕はくは圖ける像に因りて大王の往生れましし狀を觀まく欲しと謂したまひき。天皇聞しめして、凄然しくおもほして告りたまはく、ただ一はしらなる我が子の啓すこと誠に然あらんとおもほすとのりたまひて、諸の采女等に勅りして、繡の帷二張を造らしめた

部秦久麻。

まひき。盡ける者は東漢の末賢、高麗の加西溢、又漢の奴加己利、令れる者は椋部の秦の久麻なりき。

（磯城島の宮で國家をお治めになつた欽明天皇、御名は天國排開廣庭尊が、蘇我の大臣名は稻目の宿禰の娘なる堅鹽姫と結婚あそばされて、皇后とせられ、御名は橘豐日尊（用明天皇）とその御妹の豐御食炊屋姫尊（推古天皇）とをお生みあそばされた。又、皇后の御妹なる小姉君と結婚あそばされて妃となされ、御名は穴穗部間人皇女をお生みになつた。

欽明天皇の皇子なる御名は渟中倉太珠敷尊（敏達天皇）が腹違ひの御妹の御名は豐御食炊屋姫尊と結婚あそばされて、皇后とせられ、譯語田の宮にましまして國家をお治めになり、御名は尾張王をお生みになつた。橘豐日尊は腹違ひの御妹なる御名は穴穗部間人皇女と結婚あそばされて、皇后とせられ、池邊の宮にましまして國家をお治めになり、お生みになつた方は御名を豐聰耳命（聖德太子）と申上げ、尾張王の御娘なる御名は橘大女郎と結婚あそばされて妃とせられた。推古天皇二十九年の十二月廿日の夕方に聖德太子の御母王の穴穗部間人皇女が崩じ給うた。その翌年の二月廿二日の夜中には、聖德太子が薨じ給うた。その時に、皇太子妃なる橘大女郎は悲しみ嘆き給ひ、畏れ多い推古天皇の御前に申上げ給ふやうは、「かやうな事を申上げますのはもつたいない事ですが、心に思うてゐる事を默つてゐるわけにもゆきませんので申上げます。私の夫君なる聖德太子と母上なる穴穗部間人皇女とが、お約束をあそばされたかの如く、時を同じうしておなくなりになりましたので、悲嘆の情は譬へるものもないほどでございます。吾夫の聖德太子が仰せられましたやうは『此の世は假のものであつて、ただ佛のみが眞實である』と仰せられ、佛の敎をよく信じ味はつてをられました。それで、わが夫聖德太子はきつと天壽國にお生れ遊ばしてゐる事でございませう。併し、その國の樣子を、眼の前に見る事は出來ませんので、どうかその有樣を描いた

繪によつて、聖德太子のそこにお生れになつてゐる樣子を見たいと思つてをるのでございます」と申上げ給うた。推古天皇は、これをお聞きになつて、おかはいさうにお思ひになり、仰せられるやうは、「ただ一人よりなかつた吾が子の申すことは、まことにその通りであらうと思ふ」と仰せられて、多くの釆女達に命じ給ひ、刺繡を施した帳を二枚お造らせになつた。此の繪を畫いた人は東漢の子孫である高麗人の加西溢及び漢の奴の加己利である。この事を監督した人は椋部の秦の久麻といふ者である。)

史官の文章

此の文章のごときは、前の文章ほど、國語的な所は見えず、全く漢文的な文章であるが、併し、此の文章の記法も、當時の史官の筆法を見るべきものである　さうして、かかる文章も、古事記を筆錄する際に念頭に置かれた事と思はれるが、日本書紀のごときに至つては明かにかかる文章より發展したものである事を思はせる　尤も、神代卷は、古事記にしても

天壽國曼荼羅繡帳銘

奈大女郎爲后歲在辛巳十二月廿一日癸酉日入孔部間人母王崩明年
二月廿二日甲戌夜半太子崩于時多至波奈大女郎悲哀嘆息白畏
天之雖恐懷心難止使我大王与母王如期從遊痛酷无比我大王
所告世間虛假唯佛是真玩味其法謂我大王應生於天壽國之中
而彼國之形眼所叵看悕因圖像欲觀大王往生之狀天皇聞之悽然
告曰有一我子所啓誠以爲然勅諸采女等造繡帷二張畫者東
漢末賢高麗加西溢又漢奴加己利令者椋部秦久麻
右在法隆寺藏繡帷二張縫著龜背上文字者也更不知者之

（國寶）（知恩院藏）

日本書紀にしても、これは語部の物語風の叙述を、そのままに記してゐて、日本書紀のごとく漢文の影響の多いものであつても、此の點は、甚だ原形に近いのである。併し、神武天皇以後の記述は、可成り、その態度が違つてゐて、史實の記法を學ぶとともに、その中にまじへるに、語部風の物語より得た叙述をもつてしてゐる。例へば、古事記の用明天皇の條の全文を掲げると、

橘豐日命、坐池邊宮、治天下參歲。此天皇、娶稻目宿禰大臣之女、意富藝多志比賣、生御子多米王一柱。又娶庶妹間人穴太部王、生御子上宮之厩戸豐聰耳命、次久米王、次植栗王、次茨

橘の豐日の命、池邊の宮に坐しまして、三年天の下治しき。此の天皇、稻目の宿禰の大臣の女意富藝多志比賣を娶して、生みませる御子、多米の王一柱。又庶妹間人の穴太部の王に娶ひまして生みませる御子、上の宮の厩戸の豐聰耳の命、次に久米の王、次に植栗の王、次に茨田の王四柱。又、當麻の倉

田王柱四、又娶當麻之倉首比呂之女飯女之子、生御子當麻王、次妹須賀志呂古郎女。此天皇御陵在石寸掖上、後遷科長中陵也。

首比呂が女飯女の子を娶して、生みませる御子當麻の王、次に妹須賀志呂古の郎女。此の天皇御陵は石寸の掖上に在りしを、後に科長の中の陵に遷しまつりき。

これを前の文章に比較して見れば、その間に類似の點ある事を見出だすであらう。即ち、御歷代の略傳を、かくの如く傳し奉り、かくの如く記叙し奉るのが、史官に共通の筆法であつた。かつそこには、素朴にして淡々たる叙述があるばかりで、少しの虛飾もない。支那の六朝風の煩瑣な文飾に滿たされた、所謂四六駢驪文とは全く異なつてをり、支那の史傳の摸範と云はれる、史記の詳細に條理をつくした文章とも亦異なる。極めて必要な事がらだけを要約して、簡素な筆致で列記したものに過ぎないが、しかも十分に意を盡してをり、意餘つて言葉の足りないものでもなく、勿論、虛飾に滿ちて、文意の捕捉に苦しむがごとき文章でもない。古代の史官の記法は、これだけで十分に存在の價値ある文章である。平安朝以後に記錄文といふ一種獨特の記法が出來て、これは、公卿の日記などに多く用ゐられてゐる文章であるが、その淵源は、遠く、上古の史官の文章より出てゐると思はれる。此の公卿の記錄文が、更に變化して、武家時代の公用文となり、それが今日の候文體にまで脈絡を引いてゐる事を考へる時、上古の文章の文章史的位置の重大なる事がわかり、又文章の生命が長い血筋を引

くものである事も明かに考へられるのである。

二　古事記の文章

語部の叙述　以上は、古事記、及び日本書紀に共通で、上古の金石文・古文書等にも見られる史官の文章について説明したものであるが、更に、それよりも必要な、我が國獨特の、語部の物語が持つ表現に就いて、説明して見たい。即ち、古事記の神代卷は、文章も多く國語的表現を持つてをり、記者もなるべく語部の表現に近づけるやうに記述の方法を苦心してゐるものと思はれるから、これを對象として考へると、先づ、叙述の非常にリズミカルに反復してゐるといふ事が注意せられる。

反復的記述　例へば、伊邪那岐命・伊邪那美命が、種々の島をお生みになる所では、

次に、伊豫の二名嶋を生みたまひき。此の嶋は身一つにして面四つ有り。面ごとに名有り。故伊豫の國を愛比賣と謂ひ、讃岐の國を飯依比古と謂ひ、粟の國を大宜都比賣と謂ひ、土左の國を建依別と謂ふ。

次に、隱伎の三子嶋を生みたまふ。亦の名は天の忍許呂別。

次に、筑紫の島を生みたまふ。此の島亦身一つにして面四つ有り。面ごとに名有り。故筑紫の國を白日別と謂ひ、豐國を豐日別と謂ひ、肥の國を建日向日豐久士比泥別と謂ひ、熊曾の國を建日別と謂ふ。

此の三つの部分で、第三の部分は、殆ど全く第一の文章の固有名詞だけを入れ變へたものに過ぎない表現を持つてゐる。かつ第二の部分の「隱岐の三子島」も、第一の部分の「伊豫の二名島」と類似の表現であつて、反復と云はんよりは、對句と云つても差支へないものであらう。これ以下の表現は、飽く事なく、同一表現の繰返しが連續してゐる。かかる反復の例は、固有名詞の列記の所ばかりではない。天照大神と、須佐之男命とが、天の安河で、誓ひ給ふ條に、

天照大御神、先づ建速須佐之男命の佩かせる十拳劍を乞ひ度して、三段に打ち折りて、ぬなとももゆらに、天の眞名井に振り滌ぎて、さがみにかみて、吹き棄つる氣吹の狹霧に成りませる神の御名は、多紀理毘賣命、亦の御名は奥津島比賣命と謂す。次に市寸島比賣命、亦の御名は狹依毘賣命と謂す。

天照大御神が、先づ建速須佐之男命の帶びてをられた長劍を受け取つて、三段に打ち折り、瓊の觸れ合ふ音がから〳〵鳴るくらゐに響かせながら、天の眞井で、水を振りかけ洗つて、齒で嚙み碎き、吹き出された息吹の霧の中に現はれ給うた神の御名は多紀理姫命、一名を奥津島姫命と申し上げる。次に現れ給うたのは市寸島命一名を狹依姫命と申し上げる。次には多岐津姫

次に多岐津比賣命。

速須佐之男命、天照大御神の左の御みづらに纏かせる八尺の勾璁の五百津のみすまるの珠を乞ひ度して、ぬなともゆらに天の眞名井に振り滌ぎて、さがみにかみて、吹き棄つる氣吹の狹霧に成りませる神の御名は、正勝吾勝勝速日天之忍穗耳命。亦、右の御みづらに纏かせる珠を乞ひ度して、さがみにかみて、吹き棄つる氣吹の狹霧に成りませる神の御名は、天之菩卑能命。 亦、御鬘に纏かせる珠を乞ひ度して、さがみにかみて、吹き棄つる氣吹の狹霧に成りませる神の御名は、天津日子根命。 亦、左の御手に纏かせる珠を乞ひ度して、さがみにかみて、吹き棄つる氣吹の狹霧に成りませる神の御名は、活津日子根命。 亦、右の御手に纏かせる珠を乞ひ度して、さがみにかみて、吹き棄つる氣吹の狹霧に成りませる神の御名は、熊野久須毘命。

命が現れ給うた。

須佐之男命が、天照大神の左の御角髮に纏うてをられた、大きい曲玉を多數紐に通した玉の輪を受け取つて、瓊の觸れ合ふ音がから／＼鳴るくらゐに天の眞井で、水を振りかけ洗つて、齒で嚙み碎き、吹き出された息吹の霧の中に現れ給うた神の御名は正勝吾勝勝速日天之忍穗耳命と申し上げる。 亦、右の御角髮に纏うてをられた玉の輪を受け取つて、齒で嚙み碎き、吹き出された息吹の霧の中に現れ給うた神の御名は天の菩卑の命と申し上げる。 亦、御鬘に纏うてをられた玉の輪を受け取つて、齒で嚙み碎き、吹き出された息吹の霧の中に現れ給うた神の御名は天津日子根命と申し上げる。 亦、左の御手に纏うてをられた玉の輪を受け取つて、齒で嚙み碎き、吹き出された息吹の霧の中に現れ給うた神の御名は活津日子根命と申し上げる。 亦、右の御手に纏うてをられた玉の輪を受け取つて、齒で嚙み碎き、吹き出された息吹の霧の中に現れ給うた神の御名は熊野奇日命と申し上げる。

以上の文章は、全篇反復より成つてゐる。即ち、これを表で示すと、

さがみにかみて吹き棄つる氣吹の狹霧に成りませる神の御名は(神名)亦の御名は(神名)謂す
(神名)亦の御名は(神名)謂す
(神名)
さがみにかみて吹き棄つる氣吹の狹霧に成りませる神の御名は(神名)
さがみにかみて吹き棄つる氣吹の狹霧に成りませる神の御名は(神名)
さがみにかみて吹き棄つる氣吹の狹霧に成りませる神の御名は(神名)
さがみにかみて吹き棄つる氣吹の狹霧に成りませる神の御名は(神名)
さがみにかみて吹き棄つる氣吹の狹霧に成りませる神の御名は(神名)

かやうにして、天照大御神云々の條と、速須佐之男命云々の條とは、立派な對句をなしてをりかつ、その速須佐之男命の條のうちが、更に、五反復に分れてをり、その最初の一回だけは、天照大御神の條と對照する爲めに詳しく記されてゐるが、第二回からは、可成り省略せられた部分もあるけれど、併し、「さがみにかみて」云々といふ相當長い句のごときは、全く省略せられる事なく五回反復せられてゐるのである。これに初めの天照大御神の條を加へると、全く同一の長句が六回反復せられてゐる事になる。これは、後世の文章ならば、かやうな純粹の反復の形を取る事なく、多少言葉を變へるなり、或は、「同樣にして」などと云ふやうな

説明の言葉を用ゐて、同一文章の反復のごときは、全く省略してしまふとともに、又、多少の色づけの文句を置くに違ひない。此の稚拙とも言ふべき反復が、むしろ、古代の素朴美を現してゐるのであつて、此の執拗にして飽くなき同一文章の單純なる反復が、リズミカルに誦せられる所に、此の邊の文章が莊重なる底力を帶びて、聽者乃至讀者に迫り來る迫力と眞實性とを有するものがあるのである。これが、古代の語部の叙述の特色であつた。これは歌謠の方面にも現れてゐる著しい特色であつて、歌謠と共通の要素を持つてゐる。なほ、かかる點は、鎌倉時代の戰記物にも見られるのであつて、琵琶法師によつて奏せられた平家琵琶の文章、卽ち平家物語の中の、何々揃といふ所を見れば、そこにも、同一表現、殊に同樣の名詞の羅列を見出すであらう。これも亦、琵琶に合せて語られる所に、かかる同一表現の長い繰返しが、聽者を飽かしめず、むしろ一種のリズムを伴つて、聽者に迫る強い力を持つに至るのであるが、それは、古代の語部の物語の場合でも同一であつて、これらの口誦文學に共通の表現美とも云ふ事が出來るであらう。さうして、それらの反復の中、名詞を若干變更して、他の名詞を挿入し、それに伴つて、その名詞に必要な動詞や形容詞をも多少變化せしめる事により、やはり反復が基調となつてはゐるが、此所に、修辭の上では、對句と云はれる文章上の効果をも、表現するやうになるのである。

音調的快感　此の反復は、音調上の快感を含んでゐる事が、口誦文學の中に多く用ゐられるに至つた原因であるが、更に、これを短くしては、單純なる語句の中にも、かやうな句を好んで用ゐるものである。それで、古事記の文章についても、「鹽こをろこをろに畫き鳴し」と云つたやうな表現を取り、或は「内はほらほら、外はすぶすぶ」と云ふ文句もあり、前に引いた、櫛八玉神が出雲大社を祀る祝詞の文にも、「さわさわ」とか「とををとをを」とか云ふやうな語が見え、更に、下の風土記の所に掲げる、出雲風土記の國引の文章などにも、かかる表現が多く見られるのであつて、これまた語部の語る時の文句を、そのままに記載したものと考へられる。これも、上代の文章の注意すべき特色である。

誇張的表現　次に、古事記の文章では、相當、誇張的表現のとられてゐるのを見る。即ち、須佐之男命の泣き給ふ狀態を記して、

其の泣きたまふ狀は、靑山を枯山なす泣き枯らし、海河は悉に泣き乾しき。

と表現してゐる。これは、前にも記した如く、一面、此の神の暴風神たる狀況を示す爲めの表現とも取られるが、それにしても、また、多分に誇張のある表現と云はなければならない。此の須佐之男命を待ち受け給ふ天照大御神の

堅庭は向股に踏みなづみ、沫雪なす蹶ゑ散かして、いづの男建び踏み建びて、

といふやうな、勇壯なる表現にも、一種の誇張法が認められる。即ち、戰記物などによくある、「雲霞の如き大軍」とか、或ひは、今日の講談などにも、かかる誇張的表現は、戰爭や喧嘩などの描寫には多く用ゐられ、江戸時代の金平淨瑠璃などには、特に、その甚だしいものが見られるが、これも亦、口誦文學には、必要な修辭であると考へられる。文章で讀んだのでは、かかる誇張的表現が、どうかすると、虛飾に過ぎてわざとらしく感ぜられ、眞實性を著しく稀薄にするので、讀者を魅惑する力が薄いが、口で物語られる場合には、むしろ、かかる誇張的表現によつて、內容の面白みが增し、單調といふ缺點が救はれるのである。それは、眼で讀む場合には、理性に訴へる點が多いが、口で語られる場合には、瞬時耳を過ぎるのみで、誇張せられても、それが噓らしくは感ぜられず、むしろ、誇張せられて始めて、聽者の感情に觸れて、實感が起り、多大の興味をも振起せしめられるのである。かう云ふわけで、誇張法も亦、古事記の文章の一の特色と見られる。

語部の話術　以上は、多く美文的な表現の場合であるが、さうではなく、普通の說話を物がたる場合の古事記の、卽ち、語部の話術は、いかなるものであつたらうか。

それは、一口にして云へば、極めて淡々として素直である。例へば、稻羽の白菟の話のごとき、これだけで纏まつた說話であるが、此の物語は、白菟と大國主命との對話で、かつ又、その白

菟の話の中には白菟と和邇との對話があつて、その對話に伴ひ、少しの修飾もなくて、話が進行するのである。對話が中心となつて、しかも、物語は、極めて自然に進められる。それは、甚だ童話的で、素朴な話術であるが、その稚拙な中に、一種の雅趣が、含められてゐる。八岐の大蛇退治の物語にしても、やはり、對話の部分が多く、その對話の中で、八岐の大蛇の恐しさを語るのに、

彼が目は赤かがちなして、身一つに頭八つ尾八つ有り、亦其の身に蘿及檜榲生ひ、其の長さ谿八谷峡八尾を度りて、其の腹を見れば悉に常血爛れたり。

その大蛇の眼は赤い酸醤に似てゐて、身體は一つで頭は八つ、尾も八つあります。亦その身體には、蘿や檜や榲が生えてをり、その長さは、谷を八つと山を八つ越えて、その腹を見ますと、腹中が常に血だらけとなつてをります。

と云つてゐるのは、一種の誇張的表現と見られるが、しかも、此の説話全體としては、語り手の態度は、極めて自然に淡々としてゐる。別に、技巧的な伏線を設けたり、漸層的に説話を高潮せしめて、聽衆を次第に熱狂興奮に導くといふやうな態度でもない。此の説話では、須佐之男命が、大蛇を退治し給ふ所が、クライマックスになつてゐると思はれるが、さう云ふ所が、少しも、クライマックスとしては感ぜられないほどに、前と同様の平靜な態度で物がたられてゐる。倭建命が焼津で危難にあはれるやうな場合でも、そこには誇張もなく、危機に身を置

かれた倭建命の御運命に關して、聽者の胸をひや〳〵させるやうなヤマもない。常に同じやうな態度で、同樣のテンポで、同樣の表現・描寫をもつて、語られてゐるのである。此の點は、むしろ、後代の講談などとは、甚だしく違ふ語りぶりである。しかも、此の同一態度の持續が、對者に對して少しも倦怠の情を感ぜしめないで、むしろ、その底にひそむ迫力に引きつけられてゆくのである。一方において、語部の物語は、その場面の轉換や、對象の取捨選擇には、可成りの變化を見せてゐる。淡々として說き去り說き來つて、ある場面の物語は、忽ちにして終るかと思ふと、更に、他の物語が、直ちにその後に接して、興味深き場面に移る。大國主命の條にしても、童話的な明朗な白菟の話、兄君達のために危難に遭はれる物語、ついで、須佐之男命の爲めに、亦も種々の危難に遭はれるが、それが、須世理姬のお蔭で救はれてゆく話、しかも、それらがすべて須佐之男命の試煉に過ぎなかつたので、最後に、須佐之男命から祝福のお言葉があつて、遂に大國主命が此の國をお治めになるやうになつたかと思ふと、次に、情緖纒綿たる妻婚ぎの話や、須世理姬の嫉妬の物語が、かかる情話にふさはしい歌物語の形式で語られる、――と云ふ風に、その物語の構成や場面轉換などには、なかなか意が用ゐられてゐるのであつて、これは語部の人々によつて語りつぎ言ひつがれて行く間に、非常に長い年月を經て、次第に洗練せられ、磨き上げられ、最後に、天武天皇の思召によつて、かかる完成せられた形

態にまとめ上げられたが爲めに、かやうに巧妙な統一と變化とが加へられたものと思はれる。一つの場面を取つて見れば、極めて純朴素直な語り振りであるが、これを古事記全體の說話から見ると、實に、變化の妙を得、しかも場面の連續や、高天原の話から、出雲の話に移り、須佐之男命の話から大國主命の話に移る接續の工合などは、甚だ巧妙な構成のもとに成つてゐると云はなければならぬ。聽者をして對象に飽かしめないのは、一つの場面の物語が比較的簡單に短く語られてゐて、物語に變化が多く、話の進行に、多くの期待が掛けられるからであつて、もし、同一場面について、くど〳〵とかかる話術で繰り返し說明せられるのであつたならば、必ずや聽者乃至讀者の倦怠を招いた事であらう。古事記のすぐれてゐる點は、實に、その場面轉換の妙にあつた。構成の巧みさにあつた。これならば、此の長い物語が、一晝夜かかつて連續的に語られたとしても、決して對者を倦ましめる事はないであらう。結局、話術の平坦を救うたものは、內容に起伏の變化があることであつた。

附　參　考

一　諸　本

春瑜本古事記上卷（御巫清白氏藏）

古事記上卷抄（寶生院所藏）

古事記の本文で、現存する最古の寫本は、名古屋の眞福寺に藏せられるもので、國寶となつてゐる。眞福寺本、或は大須本古事記と云はれる。 三卷より成り、上中兩卷は應安四年、下卷は同五年に、眞福寺の僧賢瑜の書寫したもの、此の本の原本は、元來、中卷を缺く上下兩卷だけの闕本として、大中臣定世の寫し傳へたものを、更に、卜部家に傳へられる本によつて、中卷を補つて、定本としたのである。それは弘安五年頃であるらしい。 現在では、古事記の本文は、此の書を底本とするが、なほ誤字・脫字等が多くて、必ずしも、全く信賴の出來る寫本ではない。 古典保存會から複製刊行せられた。 眞福寺本については、伊勢本と稱するものが古い。 上卷だけの零本で、應永三十一年に沙彌道祥の書寫したもの、一に應永本とも云はれる。 御巫本と稱するのは、應永三十三年に、道祥の本を、僧春瑜の寫

古事記上巻 序并

臣安萬侶言夫混元既凝氣象未效無名無爲誰知其形然
乾坤初分參神作造化之首陰陽斯開二靈爲群品之祖
所以出入幽顯日月彰於洗目浮沈海水神祇呈於滌身故太
素杳冥因本教而識孕土産嶋之時元始綿邈頼先聖
而察生神立人之世寔知懸鏡吐珠而百王相續喫劒切蛇
以万神蕃息與議安河而平天下論小濱而清國土是以番
仁岐命初降于高千嶺神倭天皇經歴于秋津嶋化熊出

眞福寺本古事記（國寶）（寶生院所藏）

天地初發之時於高天原成神名天之御中主神。訓高下天云阿麻下效此 次高御産巣日神。次神産巣日神。此三柱神者並獨神成坐而隱身也。次國稚如浮脂而久羅下那洲多陀用幣流之時、流字以上十字以音 如葦牙因萌騰之物而成神名宇摩志阿斯訶備比古遲神。此神名以音 次天之常立神。訓常云登許訓立云多知 此二柱神亦獨神成坐而隱身也。

鼇頭古事記上卷

新刻古事記之端文
書之中尓奥津藻乃最尊伎古典那流秋山能志多夫琉媛子之伎蘇那布袖乎古事記之宇都曽美能今世尓富杼許礼流波百年餘五十年阿麻理表知都加多大船乃寛尓永志登云祁流歳能末之年尓波士弓乃始而刻在登其後尓度會延佳神主之物爲而有登此之二曽刻本者有

新刻古事記（高田與清所藏本）

したもので、これも、勿論上卷一册の零本である。

伊勢本は、元來、伊州度會郡宇治縣（今の伊勢の宇治山田市）の尾崎遍照院に傳へられた本が原本となつて、轉々書寫せられたので、此の名稱が付けられた。內容は、眞福寺本と大同小異である。

御巫本は、現に御巫清白氏の所藏にかゝり、古典保存會の復製本が出てゐる。祕閣本とは、慶長十九年の寫本で、吉田神龍院の僧梵舜の進獻したものなる事、近藤正齋の御本日記附註、及び右文故事によつて知られる。楓山文庫本とも云ふ。以上の他、江戸時代の寫本は數多く存する。

古事記がはじめて刊行せられたのは寛永二十一年で、京都の書林、前川茂右衞門刊行、三卷、後に再摺本も出てゐる。貞享四年には、度會延佳校訂の「鼇頭古事記」三卷が出で、伊勢から刊

行せられた。諸本の異同及び略註が加へてある。「訂正古訓古事記」三卷は、本居宣長の「古事記傳」の說によつて、長瀨眞幸が本文を訂し、訓讀を付して享和三年に刊行したもの、此の書、初めは「新刻古事記」と稱した。現今でも、古事記の定本のごとく取り扱はれてゐるが、本文には可成り加除刪訂があつて、必ずしも、信憑出來るものではない。併し、その訓讀の如きは頗る參考するに足る。今、本書に引用する所の、古事記の本文及び訓讀についても、これによる所が多いのである。慶應三年には、此の書の訓讀を刪つた、「新刻古事記正本」といふ書が、仙臺藩で上梓せられてゐる。名古屋藩では、植松茂岳、その子有園・有經の校合した「校合古事記」が、明治八年に刊行せられ、その他、明治以後には多くの刊本が出てゐるが、就中、田中頼庸の「校訂古事記」(明治二十八年刊)と、本居豐穎・井上頼圀・上田萬年三博士の校訂に成る「校定古事記」(明治四十四年古事記撰進千二百年紀念會の紀念出版、皇典講究所刊)は、最も注目すべき業績である。古事記を假名書で書き改めた書には、賀茂眞淵に「古事記上卷眞淵訓」(「假名書古事記」)があり、神宮皇學館史學會から、「古事記傳」の訓と對照して、「校訂眞淵宣長訓古事記神代卷」と題し、刊行せられた。明治以後では、川上廣樹の「譯讀古事記」(明治二十六年刊)その他が種々出てゐる。

二　研究書

古事記上巻 并序

臣安萬侶言夫混元既凝氣象未效無名無爲誰知其形然乾坤初分參神作造化之首陰陽斯開二靈爲群品之祖所以出入幽顯日月彰於洗目浮沈海水神祇呈於滌身故太素杳冥因本教而識孕土產島之時元始綿邈頼先聖而察生神立人

村田春海書入古事記（竹柏園所藏）

古事記傳初稿本（竹柏園所藏）

古事記に註釋を加へた最古の書は、「古事記裏書」一卷で、文永十年に、卜部兼文の註したもの。古風土記や「大倭本記」「日本紀決釋」等の、現今傳はらぬ珍しい本を引用してゐる。上中兩卷だけの註釋で、眞福寺本古事記の中卷は、卽ち、此の卜部兼文の手を經た書であらう。此

古事記裏書（神宮文庫所藏）

の書は、神宮文庫に、應永三十一年、沙彌道祥書寫の古寫本が傳はつてをり、古典保存會によつて複製刊行せられた。これは岸本由豆流が發見した本で、文政五年に由豆流によつて刊行せられてゐる。此の書以後、長い間、古事記の研究書は、出なかつたが、江戸時代となり、古學の復興に伴ひ、古事記の研究が現れる事になつた。元來、平安朝以後、近世の初頭に至るまで、日本書紀を史典の第一として重んじ、殊にその神代卷の如きは、神道家によつて、聖典として尊重せられたのである。從つて、研究註釋のごときも、日本書紀の方には多く出たが、古事記の方は殆ど顧みられる事なく、僅かに、卜

部家の人々により、「古事記裏書」のごときが書かれ、また、眞福寺本古事記の書入のごときものがあるにとどまるが、元祿時代以後、古學の研究が盛んになり、古代精神の勃興に伴ひ、古代國語の研究といふ事が叫ばれてくると、萬葉集とともに、日本書紀のごとく、漢文に書き改めたものよりも、古事記のごとく、古語に忠實で、國語の面影を多く殘してゐるものの方に注意が向けられ、此所に古事記の方が尊重せられる機運となつた。此の時、賀茂眞淵が出でて、萬葉集の他、古事記の研究にも意を注いで、「古事記頭書」のごとき書があり、明和元年に山岡俊明・藤原美樹等門下生と會讀などもしたが、古事記の研究に專心する暇が無かつたので、古事記の研究をしたいと語つた本居宣長に慫慂して、大成せしむるに至つた。そこで宣長は、その畢生の心血を注

古事記傳稿本（本居清造氏所藏）

いで、完成したのが、大著「古事記傳」四十八卷である。宣長は、明和元年三十五歲の時、これに着手し、數回稿を改めて、遂に寛政十年六十九歲の時に完成した。實に前後三十五年の歲月を費してゐる。ひとり、古事記の註釋研究書としてのみではなく、江戶時代に刊行せられたすべての學術書の中の第一に位すべきもので、永久にその光の輝く書である。此の第一卷の附錄には、「直毘靈」があつて、これは、「此篇は道といふことの論ひなり」と註してゐるごとく、わが神道・皇道の精髓を論じたもので、宣長が、古事記を註するのに、單なる歷史書・文學書、乃至國語研究の對象として見ず、神典として、國體尊重の立場から、宗敎的な尊崇の念のもとに、その事業を完成した事がわかるのである。此の部分は明和八年に成つた。また、第十七卷の附錄には、門人服部中庸が寛政三年に記した、「三大考」がある。「古事記傳註釋目錄」は本居春庭の著、文化三年に成つた。以上はすべて、本居宣長全集に入つてをり、又、「校訂古事記傳」と題して、單行せられてもゐる。なほ、中村守臣の「古事記傳未考抄」、及び「古事記傳補闕」、前田夏蔭の「古事記傳餘考」、佚名氏の「古事記傳遺考」がある。

古事記傳と別個に成つた書には、田安侯德川宗武の「古事記詳說」五卷(本文の註釋三卷、別記二卷)があり、明和頃の著で、明治聖德記念學會より刊行せられた。同じく、富士谷御杖の「古事記燈」は、大旨、卽ち總論の部が文化五年に刊行せられてをり、本文の註釋も、初の方だけを記した稿本が若干存する。これは、「古事記傳」を見て、それに刺戟せられるとともに、むしろ、自

家の言靈說により、それに反對の態度をもつて書かれたものである。また、橘守部の「難古事記傳」五卷は、「古事記傳」を論駁するが爲めに書かれたもので、宣長に反對の立場を示した守部は、ことごとに宣長の說を反駁してをり、中にはむしろ反對の爲めの反對と見られる所もあつて、首肯し難い說も多いが、「古事記傳」を讀む者の一顧すべき價値ある書である。天保十三年刊、橘守部全集所收。田中頼庸の「校訂古事記」も、「古事記傳」の本文や訓讀に對して異見を表明した書である。「古事記傳」の註を要略して、簡便にした書には、村上忠順の「古事記標註」三冊(明治十一年刊)、敷田年治の「古事記標註」

英譯古事記稿本（竹柏園所藏）

七冊（明治十一年刊）、吉岡德明の「古事記傳略」四冊（明治十六年刊）等がある。近年刊行せられたものでは、植松安、大塚龍夫兩氏の「古事記全釋」、次田潤氏の「古事記新講」、中島悅次氏の「古事記評釋」等がある。此の他、儒佛思想で解釋した牽强附會の說の多い書もあるが、一々その書名を列記しない。英譯には、チャンバレン氏の英譯古事記一卷が、明治十六年に刊行せられ、殊に、その總論は、わが神代史・神話傳說の研究に種々の暗示を與へる好論文として、學界に多くの反響を惹起した。即ち、明治二十一年に飯田永夫氏が譯して、田中頼庸・飯田武郷・木村・小中村・黑川・栗田博士の評を添へ「日本上古史評論」と名づけて出版した。

現代語譯には、澁川玄耳の「三體古事記」其の他數種が出てをり、研究、解說には、井上頼圀博士の「古事記考」、安藤正次氏の「古事記解說」（世界聖典全集「古事記神代卷」附錄）、三矢重松博士の「古事記に於ける特殊なる訓法の研究」、倉野憲司氏の「古事記の新研究」等がある。石川三四郎氏の「古事記の新研究」は、古事記の神話を中央アジア方面の事として解釋し、中澤見明氏の「古事記論」は、古事記を平安朝初期の僞作と論斷したものであるが、いづれも信じられない說である。（以上の他は、日本書紀の參考の項參照。）

第二章　日本書紀

第一節　成立

一　撰者

卷數、完成の時代　日本書紀は、全三十卷、それに系圖一卷が加はり、三十一卷の撰成つて、奏上せられたのは、元正天皇の養老四年五月である。此の事は、續日本紀卷八に記して云ふ。

四年…五月…癸酉(十三日)…是より先、一品舍人親王、勅を奉じて日本紀を修む。是に至りて功成り、紀三十卷、系圖一卷を奏上す。(原漢文)

とあるので明かなる如く、勅命を奉じて、舍人親王が、日本紀編纂の事に當られ、此の時に完成したのである。

舍人親王・太安麻呂・紀淸人・三宅藤麻呂　併し、此の事は必ずしも、日本書紀全部が、舍人親王御一人の御手によつて成つた事を示してゐるものといふ事は出來ない。此の後の國

樹故伊奘諾尊隱其樹下因採其實以擲雷者雷等皆退走
矣此用桃避鬼之縁也時伊奘諾尊乃投其杖曰自此以還雷
不敢来是謂岐神此本号曰来名戸之祖神焉所謂八雷者在
首曰大雷在胷曰火雷在腹曰土雷在背曰稚雷在尻曰黒雷
在手曰山雷在足上曰野雷在陰上曰裂雷一書曰伊奘諾尊
追至伊奘冊尊所在處便語之曰悲汝故来答曰族也勿看
吾矣伊奘諾尊不従猶看之故伊奘冊尊恥恨之曰汝已見
我情我復見汝情時伊奘諾尊亦慙焉因将出返于時不直黙
歸而盟之曰族離又曰不負於族乃所唾之神号曰速玉之男
次掃之神号泉津事解之男凡二神矣及其與妹相闘於泉平

神代紀斷簡（竹柏園所藏）

史がいづれも數人の人の手によつて共力完成せられてゐるごとく厖大なる此の書も亦、決して一人の手によつて成つたものではないと思はれる。單に分量の上から云つても、古事記が、稗田阿禮の語る所を、太安麻呂が筆錄して、僅四箇月で出來上つたやうな場合と異なるが、更に内容を調べて見れば、古事記とは異なつて、史實の調査やその配列に、非常な苦心の積まれてゐる事が了解出來るのであつて、到底、一人の手によつて出來るやうな性質の書ではない。又、その内容の書き方にも必ずしも劃一でない所があつて、別人の手によつて書かれたものと思はれる箇所がある。かやうなわけで、舍人親王は、むしろ、編纂の總裁であらせられ、編纂者の代表として、奏上の事に

舍人親王御像（中村雅眞氏所藏）

當られたのであらうが、實際に、此の業に携つた人々には、多くの學者・史官があつた事と思はれる。古事記を上奏した太安麻呂のごとき、又、その一人であつたらう。此の事は、日本書紀の弘仁私記序に見えてゐる。

夫日本書紀は(註略)、一品舍人親王（淨御原天皇(天武)の第五皇子なり）從四位下勳五等太朝臣安麻呂等（王子神八井耳命の後なり）勅を奉じて撰する所なり。(此の間に古事記撰述の事を述べてゐるのは、古事記序文の趣に大方同じである。今略す。) 清足姫天皇(元正)負扆(即位)の時(註略)、親王及び安麻呂等、更に此の日本書紀三十卷、幷びに帝王系圖一卷（今現に圖書寮及び民間に在り）を撰し、養老四年五月廿一日（淨足姫天皇(元正)の年號なり）に、功夫(工夫)甫めて就り、有司（今の圖書寮是なり）に獻ず。

これによると、「太朝臣安麻呂等」とあるから、此の他にも、なほ撰者のあつた事が考へられる。尤も、此の弘仁私記序は、太安麻呂と同族の多人長の書いたものであるから、安麻呂が此の撰に携つたかどうか明かでないが、わが佛尊しで、此所に、安麻呂の名を入れたものかとも考へられる。併し、或ひは、同族なるが故に、安麻呂も此の撰に携つたといふやうな說が多家に傳へられてゐたので、その名を、此所に入れたものでもあらう。全く根據のない無稽の說を述べたものとも思はれないから、此の說を信ずるより他はないであらう。

上述の續日本紀の記事に、「是より先」とあるから、日本紀撰進の勅命が下つたのは養老

四年よりも以前であつた事がわかる。これ或は、和銅七年に、紀清人や、三宅藤麻呂に詔して、國史の撰進を命じ給うた度の事であるかも知れないが、此の和銅七年の國史と、日本書紀との關係は明かでない。もし、和銅七年以來の國史撰修の繼續事業の完成したものが日本書紀であるならば、紀清人や三宅藤麻呂の如きも、日本書紀の撰者の一人として、此の事業に携つた事になる。なほ、和銅七年の國史に就いては、下の假名日本紀の項で說く事にする。

舍人親王の御傳 日本書紀の編修總裁とも申し上ぐべき舍人親王は、天武天皇の第三皇子であらせられる。養老二年正月に一品に叙せられ給ひ、同四年八月に知太政官事に任ぜられ、七年十一月に薨じ給うた。その後、太政大臣を贈られ、淳仁天皇の御時に、崇道盡敬皇帝の追號を贈られたのは、淳仁天皇が舍人親王の第七皇子であらせられたからである。養老四年に日本書紀を完成し給うた事は、大いなる文化史上の御功績として、永久に忘るべからざる御事であるが、親王は又、萬葉歌人としても、集中に三首の御作を殘してをられ、中一首は元正天皇の唱和あそばされた御歌である。御母は、天智天皇の皇女新田部皇女であらせられるのによると、壬申の亂の渦中に幼少時代を過された事と思はれる。日本書紀中の壬申の亂に關する記述に就いては、此の舍人親王が天武天皇の皇子であらせられたといふ事を考慮において考へる必要があらう。元明・元正天皇の御代に、一世の尊崇を集めさせられ、

上下の信頼を厚く受け給うてゐた事は、知太政官事の重職に就いてをられるので明かである。此の方によつて、日本書紀のごとき貴重な史籍編纂の業を卒へさせられたといふ事は、決して偶然ではない。

系圖一卷　日本書紀に附錄とせられた系圖一卷は、今日亡んで傳へられない。皇室の御系圖を記したものであらう。本文三十卷の方は、今日すべて傳へられてゐる。此の後の國史が、往々闕文佚失のあるのに比して、書紀は、古來國史の發起典據として最も尊重せられたから、内容に少しも佚文等が生じなかつたのである。

藍紙本萬葉集卷九
（原氏所藏）

二　書　名

日本書紀・日本紀・日本書　日本書紀は、古く日本紀とも云つた。　日本書紀の續篇を續日本紀と稱し、續日本紀の中には、本書の事を日本紀と記してをり、又、日本書紀の註釋書を釋日本紀と云ひ、新撰姓氏錄にも、日本紀として、此の書を引用してゐる。　併し、日本書紀といふのも古い名稱で、萬葉集の左註にも、日本書紀と記した所があり、弘仁私記の序文にも、日本書紀と記し、平安朝時代の日本書紀の古鈔本にも、日本書紀と題したものがある。　それで、日本紀といふのは、日本書紀を略してさう云つたものであらうか、或ひは、反對に、日本紀といふのが原名で、それに、後の史官などが、書の字を入れて、日本書紀といふ書名にしたものであらうといふ說もある。　併し、此の後說に就いては、何故に、書の一字を入れて日本書紀としなければならない理由があつたか、明確な說明は下されてゐない。　それから又、正倉院文書の寫章疏目錄に、

　帝紀二卷日本書

と見えてゐるので、日本書と云ふ帝紀が存し、日本書紀といふ書名は、日本書といふ名と日本紀といふ名とが混同して、これが一つになり、出來たものであらうといふ說もあるが、此の日

本書といふのは書名ではなく、外國の書に對して、此の帝紀といふ書は、「日本の書」であるといふ意で記したものと思はれるから、さういふ説は成り立たない。平安朝時代の古鈔本を見ると、日本紀と題したものと、日本書紀と題したものと二樣あるが、日本紀と題したものの方に、古い寫本が多いやうに思はれる。この現象による時は、日本紀といふ名稱の方が古いやうであるが、萬葉集の左註や弘仁私記序に日本書紀といふ名が出てゐる所から考へると、此の題號も、古くからあつたのである。それで、弘仁私記序にある日本書紀の書の字は、後人の攙入であるとする説も出てゐるが、俄に信じられない。

支那の史書　大體、此の書名は、支那の書名を學んだものであらう。此の書の目的が、支那の史書に對して、吾が國でも、史書を撰び、もつて、外國人に對しても、誇るべき史書の、吾が國に存してゐる事を示さうとした所にあるらしく、文章も其の爲めに、外國人でも讀み易いやうに、なるべく純粹の漢文に近づけて書かれたやうに思はれるから、書名も亦、彼に學んだ所が多いであらう。これに關しては、釋日本紀の開題に記す所が詳しい。即ち、「日本書と謂はず、又、日本紀と謂はずして、只、日本書紀と謂ふは如何」といふ問に對して、

答ふ。師説に、大唐の文字を傳習し、九流の書を考へて、此の書を撰出す。其の中、殊なるは、神代の事、倭歌、古語等是なり。又、大唐に紀と稱するは、秦漢魏晉宋齊梁陳等の中に、漢紀、魏

許敬宗集十巻
職官要録卅巻
政論六巻
帝暦并史記目録一巻
君臣機要抄七巻
慶瑞表一巻
帝徳頌一巻
聖賢六巻
十二戒一巻
軍論斗中記一巻
要覧一巻
上金海表一巻
石論三巻
冬林一巻
薬方三巻
彗孛占一巻
黄帝太一天目経二巻
石武星官簿讃一巻
傳讃星経一巻
九宮二巻 一推九宮法 一遁甲要

天文要集十巻
庚信集廿巻
明皇論一巻
帝紀二巻 日本書
瑞表録一巻
帝徳録一巻
譲官表一巻
釣天之楽一巻
安国兵法一巻
文軌一巻
玉歴二巻
治癰疽方一巻
古今冠冕図一巻
黄帝針経一巻
天文要集歳星占一巻
天官目録中外官簿分一巻
内宮上占一巻
太一決口第一巻
簿讃一巻

天平廿年六月十日自平攝師手而轉撲寫取
十九年十月廿日佐官僧臨照 廿二柱僧正実知校定
大僧都僧行信

正倉院御物可請章疏等目錄（卷尾）　（南京遺芳より）

記・晉紀・宋紀等是なり。又之を魏書・晉書・宋書等と謂ふなり。然らば則ち、此の書に依習して作るに非ず。但、宋の太子范曄の范蔚宗が後漢書を撰する時、帝王の事を叙するには、之を書紀と謂ひ、臣下の事を叙するには、之を書列傳と謂ふ。然らば則ち、書紀の文、此に依れるか。（原漢文）

此の釋日本紀の說による時は、天皇の御事を主として系統的に記した書を紀と云ひ、臣下のことを記した書を列傳といひ、その書籍を書紀書列傳といふのである。從つて、わが國の天皇の御歷代の御事蹟を主として記し奉つた此の書を、日本書紀といふのが、原名であるといふ事になるが、これも、斷定は出來ない。

書名の讀方　日本書紀の訓は、古く、ヤマトブミとも訓んでゐるが、これは、古事記の場合の如く、音讀してもよく、殊に、文章に漢文體を取り、支那の史書の書名より此の題號が出てゐるとすれば、一層音讀すべきものの如く思はれる。

書名の略稱　古事記の方は、「記」と記し、日本書紀の方は、「紀」と記し、兩方を書き分けてゐるが、此の兩字は、共通しても用ゐられる字で、支那でも、これを混用して、史書の名に付してゐる。ただ、古事記が、古事を記すといふ意にとどまるに對し、日本書紀の方は、支那の史書に對し、日本の歷史を記すとともに、就中、天皇の御事蹟、御系統、卽ち、帝紀を記し奉る事が主

となつてゐる事を、書名に示してゐるものと云ふべきであらう　此の兩字の相違より、兩書を畧稱する時には、たゞ、記・紀と云ふ例である。　記は古事記を云ひ、紀は日本書紀を示す事になつてゐる。

三　史　料

語部の傳說　本書の編纂に當り、多くの古記が參考せられてゐる事は云ふまでもないが、本書の態度が、古記の纂錄集成の態度にあつた事を思ふと、それは單なる參考程度以上に、本書の成立の爲めには、重要な本書組成の一部分をなしてゐるものと云ふべきであらう。それらの材料に就いては、旣に、古事記成立の際にも參考せられてゐた所で、古事記とともに、それらをも參考する事によつて、此の書は編成せられたのである、　即ち、上古の紀傳・說話の類を集成した、帝紀・國記・本辭・舊辭の類の參照せられた事は、云ふまでもない、　これらを參照したといふ點では、古事記も同一であるが、これらの史典に對する態度が、兩書によつて違つてゐた。　故に、兩者は、異なる外觀を呈してゐる所もあるが、神代卷のごときは、兩書を仔細に檢する時、類似の言辭・說話を指摘する事が出來るであらう。　次には、各家々に傳へられ、朝廷

に報告せられた公民本記·氏文·本系帳·譜牒の類(これらに就いては、氏文の章を參照)も、參照せられた事であらう。さうして、これらは主として、記錄時代に入る以前の、口々に傳承せられた內容のものが多いであらう。これらの口誦せられて來たものは、內容にも表現にも、記載の方法にも、一種の共通した特色をもつてゐる。內容は、多く超自然的な、かつ變化に富む構想の說話で、讀んで興味の深いものが多い。それとともに、他に、多くの固有名詞を列擧した、即ち系譜的部分も存してゐて、家系の來歷を明かにした箇所もある。これらを表現するに、語部獨特の話術をもつてする對話體の所があり、美文的な所があり、後者の修辭は、擬聲語·反復詞·對句を用ゐて、絢爛かつ流麗なる辭章をなしてゐる。さうして、これらを通じていづれの箇所を取つて見ても、すべて語るのに適するやう流暢な調子を持つてゐる。古事記は殆ど全篇(最後の方を除いて)此の體で出來てゐるが、日本書紀の神代卷に引かれた一書の如きも、さういふ特色を其のままに殘して取り入れた所もある。併し、神武天皇時代以後には、多く、漢文的な正史の體に書き改めてあるが、それでもなほ間さう云ふ特色の認められる所があつて、殊に、正史の年代的記述の間に、そこに記された事がらに關係して、

昔丹波國の桑田の村に人あり、名を甕襲と曰ふ。甕襲の家に犬あり。名を足往と曰ふ。是の犬、山獸の名は牟士那を咋ひて殺しつ。則ち獸の腹に八尺瓊の勾玉あり。因りて之

を獻す。是の玉今石上の神宮に在り。（垂仁天皇八十七年條）

の如く、歴史に係はらぬ昔話を記してゐるのは、必ずや、古老の言ひ傳へや、特に語部の物語などに出たものがあると思はれ、その例は書中に散見して、なほ下にも例を掲げるが如くである。併し、次第にさう云ふ特色は薄れて行つて、遂に國史が置かれ、記錄時代となるに及んでは、內容も、政治的事件や、人事に關したものが多く、語部の語るやうな內容とは全く異つたものになつてしまつた。それは大體武烈天皇頃までが舊體を存して、繼體天皇頃から急に、記事の內容も性質も、一變してゐるやうである。武烈天皇卷には、なほ、太子（武烈天皇）が、海拓榴市の歌垣で、平群眞鳥の子鮪と、物部麁鹿火の女影媛を爭ひ給うたといふ、古事記にも出てゐるのと同樣の歌物語（但、登物人物の名などは違つてゐる）があつて、これらは、樂府などから出た材料であらうと思はれるが、さういふ內容の物語は、繼體天皇卷以後には見えなくなつて、これから後は、頗る、後の國史の體裁に近いものとなつてゐるのである。

史官の設置

履中天皇四年に、始めて史官を諸國に置かれて以來、記錄の事は、次第に備はつて來たであらうが、なほ、初めは、その事に馴れず、記錄は不十分であつたらうし、殊に、未だ十分に教育も行きわたらず、外來の歸化人を其の官につけるとしても、未だそれに適當な人の數が多くあつたとも思はれないから、史官には、あまり學問もなく、その事に適當しない人

でも、やむなく、これを史官とするといふやうな事もあつたであらう。此の風は、可成り後代にまで存してゐたやうで、恐らく、わが國の文學が大いに興隆し、教育法令の制度も大いに振張し、唐文明の輸入によつて、長足の文化の進歩を見た天智天皇時代の頃までは、さう云ふ有樣であつたらうと思はれる。故に、敏達天皇時代には、次のやうな話もあつた。

元年……五月壬寅の朔の……丙辰の日(十五日)天皇、高麗の表疏を執りて大臣に授けたまひ、諸の史を召し聚へて、讀み解かしめたまふ。是の時に諸の史三日の内に皆讀むことを得ず。爰に船史の祖王辰爾なるもの有り。能く讀み釋きつかへ奉る。是に由りて天皇と大臣と倶に讃美を爲して曰はく、「勤しきかな辰爾。懿きかな辰爾。汝若し學ぶことを愛まざらましかば、誰か能く讀み解かまし。宜しく今從り始めて、殿の中に近侍れ」と。既にして東西の諸の史に詔して曰はく、「汝等が習ふ所の業は、何故か就らざる。汝等衆しと雖も、辰爾に及かず」と。又、高麗の上れる表疏、鳥の羽に書けり。字羽の隨に黑し。既に識る者無し。辰爾乃ち羽を飯の氣に蒸して、帛を以て羽に印して、悉に其の字を寫す。朝庭のうち悉に異しみたまふ。

此の後半は、所謂鳥羽の傳說のもとで、謠曲などに作られてゐる有名な話である。もともと、此の話は、王辰爾の功績を讃へ、その才能を說いたもので、辰爾の事を、誇張する爲めに、殊更、

他の史官を無智無才の如く記した所があり、極端に想像を推し廣めると、船氏の氏文のやうなものから、此の話の材料が出てゐるかも知れぬと思はれるので、此の話の記事は、其のまま、全部を信用する事が出來ず、從つて、これによつて、必ずしも、他のすべての史官が無智無才であつたと云ふ事は出來ないが、なほ幾分、さうした傾向のあつた事は、此の事によつても察せられるであらう。

惟船氏故　王後首者是船氏中祖　王智仁首兒　那沛故首之子也　生於乎娑陀宮治天下　天皇之世　奉仕於等由羅宮　治天下　天皇之朝　至於阿須迦宮治天下　天皇之朝　天皇照見知其才異仕有功勲　勅賜官位大仁品為第三　殞亡於阿須迦　天皇之末歳次辛丑十二月三日庚寅　故戊辰年十二月殯葬於松岳山上　共婦　安理故能刀自　同墓　其大兄刀羅古首之墓　並作墓也　即為安保万代之霊基牢固永劫之寶地也

船氏墓碑（三井男爵所藏）

船史　此の船史は、わが文化の發展には重要な役目を勤めてゐる史官の一族であつた。船史の名は、史上にもしば／＼見えてゐるが、就中、推古天皇十七年には、肥後の葦北の津に漂着した百濟僧を、船史龍等をして問はしめ給うてゐるのは、船史が、さういふ外交の任に堪へるだけの文辭を有してゐた事が知られるのである。ついで、皇極天皇四年に、船史惠尺が、燒盡しようとする國記を取り出して中大兄に獻じてゐる事は、前にも、書紀の文を引用したごとくである。これら

も、船史が國記のごとき史典の記錄にあづかつて、何程かの力があつた事を考へしめるものである。現在三井家に所藏せられる船氏墓誌は、此の王辰爾の子孫なる船氏の事を記したもので、

惟るに、船氏の故の王後首は、是船氏の中祖、王智仁首(王辰爾の事)の兒、那沛故首の子なり。乎娑陀宮に天下を治しし天皇(敏達天皇)の世に生れ、等由羅宮に天下を治しし天皇(推古天皇)の朝に奉仕りき。天皇照見はして、其の才の異なるを知ろしめす。仕へまつりて功勳有り。勅して官大仁(官位十二階の第三)を賜ふ。品を第三と爲たまひき。阿須迦天皇(舒明天皇)の末、歳辛丑(十三年)に次る十二月三日の庚寅のひに殞亡りき。故戊辰の年(天智天皇七年)の十二月に、松岳山に殯葬し、婦安理故能刀自と墓を同にし、其の大兄刀羅古首の墓と墓を並べ作りぬ。即ち安保萬代の靈基、牢固永劫の寶地と爲す。

と見えてゐる。此所に記された船史の功といふのは、記錄の職に任じて、文事に功があつたものと思はれる。元來、王氏は、百濟の貴須王の孫、辰孫王の子孫なので、王氏を名告つたが、王辰爾に至り、欽明天皇十四年七月に、王辰爾をして、外國船によつて舶載した貢物を記錄せしめ給うたので、王辰爾を船長とし、船の事を掌どらしめるとともに、姓をも船史と賜うたのである。天武天皇十二年十月には、連の姓を賜ひ、船連となつた。まう此の頃には、史官として

の職務に關係しなくなつたのであらうが、欽明天皇時代から、その頃まで、長く、此の一族は、漢文を必要とする種々なる職務に携つてゐたと思はれる。從つて、史書を意識的に完成せしめようと努力あそばされた天武天皇の御代までに、さまざまの文書や備忘の類、即ち、史書編纂の參考に供された記錄や、又、推古天皇の御時に、始めて編纂あそばされた史典等には、恐らく、船史の一族の貢獻した所が多かつた事であらう。船史の祖、辰孫王の來朝したのは應神天皇の御時で、皇太子(仁德天皇)の師とせしめ給ひ、その長子太阿郎王も、仁德天皇の近侍となつてゐるが、欽明天皇の御代に至り、船史中興の祖、王辰爾によつて、華々しい活動が始められたのである。また、王辰爾の弟、麻呂は、津史の祖となつてゐる。

河內の文首

船史については、東史、西史についても述べなければならない。

應神天皇十五年(以下の年紀は、神功皇后を一代として、その年紀を別にした)日本書紀に記す所によると、百濟王が阿直岐を吾が國に遣して、良馬二匹を貢した。此の阿直岐は、また、經典をよく讀む事が出來たので、太子菟道稚郎子の師として、漢籍を講讀し奉つた。此の阿直岐の子孫が、阿直岐史で、これも史官として、文事に携つたのである。さて、應神天皇は、阿直岐に、――「汝よりもすぐれた博士があるか」――と尋ね給うたので、阿直岐は、「王仁といふ者がすぐれてをります」――と御答へした。それで、百濟から、此の王仁を招かれる事になつた。漢の高

帝の後裔鸞王といふ者の子孫の王狗といふ者が百濟に來たが、此の王狗の孫が王仁であるといふ。かくて、翌十六年二月に王仁が來歸して、太子菟道稚郎子の師となり、種々の典籍をお教へした。此の王仁の子孫が書首(又、文首と書く)であり、河內に住して、河內の文首となつた。河內は、帝都より西に當るから、西史と記しても、カフチノフミヒトと訓み、又西漢文首とも稱するのは、歸化人たるによるのである。此の文首は、後に文武十二年に姓を連と賜ひ、更に、十四年には忌寸を賜つてゐる。また後には、宿禰に昇されてゐる。かやうにして、文氏は、史官として、重要な地位を占め、應神天皇時代以後に活躍して、天武天皇時代に至つてゐる。故に、その史業に携つた事は、船氏よりも古いのである。

大和の漢直　應神天皇二十年九月には、阿知使主とその子都加使主が一族郎黨を率ゐて來り、多數の人々が歸化した。阿知使主とは、漢の靈帝の子孫、阿知王の事である。此の時に多くの漢人が來歸して、大和に住し、諸所に土地を頂いてゐた。よつて、此の時の歸化人の後は、多く大和に蟠居して、種々の氏族を起してゐる。その中、阿知使主の子孫は、倭漢直となつた。これは、河內の文首に對して、やはり、史官として、文事に携つたのである。漢部は、元來、漢人の歸化人が機織に從事し、紋樣を織り出だす事にすぐれてゐるところより、名づけられた。此の人々の部屬の名稱で、その漢部に對し、雄略天皇十六年に姓を直と賜はつた。さう

して、大和に居たので、倭漢直と云ふのである。河内の文首に對し、帝都よりも東にあつたので、東史と書いて、ヤマトノフミヒトとも訓じ、此の人々の事を意味したのであるのによれば、倭漢直が、史官であつた事は明かである。大和の漢直は、河内の文首と同じく、天武十一年に連の姓を賜ひ、同十四年には、忌寸となり、後に又宿禰となつてゐる。かくて、

漢文┬王仁―河内の文首―西文首―西漢文首―漢文首―西史
　　└阿直使主―大和の漢直―東文直―東漢文直―漢文直―東史

といふやうに相對して、紛らはしい名稱を有するやうになり、ともに史官として仕へて來たのである。故に、此の東西史の事は、常に相對的に稱せられ、相ともに、奉仕してゐた。阿直使主の使主といふのは、外國の使の事を掌る職名で、これは、此の人々が、外交の事にも携つてゐた事を示すものである。それは當然で、文書・記錄の事とともに、漢文を必要とする、外交の事も亦、此の歸化人の史官の職務であつた。それは、船氏の場合も同樣であつた。かくて、文氏・漢氏・船氏は、史官としての重要な位置を占め、最も功績のあつた氏族であり、就中、文・漢の兩氏は、最も古くから、此の職務に從つてゐた。しかも、此の三氏の祖の來朝は、いづれも應神天皇時代で、時を同じくして居たのである。此の事に關しては、古語拾遺にも、「輕島の豐明の朝（應神天皇）に至り、百濟王、博士王仁を貢る。是河内文首の始祖也。秦公の祖弓月、百廿縣の民

を率ゐて歸化す。漢直の祖阿知使主、十七縣の民を率ゐて來朝す。秦漢百濟より內附たる民、各萬を以て計ふ」と記してゐるやうな狀態で、更に、同書には、阿知使主と王仁とが、齋藏(神物を入れる藏)內藏(官物を入れる藏)の出納を記さしめられた事を述べ、藏部の事について、齋藏內藏·大藏の三藏が朝廷に設けられ、「秦氏、其物を出納し、東西文氏、其簿を勘錄す。是を以て漢氏に姓を賜ひて、內藏·大藏と爲し、秦·漢二氏をして內藏·大藏の主鑰と爲さしむ。藏部の緣也。」といふことを記してゐる。これによつても、これらの歸化人が、帳簿·記錄の事に携つてゐた事は明かで、ひとり藏部のみならず、すべての記錄、文字を必要とする仕事は、いづれも、此等の人々の手を借り、史官の業も亦、此等の人々の勞による所が多かつたのである。東西文氏が、六月·十二月の大祓に、祓太刀を獻じ、呪詞を奏するのも、齋部氏とともに、齋藏の事に携つた緣故によるものであつて、その呪詞は、祝詞とともに存してゐる。此の兩氏の呪詞を見れば、それがあくまでも、歸化人にふさはしい純粹の漢文體のも

王仁 (前賢故實)

のであり、且つ、呪といふ所を見れば、音讀したらしい事も考へられて、史官として、記錄の事に携つた、此等の人々の文章が、盡く、さうした特色を存してゐた事が知られるのである。それは、國語を害し、國文を漢文化した事に於いて損失もあつたが、また、文化的功勞の甚大なる事は否まれないのである。なほ、これらの諸氏の他にも、種々の史官があり、史を名告る氏族は、若干存して、新撰姓氏錄では、諸業の中に入れてをり、いづれも、歸化人の裔と思はれるが、それらに就いては、今、一々說くまでもない。

史官の文書

かやうにして、とにかく、應神・仁德天皇の頃より、史官の任に堪へる人が、次第に備はつて來て、履中天皇の御代には國史が置かれ、欽明天皇時代には、王辰爾が出で、史官は種々の方面に文事の職務を擔當して、それぞれの成績を收めるに至つたのである。さうして、その最後の結實が、卽ち、古事記、及び日本書紀であり、就中、史官の手に出でた史料を多く取り、史官の筆致に最も多くその文章を倣ふ所があつたと思はれる日本書紀に、史官の仕事の最も重要な成果を見出す事が出來る。此の意味に於いて、さうした有形無形の史料、傳說を殘し傳へた、多くの史官、就中、前記三氏に屬する史官の功績を讃へるとともに、その日本書紀に及ぼしてゐる影響、特に、史料の上の影響をも、考へなければならないと思はれる。

右のやうな、史官の本當の活動は、大體、繼體天皇時代からなのであらう。此の繼體天皇七

年には、五經博士段楊爾が、百濟より來り、十年には、同じく百濟が五經博士漢の高安茂を貢して、楊爾に代へん事を請うたので、請によつて、段楊爾を歸した。かやうに、百濟の學者の來朝もあつて、此の時代には、漢文學界にも、相當の賑ひを見せてゐるわけであるが、此の頃から、欽明天皇時代にかけてが、史官の勃興時代で、記錄、文書の、多く傳存するに至つたのも、此の頃からであつたらう。それ故、歷史の材料も、此の時より相當確實なるものが殘されるやうになつたので、後に史書を編む者も、それらの史料を用ゐる事によつて、今までの傳說・口碑を主とした史料とは異なる結果を示す事も出來るやうになつた。日本書紀に於いて、此の頃から歷史的確實性を帶びて來た理由は、大よそ、かくの如き所にあつたものと思はれる。さうして、その史官による記錄は、近江令の制定せられた天智天皇時代、乃至、文武天皇の御代に大寶令の制定せられる頃まで續いて、此の前後の唐文化の影響を受けた大改革により、諸般の制度が確定したので、史官の記錄・文書も、より組織的な學校制度の確立と相俟つて、新しい教育を受けた新時代の學者の手に移される事となつたのである。從つて、日本書紀に於ける、記錄・文書の如き史料の供給者としては、久しい間、文事を司つてゐた、上述の史官の人々が、その有力なるものであつたらう。繼體天皇以後の內容、記述態度や體裁の變化等が、その事を有力に物がたるものである。更に、新制度のもとに設置せられ、規定せられた大學寮を中心と

する、新時代の教育を受けた學者の修史の事業は、續日本紀以下に、現れる事となる。

史官の文章

勿論、此の時以後でも、傳說的內容が絕無であつたわけではない。特に、夢物語のごときは、しば〱現れてゐる。例へば、欽明天皇の御卽位の事に關して述べる所に、

天皇幼き時、夢みたまはく、人有りて云さく「天皇秦大津父といふ者を寵愛みたまはば、壯大に及びて、必ず天下を有らさん」といふとみたまふ。寤驚めたまひて、使を遣して普く求めたまふに、山背國紀伊郡深草里自り得つ。姓字果して夢そなはししが如し。是に快喜びたまふこと身に遍ちて、未曾しき夢と歡めたまふ。乃ち告げて曰はく、「汝何の事か有りし」とのたまふ。答へて云さく、「ことも無し。但、臣伊勢に向りて、商價ひて來還るとき、山に二つの狼の相鬪ひて、血に汚れたるに逢へりき。乃ち馬より下りて、口手を洗ひ漱ぎて、祈請みて曰さく『汝は貴き神にまして、麁き行を樂む。儻し獵士に逢はば禽られんこと尤速けむ』と。乃ち、相鬪ふことを抑止めて、血にぬれたる毛を拭洗ひて、遂に遣ち放して、倶に命全けてき」とまをす。天皇曰はく、「必ず此の報ならむ」とのたまふ。乃ち近侍に令して優寵みたまふこと日に新なり。大いに饒富を致て、踐祚すに至るに及びて、大藏省に拜けたまふ

とあるやうな物語は、なほ此所以下にも見えてゐるのであるが（此の說話に見られる、秦氏と

大藏との關係は、上述の古語拾遺にも記してゐる所である〕、全體として、歷史的記述と、記錄的態度とが、繼體天皇以後には濃厚となつて、その文章のごときも、史官の筆法と思はれる所が甚だ多い。その史官の文章は、漢文調であるが、頗る名文で、印象の鮮明な、すぐれた描寫の箇所も少くない。就中、欽明紀の、三韓の戰亂を描いた所や、天武紀の壬申の亂の顚末を描いたやうな、戰爭の描寫には、すぐれたものがある。これらをとりすべて、書紀の文中には、史官の文章より得たものが多く、史官の記錄、文書の類が、重要な史料となつてゐるのである。なほ史官の文章の明なるものとして、祝詞式に見える、東西文氏の呪詞の如きも、參考する價値がある。風土記にも、かかる史官の手になつたかと思はれる文章を見る事が出來る。日本書紀の文章と互に參照すべきである。

一書・一本・或本・別本　神代紀をはじめ、天皇の御代となつても、一書・一本・或本・別本などと記して、原書の文章を引用・揭記した所が少くない。これらは、元來、本文に對して、割註となつてゐるもので、現存の寫本では、神代紀以下は、すべて、それらの部分は割註となつてゐる。神代紀では、それらの一書からの原文の摘記が甚だ多いために、割註とはなつてゐないが、これも元來は割註であつた筈で、さういふ古寫本も極く稀に存する　神代紀では、本文は甚だ少く、一書の部分が大部分を占めてゐるが、なほ、一書の部分は割註であつたと思はれる　又、そ

の神代紀の本文のごときも、最初に淮南子の本文が、其のまま取り入れられてゐるのをはじめ、文章にも、頗る史官の筆致を思はしめる所があり、少くとも、わが國固有の神話傳說が、文化の開發に伴ひ、合理化され、多少の變化を加へられた趣が存してゐる。　此の本文の文章は、日本書紀編纂者の文章であるか、又は、それ以前の史官の筆になつたものを、其のまま取つて、これを正しいものと見なして、本文に立てたものかどうか、明かでないが、淮南子の文章を、其のまま取り入れたごときは、書紀編纂者自身の仕業ではなく、それ以前の史官の、さかしらに加へた文章が、其のまま書紀の卷頭に入つたものではなからうか　これの出典が淮南子にある事を氣付かれず、取り除くべきを除かれなかつたのは、むしろ書紀編纂者の失敗と思はれるが、とにかく、かうした事は、本文の文が、それ以前の史官などの手になつた史書の類から、材料を取られたものと推測せしめるのである。　此の本文以外の、一書の方に、むしろ語部の古傳を傳へた、神話傳說の原形に近いものが見出される。　これが、古くから存した、帝紀・國記・本紀・舊辭・本辭の類なのであつて、これも、古事記風の國語的な語部の語りぶりに近い、古形に忠實な筆致もあれば、史官などによつて歪曲せられ、漢籍漢文の影響を著しく受けたと思はれるものもある。　その間の差は、さまざまであるが、要するに、書紀の文章は、それ以前の文書・典籍の類から、大方其のままに取り入れた所の少くない事が考へられるのである。　此の本文

に掲げたものは、編纂者の最も正しいと認めた說であつて、一書の方は、それの參考用に異傳を掲記したものである。尤も、必ずしも、さうとは限らず、正僞の辨別し難いものは、とにかく異傳の中の一を本文とし、異說を註して、その間の辨別採否は、識者の撰擇に任せた所もあるその間の、書紀編纂者の意向については、欽明紀二年の割註に、帝王本紀に就いて、記したものの中に見えてゐる。（その文章は、既に引いたので此所には掲げない。）

古事記 古事記のごときも、本書編纂の際に參照せられたであらう。太安麻呂が此の書の編纂に加はり、近い時に、古事記が成つたのであるから、時を近くしてゐるといふ理由で、却つて、古事記を無視し、これを削除してしまつたといふやうな事もあるまい。應神天皇卷に、譽田天皇といふ御名の由來に關し、

一に云ふ、初め天皇太子と爲りて、越の國に行でまして、角鹿の笥飯の大神を拜祭みたまふ時に、大神と太子と名を相易へたまふ。故、大神を號けて去來紗別神と曰し、太子をば譽田別尊と名く。然らば則ち、大神の本の名を譽田別神、太子の元の名を去來紗別尊と謂すべし。然れども所見無し。未だ詳かならず。（但、「然らば則ち」以下は後人の加筆かと云ふ）

と述べてゐるのは、同じ趣の事が、詳しく古事記にも見えてゐる所である。これは必ずしも

古事記から取つたものではなく古事記の本文に採用せられたのと同じ說を早く傳へ記した文書があつて、その史料によつて、此の文章を引用したものと云ふ事が出來る。但、それを、書紀では一書の方に出して、本文には取つてゐない事によつて、兩書の態度に、史料の正僞に關し、見解の相違のあつた事が、考へられる。とにかく、かうした事は、書紀と古事記との間に、何等かの關係があつた事を示す材料にはなるであらう。

書名を明かに記した引用書

神功皇后紀以後には、援用せられてゐる書籍の中に、書名を明かに示して、文章を引いたものがある。帝王本記（紀）・日本舊記・伊吉連博德書・難波吉士男人書・譜第・百濟記・百濟本記・百濟新撰・魏志・高麗沙門道顯の日本世記などがそれである。支那朝鮮の書があり、日本人の著も交つてゐるが、何れも漢文で書かれた史書・記錄であつたらしい。併し、書紀全體の例としては、書名を揭げないのが普通であるから、これらの書名を明かに記したものは、後人の加筆であらうといふ說もある。此の他にも、後人の註記が加はつたと思はれる部分がある。前に引いた、應神天皇卷の註に、「一云」として記した終りに、「然則、可謂大神本名譽田別神、太子元名去來紗別尊。然無所見也、未詳」とあるのは、後人の註の攙入で、古本にはないものであるといふ。「然無所見也未詳」などといふ文面から見ても、原註でない事は明かである。また、欽明天皇卷、十四年條に、「溝邊直」に註して、「此但曰直不

書名字、蓋是傳寫誤失矣」とあるものなども、後人の加筆の攙入なる事は明かである。かういふ部分は、此の他にも多く、訓註にも、後人の註記の混入かと思はれるものがある。

氏文・風土記と日本書紀との關係 氏文等の參考せられてゐるであらう事は、前にも記したが、これは、時として、史實を誤る原因となる事があるから、注意を要する。其のわけは、自家の家系を尊くしようとし、先祖の功績を賞揚して、もつて、朝廷の內外に、自家の氏族を認められようと企てるのは、常に有り勝ちの心理であるから、かうした意味での、史實の歪曲が、氏文等に於ては、試みられやすい爲めである。例へば、垂仁天皇二十八年に殉死の禁があり、その三十二年の條に、

三十二年秋七月の甲戌の朔の己卯の日(六日)、皇后日葉酢媛命（一に云ふ、日葉酢根命なり）薨りたまふ。葬りまつらんとすること日有り。天皇群卿に詔して曰はく、「死に從ふ道は、前に不可といふことを知れり。今此の行の葬、奈何せむ」と。是に野見宿禰進みて曰さく、「夫君王の陵墓に生きたる人を埋め立つるは、不良し。豈後の葉に傳ふることを得んや。願はくは、今將に便りなる事を議りて、奏さむ」と。則ち、使者を遣して、出雲國の土部壹佰人を喚し上げ、自ら土部等を領ひて埴を取り、以て人馬及び種の物の形を造作りて、天皇に獻りて曰さく、「今自り以後、是の土物を以て生きたる人に更易へて、陵墓に樹て、後の葉の法則と

爲む」と。天皇、是に、大いに喜びて、野見宿禰に詔して曰はく、「汝の便りなる議は、寔に朕が心に洽へり」と。則ち其の土物を始めて日葉酢媛命の墓に立つ。仍りて是の土物を號けて埴輪と謂ふ。亦の名は立物なり。仍りて令を下して曰はく、「今自り以後、陵墓に必ず是の土物を樹てて、人をな傷りそ」と。天皇厚く野見宿禰の功を賞めたまふ。亦鍛地を賜ひて、土部職に任けたまふ。因りて本の姓を改めて、土部臣と謂ふ。是土部連等が、天皇の喪葬を主る緣なり。謂ゆる野見宿禰は是の土部連等の始の祖なり。

と見えるのは、埴輪の始原であると考へられるが、實は、埴輪は、支那の風を學んだもので、必ずしも此の時が最初とは云へず、また、野見宿禰の創始とも云へないのである。恐らく、此の條は、土部氏が、自分達の氏の始祖野見宿禰の功を貴くしようとして、いつか云ひ傳へて來た氏文の物語を材料として、かういふ埴輪の始原に關する野見宿禰の功や、天皇より賞美せられた事を記したものであらう。又、當麻蹶速を野見宿禰が蹴殺した有名な話も、此の土部氏の傳へた氏文の物語より出たものであつたらう。かういふ事は、高橋氏文の內容と比較して考へても、その間に誇張や修飾のある事が考へられるのであつて、其のままでは、到底氏文の全部の記事を信用する事の出來ないものがある。さうして、高橋氏文も亦、日本書紀に引かれてゐると思はれるが、かやうなわけで、必ずしも、書紀の記載そのものにも、信用する事の出

來ない部分が存すると思はれる。

地方志も亦史書編纂の材料に用ゐられ、風土記の如きも、書紀撰定の參考に供されたと思はれる點がある。それに關しては、風土記の章において述べる事とする。

四　假名日本紀

和銅七年の國史　假名日本紀といふ書が存する。全篇を假名で書いた日本書紀である。

和銅五年に古事記が奏上せられてより二年、和銅七年に、又々國史の撰述があつた。續日本紀、和銅七年の條に、

二月の己丑の朔日…戊戌のひ(十日)、從六位上紀朝臣清人、三宅臣藤麻呂に詔して、國史を撰ばしむ。

とあつて、此の國史といふのは、履中天皇の御時、諸國に置かれたといふ國史の意味とは異なり、今日と同じく、國家の歴史の書の意である。此の書に就いては、扶桑略記にも、「和銅七年上奏日本紀」と記してゐるので、續紀に見える和銅七年の國史は、日本紀であり、それが編成

つて上奏せられたものと考へられてゐる。それで、此の和銅七年の日本紀と、養老四年の日本書紀との關係如何といふ事が問題となる。實は、これに對する答案は明瞭である。もし續紀の記事だけを信用するならば、和銅七年の日本紀は、完成もせられなければ、從つて上奏もせられなかつたのである。扶桑略記に上奏の事が記してあつても、此の書は、遙かに後代の撰なので、此の和銅七年の日本紀の記事の如きは、續紀の本文を讀み違へて、ほしいままに、左樣記したものであるかも知れぬ。扶桑略記に、上奏の事があるからとて、それは、上奏の明證とはならないのである。たゞ續紀の記事だけを信憑すれば、上奏の事はなかつた。和銅七年二月に命が下つたが、翌靈龜元年九月には、元正天皇が御卽位遊ばされてゐる。從つて、元明天皇の詔命による和銅七年の國史の撰は、一時中止となつたものと考へられる。さうして、その六年後の養老四年には、日本書紀が撰成つて、上奏せられた。更に云へば、和銅七年の國史の撰定の業が一時中止となつた後、これを再び繼續して、規模を擴大し、編修の事業を一層權威ある人々の手に委ねられたもの、或は、此の日本書紀であつたかも知れないのである。いづれにしても、和銅七年の國史と、日本書紀との關係は明かでなく、日本書紀が、和銅七年の國史撰定の業の繼續か否かも推測にとどまるが、とにかく和銅七年の國史といふものが完成上奏せられなかつたといふ事だけは明かなやうに思ふ。

吾人の意見は右の如くであるが、又、和銅七年に完成上奏せられた日本書紀が存すると說く意見がある。卽ち、假名日本紀と稱するものがそれで、此の時の日本紀は假名文であつた、それを、後に支那の史書と同樣の漢文に書き改めたものが、現今の日本書紀であるといふのである。此の說は、早く釋日本紀にも見えてゐて、養老四年の日本書紀以前に假名日本紀が存してゐたと說き、平田篤胤・飯田武鄕など、此の說を信じてゐる學者も多いが、現存の假名日本紀を見ると、到底、日本書紀の原撰とは見る事の出來ないもので、これは必ず、後代に日本書紀の漢文を假名に書き改めたものに違ひない。日本書紀の訓讀・講解は、博士によつて平安朝時代にも頻繁に行はれたが、その所謂、博士讀の訓に從つて、原文の漢文を全部假名書に改め、讀み易くしたもの、卽ち、現存の假名日本紀であつて、これは、博士の日本書紀講讀の盛んに行はれた、平安朝時代の產物に違ひないと思ふ。從つて、私記の訓讀と相俟つて、日本書紀の古訓を知る事の出來る、研究材料として、古語の研究上に有益な書ではあるが、決して日本書紀の原撰ではなく、勿論、和銅七年の國史がこれであつたわけではない。常識的に考へても初めて、古事記を撰し、國語を表記するのに、太安麻呂は非常な苦心を費し、漸く、四箇月にして古事記三卷を完成したのであるが、その古事記よりも十倍も長く、且つ、殆ど全部を假名書するといふのであるから、到底、和銅七年の二月に詔命下り、その年の中に、上奏など出來るもの

ではない。從つて、現存の假名日本紀は、和銅七年の國史とは何の關係もあるものではない。それで、和銅七年の國史は、現存の假名日本紀のやうなものではなく、古事記のごとき文章で、古事記に似た體裁であり、分量も、それと同じくらゐの短いものであつたらうといふ説がある。とにかく、古事記や、それから、それに似た和銅七年の國史のごとき、卷數少く古代國語を重んじた史書が出來て、次に、日本書紀のごとき、全く變つた體裁の書が出たもので、和銅七年の假名日本紀は、現存の假名の日本書紀や漢文の日本書紀とは全く關係の無いものであると說くのである。かやうにして、假名日本紀に執着するのは、釋日本紀に、假名日本紀を古本とし、日本書紀を今本とし、日本書紀以前に、假名日本紀の存する事を述べてゐる說によるのであるが、釋日本紀の假名日本紀と稱するものは、日本書紀の一異本と見なされて、現今の日本書紀と全く別個の書であるのではなく、釋日本紀では、これに關して、推測の意見を述べたにとどまり、殆ど信ずべき價値ある說とは思はれない。殊に、和銅七年の國史が古事記と同樣の體裁であるならば、必ずしも、假名日本紀などと稱する事の出來る性質の書でない事は、古事記そのものが、假名書の國史といふには、決してふさはしくない書である事によつても明かである。かやうなわけで、釋日本紀、及びその系統を引く、和銅七年の假名日本紀說は、何の根據も理由もない意見であると云はなければならない。

假名書の日本書紀

併し一面、現存の假名日本紀の存在は、日本書紀の漢文で書かれて訓讀し難い部分をも、出來るだけは、國語で讀まうとした、古代の國語尊重の觀念を、如實に示すものといふ事が出來るであらう　此の他、書紀自身の有してゐる訓讀の註記(その中には、後の私記の類からの攙入も多い事と思はれるが)や、私記の與へてゐる訓讀によつて、古語の理解に多大の便宜を與へられてゐるのであるから、此の點においては、古事記同樣に、日本書紀も重んずべく、特に假名日本紀のごときは尊重すべきものと思はれる。　さういふ意味で、現存の假名日本紀の文例を一節、次に掲げておかう。

假名日本紀（宮内省圖書寮御藏）

やまとふみのまきのついでひとまきにあたるまき

かみよのかんのまき

いにしへに、あめつちいまだわかれず、めをわかれざるとき、まろがれたること、とりのこのごとく、くゝもりてきざしをふゝめり。そのすみあきらかなるものは、たなびいてあめとなり、かさなりにごれるものは、つゞいてつちとなるにおよんで、くはしくたへなるがあへるは、あふぎやすく、かさなりにごれるがこりたるは、かたまりがたし。かれ、あめまづなりて、つちのちにさだまる。しかうしてのちにかみそのなかにあれます。かれいはく、あめつちのひらくるはじめに、くにつちのうかれたゞよへること、たとへばなほしあそぶうをの水のうへにうけるがごとし。ときにあめつちのなかにひとつの物なれり。かたちあしかびのごとく、すなはち神となる。くにのとこたちのみことゝまをす いたくたときをば尊といふ。これよりあまりをば命といふ。ならびにみことゝいふ。下みなこれにならへ。 次にくにのさづちのみこと、次にとよくんぬのみことすべてみはしらの神ます。あめのみちひとりなす、このゆゑにこのをとこのかぎりをなせり。

かういふ調子ですべてを訓讀してゐる。

釋日本紀引用の假名日本紀　釋日本紀に引用の假名日本紀といふのは、これと別個の本で、原本の漢字を多く假名書の訓讀に書きかへてあるものらしく或は原本の漢字をも殘

して、それに訓註を附したところもあつた書のごとく思はれるから、やはり、現今の日本書紀を離れた本ではない。これも、日本紀講筵等の書紀訓讀に關係のある書と思はれる。今、釋日本紀に引用する所の一二を掲げておく。

「淹滯」の註に、

淹滯二字ヲ假名日本紀ニ「シヅミトモリテ」ト讀之。(現存の假名日本書紀では「つゞいて」と訓ず)

「浮漂」の註に關して、

古事記・假名日本紀等、皆溟涬ノ處ニ「クラゲナスタヾヨヒテ」ト註之。(現存の假名日本書紀では「くゝもりて」又は「くもりて」と訓ず)

かやうに、訓讀を主とした書であつた事は、現存の假名日本書紀と同じであるが、たゞその訓には現存の假名日本書紀と全く違つた所があるから、平安朝時代の假名日本紀には、現存の假名日本書紀と甚だ訓の異なつたものがあつたと思はれる。

假名日本紀歌註本　なほ、假名日本紀と題する一本には、佚書と思はれてゐた顯昭の日本紀歌註かと思はれるものがあつて、此の假名日本紀は、勿論、此所に云ふ假名の日本書紀とは全く無關係のものである

第二節　内容

一　概説

目錄　日本書紀の各卷に記されてゐる天皇の御時代は次の通りである。

卷一　神代　上
卷二　神代　下
卷三　神武天皇
卷四　綏靖天皇――開化天皇
卷五　崇神天皇
卷六　垂仁天皇
卷七　景行天皇・成務天皇
卷八　仲哀天皇
卷九　神功皇后

卷 十　應神天皇
卷十一　仁德天皇
卷十二　履中天皇·反正天皇
卷十三　允恭天皇·安康天皇
卷十四　雄略天皇
卷十五、　清寧天皇——仁賢天皇
卷十六　武烈天皇
卷十七　繼體天皇
卷十八　安閑天皇·宣化天皇
卷十九　欽明天皇
卷二十　敏達天皇
卷二十一　用明天皇·崇峻天皇
卷二十二　推古天皇（「古事記」は此所まで）
卷二十三　舒明天皇
卷二十四　皇極天皇

卷二十五　孝德天皇
卷二十六　齊明天皇
卷二十七　天智天皇
卷二十八　天武天皇
卷二十九　同
卷三十　持統天皇

記述の體裁　神代兩卷は、最も分量が多いが、此の部分には、「一書曰」と記して、本文の記事に對する異傳が數おほくあげられてゐるから、本文だけの分量は、決して、さう多くはない。しかして、話の筋は、本文だけで連續するのである。卷三以下は、その天皇の御畧傳を、まづ最初に總說的に揭げて、次に、その天皇の時代に起つた事がら、或は、天皇御自身の御事蹟をも、年代順に列記してゆくといふ記載の方法を取つてゐる。又、此の中にも、「一云」として、他書の引用があり、又、書名を明かにして、引用した箇所もある。以下その內容を稍詳しく說明して見る。

二　神代卷の解說

日本書紀の特色　日本書紀の特色は、「一書曰」の列擧せられてゐる所にある。此の「一書曰」は少きは一條、多きは十數條に及ぶものもあり、又、中には、本文よりも、「一書曰」としてあげた文章の方が長いものもある。此の「一書曰」は、本文として記した記事の、全部に對する異傳では無くして、多くはその一部に對する異傳なのであるから、從つて、本文の記事の長さよりも、大抵はその文章の量が少くなつてゐるのである。しかして、「一書曰」として列擧せられてゐる初の方は、本文に記した事がらの初の方に當り、以下本文の記述の順序に從つて、次第してある。その日本書紀に記す所と、古事記に物語られてゐる所とは必ずしも一致してゐるものではなく、却つて、細部に於いては、異なる箇所が多いのであるから、日本書紀の本文を主とすれば、古事記のごときも亦、「一書曰」の位地を占めるものとなる

淮南子・三五暦記の影響　今、日本書紀の最初の部分を掲げて見る。

古へ天地未だ剖れず、陰陽分れざるとき、渾沌れたること鷄の子の如く、溟涬りて牙を

昔天地が未だ分離せず陰陽の性別も分れない時には、すべてが混りあつてゐること鷄の卵のやうで、その中に、自

含めり。其の清み陽かなる者は、薄靡きて天と爲り、重く濁れる者は、淹滯きて地と爲るに及びて、精しく妙なるが合へるは摶ぎ易く、重く濁れるが凝れるは竭り難し。故天先づ成りて地後に定まる。然して後、神聖其の中に生れます。

然の氣が籠つて、天地の元始となる萠芽を含んでゐた。此の中の澄み明かな物は虛空に輕く浮んで天となり、重く濁つてゐる物は連り沈んで地となるに至つては、精致微妙なる物が一つに合して上昇する事は容易であるが、重く混濁してゐる物が一つに凝り固まるといふ事は困難である。故に天が先づ出來上つてから、地が後に定まつたのである。その後に、神がその天地の中に出現し給うた。

以上冒頭の文句は、淮南子の天文訓の初の方の文章をそのままに取つたものである。

天墜未形、馮馮翼翼、洞洞灟灟、故曰大昭、道始于虛霩、虛霩生宇宙、宇宙生氣、氣有漢垠、清陽者薄靡而爲天、重濁者凝滯而爲地。清妙之合專易、重濁之凝竭難、故天先成而地後定、

此の後半の文章がそのまま入つてをり、ただ二三字の相違があるのみである。また冒頭の語句も、三五曆記に、

天地混沌如鷄子、盤古生其中、萬八千歲、天地開闢、陽清爲天、陰濁爲地。

とある思想を取つたもので、「混沌としてまろがれたること鷄子の如し」といふ名高い文句も、純粹のわが國のものではなく、支那の思想の輸入であつた。故に、此の部分は、わが國の

神代史とは何の關係もないもので、日本書紀の編纂者、又は、史官が莊重味を加へるといふやうな目的のもとに、漢籍の文章を採つて加へたものに過ぎないから、これを除いた次の文章からが、眞實のわが天地開闢の說話であり、建國史の第一頁が此所から開かれるのである。

天地開闢　故曰く、開闢る初、洲壤浮れ漂へること譬へばなほ遊ぶ魚の水の上に浮けるがごとし。その時、天地の中に一つの物生れり。狀葦牙の如し。便ち化りませる神を國常立尊と號す（至りて貴きを尊と曰ひ、自餘を命と曰ふ。並にミコトと訓ふ。下皆此に倣へ。）次に國狹槌尊、次に豐斟渟尊、凡三の神ます。乾の道獨り化す、この所以に此の純男を成せり。

一書に曰く、天地初めて判るるとき、一の物虛中に在れり。狀貌言ひ難し。其の中自ら化り生づる神有り。國常立尊と號す。亦國底立尊と曰す。次に國狹槌

さて、天地が開かれた初に、國土のふはり〳〵と漂うてゐる樣は、譬へば丁度遊泳してゐる魚が水の上に浮んでゐるのに似てゐると云ふ事である。その時、此の宇宙間に一つの物が生じた。その形は葦の芽のやうである。即ち、かくして出現し給うた神を國常立尊と申上げる。（最も貴いお方は尊といふ字を用ゐ、その他の方には命といふ字を用ゐる、いづれもミコトと讀む。以下皆此の例である。）次に國狹槌尊、次に豐斟渟尊、あはせて三柱の神が存在せられる。天道が自然に化して、そのために、此の三柱の男神と成られたのである。

一書に曰く、天地が最初に分れた時、一つの物が空中に生じた。その形は云ひ現しにくい。その中に、自然と現れ出でた神があつた。これを國常立尊と申し上げる。亦國底立尊とも申上げる。次には國狹槌尊が現れ給うた。亦の御名は國狹立尊と申上げる。次には

尊、亦國狹立尊、次に豐國主尊、亦豐組野尊と曰す、亦豐香節野尊と曰す、亦浮經野豐買尊と曰す、亦豐國野尊と曰す、亦豐齧野尊と曰す、亦葉木國野尊と曰す、亦國見野尊と曰す。　葉木國、此をハコクニと云ふ。

一書に曰く、古へ國稚く地稚かりし時、譬へば浮べる膏のごとくして漂蕩へり。　その時、國の中に物生れり。　狀葦牙の抽け出でたるが如し。　此に因りて化り生づる神有り。　可美葦牙彥舅尊と號す。　次に國常立尊、次に國狹槌尊。　可美、此をウマシと云ふ、彥舅、此をヒコヂと云ふ。

一書に曰く、天地混れなりし時、始めて神人有ます。　可美葦牙彥舅尊と號す。　次に國底立尊。

一書に曰く、天地初めて判るるとき、始め

豐國主尊が現れ給うた。　亦の御名は豐組野尊、亦の御名は豐香節野尊、亦の御名は浮經野豐買尊、亦の御名は豐國野尊、亦の御名は豐齧野尊、亦の御名は葉木國尊、亦の御名は國見野尊と申し上げる。（葉木國はハコクニと訓む）。

一書に曰く、昔、國土が十分に出來上らなかつた時分には、譬へて云ふと、水の上に浮いてゐる膏のやうに、ふはりふはりと漂うてゐた。　その時國土の中に或物が生じた。　その形は、葦の芽が莖から拔け出したやうである。　此の物によつて出現し給うた神があつた。　可美葦牙彥舅尊と申し上げる。　次には國常立尊、次には國狹槌尊が現れ給うた。　可美はウマシと訓じ、彥舅はヒコヂと訓む。

一書に曰く、天地が未だ混じてゐた時分に、始めて神が現れ給うた。　可美葦牙彥舅尊と申し上げる。　次には國底立尊が現れ給うた。

一書に曰く、天地が初めて分離した時分に、それにとも

て俱に生づる神有ます。國常立尊と號す。次に國狹槌尊。又曰く、高天原に生れます神の名を天御中主尊と曰ふ。次に高皇產靈尊、次に神皇產靈尊。皇產靈、此をミムスビと云ふ。

一書に曰く、天地未だ生らざる時、譬へば海の上に浮べる雲の根係る所無きがごとし。其の中に一の物生れり。葦牙の初めて泥の中に生ひたる如し。便ち化りませる人は國常立尊と號す。

一書に曰く、天地の初め判るるとき物有り、葦牙の如く空の中に生れり。此に因りて化りませる神を國常立尊と號す。次に可美葦牙彥舅尊。又、物有り、浮べる膏の若く空の中に生れり。此に因りて化りませる神を國常立尊と號す。

なつて始めて出現し給うた神が居られる。國常立尊と申し上げる。次には國狹槌尊が現れ給うた。又同書に述べて曰く、高天原に出現し給うた神の御名を天御中主尊と申し上げる。次には高皇產靈尊、次には神皇產靈尊が現れ給うた。皇產靈はミムスビと訓む。

一書に曰く、天地が未だ生じなかつた時分には、譬へて云ふと、海上に浮んでゐる雲の依り懸る所がないやうであつた。その中に、一つの物が現れた。それを譬へると、葦の芽が始めて泥の中に生え出でたやうである。そこで、その物が化して神となられた方を國常立尊と申し上げる。

一書に曰く、天地が初めて分離した時分に、一つの物が有つた。葦の芽に似てゐて、空中に生じた。この物によつて、出現し給うた神を國常立尊と申し上げる。次には可美葦牙彥舅尊が現れ給うた。又かやうにも傳へてゐる。一つの物があつて、それは水の上に浮んでゐる膏に似て、空中に生じた。この物によつて出現し給うた神を國常立尊と申し上げる。

異傳の比較　右の如き一書は、各の間に、いかなる點において相違があるかを調べて見ると、

第一に、天地の分離と神の出現との時期の關係について。

第二に、天地の形狀の譬喩について。

第三に、神の出現する形狀の譬喩について。

第四に、神の有無、その出現の順序の相違、神名の相違について。

以上の四點に歸着する。さうして、その各書における關係を記して見ると、

一、(1)天地分離後、天地間に神の出現し給ふとしたもの――本文、第一一書・第六一書。

(2)天地分離前、混沌たる時に、神の出現し給ふとしたもの――第三一書・第五一書。

(3)天地分離後、天地間、及び高天原に神の出現し給ふとなしたもの――第四一書。

(4)天地分離後、國土の上に神の出現し給ふとなしたもの――第二一書。

二、(1)國土を遊魚に喩ふ――本文。

(2)國土を浮膏に喩ふ――第二一書。

(3)天地分離前の形狀を浮雲に喩ふ――第五一書。

(4)譬喩なきもの――第一一書・第三一書・第四一書・第六一書。

三、(1)神の出現する形狀を葦牙に譬ふ――本文、第二一書・第五一書・第六一書。

(2)神の出現する形狀を浮膏に譬ふ――第六一書一說。

(3)譬喩なきもの――第一一書・第三一書・第四一書。

四、(1)國常立尊・國狹槌尊・豐斟野尊――本文、第一一書(異名を多くあぐ)。

(2)可美葦牙彦舅尊・國常立尊・國狹槌尊――第二一書。

(3)可美葦牙彦舅尊――第三一書。

(4)國常立尊・國狹槌尊、及び天御中主尊・高皇産靈尊・神皇産靈尊――第四一書。

(5)國常立尊――第五一書・第六一書一說。

(6)國常立尊・可美葦牙彦舅尊――第六一書。

右の如く、全然一致してゐる傳はなく、皆、細部において、違つてゐる。以下に一書として揭げてゐるものも、少くともこれと同程度の相違がある。又、中には、本文に記す所に讓つて、一書の方では、その記述を略した部分もある。前の例で、第六一書の中に、「又」と記して、「物有り、浮べる膏の若く空の中に生れり」とあるのは、その前の文章の始に、「天地の初め判るるとき物有り」とある、その「物有り」を受けて、直ちに、「物有り、浮べる膏の若く」と續けたのであるから、當然此の一書の傳においては、初に「天地の初め判るるとき」とあるべきを

略したのである。其と同樣の關係は、本文と一書との間にも見られるのであつて、例へば、右に擧げた例の次の部分で、本文では、「次に神有ます、伊弉諾尊・伊弉冊尊」と云ふ文章の次に「一書に曰く、此の二神は、靑橿城根尊の子なり」とあるが、此の文章の、「此の二神は」といふのは、本文の「伊弉諾尊・伊弉冊尊」を受けたのであるから、元來は、此の一書の原文には、二神の御名を記してゐたのを、此所では、本文に讓つて、二神の御名を略して文章を揭げてゐるのである。かやうにして、一書の引き樣も、決して原文に忠實なものではなく、編纂者の意向によつて、省略や部分的變改などの加へられた所も多いのであらう。此の本文に載せる所は、大抵諸書に共通した說が多いやうであつて、卽ち、種々なる異傳に共通した要素を揭げて本文としたかの如くであるが、勿論さうでない所もある。殊に、國土の浮び漂うてゐるさまを魚の泳ぐのに譬へた譬喩の如きは、他の書に見えない所である。

古事記神話との比較　今これを古事記の記載と比較して見ると、古事記の記載は、頗る第二一書に似、また、神名は第四一書に類似してゐる。併し、古事記に見える天常立尊の御名は、日本書紀には、どこにも出てゐない。つまり、古事記は、日本書紀に出てゐるどの書とも違つてゐて、寧ろ、日本書紀の本文に比しては、特殊性のある記載と思はれるが、しかも、神名のごときは、なるべく廣く網羅して揭げられてゐるやうである。さうして、第一一書のごときは、

神名の異名を多く掲げた所に特色があり、第三一書・第四一書の如く、何らの譬喩も存しない、ぶつきらばうな表現の中に、むしろ特色の見られるものもあり、反對に、それぞれに、種々なる譬喩を述べてゐる所に特色の見られるものもある。葦芽の譬喩は殆ど諸書に共通で、これは說話の最も根元的な存在であつたに違ひない。第三一書のごときは、此の譬喩なくして、しかも、可美葦牙彥舅尊の御名を出してゐるのは、やはりもと、かかる譬喩の存してゐた事を示すものと思はれる。でなければ、此の御名の出づべき謂はれがわからなくなる。ところが、これを、第六一書の一說では、葦芽の代りに、浮膏を持つて來てゐるのは、國土の譬喩が混じたもので、後に生じた謬說であると思はれる。又、國土を、本文では、「遊べる魚」に譬へ、第二一書では、「浮べる膏」に譬へ、古事記では「浮脂」と「海月」とに譬へてゐる。此所でも古事記の譬喩は、あたかも、日本書紀の本文にある譬喩と、第二一書に記した譬喩とを結合した感があつて、その綜合的態度が現れてゐるが、此の譬喩の相違は、これを語り傳へた人々の經驗の相違に基づく所が多からう。此の譬喩の「あぶら」とは、獸肉の脂肪のことを云ふものと思はれるが、然らば、「遊べる魚」に譬へたのは、魚撈を主として、海邊に生活を營んでゐた人々の考へ方であり、卽ち、海幸のあつた部屬の譬喩は、これであつたらう。さうして、「浮べる膏」と云つたのは、狩獵を主として、山野に生活してゐた人々であり、卽ち、これは、山

幸のあつた部屬で語り傳へられた時に生じた譬喩かと思はれる

神名の異傳　神々の御名にしても、諸書に於いて異同があるが、國常立尊は六書に出でて最も多く、次には、國狹槌尊が四書に出で、次には可美葦牙彦舅尊が三書に出で、豐斟野尊が二書で、他は漸く第四一書に出てゐるのみ。天常立尊に至つては、古事記、のみに見えるものであり、右の書紀所載の神名も亦、いづれも古事記に出てゐる。それ故、此の點からだけで云へば、神名を網羅綜合してゐる古事記の記載は、周到であるかも知れないが、必ずしも原始的古傳を傳へる事において完全であるとは云はれない　なぜならば、天御中主尊や、高皇產靈尊・神皇產靈尊のごとき、自然に獨化し給うた神、卽ち、抽象的な絕對神は、人智の進步した後に考へられる神であつて、文化の進步しない太古にあつては、かやうな神が信じられてゐなかつたかとも思はれる。寧ろ、可美葦牙彦舅尊の如き神が、宇宙を支配する神として最初に信じられ、それが、後になつて此の神より發展し、此の神が分化したものとして、天御中主神のごときが信じられたのではなからうか。可美葦牙彦舅尊は、宇宙の最初に現れ給うた神でおり、ついで、此の國土の神として、國常立尊が現れ給うたのである。此の兩神が、最も原始的に存在してゐられた神である。此の國常立尊に對して、天常立尊の存在が考へられたもので、これも、人文の進化に伴ひ、後代に考へられた神ではなからうか。卽ち、國土を主とし、これを

讃美して、國土の堅固で永久に續くべき事を意味する國常立尊は、古代民にとつて、最も早く信仰せられた神であらうかと思ふ。故に、此の神の御名が最も多く出てゐるのであらう。

異傳の生じた原因　以上述べたやうに、種々なる異傳が存在するのは、これを傳へた部屬の生活の相違による所もあらう、また、人智の進歩發達に從つて、意識的に相違を加へて行つたものもある。その他さまざまの原因で、かかる異傳の存在を見るに至つたのであるが、日本書紀では、それを綜合統一する事なく、それぞれの傳のままで、網羅集成しようとしたのである。

神世七代　以下、日本書紀の内容について、古事記との重複を避けつつ、聊か述べて見る事にする。

右の冒頭の文章に續いて、日本書紀の本文は、

次に神有ます、埿土煮尊 埿土此にウヒヂと云ふ。 沙土煮尊 沙土此にスヒヂと云ふ。亦、埿土根尊・沙土根尊と曰す。 次に神有ます、大戸道尊大苫邊尊 一に云ふ、大戸之邊、亦大戸摩彦之尊・大戸摩姫尊と曰す。亦大富道尊・大富邊尊と曰す。 次に神有ます、面足尊・惶根尊 亦吾屋惶根尊と曰す、亦吾忌橿城尊と曰す、亦青橿城根尊と、曰す、亦吾屋橿城尊と曰す。 次に神有ます、伊弉諾尊・伊弉冊尊。

とあつて、此の神名のごときは、頗る古事記と似てゐるが、ただ多くの異名を註してゐる所が

違ふ。此の異名の挿入は、前揭の、日本書紀の最初の部分の第一一書と同じである。これは恐らく同一書の態度を學んだもので、前では第一一書として揭げ、此所では、それを本文として記したものであらう。卽ち、かかる性質の書の存在してゐた事は明かであるが、ただそれが餘りに煩瑣になるので、以下では、かやうな神名の異名(實は一寸した音變化の程度で、大國主尊を、大汝神・八千矛神・葦原醜男神などと稱した異名のごとき、根本的に意味の異なつた名稱ではない、同一名稱の轉化に過ぎない)を揭げる事を省略したものと思はれる。

三貴子の出現

さて、伊弉諾尊と伊弉冊尊の、諸洲や諸神を生み給ふ業が終つた後で、「自分は既に大八洲國と山川草木とを生んだから、次には、天下の主たる神を生まなければならぬ」と仰せられて、日の神をお生みになつた。卽ちそれが大日孁貴であらせられたので、二柱の神は甚だお喜びになり、この神を天におあげになつた。次は月の神で、これも天にお送りになつた。次は蛭子で、これは三年になつても脚が立たないので、天磐櫲樟船に載せて放ち捨て給うた。次は素戔嗚尊であるが、此の神は勇猛にして國內の人民を多くそこなはれたので、遂に根の國に追ひやられ給うた。

此の所は、甚だ古事記と違つてゐる。さうして、古事記と類似の話は、一書の方に散見してゐるが、本文では、右のごとくなつてゐて、興味深き神話性を喪失し、頗る合理化されてゐる。

恐らく、この如きは後代の變化であつて、原始的に語り傳へられて來た說話は、寧ろ古事記のごときに近いものがあつたであらう。此の所は、各一書によつて、甚だ變化があり、第十一の一書まで掲げて、相異を說く事、極めて詳細であるのは、わが國家の淵源に關し頗る重要性を持つ神話であるからであらう

素戔嗚尊の昇天　此の次に、素戔嗚尊昇天の條があるのは、古事記と文章が酷似してをりかつ、これは語り傳へられた話振りに卽して書かれ、頗るその原型を保つものと思はれるから、その一部を示して古事記の文章と比較するの便宜に供する。

始めて素戔嗚尊天に昇ります時に、溟渤鼓に盪ひ、山岳鳴り响えき。此則ち神性雄健きが然らしむるなり。天照大神素より其の神の暴く惡しきことを知ろしめせば、來詣る狀を聞しめすに至りて、乃ち勃然に驚きたまひてのたまはく、吾が弟のみことの來たること、豈善き意を以てせんや。謂ふに當に國を奪はんとする志有りてか。夫

最初に、素戔嗚尊が天に昇らうとせられた時に、大海には物凄い音をたてて波立ち、山岳は鳴りわめいた。これは、素戔嗚尊の御性質の勇猛な事が然らしめたのである。天照大神は初めから、此の神の亂暴でいたづらな事を知つてをられたから、素戔嗚尊のやつて來られる樣子をお聞きになるに及んで、ひどくお驚きになり、仰せられるやうは、「自分の弟がやつて來ることは、決して善い心からではあるまい　多分、私の國を奪はうとする心があるのであらう。一體、父母が既に三人の子供たちには、任務を云ひつけておかれて、それぞれその國を支配せしめられ

父母の旣に諸の子たちに任せたまひて、各其の境を有しむ。如何にして就くべき國を棄て置きて、敢へて此の處を窺窬ふやとのたまひて、乃ち髮を結げて髻に爲し、裳を縛ひて袴に爲し、便ち八坂瓊の五百箇の御統を以ちて、其の髻鬘及び腕に纏ひ、又背に千箭の靫と五百箭の靫とを負ひ、臂に稜威の高鞆を著き、弓彇を振り起て、劔の柄を急り握り、堅庭を踏みて、股に陷し、沫雪の若く蹴ゑ散かし、稜威の雄誥を奮はし、稜威の嘖讓を發して、徑に詰り問ひたまひき。

たのに、どうして行くべき國を棄てておいて、此の國を取らうとするのか」と仰せられて、髮を結うて髻にお卷きになり、着物の裾を縛つて男の袴となし、さうして多くの玉を糸で貫いた玉飾りで、その御髻や御鬘や御腕に纏ひ付けになり、又背中には千本入の靫と五百本入の靫とを脊負はれ、臂には勇ましい鞆をおつけになり、弓末を振り立てて、劔の柄をしつかりとお握りになり、土の堅い庭を踏みつけて、兩股が土の中にめり込み、それを泡雪のやうに蹴散らして、元氣のよい叫び聲をあげられ、威勢よく叱責の言葉を出して、直接に詰問あそばされたのである。

まことに勇壯なる描寫である。素戔嗚尊の昇天の物すごい有樣に對して、天照大神が男裝せられ、勇氣凜々と立ち向はれる緊張した有樣が、何らの誇張をも感せしめないほど自然に、しかも、十分に切迫せる息遣ひをもつて描き出されてゐる。これを語る時の、語り手の呼吸も亦これにふさはしい力に充ち滿ちたものであつたに違ひない。多くの人によつて洗練せられ磨き上げられて、一字一句もゆるがす事の出來ない名文となつてゐる。この文章が、

古事記、及び日本書紀の本文に採られ、そのまゝに用ゐられてゐるといふ事は當然である。

出雲系神話の稀少　これ以下は、古事記の說話と大體同一であるが、素戔嗚尊が出雲に下り、八岐の大蛇を退治し給うた後、奇稲田姫と結婚して、御子大己貴神を生み給ひ、遂に根の國に行かれたと云ふ所で、第一卷の本文は終り、大己貴神、即ち大國主命に就いては、日本書紀では、何ら記す所がない。ただ、此の本文の次に出てゐる六種の一書の中、最後の第六一書において、漸く、大己貴神と少彦名命と共力して、國家を經營せられた事が僅かに見えてゐるのみである　此の、日本書紀に、大國主命の御事蹟が省略せられてゐるといふ事は、注意すべき現象である。

天孫降臨　下卷は、直ちに、天孫降臨に先立つて、葦原中國の狀況を窺はしめ給ふ爲めに天穂日命を高天原より下し給ふ所から始まる。かくて遂に經津主神と武甕槌神との兩神が遣はされ、大己貴神が、國を讓渡し給うたので、天津彦彦火瓊瓊杵尊が下り給ふ事になる此の天孫降臨の所は、古事記と日本書紀との本文は、文章までよく似てゐて、古代に語り傳へられたままを記したものである事を示してゐる。これは最も重大な箇所であるから、文章も莊嚴であり、短い文章の中に、よく威壓するが如き重みをも存してゐるのである。これを兩書ともに、古傳の文章のままで、挿入してゐるのは、前にあげた箇所と同様に、當然の處置で

ある。一書においても、此の所は、同一文章を出したものがあるのによると、此の莊重なる名文は、最も多くの語り手に共通して用ゐられてゐた辭章であつたと思はれる。

天照大神の神勅　但、わが國建國の基礎となつてゐる天照大神の神勅は、日本書紀の本文ではなく第一一書に至つて、初めて掲げられてゐる。卽ち、

因りて皇孫に勅して曰はく、豐葦原の千五百秋の瑞穗の國は、是吾が子孫の王たる可き地なり、宜しく爾皇孫就きて治せ（又ハ、就して治しむべし）、行くませ、寶祚の隆えまさむこと、當に天壤と窮り無かるべし。

そこで、天照大神は、皇孫瓊々杵尊に勅して仰せられるやうは、「大日本國は、これ自分の子孫の主君たるべき地である。瓊々杵尊よ、あなたは此の國に行つて支配なさるべきである。無事に出發せられよ。皇位の繁榮し給ふべき事は、必ずや天地の盡きる時なきが如く永久に繼續し給ふであらう」と祝福あそばされた。

此の一書には、又、古事記にも出でた、夷曲の歌が出てゐて、頗る古事記に類似した所があるから、此の日本書紀の第一一書の神勅と並んで、古事記のこれと同じ箇所に、此の神勅に代つて記されてゐる天照大神の神勅の重要なる位置を占めるものである事がわかる。又、日本書紀の、此の一書の次にある第二一書には、古事記と同樣の神勅を掲げてゐる

是の時に、天照大神手に寶の鏡を持ちたまひて、天忍穗耳尊に授けて、祝ぎて曰はく、吾

瓊々杵尊の天降られる時に、天照大神が御手に寶鏡をお持ちになつて、天忍穗耳尊にお與へになり、祝福して仰せ

が兒此の寶の鏡を視まさんこと、當に吾を視るがごとく、與に床を同じくし、殿を共にし、以て齋の鏡と爲す可し。

られるやうは、「わが子孫の此の寶鏡を視給ふやうは、あたかも自分を視るのと同じやうにし、同じ室に置かれ、同じ宮殿に住み給ひ、もつて、大切にお祀りする所の鏡とせよ」と仰せられた。

此の神勅も亦、國體の基礎として、最も尊いお言葉である。

瓊々杵尊　次に、瓊瓊杵尊が吾田鹿葦津姫(卽ち、木花開耶姫)と結婚して、その孃姙を疑ひ給うたので、爲めに、吾田鹿葦津姫が產室に火を放つて子を生み給ふ話も、古事記と同樣であり、その次の、山幸海幸の話も同一である。かくて、第二卷を終り、神武天皇の御代となる

三　神武天皇より崇峻天皇まで

神武天皇　第三卷以下、天皇の御代に至つては、日本書紀の記す所は、古事記に記す所よりも遙かに詳しい。かつその詳密の度は、時代の下るに從うて、ますます增加する。古事記が、終の方は簡單に略述してゐるのとは、反對のゆき方である。從つて神武天皇の御東征の記述でも、日本書紀の特色である年月順に次第を正して、年表式に詳しく記してゐる。古事記では、

卽ち日向自り發幸して、筑紫に御でましき。故豐國の宇沙に到りませる時に、其の土人名は宇沙都比古・宇沙都比賣二人、足一騰宮を作りて、大御饗獻りき。其地自り遷移らして、筑紫の岡田宮に一年坐しき。亦其の國從り上り幸でまして、阿岐國の多祁理宮に七年坐しき。亦其の國從り遷り上り幸でまして、吉備の高嶋宮に八年坐しき。故其の國從り上り行でます時に(下畧)

といふ調子であるが、此所を日本書紀では、

是の年太歳甲寅に次れり(紀元前七年)。

其の年の冬十月丁巳の朔の辛酉のひ(五日)、天皇親ら諸の皇子たちを帥ゐて、舟師東を征ちたまふ。(中略)行きて筑紫の國の菟狹に至ります時、菟狹の國の造の祖有り。號を菟狹津彥・菟狹津媛と曰ふ。乃ち菟狹の川上に一柱騰宮を造りて饗を奉る。(下略)

十有一月の丙戌の朔の甲午のひ(八日)、天皇筑紫の國の崗の水門に至りたまふ。

十有二月の丙辰の朔の壬午のひ(二十七日)、安藝の國に至りて埃の宮に居ます。

乙卯の年(紀元前六年)の春三月の甲寅の朔の己未のひ(六日)、徙りて吉備の國に入りまして行宮を起り居します。是を高島の宮と曰ふ。三年經る間に、舟檝を備へ兵食を蓄ふ。將に一たび擧げて天の下を平けんと欲す。

神武天皇東征地圖
韓國
津島
伊岐
筑紫
豐
肥
日向
隠岐
出雲
備吉
阿岐
伊豫
土左
讃岐
淡道
伊勢
高志
熊野
128°
130°
132°
134°
136°
32°
34°
36°

戊午の年(紀元前三年)の春二月の丁酉の朔の丁未のひ(十一日)皇師遂に東にゆく、と、編年體に、かつ詳しく記してゐる。 此の神武天皇の御東征に關してだけでも、既に兩書によつて甚だしい年時の相違のある事に氣が付くであらう。 又、名高い金色の靈鵄の事も、古事記には見えてゐない。 天照大神の思召による八咫烏の先導の事は、いづれも出てゐるが、金色の鵄の話は、書紀の方にのみ出てゐる。

戊午年(紀元前三年)十有二月の癸巳の朔の丙申のひ(四日)、皇師遂に長髄彦を撃つ。 連に戰へども、取勝つことをえず。 時に忽然に天陰けて雨氷ふる。 乃ち金色の靈き鵄有り。 飛び來りて天皇の弓の弭に止まれり。 其の鵄光り曄煜きて、狀流電の如し。 是に由りて、長髄彦が軍卒皆迷ひ眩えて、復力戰はず。 長髄は是の邑の本の號なり。 因りて亦人の名と爲す。 皇軍の鵄の瑞を得るに及りて、時の人仍りて鵄の邑と號く。 今鳥見と云ふは是の訛れるなり。

紀元前三年十二月四日に、皇軍は遂に長髄彦を攻撃して、度々戰ふが勝つことが出來ない。 折から急に空曇り氷雨が降り、金色の不思議な鵄が、どこからともなく飛んで來て、神武天皇の持つておいでの御弓の先に止まつた。 その鵄は光り輝いて、さながら電光の光るやうである。 これがために、長髄彦の軍隊は皆眼がくらんで再び戰ふ力が出ない。 長髄といふのは、元來、此の村の本の名である。 それで人の名に名付けたのであるが、皇軍に鵄の瑞兆が起つたのによつて、世の人が、此所を鵄の村と名付けた。 今鳥見といふのは鵄が訛つたのである。

此の靈鳥の姿も、簡潔な筆で巧みに描き出されてゐる。此の名高い話も、或は、一種の地名起原說話として挿入せられたものと解釋すべきであらうか。それとも、何かの理由で、古事記の方では、これを省略したものであらうか。

皇太神宮

神路山

皇太神宮

神武天皇以後は、かやうな風で、日本書紀は、古事記よりも記述が甚だ詳しくなつてゆく。それは、日本書紀が、純然たる歷史の書であることを目的として、古事記の編纂の趣旨とは、大いに相違がある事からしても、極めて自然な成り行である。それにしても、古事記が、伊勢の皇太神宮に關しては、崇神天皇の條に、その皇子皇女を列記し奉つた中に、

同じく、垂仁天皇の條に、

　妹豐鉏比賣命伊勢の大神の宮を拜き祭りたまひき

　次に倭比賣命伊勢の大神の宮を拜き祭りたまひき

などと同樣の事が見えるのみであるのに、日本書紀の方は詳しく記してゐる。即ち崇神天皇卷には、

六年百姓流離へて或は背叛くものも有り、其の勢德を以て治め難し。是の故に、晨に興き夕までに惕りて、神祇を請罪みまをす。これより先き、天照大神、倭の大國魂の二の神を、天皇の大殿の內に並べ祭ひまつる。然るに、其の神の勢を畏れて、共に住み給ふに安からず。故、天照大神を以て、豐鍬入姬命に託けて、倭の笠縫の邑に祭ひまつり、仍りて磯城神籬を立つ。亦、日本の大國魂の神を以て、渟名城入姬命に託けて祭ひまつらしむ。然れども、渟名城入姬命髮落ち體瘦さかみて、祭ふことを能ず。

とあり、更に、垂仁天皇卷では、

二十五年……三月丁亥の朔の丙申(十日)に、天照大神を、豐耜入姬命に離ちまつりて倭姬命に託けたまふ。爰に、倭姬命、大神を鎭めまさせん處を求めて、菟田の筱幡に詣る。更に還りて近江の國に入り、東のかた美濃を廻りて伊勢の國に到りたまふ。時に天照大神、倭姬

命に誨へて曰はく

是の神風の伊勢の國は、常世の浪の重浪歸する國なり。傍國の可怜し國なり。是の國に居らんと欲ふ。

(此の神風の吹く伊勢の國は、常世の國から浪が絶えず度々打ち寄せて來る國である。邊鄙な所によつてしかもよい國である。自分は此の國に居りたいと思ふ。)

故、大神の敎の隨に、其の祠を伊勢の國に立て、因りて齋の宮を五十鈴の川上に興つ。是を磯の宮と謂ふ。則ち天照大神の始めて天自り降ります處なり。

一に云ふ、天皇、倭姬命を以て御杖と爲し、天照大神に供奉りたまふ。是の以に、倭姬命、天照大神を以て、磯城の嚴橿の本に鎭め坐せて、祠ひまつりたまふ。然の後、神の誨の隨に丁巳年(二十六年)冬十月甲午を以て、伊勢の國の渡遇の宮に遷しまつりき。(下略)

とあつて、一說をまで揭げて說く所頗る懇切である。此の一書は、伊勢太神宮の事に關し、日本書紀の本文では、崇神天皇卷と、垂仁天皇卷と兩所に分け、年代的に區別して出した所を、一つにまとめて書いた書の如くに思はれるが、伊勢太神宮奉祀の年月は、日本書紀の本文には出てゐないのを、此の一書によつて明かに示してゐるのである。

神託の文學的表現　此の日本書紀の本文には、天照大神の託宣が記してあるが、それは

頗る律語的であり、修辭的であつて、簡單にして、よく莊重の氣を添へてゐる。祝詞の壓縮せられた言辭であるといふ感じさへするし、かくの如き神語から歌謠への發展も、暗示せられるやうに思はれる。かやうに、本書は、古事記では全く省略せられた重要な事がらをも載せ又、此の神託のごとき、重要な文學的章句をも掲げてゐるのである。日本書紀が、此の前後は全く漢文的記法を取つてゐるのに、此の神託の語だけは、國文脈を加へて、國語としての表現の純一性を失はざらん事につとめてゐるがごとく見えるのは、もつて、此の神託の重要性を認めた書紀編纂者の用意を示すものと思はれる。此の條には、一書を參照して、記載の丁寧なるも、亦事がらの重大必要なるを考へたからである。

かかる必要な部分の國語的表現、特に神託のごとき、神聖なる辭章に對する國語的表現を企圖する態度は、日本書紀の他の所にも見られるのである。例へば、仲哀天皇卷において

八年……秋九月乙亥の朔の己卯(五日)、群臣に詔して、熊襲を討つことを議らしめたまふ時に、神有して皇后に託りて誨へまつりて曰はく、

天皇何ぞ熊襲の服ろはざることを憂へたまふ。是は膂宍の空國ぞ、豈兵を擧げて伐つに足らむ。茲の國に愈りて寶の國有り。譬へば美女の睩の如く、向つ國有り。眼の炎耀く金・銀・彩色、多に其の國に在り。是を栲衾新羅國と謂ふ。若し能く吾を祭りたまは

ば、則ち乃に血ぬらずして、其の國必ず自ら服ろひしたがひなむ。復熊襲も服ろひなむ
其の祭には、天皇の御船、及穴門の直踐立の獻れる水田、名は大田といふ、是等の物を以て
幣ひたまへ

（天皇よ、熊襲の降服しない事を心配あそばすには及びません。熊襲の居る所は、背中の肉のやうに痩せた土地であります。さう云ふ所は、兵をあげて征討するには足りません。さやうな國よりもまさつて立派な國があります。譬へば、美人の引眉毛のやうに、此の海の向ふに横つてゐる國であります。眼がくらむくらゐに光り輝く金や銀や色彩が澤山その國にあります。これを、栲衾（枕詞）新羅の國と申します。若し私を祭つて下さるならば、刀で人を斬つたりしないでも、その國はきつと自分から降服してまゐりませう。又熊襲も降服するでせう。私を祭るには、天皇の御乘船や、穴門の直踐立が獻上致しました水田の、名は大田といふ土地や、さういふ物を奉納して下さい。）

此の託宣を、仲哀天皇はお疑になつて、その通りに從はれなかつたので、病を得られて崩じ給うたのである。此の同じ事は、古事記にも出てゐて、神託の語も掲げてあるが、それは甚だ簡單で

西の方に國有り、金銀を本めて、目の光輝く種々の珍寶、其の國に多在るを、吾今其の國を
歸せたまはむ。

といふのである。併し同一の言葉も用ゐられてゐて、兩者を比較すると、専ら同じ趣である

事がわかる。次には神功皇后巻において

九年・・・三月壬申の朔、皇后吉き日を選びて齋の宮に入り、親ら神主と爲りたまふ　則ち武内宿禰に命して琴を撫かしむ　中臣烏賊津使主を喚して審神者を爲す　因りて千繒高繒を以て琴頭尾に置きて、請ぎまをして曰はく「先の日に天皇に教へたまひしは誰れの神ぞ、願はくは其の名を知らんと欲ふ」と、七日七夜に逮りて、答へて曰はく、

神風の伊勢の國の、百傳ふ度逢縣の拆鈴の五十鈴の宮に居る神、名は撞賢木嚴の御魂天歸る向津姫の命。

(神風の伊勢の國の、百傳ふ度會縣の、拆鈴の五十鈴の神宮に居る神で、名は撞賢木嚴の御魂天疎る向津姫の命といふ。卽ち、天照大神の荒御魂である。)

亦問ひたまはく「是の神を除きて、神有ますや」と。答へて曰はく

幡荻穂に出し吾や、尾田吾田節の淡の郡に居る神有り

(幡薄物を言うた自分の他には、尾田吾田節の阿波の郡に居られる神がある。)

問ふ「亦有ますや」と。答へて曰はく

天に事代虚に事代玉籤入彦嚴の事代主の神あり。

(その他には、天にも空にも事代主と評判の高い、玉籤入彦嚴の事代主の神がある。)

問ふ「亦有ますや」と。答へて曰はく、
有ること無きことを、え知らず。
（その他には、有るか無いか知らぬ。）
是に審神者の曰く、「今答へたまはずして、更後に言ふこと有りや」と。則ち對へて曰はく
日向の國の橘の小門の水底に居て、水葉の稚やかに出で居る神、名は表筒男、中筒男、底筒男の神有り。
（日向の國の、橘の海峡の水底に居つて、水の神の如くに、若々しい樣子で出現し給うた神、名は、表筒男・中筒男・底筒男の三柱の神が有る。）（これが即ち住吉神社の祭神である。）
問ふ「亦有ますや」と、答へて曰はく、
有ること無きことを、え知らず。
遂に且神有すとも言はず。
これに至つては、いよ〳〵律語的であり、一層歌謠に近づいてゐる。枕詞の數多い使用、或は「天に事代、虛に事代」の如き、繰り返しの插入がその特色を現はし、就中、「幡荻穗に出し吾」の如き語は、萬葉集にも見えるのであつて、東歌の中に、

新室のこどきに至ればはたすゝき穗に出し君が見えぬ此の頃

と用ゐられてゐる。

或は、崇神天皇卷の六十年條に、天皇が出雲の大神の宮に藏めてある神寶を見たいと仰せられたので、此の時、丁度、此の神寶を守護してゐた出雲臣の遠祖出雲振根が、筑紫の國に行つてゐた留守中ゆゑ、その弟の飯入根が、弟の甘美韓日狹と、子の鸕濡渟に、神寶を託して奉つたあとで筑紫から還つて來た出雲振根が、これを聞いて甚だ怒り、弟の飯入根を責めて、遂に怒の餘り、弟を欺いて殺してしまつた。（此の時に、時人の唄つた歌といふのが、古事記では、倭建命が、出雲建を誅し給うた時に、詠み給うた御歌となつてゐる。）それで、天皇は出雲振根を誅し給うたが、此の騷に出雲臣が遠慮して、大神を祀らなかつたので、その頃丹波の氷上の人、名は氷香戸邊が、皇太子活目尊に申し上げるやうは、「私の小兒が、自然に物を云うて、次のやうな事を申しました」と奏上したとて、揭げてある言葉は、頗る修飾に富んだ文句である。

玉萎鎭石、出雲人祭れ、眞種の甘美鏡、押羽振れ、甘美御神の底寶、御寶主、山河の水泳る御魂、靜め挂けよ、甘美御神の底寶、御寶主。

（玉藻沈かし出雲人よ、自分を祭れ、眞種の立派な神鏡を押し振り立てて祭り仕へよ、此の神鏡は嚴かな神の最も貴重な寶であり、神こそは、此の寶の持主である。山川の水で滌がれ洗ひ清められた神の魂

なる此の神鏡を、齋ひ鎭め神座にかけて祭れよ、此の神鏡は嚴かな神の最も貴重な寶であり、神こそは、此の寶の持主である。）

これは小兒の言に似ず、神の託宣のやうに思はれるので、勅して出雲の大神を祭らしめ給うたといふのである。（右の神託の訓も解釋も、諸說一定しないが、暫く右の如く解した。）これは修辭も、韻律も、頗る律語的であり、しかも、內容は、象徵化され、いかにも縹緲たる趣があるかやうな神託の語は、なほ他にも見えるが、古事記では、これらが、殆ど全部省略せられてゐるか、或は出てゐても極めて簡略になつてゐるのである。それを日本書紀には詳しく掲げて、歷史時代に入つてからの神の活動を記錄するとともに、特にその國語的表現に意を用ゐて、神託における文學的價値を保存してゐるのである。此の點は、日本書紀の一つの功績として、古事記には見られない特色を持つてゐる。

歷史的事件の記錄　更に、日本書紀には、人文的な歷史上の事件を記錄する事に、忠實である。これは、書紀の使命が此所にあつたのであるから、當然の任務をつくしたものと云はれる。四道將軍派遣の事でも、垂仁天皇二十八年、同三十二年に野見宿禰の建言により殉死の禁があり、その代りに埴輪又は立物と稱する土偶の人馬の類が生じたといふ記事（尤も、實際の埴輪の發生はそれよりも古いと思はれるが）であつても、或は、土木工事の造作や、諸方面

の平定と政治的族制の確立、外交的方面の事件、小にして夏氷の藏貯邪神淫祀の禁滅等、すべてそれらの文化的發展に關する記事は、年代を追うて詳細に記錄せられてゐるが、それは既に純粹に歴史的方面の事がらに屬して、國語的表現、乃至、國家の傳統的事情とは、稍異なるものがあるから、古事記には出てゐない。それらの諸點の説明を略して、ただ説話傳説の方面の、稍文學に近い表情を持つものを、一二次に揭げておかう。

野見宿禰　垂仁天皇七年の條に、

七年秋七月己巳の朔の乙亥のひ(七日)、左右奏して言く、當麻邑に勇悍き士有り、當麻蹶速と曰ふ。其の人と爲り力強くして、能く角を毀き、鉤を申ぶ。恒に衆中に語りて曰く、四方に求めんに、豈我が力に比ぶ者有らんや。何で力強き者に遇はひて死に生くることを期はず、頓に力角することを得んと。天皇之を聞きて、群卿に詔して曰はく、朕聞く、當麻蹶速は天下の力士なり。若し

七年の秋七月七日に、天皇の左右に侍する臣が、申し上げて云ふやうは、「大和の當麻村に勇猛な人がゐて名を當麻蹶速と申します。その人物は、力が強くて、能く牛の角を折り、曲つてゐる鉤をも眞直ぐに伸してしまふ程です。いつも人中で申しますやうは、『いくら何處を探しても、自分の力に及ぶ者はあるまい。どうかして、力の強い者にあつて、生死はかまはず、ひたすらに力較べをやつて見たいものだ』と豪語してをります」と奏した。天皇は是をお聞きになつて、多くの臣下達に仰せられるやうは、「自分は、かう云ふ事を聞いた。大和の當麻蹶速は日本中で一番の強い人間だといふ事であるが、もしや此の人

此に比ぶ人有りや。一の臣進みて言さく、臣聞く、出雲の國に勇士有り、野見宿禰と曰ふ。試みに是の人を召して蹶速に當はせんと欲ふと。即の日、倭直の祖、長尾市を遣して、野見宿禰を喚す。是に野見宿禰出雲自り至る。則ち當麻蹶速と野見宿禰と捔力らしむ。二人相對ひて立ち、各々足を擧げて相蹶むに、則ち當麻蹶速の脇骨を蹶み折く。亦其の腰を蹈み折きて、之を殺しつ。故當麻蹶速の地を奪りて、悉く野見宿禰に賜ふ。是其の邑に

野見宿禰（前賢故實）

に匹敵する人が他に居りはしないか」と仰せられた。すると一人の臣下が進み出て申上げるやうは、「私はかう云ふ事を承つて居ります。出雲國に一人の勇士がありまして、名を野見宿禰と申します。試に此の人を呼びよせて當麻蹶速と取り組ませたいと思ひます」と申し上げた。それで直ぐに、倭直の先祖である長尾市といふ人を出雲にやつて、野見宿禰をお召しになつたので、野見宿禰は出雲國から上京した。そこで當麻蹶速と角力をおとらせになつた。二人は互ひに向ひあつて立ち、いづれも足をあげて相手を蹴つた所、野見宿禰は、當麻蹶速の肋骨を蹴り折つてしまひ、倒れる所を、その上から足で踏んで、腰を踏み碎いて、到頭之を殺してしまつた。それで當麻蹶速の土地を取つて、全部野見宿禰にお與へになつた。これが、大和の當麻村に腰折田と稱する田のある謂はれである。野見宿禰は都に

腰折田有る縁なり。 野見宿禰は乃ち留まり仕へまつる。

留まつて天皇にお仕へ申上げた。

角力の起原と云はれる此の名高い話は、後世の角力や拳闘にもまさる凄惨な状況を展開してゐる。 叙述は簡略であるが描寫は鮮明なる印象を與へる。 尤も、此の話の終は、古代說話に多い地名起原說話となつてゐる。

竹野姫　同十五年の條には、天皇が、丹波道主王の娘たちを召されたが、第五女の竹野姫だけは、顏が醜いので丹波國へ歸された。 それで葛野まで歸つて來た時、竹野姫は、悲しみの餘り輿から落ちて死んだ。 それでその土地を墮國といつた。 今は訛つて弟國(乙訓郡)といふのであるといふ話が出てゐる。 これも地名起原說話となつてゐるが、內容は傷ましい悲劇的な哀話である。 かういふ事は、當時往々にしてあつたと見える。 かの神代における、木花咲耶姫傳說もこれに似通つた話でその神話をもつと人間的な悲劇としたものが、此の話である。 彼れでは、姉君が歸され、これでは末女が歸されてゐる。 これは幼子成功の說話を傳へる神話と、現實の事件との相違を示すものである。

鹿兒の湊　應神天皇十三年三月、天皇が髮長媛を召し給うた條の一書には、次の文章がある。

一に曰く、日向の諸縣の君牛、朝庭に仕へて年既に老耆いて、仕ふること能はず、仍りて致仕りて本の土に退り、則ち己が女髪長媛を貢上りき。始めて播磨に至る時、天皇、淡路島に幸して遊獵したまふ。是に、天皇西を望はして、數十の麋鹿海に浮きて來り、便ち播磨の鹿子の水門に入る。天皇左右に謂て曰はく、其何なる麋鹿ぞ、巨海に泛きて澤に來る。爰に左右共に視て奇しみ、則ち使を遣して察しむ。使者至りて見るに皆人なり。唯角を著くる鹿の皮を以て衣服と爲すのみ。問ひて曰く、誰人ぞ。對へて曰く、諸縣の君牛、年耆いて致仕ると雖も、朝を忘るることを得ず。故己が女髪長媛を以て貢上る。天皇悅びて、卽ち喚して御船に從はしめたまふ。是を以て、時の人、其の

或書に記す。日向の國の諸縣の君の牛といふ者が朝廷に仕へて最早年を取り、仕へる事が出來ない。それで職務をやめて郷里に歸り、自分の娘の髪長姫を天皇にさし上げた。髪長姫が漸く播磨まで來た時、天皇は淡路島に行幸遊ばされて狩獵をしてをられた。所が、天皇が西の方を御覽遊ばしてゐると、數多の鹿が海の中を泳いで來て、播磨の鹿子の湊に入つた。そこで天皇が左右の侍臣に仰せられるやうは、「あれはどういふ鹿なのか。海に浮んで多勢泳いで來るといふのは」と仰せられたので、侍臣達も共にこれを視て、不思議に思ひ、使をやつて調べさせた。使者がそこへ行つて見ると皆人間であつて、唯角の附いてゐる鹿の皮を着物として着てゐるだけなのである。それで使者が尋ねるやうは、「お前達は誰だ」その者が答へるやうは、「諸縣の君の牛が、年をとつて仕をやめましても朝廷の事をお忘れすることが出來ませんので、自分の娘の髪長姫をさし上げようとして、私どもがお連れ申したわけでございます」天皇はこれをお聞きになつて大變お喜びになり、直ぐに呼びよせて御乘船の御供をおさせになつた。それで世人が、その人々の岸

岸に著きし處を號けて、鹿子の水門と曰ふ。凡そ水手を鹿子と曰ふは、蓋し始めて是の時に起る。

に泳ぎ着いた所を名付けて鹿子の湊と云うた。すべて船乘を水夫と云ふのは、つまり此の時から始まつたのである。

結局、此の話も、民間語原說の說明說話となつてゐるが、諸縣君牛の眞心や、海を鹿が泳ぎ渡るといふ不思議な光景が、巧みに描かれてゐる。 これらの人が鹿の皮衣を着、かつ海をよく泳ぐといふのは、日向の人の風習慣性を示したものであらうか。

菟餓野の鹿　仁德天皇三十八年の條には、名高い菟餓野の鹿の夢合の話が出てゐる。これをもつて、小說の始原と見なした學者もあつたが、これは、古代傳說の一つに過ぎないこれが小說の始原であるならば、上代の民間傳說として傳へられる他の說話も亦、いづれも小說の始原であるべき筈である。

三十八年……秋七月、天皇皇后と高臺に居し、避暑みたまふ。 時に每夜菟餓野自り鹿の鳴を聞くこと有り。 其の聲寥亮にして悲し。 共に可憐とおぼす情を起したまふ。 月盡に及りて鹿の鳴聽えず。 爰に天皇皇

仁德天皇三十八年の秋七月に、天皇が皇后と高殿に出られてお涼みになつた。 その時、每晩、攝津國八田部郡(現武庫郡の中)菟餓野(一說に、今の大阪の天滿北野から京橋町平野町邊の名といふ)から鹿の鳴き聲が聞えて來た。 その聲は綺麗でかつ悲しげである。 それでお二人とも、哀れにお思ひになる心を起してをられた。 所が月末にな

后に語りて曰はく、是夕に當りて鹿鳴かず、其何の由ならん。明くる日、猪名の縣の佐伯部、苞苴を獻る。天皇膳夫に令ちて問はしめて曰はく、其の苞苴は何の物ぞ。對へて言さく、牡鹿なり。問ひたまはく、何處の鹿ぞ。曰さく、兎餓野なり。時に天皇以爲さく、是の苞苴は、必ず其の鳴きし鹿なりと。因て皇后に謂曰はく、朕この比、懷抱有り。鹿の聲を聞きて慰む。今佐伯部の鹿を獲れる日夜及山野を推れば、卽ち鳴きし鹿に當れり。其の人は朕が愛みすることを知らずして、適逢に獮獲たりと雖も、猶已むを得ずして恨めしきこと有り。故佐伯部をば皇居に近づくることを欲りせじと。乃ち、有司に令りごちて、安藝の渟田に移鄕す。此今の渟田の佐伯部の祖なり。俗の曰へ

つてその鹿の鳴き聲が聞えないので、天皇が皇后にお話しなされるやうは、「今晩になつて、鹿が鳴かないのは、どういふわけであらうか」と仰せられた。翌日、攝津の河邊郡なる猪名の縣に居る佐伯部の人が、天皇に御食料の品を獻上した。天皇が臣下をして料理人に尋ねさせ給ふやうは、「かの獻上した食料はどういふ物か」と。料理人がお答へ申し上げるやうは、「牡鹿でございます」又天皇がお尋ねになるやうは、「どこにゐた鹿か」答へて申し上げるやうは、「兎餓野の鹿でございます」これを聞かれた時、天皇がお思ひになるやうは、此の食料の鹿は、きつとあの兎餓野で鳴いてゐた鹿であらうと思はれて、皇后に仰せられるやうは、「自分は此の頃心配な事があつたが、鹿の鳴き聲を聞いて心が慰められてゐた。所が今佐伯部が鹿をとつた時や所を考へて見ると、きつと毎晩自分を慰めて鳴いてくれた鹿に違ひはない。あの佐伯部の人々は、自分が此の鹿を愛してゐたことを知らないで、偶然に此の鹿を射殺したのであらうが、自分はやはり、どうしても我慢が出來ぬほどに恨めしく思ふ。だから佐伯部の人々が都の近くに居る事を好まない」と

らく、昔一人有りて、兎餓に往きて、野の中に宿れり。時に二の鹿傍に臥す。鷄鳴に及らんとして、牡鹿牝鹿に謂りて曰く、吾今夜夢みらく、白き霜多に降りて、我が身を覆ふとみつ。是れ何の祥ならんと。牝鹿答へて曰く、汝か出行かんとき必ず人の爲めに射らえて死れん。卽ち、白き鹽を以て其の身を塗らえんは、霜の素きが如き應なりと。時に宿れる人、心の裏に異しぶ。未だ昧爽に及らざるに、獵人有りて牡鹿を射て殺しつ。是の以に時の人の諺に、鳴く牡鹿も相夢の隨にと曰ふなり。

仰せられた。それで役人に命じて、佐伯部の人々を安藝沼田郡の沼田に移轉させ給うた。これが今沼田に居る佐伯部の祖先である。それについて、世の人が語り傳へてゐるかういふ話がある。昔、ある人が兎餓野に行つて、野原の中に寢てゐた。その時二匹の鹿が旅人の傍に寢た。夜明方になつて、牡鹿が牝鹿に話をするやうは、私は昨晩夢を見た。それはかういふ夢だつた。白い霜が澤山おりて、私の身體を眞白に包んでしまつたといふ夢だが、これは何の前兆だらう」と。すると牝鹿が答へて云ふやうは、「それはきつとあなたが、歩いて居られる時、人間から射殺されるといふ知らせなのでせう。といふのは、あなたが殺され、あなたの肉に白い鹽を塗つて鹽漬にする有樣が、丁度霜の白いのに似てゐますから、その知らせなのです」と云つた。その時、此の旅人は、この話を聞いて、心の中で不思議に思つてゐたが、未だ夜明にならないうちに、獵師がやつて來て、その牡鹿を射殺してしまつた。それで世人の諺にも、鳴く牡鹿も夢合のままに運命が定まる」(だから夢判斷は輕々しくしてはならない)と云ふのである。(同じ話は攝津風土記にも出てゐる。)

此の說話も、終に諺が出てゐて、一種の說明說話となつてゐるが、天皇が鹿の死をお嘆きに

なる御情や、鹿自身の死を豫見する夢判斷や、說話全體が素朴な簡素な調子で語られる中に悲劇的な情緖が漲り、一種の運命觀を表現してゐるところなどは、いかにも一個の短篇小說としても受け取られる、首尾全き好個の物語である。

四　推古天皇より持統天皇まで

推古天皇　古事記では、極めて簡略にしか記されてゐなかつた推古天皇時代の、聖德太子による種々なる改革の詳細なる記錄は、日本書紀の方に記されてゐる。官位十二階の事でも、憲法十七條でも、その他佛教上の太子の御業績でも、皆此所に見える。さうして、記錄は頓に詳細を加へて、殆ど每年、何事かを記してをり、或は、

三十四年……六月に雪ふれり。是の歲、三月自り七月に至りて霖雨ふる。天下大いに飢う。老いたる者は草の根を噉ひて道の垂に死し、幼き者は乳を含みて母子共に死す。又强盜竊盜大いに起りて止む可からず。

と云つたやうな天變地異の凄慘な記事もある。

上毛野形名の妻　その中でも、次のやうな事がらは、是非揭げるだけの價値を持つてゐる。

（舒明天皇九年）是の歳、蝦夷叛きて朝らず。即ち、大臣上毛野君形名を拜せて、將軍と爲て討たしめたまふ。還りて蝦夷の爲めに敗らえて走げて壘に入る。遂に賊の爲めに圍まる。軍の衆悉に漏げて城空し。將軍迷ひて所如を知らず。時に日暮れ、垣を踰えて逃げんと欲ふ。爰に方名の君の妻歎きて曰く、慷き哉、蝦夷の爲めに殺されなんとすることと。夫に謂りて曰く、汝の祖等は蒼海を渡り、萬里を跨えて、水表の敵を平けて威く武きを以て後葉に傳へたり。今汝頓に先の祖の名を屈しなば、必ず後の世の爲めに嗤はれなんと。乃ち酒を酌みて強ひて夫に飲ませて、親ら夫が劍を佩き、十の弓を張りて、女人數十に令ちて、弦を鳴らさしむ。既にして夫更に起ちて、伏ける

舒明天皇九年に、蝦夷が叛亂して朝廷に來ない。それで大臣上毛野の君形名を將軍に任命して、蝦夷を討伐せしめ給うた。所が却つて蝦夷のために戰に敗れ、形名は走つて城塞に逃げ込んだので、到頭賊軍の爲めに包圍せられてしまつた。味方の軍勢は皆脱走して城塞の中は人がゐない。將軍も心が迷うてどうしてよいか分らなかつた。その中、日暮れとなつたので、塀を越えて逃げ出さうと思つた。所が、形名の妻はこれを歎き悲しんで、「何といふ積にさはる事だらう、蝦夷のために殺されるといふのは」と叫んで、夫に云ふやうは、「あなたの御先祖達は、大海を渡り、萬里の道のりをも踏み越えて、海外の敵を平定して、武勇の名を後世に傳へた方なのです。今あなたが、すつかり御先祖の英名を失墜してしまふやうな事をなされるなら、きつと、後世の人から嘲けり笑はれる事でせう」かやうに云つて、酒を注ぎ、無理に夫に飲ませて元氣をつけ、自分は夫の劍を帶び、十張の弓に弦を張つて、侍女達多勢に云ひ付け、弦をぶん／＼と鳴らさせた。それで夫も遂に最後の覺悟を定め、再び立ち上つて、傍に置いてあつた武器を持ち、敵に進んで行つた。蝦夷がこれ

仗を取りて進む。蝦夷以爲らく、軍衆猶多なりと。稍に引きて退く。是に散けたる卒ども更に聚り、亦旅振ふ。蝦夷を撃ちて大いに敗りて悉に虜にす。

を見て思ふやうは、まだ軍人が澤山居るのだなと云つて、次第に退却した。それで一旦四散して逃げ出した兵卒達も再び集つて來たので、亦隊伍を整のへ、蝦夷を撃つて大敗せしめ全部捕虜とした。

此の上毛野の形名の妻の智謀と勇氣と、及び夫を勵まして大功を樹てた内助の精神に富む所は、實に日本婦人の龜鑑であり、しかも此の一條を書き現す筆力には大いに勢がある。かやうに、外面的な事件の報告の中に時として此のやうな事がらを描いて、讀者の眼を引きその心を打つのである。他の所と、筆致に異なる感があり、敍述も可成り精細であるから、かやうな箇所は、特に重要視して挿入したものと思はれる

挽歌
後岡本宮御宇天皇代　天豐財重日足姫天皇
有間皇子自傷結松枝歌二首
磐白乃濱松之枝乎引結眞幸有者亦還見武
家有者笥尒盛飯乎草枕旅尒之有者椎之葉尒盛
長忌寸意吉麻呂見結松哀咽歌二首
磐代乃岸之松枝將結人者反而復將見鴨
磐代之野中尒立有結松情毛不解古所念　未詳

萬葉集結松の歌（西本願寺本）

萬葉集との交渉

皇極天皇卷では、蘇我入鹿を誅する事件が詳細に描かれてゐる。併

し、此の事は、後に、鎌足傳について云ふ所で說明する　孝德天皇卷では大化の改新における諸條令を記すことが詳しい　又此の邊から下は、萬葉集と交渉を持つて來る

袖中抄結松の條（竹柏園所藏）

萬葉集では、仁德天皇の御時の歌があり、古事記の輕太子に關する件が左註に引いてあつてそれらも、古事記とともに、日本書紀にも關係があるが舒明天皇の御時に至つて、始めて左註に日本書紀の名が見えてゐる　舒明天皇以後の事は、古事記には無いのであるから、日本書紀を見合せるのは當然であるが、それとともに萬葉集中において、作品が急に多くなり、作者や作られた場所等も明示されてゐて、歷史上の記錄と照合して見る必要の生じるのも亦、此の天皇以後である。　それ

ゆゑ此所に日本書紀との密接な交渉が生じるわけである。齊明天皇の御時に至つては日本書紀が、しばしば引用せられてゐる　又、萬葉集には日本書紀について何ら言及する所がなくても、兩者を比べ合せる必要の存する歌も亦見られる　例へば、萬葉集卷二の「有間皇子が自ら傷みて松が枝を結びたまへる歌」即ち後世に名高い所謂結松の御歌についても此の皇子の悲劇的な御生涯は、日本書紀の齊明天皇卷によつて、知らなければならないのである。その條を次に記して見よう

有間皇子　四年……十一月の庚辰の朔の壬午のひ(三日)に、留まり守る官の蘇我赤兄の臣が有間皇子に語りて曰く、天皇の治す政事に三つの失有り　大いに倉庫を起てて民の財を積み聚むること一つなり　長く渠の水を穿りて公の糧を損し費すこと二つなり。舟に石を載みて運び、積みて丘を爲すこと三つなりと。有間皇子乃ち赤兄が己に善しきことを知りたまひて欣

齊明天皇四年十一月三日に、齊明天皇が紀州の溫泉に行幸遊ばされた留守の役人、蘇我赤兄が、有間皇子にお話し申し上げるやうは、「天皇のおとりになる御政治向きには、三つの御失政があります。第一は、多くの倉庫を建てて、人民の財產を蓄積しておかれたこと、第二は、長い運河を掘つて、人民の食糧を無駄に費されたこと、第三は、舟に石を積んで運び、石を積み重ねて堤防を築かれた事、以上三つであります」これを聞かれて有間皇子は、赤兄が自分に好意を持つてゐる事を知り給ひ、喜んで赤兄に答へて仰せられるやうは、「自分は今度始めて、兵隊を使ふべき時期が來た」と云はれた。かくて五日に、有間皇子は、

然びて報答へて曰はく、吾年始めて兵を用ゐるべき時なりと。甲申のひ(五日)、有間皇子赤兄が家に向きて、樓に登りて謀りたまふに、夾膝自に斷れぬ。是に相の不祥きことを知り、倶に盟ひて止む。皇子歸りて宿りたまふ。是の夜半に、赤兄、物部朴井連鮪を遣はして、宮を造る丁を率て、有間皇子を市經の家に圍む。便ち、驛使を遣はして天皇の所に奏す。戊子のひ(九日)、有間皇子と、守君大石・坂合部連藥・鹽屋連鯯魚とを捉へ、紀の溫湯に送りたてまたす。舍人の新田部米麻呂從なり。是に皇太子親ら有間皇子に問ひて曰はく、何の故にか謀反けんとすと。答へて曰はく、天と赤兄とのみ知らす。吾全解らずと。庚寅のひ(十一日)、丹比小澤連國襲を遣はして、有間皇子を藤白坂

赤兄の家に行かれて、階上に上られ、謀叛の相談をしてをられると、脇息の足が自然に折れた。それで、前兆のよくない事を覺つて、その時は、一味の人々がこれを中止する事に何れも同意した。皇子も歸つて寢てをられると、その夜半に、赤兄が、物部朴井連鮪といふ者を遣はして、宮殿建築に從事してゐた壯丁をひきゐさせ、有間皇子の大和平群郡一分の御邸を圍ませた。さうして直ちに、早馬で使を遣はし、牟婁溫泉の天皇の御所に御報告した。遂に、九日には、有間皇子と、守君大石・坂合部連藥・鹽屋連鯯魚等とを捕縛して、牟婁溫泉に護送した。舍人の新田部連米麻呂がその御供をした。そこで、皇太子中大兄皇子が、御自身有間皇子にお尋ね遊ばされるやうは、「何故に、謀叛を計らうとしたのか」と。それで有間皇子が答へて仰せられるやうは、「そのわけは天と赤兄とだけが知つてゐるのでせう、自分は全く何故だか分りません」と。十一日に、丹比小澤連國襲を遣はして、有間皇子を藤白坂で絞首の刑に處した。此の日には、鹽屋連鯯魚・舍人の新田部連米麻呂をも、藤白坂で斬つた。鹽屋連鯯魚が死に臨んで云ふやうは、「どうか自分の右の手だけは、あとに殘

に絞らしむ、是の日、鹽屋連鯯魚、舍人の新田部連米麻呂をも藤白坂に斬る。　鹽屋連鯯魚誅されんとして言はく、願はくは右の手をして國の寶器を作らしめよと。　守君大石を上毛野國に、坂合部連藥を尾張國に流す。

或本に云く、有間皇子、蘇我臣赤兄・鹽屋連小戈・守君大石・坂合部連藥と短籍を取りて謀反の事を卜へたまふ、

或本に云く、有馬皇子曰はく、先づ宮室を燔きて、五百人を以て一日兩夜牟婁津を邀へて、疾く船師を以て淡路國を斷りてんこと、牢に圄れる如からしめば、其の事成し易からんと。　或人諫めて曰く、可からず。　計る所は既に然れども、德无し、方に今皇子年始めて十九にして、人と

して、國家に大切な器物を作る用に役立たせたいものだ」と云つた。　守君大石は上野國に流され、坂合部連藥は尾張國に流された。

或本に記してゐる記事。　有間皇子は、蘇我臣赤兄・鹽屋連小戈（鯯魚と同人）・守君大石・坂合部連藥等と、籤を引いて、謀叛の事を占ひ給うた。

或本に記してゐる記事。　有間皇子が一味の人々に仰せられるやうは、「先づ最初に、宮城に火をつけて燒き、五百人の兵士で一日二晩牟婁の湊を攻撃し、直ちに海軍で淡路國との交通を絶つて、さながら牢獄に投じられた罪人のごとくに、これを孤立せしめたならば、此の謀叛は容易に成功するであらう」と云はれたので、或人が諫めて申し上げるやうは、「それは駄目です。　成程御計畫によればどうしてもさうなるやうですが、皇子には、未だ御德が備はつてをりません。　丁度皇子の御年は今年十九であらせられ、未だ一人前の成人ではございません。　皇子が一人前の男子となられた時、その御德が備はつて來る事でせう」と忠告申し上げた。

その後、有間皇子は、一人の判事と謀叛の事を計られた

成るに及ばず　人と成るに至りて其の徳を得べしと。　他日、有間皇子、一の判事と反くことを謀る。　時に皇子の案机の脚、故无くして自ら斷る。　其の謀止まずして遂に誅戮されたまふ

際、皇子のよりかかつてをられた脇息の足が、何の理由もないのに自然と折れた。　併し、その計劃を中止あそばされなかつたので、遂に事露はれて誅せられ給うたのである。

古事記・日本書紀を通して上古の歴史を見るとそこに多くの陰謀・謀叛の事件の記されてゐるのを見る。　有間皇子の御事もその一つであるが結局有間皇子は蘇我赤兄の奸計に陷入れられて、自滅し給うたのである。　さうして血氣の有間皇子が此の謀叛を思ひ立たれたのは御自分が世に入れられざる不平を持つて居られた事による

茅渟王
- 孝徳天皇 ＝ 小足媛
  - 有間皇子
- 齊明天皇 ＝ 舒明天皇
  - 中大兄（天智天皇）

此の關係を見れば、有間皇子が御叔母君なる齊明天皇や、時の皇太子中大兄に不滿を持つてをられた原因が、暗々裡に想察せられよう。　そこに付け入つて蘇我赤兄が有間皇子に謀

叛の暗示を與へ却つてこれを捕へ奉つて自らの功としたのである　憎むべく惡逆なるは赤兄であり哀れなるは皇子であらせられた。　皇太子のお尋ねに對し、「天と赤兄とのみ知らす、吾全解らず」と答へ給うたお言葉は、萬感を籠められたものである　はじめ、赤兄が皇子に暗示を與へた、天皇の三個の御失政といふのは、決して御失政ではなく、反對に倉庫を建てて米を貯藏し不時に備へられたことや、運河を造つて交通の便をはかられた事や、堤防を築き外患に備へられた事などは、すべて、その御功績である　それを、わざと惡く批評申し上げて、有間皇子に好意をよせてゐるが如く裝うた、赤兄の奸策に乘せられて、遂に非業の終を遂げられた有間皇子は、まことに同情すべき御方である　後世、結松の歌に、同情の涙を注いだ多くの歌人があつた事も亦當然であらう。　日本書紀の此の條に、「或本云」を二條も引き載せた如き亦此の事件に對して、後人が多大の注意を拂つてゐた事を語るものであるがこれも有間皇子の悲劇的な短い御生涯に對し奉る同情より出てゐるのであらう

天智天皇　此の齊明天皇時代から次の天智天皇時代にかけては、朝鮮半島との交渉が多い　その間に、天智天皇三年には冠位二十六階が定められたり、同九年には、戸籍を造つて盜賊や浮浪人を斷たうとせられたり、内治の方面にも、種々の文化的施設について記されてゐる。

壬申の亂　天武天皇時代に入ると、壬申の亂について、說く所が詳しい。此の亂は、當代の文學にも關係を持つてゐるから、日本書紀の記す所の大略を揭げておく。それには、次の如き系圖を知つておく必要がある。

天智天皇十年の十月に、天皇が御病氣御重態に陷られた時、蘇我臣安麿をして、東宮大海人

皇子を自室に招かれた。その際、安麻呂は、東宮と御仲が好かつたので、大海人皇子に「此の度の御召に就いては、用心を遊ばせ」と、注意を申し上げた。

天智天皇御陵

天智天皇御陵（伊勢參宮名所圖會卷一所載）

さて、御病床に參られると、天皇は、「あなたに、皇位を繼がせようと思ふ」と仰せられたが、東宮は「いえ、私は病身なので、とてもその任でありません、皇后を御位に即け、大友皇子を皇太子に立て奉り、私は出家したいと思ひます」と辭退せられたので、天皇はこれを聽許あそばされて、大海人皇子は即日出家せられ、吉野宮にお入りになつた。或人は、これを許して「虎に翼を著けて放つやうなものだ」と云つた。（天智天皇は、御弟の大海人皇子よりは、御自分の御子なる大友皇子を御位に即けたく思はれたので、御病床に大海人皇子をお召になつた

のであつた。然るに、安麻呂の詞もあつたので、皇子は、出家すると仰せられて、無事に遁れる事がお出來になつたが、吉野宮に入られたのは、後途に備へる爲めなる事は明かなので、世人は、その危險なる事、恰も虎に翼をつけて、野に放つやうなものだと云つたのである」。吉野では皇子は、「自分が修道するのに從はんと欲する者は留れ、朝廷に仕へて名をあげようと思ふ者は去れ」と云はれて、服心の者と然らざる者とを淘汰し、かく臣下の心を試みられた上で身に從ふ者を殘して置かれた。此の年の十二月に天智天皇は崩御あそばされた。翌

天武天皇御陵

高市皇子尊城上殯宮之時柿本朝臣人麿作歌一首 并短歌
挂文忌之伎鴨 言久母綾爾畏伎明日
香乃真神之原爾久堅能天都御門乎懼母定賜而
神佐扶跡磐隠座八隅知之吾大王乃所聞見為
背友乃國之真木立不破山越而狛劔和射見我
原乃行宮爾安母理座而天下治賜 食國乎
定賜等鶏之鳴吾妻乃國之御軍士乎喚賜而千磐
破人乎和爲跡不奉仕國乎治跡 皇子隨任

西本願寺本萬葉集（竹柏園所藏）

不破關跡

年の五月、朴井連雄君なる者が、大海人皇子に申し上げるやうは、「私が私用で美濃に參りますと近江の朝廷におかれては、美濃・尾張兩國の役人が山陵を造るとて、人夫を集め、兵器を持たせてをりますが、私の思ひますにはこれは山陵造營の爲めではなく此の吉野を攻める爲めなので、危險が間近に迫つてゐると思はれます」と報じた。　此の種の知らせが頻々として至るので、遂に大海人皇子は、決然として立たれ、「出家隱遁してゐる自分に危害を加へようとするものに對しては、默してゐる事が出來ない」と仰せられて、美濃に使を遣はし、擧兵の準備を調へさせ給うた。　かくて自ら急遽吉野を出られて東國に赴かれ、進發の途中、次第に兵馬を加へつつ、伊勢鈴鹿關まで來られ、此所で遠く伊勢太神宮を拜し給ひ、又、大海人皇子の御子草壁皇子(日並皇子)や忍壁皇子は吉野から從つて來られたが、伊勢に居られた高市皇子・大津皇子も、伊勢より馳せ參じて御供に加はり給うたので、高市皇子をば、不破に遣はして、軍事を監せしめられた。　かやうに、大海人皇子の軍が東國に起つたと聞かれて近江の朝廷は

勢田橋（東海道名所圖會卷二所載）

上下驚愕し、直ちに諸方に使を派遣して軍勢を催さしめられたが、成功せず、却つて大海人皇子の方に服屬する者が多かつた。その間、大海人皇子は、居を不破に移されたので、近江軍は不破を攻めたが、征討軍の將山部王は敵に從はうとして殺され、兵卒も騷亂して、軍は進まず、その他にも近江の將軍で敵に降る者が續出すると云ふ狀態であつた。一方乃樂方面では、敵を敗走せしめて、近江軍の意氣頓に揚つたが、これも間もなく、敵の援軍のために敗られて、遂に、近江の瀨田邊に吉野軍が迫つて來た。以下は、上古の戰爭文學として、勇壯な筆致で書かれてゐるから、その文章の一部を引いて見る。中には、高市皇子を哀傷し奉り、此の亂を描いた、萬葉集の柿本人麿の長歌の一節を思ひ起させるやうな箇所もある。

時に大友皇子及び群臣等は、共に橋の西に營みて大いに陣を成し、其の後を見ず。旗幟は野を蔽し、埃塵は天に連り、鉦鼓の聲は

その時(七月二十二日)に、大友皇子及び群臣達は、共に瀨田の橋の西側に、大いに陣營を張つて、その後方が見えないほどであり、旗幟は野原を蔽ひ隱し、塵埃は空中に卷き上り、鉦や鼓の音は遠く離れた所まで聞えるほどに響く。

數十里に闕ゆ。列れる弩は亂れ發ちて矢の下ること雨の如し。其の將智尊は精兵を率て、先鋒として距ぐ。仍りて、橋の中を切り斷つこと三丈を須る許りなり。一つの長き板を置きて、設ひ板を蹋みて度る者有らば、乃ち板を引きて墮ちんとす。是の以に進み襲ふことを得ず。是に勇敢き士有り。大分君稚臣と曰ふ。則ち長き矛を棄てて甲を重ね環て、刀を拔きて急に板を踏みて度る。便ち板を著けたる綱を斷ちて矢えつつ陣に入る。衆悉に亂れて散け走り、禁む可からず。將軍智尊、刀を拔きて退く者を斬り、而も止むること能はず。因りて智尊を橋の邊に斬る、則ち大友皇子、左右の大臣等、僅かに身を免れて逃ぐ。男依等、卽ち粟津の岡の下に軍す。是の日二

並べ置かれた石弓は盛んに發射して矢が雨のやうに飛ぶ。近江軍の大將の智尊は、精兵をひきゐて、先鋒となつて防いだ。それで、瀨田の橋の中間、三丈くらゐの長さを切り放つて、その上に一枚の長い板を置いて、もし板を踏んで渡つて來る者があつたならば、その板を引張つて敵を水中に落すやうにした。そのために、敵は進擊する事が出來なかつた。然るに、敵軍中に勇敢なる兵士があり、名を大分君稚臣と云ふ。此の者が、持つてゐた長い矛を捨てて、鎧を何枚も重ね着て、刀を拔き放ち、突然板を踏んで渡つて來た。さうして、板を引張る爲めに取り附けてあつた綱をその刀で切つて、板を取り外す事が出來ないやうにし、矢に射られながら、鎧を澤山重ね着てゐるので、無事に、敵陣に切り込んだ。これがために、近江軍の軍勢は皆亂れ立つて逃げ走り、これを禁止する事が出來ない。それで將軍の智尊は、刀を拔いて、逃げる者を斬つて味方を勵ましたが、しかもどうしても逃げ足立つた味方を止める事が出來ず、遂にかの大分君稚臣が智尊を橋の附近て斬り殺したが、大友皇子や左大臣右大臣等は漸うの事で身體だけは免れて逃亡せられた。それで寄手の大將

十二日、羽田公矢國・出雲臣狛、合せて共に三尾の城に攻めて降す。壬子のひ(二十三日)、男依等、近江の將犬養連五十君、及び谷直鹽手を粟津の市に斬る。是に大友皇子、走りて入らん所無く、乃ち還りて山前に隱れ、自ら縊れたまひぬ。時に左右の大臣及び群臣皆散け亡れて、唯物部連麻呂、且一二の舍人の從へるのみなり。

村國連男依等は、粟津の岡の下に陣した。此の日に、羽田公矢國(もと近江方に屬し、後、吉野方に服屬した者の一人)は、出雲臣狛と軍勢を合し、共力して近江國高島郡なる三尾の城を攻めて、これを降した。翌二十三日に、男依等は、近江軍の大將、犬養連五十君や谷直鹽手を、粟津の市場で斬つた。それで、大友皇子は走つて逃げようにも、隱れ給ふ所がなく、遂に引き返して滋賀郡長良山の山前(今の三井寺のある地)に逃げ込まれて、首をくくり自殺し給うたのである。その時には、左大臣も右大臣も、その他の群臣も皆逃げ去つて、傍に從ひ申し上げてゐた者は、たゞ物部連麻呂と一二人の舍人とがお供してゐただけであつた。

かくて遂に近江の軍は敗北するに至つたが、此の間大和の方に派遣せられてゐた近江の軍勢は、三道に分れて敵と戰ひ、いづれも敗北して、遂に近江方の諸將は皆極刑に處せられたのである　又、左大臣の蘇我臣赤兄等も捕へられて、子孫等と共に流刑に處せられた。

以上が壬申の亂で、かの有間皇子をそそのかし申上げた蘇我赤兄も、此の時に處罰せられてゐる　大友皇子の御最後は殊に悲慘であらせられた。

十市皇女

大友皇子と大海人皇子との御爭は骨肉の御爭で、さまざまな悲慘な事件を

生んだ。就中、大友皇子の皇后十市皇女は、大海人皇子の皇女であらせられるから、父君と夫君との間に板挾みとなつて實に心を勞し給うたのである　日本書紀には壬申の亂の際の此の皇女の御身の上について記す所はない　併し、扶桑略記・水鏡・愚管抄・宇治拾遺物語等には、種々の話を傳へてゐる　壬申の亂後、十市皇女は、父君の御もとにあり、天武四年二月十三日には、日並皇子の妃、阿閇皇女(元明天皇)とともに、伊勢太神宮に參拜あそばされて、七年四月七日に薨じ給うてゐる　その時の事を、書紀は叙して

三井寺（東海道名所圖會卷一所載）

七年……夏四月の丁亥の朔に、齋宮に幸しまさんと欲ほして、卜ひたまへるに、癸巳のひ(七日)卜に食へり　仍りて平旦の時(午前四時)を取りて警蹕既に動きぬ。百寮列を成して、乘輿蓋を命し、未だ出行しますに及ばざるに、十市皇女卒然に病發りて、宮の中に薨せぬ。此に由りて鹵簿既に停まりて幸行しますことを得ず　遂に神祇を祭りたまはず……庚子のひ(十四日)、十市皇女を赤穗(大和)に葬る　天皇臨はして、恩を降し、發哀したまふ

とある。かく皇女の薨去を詳細に記すが如きは此の書の中でもめづらしい例である。論者は、十市皇女が壬申の亂において、父君に近江朝の計劃を通じ、父君はお救ひ申し上げたが、

弘文天皇御陵

反對に夫君は、非業の御最後を遂げられる事になつたので、壬申の亂平定後、その御身は無事であらせられたが、御心は鬱々として樂しまれず、伊勢太神宮の參拜も、此の心の苦悶を訴へられ、僅に慰みを得ようとしての御旅行であり、遂に、俄に宮中でなくなられたのは、自殺せられたのであると、說いてゐる　その當否を知らないが、十市皇女の御心境を思ふと、或は、消息の一面を道破した說かと考へられる　此の伊勢參宮の際に御供をしてゐた吹黃刀自の作歌が萬葉集に出てゐる　その薨去を悲しみ給うた父君の御衷情は、書紀が詳細に記すがごとくである。父君も亦さびしき十市皇女の御生涯については心を痛められたものと思はれる

天武天皇には多くの皇女方も居られたが、かくも甚だしい父帝の御歎を傳へてゐる例は他に見えないのである

萬葉歌人　十市皇女の御母額田女王は萬葉集中の代表作家であり壬申の亂の原因の一つになつたと論者が說く天智天武兩帝の御不和御確執が醸し出されたのも、此の女歌人なる女王の情熱が持つ魅力による所も多かつたのであらうと云ふ。

大津皇子は萬葉集中の勝れた歌人の一人であらせられ、特にわが國の漢詩は此の方より始まると云はれたほどに、熱心な文學趣味の御方であつた。併し此の方も奸僧の妖言にまどはされて、終をよくせられなかつた事はかの有間皇子と同一の運命を辿られたのであるその他、偉大なる草壁皇子や高市皇子の御事業御功績のことや、大津皇子の御姉大伯皇女も亦すぐれた萬葉集の歌人であらせられたことなど、壬申の亂の關係者については、云ふべき事が多く、それは萬葉集の歌とも關係する所が多いから、萬葉集の章で說く所があらう。

壬申の亂の意義　此の壬申の亂についてはさまざまなる原因が考へられてゐる。上述の額田女王の御事や或は天智天皇が、御子大友皇子に對する御愛情より、强ひて行はせ給うた事など、いろいろありはするが、特に重要なるは、これが、當時の社會狀勢を反影してゐる事で、卽ち、進步主義と保守主義との爭である。支那文化を取り入れる事によつて、國家の文化的發展に資しようとし、かつ、强大なる傳統的勢力を有する舊來の氏族が、漸く專權跋扈を示すに至つたので、これを抑壓して、社會的革新を計らうとせられた近江方に對し、むしろ、傳

統保守的勢力に結びついて、急進的改革を望まれず、從前の制度風習を改善して、國家の基礎を强固にしようとせられたのが、天武天皇を中心とし奉る吉野方の主眼點であつた。かかる意味において、此の壬申の亂は、重大なる社會的意義を持つものである。しかも、一方において、天智天皇の進歩的な御態度は、此の後、學術文藝の盛行を來たし、又、法令の確立を見るに至つたが、それとともに、天武天皇の漸進的國粹的見地に立つ御意見からは、古事記の如き、貴重なる典籍の撰せられる機縁が結ばれるに至つたのである。此の天武天皇の時代に、諸氏の族姓を八種に分けて(十三年)、新に諸氏族の姓を定められたり、爵位四十八階が定められたり(十四年)したのも、さういふ立場から、まづ內政を確立し、氏族制度を正して、大いに舊來の制度に改善を施されたもので、これらにより、その內治の御功績を窺ひ奉る事が出來る。

大津皇子　持統天皇の時代には、農桑の事が多く見え、雨を祈られ、使者を遣はして、廣瀬大忌神と龍田風神とを祀られた事などが多く出てゐる。此の時代に、又一つの悲劇が起つた。大津皇子の反逆の事件である。その次第を詳しく記錄してゐる。

朱鳥元年……冬十月戊辰の朔の己巳のひ(二日)、皇子大津の謀反けんこと發覺はれぬ。皇子大津を逮捕ふ。併せて皇子大津の爲

朱鳥元年の冬十月二日に、大津皇子が謀反を計られた事が發覺したので、大津皇子を御逮捕した。それと共に、大津皇子のために欺かれ、誤つて、その一味に投じてゐた直廣肆(位の名)八口朝臣音橿や、小山下(位の名)壹伎連博德と、

めに詿誤かれたる直廣肆八口朝臣音橿・小山下壹伎連博德と、大舍人の中臣朝臣臣麻呂・巨勢朝臣多益須・新羅沙門行心、及び帳内の礪杵道作等と三十餘人を捕ふ。庚午のひ(三日)、皇子大津を譯語田の舍に賜死らしむ。時に年二十四。妃皇女山邊、髮被し、徒跣にして、奔赴きて殉ぬ。見る者皆歔欷く。皇子大津は天渟中原瀛眞人天皇の第三子なり。容止墻く岸くて音辭は俊れ朗かなり。天命開別天皇の爲めに愛まれたてまつりたまふ。長に及びて辨しくて、才學有り。尤も文筆を愛む。詩賦の興は、大津自り始れり。丙申のひ(二十九日)、詔して曰はく、皇子大津の謀反に、詿誤かれたる吏・民・帳内は已むことを得ず。今皇子大津已に滅れり。從ひし者ども、當に、皇子大津

大舍人の中臣朝臣臣麻呂や、巨勢朝臣多益須や、新羅の僧の行心や、及び、帳内の役目であつた礪杵道作等、合計三十餘人を逮捕した。翌三日には、大津皇子に、大和の他田の邸宅で死を賜うた。時に御年二十四であつた。御妃なる山邊皇女は、髮をばら〳〵に亂し、はだしで走つて行つて、夫君と一緒に死んでしまはれた。これを見る者は皆悲しんだ。大津皇子は天武天皇の第三皇子であらせられる。御容姿は脊高く頑丈であり、御音聲は、立派でかつ明瞭である。天智天皇が大變寵愛して居られた。成人せられると、理非曲直をよく辨へられ、かつ才學があつた。就中、文學を好み給ひ、漢詩の勃興したのは、大津皇子以來の事である。二十九日に詔を下して仰せられるやうは、「大津皇子の謀叛に、誤まつて加はつた官吏・人民・帳内達は、仕方がないから、大津皇子の既に刑死した今日、大津皇子に從つてゐた者や、或は、大津皇子の事件に連座してゐた者は、皆罪を赦せよ。但、礪杵道作は伊豆に流せとの御事であつた。又詔を下して仰せられるやうは、「新羅の僧の行心は大津皇子の謀叛に加はつてゐたが、自分は彼を處罰するには忍びないから、特に飛騨の國の寺に移ら

に坐りし者ども、皆赦せ。但、礪杵道作は伊豆に流せと。又詔して曰はく、新羅の沙門行心は皇子大津の謀反に與せれども、朕加法するに忍へず、飛驒の國の伽藍に徙せと。

――しめよ」との御事であつた。

かくて、此の事件の解決はついたが、元來、此の事件は、新羅僧行心が、卜占に事よせて、大津皇子に謀叛を勸め奉つたのに始まり、天武天皇の崩御の後は御自分が位に即かれる事と思つてをられたのに、皇后(大津皇子の叔母君)が即位あそばされた事に對する御不滿や、天智天皇に愛され給うた爲め、他の御兄弟の皇子方に入れられ給はなかつたと思はれる點のあることや、さうした事が原因となつて、遂に、若氣の逸氣から、かやうな過を思ひ立たれたのであるそれには、皇子の親友であらせられた川島皇子が、この陰謀を天皇の方に密告せられたといふやうな事や、(それは恐らく、天智天皇の皇子として、川島皇子の御境遇が不遇の立場にをられたのを、これによつて、その忠誠を認められたいといふやうな御心もあつたのであらうとにかく、此の爲めに、川島皇子は、非難をお受けになつたやうである、)更に、山邊皇女が、夫君の後を追つて自殺せられたと云ふやうな悲劇や、また、大津皇子の御企圖を知悉してをられた姉君大伯皇女との姉弟の哀別や、大津皇子の刑死後、齋宮であらせられた大伯皇女の齋宮職の被免などといふ事件もあつて、萬葉集・懷風藻を通じて、古代の文學的方面にも關係する所

が多く、此の時代のあはれ深き物語の代表的なものであつた。此の事件に連坐した壹吉連博德は、壹吉連博德書の著者である　此の書は、齊明天皇五年の遣唐使の記錄を、その使に從つた壹吉連博德が記したものであるらしい

持統天皇　かやうにして、日本書紀三十卷は、藤原京に都を定められた持統天皇が、

十一年……秋……八月、乙丑の朔に、天皇、策を禁中に定めて、天皇の御位を皇太子に禪りたまふ。

藤原宮瓦當

といふ所で終つてゐるのである　文武天皇の時代からは、日本書紀の後を受けつぐ、續日本紀が記載する所である。その記載の事項は、大半當代の事に屬し、就中、宣命の揭載は此の書の重要な功績であるけれども、なほ、此の書の成つたのは、平安朝時代に入つてからであり、殊に、日本書紀に比べては、更に一層文學的要素が稀薄で、純粹の史書と見なすべきものであるから、今は、續日本紀の內容には及ばずして、ただその中の宣命及び歌謠については、後に改めて說く事にする。

第三節　古事記と日本書紀との比較

前章において既に、古事記と日本書紀との内容の比較については、言及する所があり、又、その内容を具體的に比較して示したものもあつたが、更に此所では兩者の比較を一括して概說しようと思ふ。

分量の多少　第一に長さである。古事記は三卷であるが、日本書紀は三十卷となつてゐる。併し、古事記の一卷は、日本書紀の一卷よりも遙かに分量が多いから、全體としては、日本書紀の方が、古事記の五六倍の分量を有するといふ事になるであらう。それだけ、日本書紀の方が詳密であるわけである。併し、此の詳密といふ事についても問題があるのであつて、なるほど日本書紀の方が詳細であり、それだけ、古事記に記してない多くの事がらが詳しく年次を追うて述べられてゐる。併し一方では、日本書紀に無い事がらで、古事記の方だけに出てゐる事もあり、又、同じ事件でも、日本書紀よりも古事記の方が詳細に叙述せられてゐるものもある。就中、神代卷のごときは、日本書紀の方は、一書を除いて本文だけを取ると、極めて僅かな分量しかなくて、到底、古事記の雄大なる神話には及ばないのである。つまり、古事記は、日本書紀に匹敵する尨大な書を編成しようとすれば、出來ない事はなかつたのであ

るが、その必要を認めないので、多く不必要な資料は省き、刈除して、かくの如き書となつたのである。それは、兩者の編纂の趣旨が違ふからである。然らば、

編纂の趣旨　第二に、その編纂の趣旨・目的は如何といふに、古事記の方は、建國の由來、國體の基本を說き、民族意識を强調して、終始國家本位、皇室中心であり、取りわけて重要なるは、對內的に、國家統治の本道を示されようとした事にある。古事記によつて、當時既に亂れかけてゐた氏族制度を確立し、特に、皇室對氏族の關係を闡明にし、また、外來の宗敎に對して、固有の神道的觀念を强調し、もつて、國民的信念の吐露せられた點にある　これらはすべて、古事記をもつて、國民的聖典たらしめる要素資格を附與せしめるものである。日本書紀も、勿論、古事記と同樣の要素を含んでゐるのであるが、更に、これには、他の重要なる目的が加はつてゐる。それは、古事記が對內的に國家統一の基礎概念を規定し、國民の依據すべき基礎を置かれたのに對し、日本書紀の方は、それに對外的意識が加はつてゐるといふ事である。日本書紀は、ひとり日本國民に示されようとしたのみならず、外國人に對しても、國家的發展の段階を明かにせられ、わが民族國家の優位を示されたのである。その爲めに、外國との交涉や、外來文化に關する記述などは、注意深く取り扱はれてゐる。特に、此の目的の爲めに必要なるは、歷史的叙述の精確と詳密とである。此所に、

記述の態度　第三に、兩者の記述態度の相違といふ事が考へられて來る　古事記はわが國家の成立について、最も重要なる點を國民に知らしめ、もつて、その歸趨に迷ふ所なからしめようとせられたのである。　其の爲めには、先づ内容の統一といふ事が大切で、いたづらに複雜多岐な歴史的叙述に、讀者を迷はしめる所がないやうにしなければならぬ。　又、此の目的から、材料を取捨選擇し、就中、神代の說話のごときは、最も詳密なるを必要とするのであつて、その目的に必要でない部分は容謝なく切り捨てなければならぬ。　此の整然たる統一は、古事記の一大特色である。　それに對して、日本書紀の方は、むしろ客觀的立場に立つて、既に進步した歴史學の方法を有してゐる支那のそれに倣ひ、十分、支那の史書にも劣らないだけの、内容的價値を持ち、資料の豐富と、敍述の詳密丁寧とをもつて、間然する所のないものを完成せしめる必要がある。　此の爲めには、なるべく、各時代にわたつて、歴史的事件に間隙のないやうに、順序づけて述べるとともに、曖昧模糊たる所がないやうに、年月日のすべてにおいて、つとめてこれを明瞭ならしめ、同一の體裁で記述してゆく必要がある。　併し一方、其の爲めには、年月の明瞭でないものを、無理に、これを明かに記したり、到底確實化する事の出來ない太古の出來事を、後世の歴史的事實と同一に取り扱つて、却つて、不自然不合理な結果を生じたり、そこに種々の不都合な點が認められるやうになつた。　即ち、古事記が、その目的の

爲めに、敢へて對象に對し主觀的な批判によつてこれを取捨選擇してゐるのに對し、日本書紀の方は、資料を網羅し客觀的な立場から、これを整理、體系づけようとしてゐるといふ事が出來る　此の日本書紀の態度は、一書を網羅集成して、種々の古代の異説異傳を多く示す事により比較研究の便宜に供し、その撰擇に對して、編者は何等の批判的態度を示さないで、たゞこれを讀者の眼識に委ねたがごとくである　これは一個の學術的な態度として認められるが、同時に、それが爲めに、却つて不合理な點を生じて、非學術的な結果をも見るに至つてゐるのである。　また、一方において、神代卷のごとき、本文に記す所は、著しく合理化された趣があつて、その本文のまゝを讀んでゆくと、何ら、わが國家の成立について、高遠な情趣や神秘な興味を感ぜしめないばかりか、著しく後世的な作爲を思はしめるものがある。　これは神代の説話を常識的な理解に委ね、これを合理化させようとして、却つて、古傳の眞實を失ひ、不自然な結果となつて、人爲的な常識的理解といふものの成功しない所以を示すものといふべきである　むしろ「一書曰」として揭げられた方に、興味ある古傳を殘してゐるとともに現代の吾々にとつては、その古傳の方に、多大の眞實性を感ぜしめられ、古人の僞らざる姿に接する思があつて、多くの迫力を持つてゐるといふ事が出來る。　かやうなわけで、日本書紀の理智的な合理化が必ずしも學術的ならず古事記の主觀的態度が必ずしも批判的な價値

に乏しいとは云ふ事が出來ない。それにしても、日本書紀が、多くの引書によつて、種々なる古傳說を揭げた功績は多とすべきで、これあるが爲めに、日本書紀の學術的な價値が甚だ高いものとなつてゐるのである。更に、天皇の御代となつて後は、日本書紀の記述には、年月日等があまりに正確に記されてゐるだけに古い時代の事については、疑問が投げかけられもする。併し、時代を下るに從つて、その記述は詳細を加へ、或は煩瑣となつた所もあるが、それだけに、史的な確實さは增して、わが國最初の完全な形態を備へて出現した學術的史書としての權威を、立派に具備してゐる。かやうにして、日本書紀は、徹頭徹尾歷史的態度であり(それが成功してゐない箇所もある事は別として)、一個の史書として編まれたのであるが、古事記の目的は、必ずしも、史書たる事ではない。史書たるとともに、さまざまの要素が加はつてゐて、精神生活の上にも、實際生活の上にも、國民の依據すべき規範基礎を、史的敍述によつて示したものといふべきである。此の意味において、古事記が純然たる史書でない點は、後代の神皇正統記などとも、類似した趣がある。

紀傳體と編年體　第四に、兩者の體裁であるが、これは後世の史書のごとく判然とした形態を備へてはゐない。併し、大體において、兩書の體裁を、後世の史書の體裁を云ひ現はす語で云へば、古事記の方は紀傳體に近く、日本書紀の方は編年體に近い。勿論、古事記の方で

も、編年體的な叙述もあり、殊に日本書紀のごときは、各天皇の御順序により、かつ、古事記と同様に、先づ最初に天皇の御略歴を述べてゐる所などは、全く記傳體の體裁であるが、なほ、内容を檢するに、ある卷では、天皇御即位以後には、年代的に事件を記し、ただその天皇御即位の箇所に至つて、御系統を記し奉つてゐるのであるから、古事記のごとく、年代的記述なく全く天皇の御略傳のみを記した箇所があるのとは體裁が違つてゐて、編年體を取るものと云ふべきである

單獨と共同編修　第五に、兩者の編者に就いて云ふと、いづれも、勅旨に出でてゐる事は同一であるが、就中、古事記には、傳統的立場に居られた天武天皇が、御自ら、古傳古記を調べ給ひ、これを統一せられたといふ點に一層大いなる意義が認められるのであつて、此所には、單なる思召以上に、天皇御自身の御意志が支配的位置にあるのである。かく、天皇の御苦心により、單獨の御力によつて、これを成し遂げ給うたといふ事は、崇仰すべき御功績であつて、古事記の全體が統一あり、全く、單一なる意志によつて貫かれてゐるがごとき印象を與へられそこから强大なる迫力をも感じさせられるのは、かくの如き理由によるもので、此の天武天皇の御事業は、書物の代りに、稗田阿禮といふ人物の記憶によつて傳へられ、それを更に、太安麻呂が單獨に苦心を重ねて、一書にまとめ上げた。即ち、此の書は、それぞれの方面において、

常に單一なる人物が、一個の勞力をもつて完成せしめてゐる。古事記全體に漲る統一的意力の表示は、かかる所に原因がある　それに比べると、日本書紀は、舍人親王を總裁として、多くの人々の手にかかつたが爲めに、形式上の整然たる外觀に比して、寧ろ、統一の感が破られてゐる　否、形式上の統一さへも、どうかすると破綻を示した所さへある　例へば、皇子の御名の書き方にしても、終の方は、前にあげた引例の如く、皇子大津とか皇女山邊とか書いて、以前の、何々皇子、何々皇女といふやうな、普通の書き方とは違つてゐる　これは、史官の筆癖の相違が現れてゐるものと思はれて、全體の表現の統一ある態度が、破れてゐるのである　かやうに、ある部分ある時代の記述は、別個の史官の執筆にかかるか、又は別種の記錄に從つたものであらう　日本書紀の詳審なる點は、かかる綜合的撰述の結果による一つの功績であるが、また一方、散漫にして外面的叙述にとどまり、迫力に乏しい事、從つて讀む興味の稀薄なる事、その他、さまざまの缺點も數へられる　併し、學術的効果を擧げる爲めには、一個人の努力よりも、多くの學者の共力により、その研究調査の結果に俟つた方がよい　日本書紀は、さういふ共同研究の善い結果をも有してゐる　ただ當代の學術的態度とか、歷史的研究方法とかが不明瞭で曖昧であるが爲めに、その業績たる日本書紀の記述に、溷濁した箇所、不都合な箇所の生じた事は甚だ遺憾であると云ふべきである。　とにかく、兩者の編者の、かかる相

達は、兩書の結果に、大きい影響を及ぼしてゐるが、就中

國語と漢文　第六に、その表現についての相違は、重要な點である。　古事記は、日本語の文章としての表現を保たうとし、殊に、稗田阿禮が語るやうな、古來の語部の語りぶりの傳統を、出來るだけ忠實に紙面に殘さうとした。　太安麻呂の苦心も、實に此の點に存してゐた。しかして、古事記の最も貴ぶべき點も、此所にあつた。　これが爲めに、古代の言語もわかり、語りぶりの表現も想像が出來、取りわけて、純粹の日本思想、日本民族の持つ素朴な古代說話の純眞なる魂にも觸れ得るわけである。　さうして、國文學として取り扱ひ得るのも、これによつてである。　然るに、日本書紀になると、必ずしも國語を無視したわけではないが、殆と全く漢文に書き直してゐる。　國語的表現をも保つてゐるといふのは、例へば、卷三において、

天神子召汝。　怡奘過、怡奘過倭過音。（天の神の御子がお前を召しますよ、サアサア）

と、「怡奘過」と云ふ語を使つたり、又、それに「過音倭」と云ふやうな訓讀の注意を與へたり（但、此の三字は、古寫本にはないものもある　私記などの註記が入つたもので、後人の加筆かも知れない。）　また、卷十四に「娜毗騰耶皤磨珥」と語を假名書し「此の古語未だ詳ならず」と註したりしてゐる所が、可成り多く見られる事で、殊に本文の漢字を訓讀する注意は、古事記と同樣に多いのである。　それにも係はらず、全體の分量に比しては、かやうな注意は

甚だ少く、殊に終になるほど、ますます少い。さうして、それは僅かに固有名詞の訓み方くらゐにとどまつてゐて、廣く、國語的表現を考へたやうなものはない。上に掲げた例の如きは、極めて乏しいのである。尤も、卷十九には、新羅の鬪將が「久須尼自利」と云つたと、新羅の言語をも記してゐるが、文章の叙述の必要上、たまたま、これらは、萬葉假名式に、原語を入れたものと思はれ、國語的表現が、書紀の中にあつても、それは遇偶然の現象に過ぎないのである。これに反して、いかに訓むべきか、國語的訓讀の決せられない、純然たる漢文的表現は甚だ多く、始めに引いた如く、淮南子から、殆ど其のまま文章を取り入れた所がある事などによつても、その態度は察せられる。それは、百濟本紀の如き、外國の史書の引用にも、編者の態度が現はれてゐる(尤も、これは後人の加筆であると見る說もあるが)。詔勅も、多くは、續日本紀所載の宣命と同樣の、純粹に國語的な宣命體であつたらうと思はれるが、書紀收載のものは、それを全部、漢文に書き改めてしまつてゐる。かやうにして、書紀は、その純粹の國語としての文章を失ふのみならず、內容にも、日本思想の純粹なるものを失つた所があり、外來思想による修飾が多く加へられて、著しく變化せられたと思はれるのである。但、書紀の神代卷の如きは、本文の記述は全く漢文的表現に書き改めたものを掲げてゐるが、一書の方は、原典に甚だ忠實で、その面影をよく殘してをり、國語的表現をも留めてゐるから、此の一書により、語部の

物語る原形に近い姿をも知り得る利益がある。此の點は、書紀の撰者の大なる功績である。これは恐らく、書紀が、漢文學の智識ある多くの史官乃至學者の手によつて、書かれたから、かういふ結果を見るに至つたものと思はれる。當時の學問と云へば、漢文漢學であり、史官は歸化人、又はその部屬、子孫が多く、その人々の書く文章は、どうしても、かくなるべきで、それは當然の事である。かやうにして、漢文によつて、思想文章ともに、歪曲を受けたところのある事は、甚だ遺憾であるが、併し、始めに述べた如く、支那の史書の影響を受けて、撰せられたものであるからには、かくなるのも、致し方がない。又、それは、わが國最古の完全なる史書として、光輝ある記錄をも留めてゐるのである。卽ち、もし古事記と同樣の國語的な表現を多く用ゐたならば、かくも詳細に年を追うて事件を記してゆくやうな事は出來なかつたであらう。漢文の表現は、簡潔かつ明快に、記事を錄する事が出來るからして、史書としての體裁を保つ必要上、むしろ、かかる方法によるのが賢明でもあり、得策でもあつた。此の意味において、これは成功してをり、此の後の史書が、書紀の體裁を摸倣してゐるのも當然である。しかも、一方において、神代卷のごときは、後の編年體とは異なり、語部の物語に卽して、古體を存する部分が多いのは、撰者の苦心を要した所であらう。

貴重の典籍　要するに、兩者は一長一短があり、それぞれの特色を持つてゐるのである

から、必ずしも、一をあげて他をおとすといふ事は出來ない。古くは、日本書紀のみが重んぜられたが、江戸時代に國學が勃興して以來は、むしろ、兩書の位置が顚倒するやうになつた。併し、わが國民にとつては、いづれも神典として、最も貴重すべき典籍であり、兩々相俟つて國家の本質を明らめる事が出來るのである。單に文學的見地に立つても、必ずしも、古事記のみをすぐれたりとする事は出來ない。漢文で書かれた日本書紀の文章にも、それ自身として、迫力に富み、印象の鮮明な名文を見る事が出來る。ひとり史書としてのみならず、吾々は、此の兩書を、わが國文學の始原として、民族精神の故鄕として、まづ、文學史思想史の出發を、此所から探らなければならないのであり、その意味でも、國民必讀の書である事は云ふまでもない。特色の長短、價値の上下等は、そもそも末の問題に屬するのである。

附參考

一　諸本

日本書紀は、平安朝時代において、大いに尊重せられたが爲めに、此の時代の古寫本の殘存するものも少くなく、其の點に於いては、古事記に古い寫本の存しないのと全く異なる。平安朝

期の寫本も可成りある。今その名高いものをあげて見ると、田中氏所藏の應神天皇紀は貞觀を下らずと云はれ、岩崎文庫所藏の推古天皇紀・皇極天皇紀は寛平・延喜頃の筆と云ひ、前田家所藏の仁德天皇紀・雄略天皇紀・繼體天皇紀・敏達天皇紀は平安朝中期、一條天皇時代前後の寫本であらう。鎌倉室町時代の寫本では、此の他、禁中本(宮内省圖書寮御藏)、北野神社本・熱田神社本・三島神社本・彰考館本・吉田本・賀茂本等が知られ、竹柏園にも神代紀の零本三部を藏してゐる(その中の一つは、一書を割註にした古體の本である。)その他、數が多く、主なる古寫本は、祕籍大觀の中に入つて複製刊行せられた。これには、黒板勝美博士の解説が附いてゐる。

幽微非理不通欽惟
陛下寛恵叡智之餘後世惜其流布之不廣
遂命鳩工於是始壽諸梓矣舊本頗純駁
不一求數本考正之去其駁而録其純用
之國而及之天下則以成熙皡之治以紹
神尊之統保瑞穗之地千五百秋將必有
賴於斯焉
慶長己亥姑洗吉辰　正四位下行式部少輔兼侍從臣菅原朝臣國賢謹識

神代紀(慶長勅版)
(宮内省圖書寮御藏)

刊本の最古のものは、神代紀兩卷だけを、慶長四年に刊行した、所謂、慶長勅版である。ついで、慶長十五年には、活字版として、全三十卷が刊行せられた。慶長勅版は、その後しばしば覆刻摸

卅一年秋八月詔羣卿曰官船名枯野者伊豆
國所貢之船也是朽之不堪用然久爲官用功不
可忘何其船名勿絶而得傳後葉焉羣卿便被
詔以令有司取其船材爲薪而燒鹽於是得五
百籠鹽則施之周賜諸國因令造船是以諸國

應神天皇紀（國寶）（田中忠三郎氏所藏）

廿八年秋八月掖玖人二口流來於伊豆嶋
冬十月以砂礫葺檜隈陵上則域外積土
成山仍毎氏科之建大柱於土山上時倭
漢坂上直樹柱勝之太高故時人号之曰大柱
直也十二月庚寅朔天有赤氣長一丈餘形
似雉尾是歳皇太子嶋大臣共議之錄天
皇記及國記臣連伴造國造百八十部幷
公民等本記
廿九年春二月己丑朔癸巳半夜廐戸豊聰

推古天皇紀（國寶）（東洋文庫所藏）

大鷦鷯天皇

大鷦鷯天皇譽田天皇之第四子也母曰仲姫
命五百城入彦皇子之孫也天皇幼而聰明叡
智貌容美麗及壯仁寛慈惠卌一年春二
譽田天皇崩時太子菟道稚郎子讓位于大
鷦鷯尊未即帝位仍諮大鷦鷯尊夫君天下
以治萬民者蓋之如天容之如地上有驩心
以使百姓百姓欣然天下安矣今我也弟之
且文獻不足何敢繼嗣位登天業乎大王者
風姿岐嶷仁孝遠聆以歯且長足為天下之君

仁德天皇紀（國寶）（前田侯爵所藏）

縫衣工女曰真毛津是今来目衣縫之始祖也是歳
月君自百濟来歸因以奏之曰臣領己國之人夫百廿
縣而歸化然因新羅人之拒皆留加羅國爰遣葛城襲
津彦而召弓月之人夫於加羅然經三年而襲津彦不来焉
十五年秋八月壬戌朔丁卯百濟王遣阿直伎貢良馬
二匹即養於輕坂上廐因以阿直岐令掌飼故號其養
馬之處曰廐坂也阿直岐亦能讀經典即太子菟道稚

應神天皇紀（宮内省圖書寮御藏）

日本書紀巻第九
氣長足姫尊　神功皇后
氣長足姫尊稚日本根子彦大日日天皇之曾
孫氣長宿祢王之女也母曰葛城高額媛足仲
彦天皇二年立為皇后幼而聰明叡智貌容壯
麗父王異焉　九年春二月足仲彦天皇崩於筑
紫橿日宮時皇后傷天皇不從神教而早崩以
為知所祟之神欲求財寶國是以命群臣及百

神功皇后紀（國寶）（北野神社所藏）

日本書紀巻第一上
神代上
古天地未剖陰陽不分渾沌如鷄子
溟涬而含牙及其清陽者薄靡而爲
天重濁者淹滯而爲地精妙之合搏
易重濁之凝場難故天先成而地後
定然後神聖生其中焉故曰開闢之
初洲壤浮漂譬猶游魚之浮水上也
于時天地之中生一物狀如葦牙便

神代紀上（熱田神宮所藏）

一書曰先生五瀬命次三毛野命次
稲飯命次磐余彦尊亦号神日本
磐余彦火火出見尊
一書曰先生彦五瀬命次稲飯命次
神日本磐余彦火火出見尊次稚三
毛野命

神代紀下（吉田子爵所藏）

神代上 日本紀巻第一
古天地未剖陰陽不分渾沌如鷄子溟涬而
含牙及其清陽者薄靡而爲天重濁者淹滯
而爲地精妙之合搏易重濁之凝場難故天
先成而地後定然後神聖生其中焉故曰開
闢之初洲壤浮漂譬猶游魚之浮水上也于
時天地之中生一物狀如葦牙便化爲神號
國常立尊次可美葦牙彦舅尊又有物若浮

神代紀上（帝室博物館御藏）

日本書紀巻第一
神代上
古天地未剖陰陽不分渾
沌如鷄子溟涬而含牙及
其清陽者薄靡而爲天重

神代紀上（內閣文庫所藏）

神代紀上（竹柏園所藏）（宥日本）

神代紀下奥書（彰考館文庫所藏）

神代紀下（竹柏園所藏・岡本家本）

刻が出てゐる。下つて寛文七年版、寛文九年版、寛文版を再刻した文政十三年版等があり、また、特殊の刊本としては、松下見林校刊の元祿八年版、烏谷長庸校刊の享保十四年版(神代紀)、下御靈社版(神代紀)、小寺清先校刊の寛政五年版(全部)、大關増業校刊の文政三年版(全部、大關増業は下野黑羽領主なので、黑羽本ともいふ)、丹鶴叢書本(神代紀)、明治十三年刊の田中頼庸校本(神代紀)等より、近年に至るまで數おほく出てゐる。又、以上の古寫本・名家書入本等の印影を編輯して刊行したものに、「撰進千二百年紀念 日本書紀古本集影」(大正九年刊)がある。假名日本紀も、享保四年の刊本があり、明治八年にも、神代紀と神武紀とが刊行せられてをり、又、古寫本を植松安氏の校訂した「假名の日本書紀」二冊が出てゐる。

此日本書當初安貞二年兼頼手鈔諸本
正應之中神祇權大副卜部兼方筆之收
于石室以來永仁正四位下行神祇權大
副兼山城守卜部仲季嘉元甲辰沙彌蓮
惠康永壬午神祇權大副兼負轉書之公
天至永正之頃内大臣實隆公以件本親
勝書訂朱墨點今據内相公本謄梓廣傳
于世思活板之從多誤刁刀陶陰失鹿處
莫貽誚於余旹
慶長十五庚戌仲夏念八
洛汭野子三白誌

持統天皇紀 慶長活字本
(岩崎文庫藏)

二　年　紀

現存の日本書紀は、原撰の日本書紀と異なつて、後の更改を經たであらうといふ說がある。

之國而及之天下則以成熈皡之治以紹
神尊之統保瑞穗之地千五百秋將必有
賴於斯焉
慶長己亥姑洗吉辰　正四位下行少納言兼侍從臣清原朝臣國賢跋識
以　勅本板行
寛文丁未仲秋下浣　新刊

神代紀下（寛文七年版）
（宮内省圖書寮御藏）

その根據は、萬葉集の左註を見ると、例へば、卷一の「額田王下近江國時作歌、井戸王卽和歌」の左註の中に、

日本書紀曰、六年丙寅春三月辛酉朔己卯遷都于近江。

とあり、現今の日本書紀にも、此の文の通りで出てゐるが、ただ「丙寅」の二字がない。天智天皇は、壬戌の年に卽位あそばされてゐるから、丙寅の年は五年に當り、六年ではない。故に此の干支は、實際と一年の相違があり、日本書紀の年紀とは違ふのである。また、「幸于紀伊國時川島皇子御作歌」の左註に、

日本紀曰、朱鳥四年庚寅秋九月天皇幸紀伊國也

とあり、現今の日本書紀では、持統天皇卷の四年の條に、「秋……九月……天皇幸紀伊」と見えてゐる。さうして、「朱鳥」「庚寅」の四字はない。朱鳥元年は、天武天皇の末年に當るから、持統天皇四年は朱鳥五年であり、「庚寅」の干支はこれであつてゐるが、朱鳥四年と、萬葉集に記

日本書紀私記（御巫氏所藏）

したのは、書紀の事實とは一年の相違がある事になり、朱鳥五年でなければならない。かういふ例がなほ他にも見えるので、日本書紀の古本の年紀は、今本と一年づつ違つてゐたであらうといふのである。併し、右の「丙寅」といふ干支や「朱鳥」といふ年號のごときは、萬葉集の左註に於いて新たに書き入れたもので、書紀の原本に、もとから存してゐたものとは思はれない。従つて、これらを左註の中に書き入れる時に、左註の記者の不注意は、十分に、此の一年の相違を

來たすだけの可能性がある。さうして、一度數へ違ひなどで相違が生じたならば、其の他の所も間違つてしまふのも當然である。故に、これらは必ずしも古本の日本書紀に、現今の本と年紀に一年づつの相違のあつたものが存したといふ理由にはならない。かやうな干支による年數の算定や、その他の年數を勘定する場合などに、一年くらゐの差誤は生じ易いものであるから、寧ろこれらは萬葉集の左註の記者の誤とすべきであらう。

三 日本紀私記

日本書紀私記卷上 并序

夫日本書紀者日本國自大唐東去万餘里日出東方昇于扶桑故云日本古者謂之倭國但倭義未詳或曰取稱我之音漢人所名之字也通云山跡山謂之邪麻跡謂之止音登戸反下同夫天地剖判泥濕未燥是以栖山往來因多蹤跡故曰邪麻止又古語謂居住為止言止住於山也音同上武玄之曰東海女國也

二品舎人親王浄御原天皇第五皇子也從四位下勲

五等太朝臣安麻呂等王子神八井耳命之後也奉勅

日本書紀

日本書紀の撰定は從來の史書編纂の集積であり、最後の決定でもあつた。故に、此の權威ある史典に對する研究は、日本書紀完成後間もなく起つてゐる。即ち、平安朝時代には、勅命により、大臣以下を召され、宜陽殿で、博士をして、日本書紀を講ぜしめ給うたのであるが、その講讀の内容は、主として、書紀を訓讀する事にあつたらしく、漢文で書かれた此の史典を、なるべく訓讀する

所撰也。先是淨御原天皇御宇之日（氣長足帝日）（天皇之皇子近江天皇同母弟也）有舍人。姓稗田名阿禮（天鈿女命之後也）年廿八。為人謹恪。聞見聰慧（慧作德）天皇勅阿禮使習帝王本記及先代舊事（豊御食炊屋姫天皇廿八年上宮太子嶋大臣共議録天皇記及國記臣連伴造國造百八十部并公民等本記又自天地開闢至豊御食炊屋姫天皇謂之舊事）未令撰録世運遷代豊國成姫天皇臨軒之季（季作年）（天命開別天皇第四皇女也軒者檻上板也謂御宇為臨軒）詔正五位上安麻呂俾撰阿禮所誦之言和銅五年正月廿八日（豊國成姫天皇年号也）初上彼書所謂古事記三巻者也。清足姫天皇負扆之時（淨御原天皇之孫日下太子之子也世号飯高天皇床戸姫之間也負扆者言以具所處名之今天子座之後也）親王及安麻呂等更撰此日本書紀三十巻并帝王系圖一巻（今見在圖書寮及民間也）養老四年五月廿一日（淨足姫天皇年号也）功夫甫就獻於有司（今圖書寮也）上起天地混

私記（彰考館文庫所藏）

事に努力せられたのである。此所に、朝廷におかれては、飽くまでも國語尊重の態度に出てをられた事がわかる。此の日本紀の講筵の筆記、記録の類を私記と云ひ、これも主として、難訓の漢字に、古語で訓讀を施したものが多く、今日も私記は、若干殘つてゐる。弘仁私記の序文、弘仁私記の一部、承平の矢田部公望私記の一部、養老私記と稱するもの等が殘存し、なほ、釋日本紀等にも多く引用せられてゐる。講筵が終ると、宴が開かれ、これを日本紀竟宴といふ。此の際、日本紀の中より題材を一つづつ取つて、それにより和歌を一首づつ詠む習慣である。これを日本紀竟宴和歌といふ。元慶六年・延喜六年・天慶六年の三回の日本紀竟宴和歌を收めた書一卷が殘存し、鎌倉時代

日本紀竟宴和歌（本妙寺所藏）

の古寫本が、熊本の本妙寺に藏せられてゐる。此の中、延喜六年の竟宴歌に、左大臣藤原時平が大鷦鷯天皇(仁德天皇)を得て詠み奉つた歌、

　高殿にのぼりて見れば天の下四方にけぶりて
　今ぞ富みぬる

が後世變形せられて、仁德天皇の御製と稱する歌になつてゐる。此の書の奥に、代々の講筵に就いて記す所によると、

　養老五年始講
　　博士從四位下太朝臣安麻呂
　弘仁四年講
　　博士刑部少輔太朝臣人長(外記日記注、弘仁三年)
　承和十年講
　　參議從四位上滋野朝臣貞主(外記日記注、博士散位正六位上菅野亮年)

元慶二年講
五年畢、六年宴、助教従五位下善淵朝臣愛成
延喜四年講

釋日本書紀卷第一
○開題
弘仁私記序曰、夫日本書紀者、一品舍人親王淨御原天皇第五皇子也從四位下勳五等太朝臣安麻呂等王子神八井耳之後也奉勅所撰也、清足姬天皇負扆之時淨御原天皇之孫、日並知皇子之女也、世号飯高天皇負扆之間也、負扆者言以其所攝名之、今案天子座之後也、親王及安麻呂等更撰此日本書紀三十卷、并帝王系

釋日本紀卷一（竹柏園所藏）

六年宴、紀傳博士矢田部公望、
明經生葛井清鑒
承平六年講
天慶六年宴、博士従五位下行
矢田部宿禰公望
康保二年講
博士攝津守橘朝臣仲遠
とある。なほ、延喜四年の際の博士は、従五位下藤原朝臣春海とも記されてゐる。但、養老五年私記と稱するものは、內容あやしきもので、果して、此の年に、講筵があつたかどうかも疑はしいとは、武田祐吉博士の說である。竟宴の際の儀式等に就いても、「新儀式」に記されてゐるが、平安朝以後、此の事は絕え果てた。

四　研究書

日本書紀の註釋は卜部懷賢(兼方)の「釋日本紀」二十八卷が最古のもので、かつすぐれた見解に富んでゐる。開題・注音・亂脫・帝皇系圖・述義・祕訓・和歌等に分けて記し、全篇漢文で書かれてゐる。卜部兼方は、古事記裏書を書いた卜部兼文の子で、父子ともに、此の兩神典の研究に功のあつた人である。室町時代には、忌部正通の「神代口訣」、一條兼良の「日本紀纂疏」八卷があり、漢文で神儒佛の思想的解釋が詳しく記されてゐる。但、いづれも神代紀だけである。なほ、中世の神代卷の註解として、右の「神代口訣」と、及び「神代紀鈔」(卜部兼俱)、「神代紀講義」(清原宣賢)の三部を集めて、「日本書紀神代合解」十二卷が寬文四年に刊行せられてゐる。

日本書紀通證一
○彙言
續日本元正紀曰養老四年五月癸酉先是一品舍人親王奉勅修日本紀至是功成奏上紀三十卷系圖一卷 今流布本系圖闕
今按弘仁私記序口訣纂疏等言勅親王及太朝臣安麻呂所撰也然文法脈絡與古事記絕異矣惟當以正史爲斷耳 如皇代紀文體各異蓋當時史臣述之斷非出於一手者至此編則親王特總裁之也
日本書紀通證　卷一　彙言

日本書紀通證

江戸時代では、谷川士清の「日本書紀通證」三十五卷(寶曆十二年刊、二十三冊本)、河村秀根

の「書紀集解」三十卷(刊本)があり、いづれも、書紀全部にわたつて、漢文で註釋を施したもの。橘守部の「稜威道別」十二卷は神代卷及び神武卷だけであるが、註解の獨特、卓越せるを以て見るべく、內山眞龍の「日本書紀類聚解」十五卷は、未刊の書であるが、書紀をさまざまの方面より分類して研究した嶄新の研究書である。 鈴木重胤の「日本書紀傳」三十卷(明治四十三、四年刊、七冊本)は神代紀だけの詳註で、「古事記傳」に倣ひ、頗る詳密な解義を記してゐる。 明治となつては、敷田年治の「日本書紀標註」二十六卷(明治二十四年刊)があり、特に飯田武鄕の「日本書紀通釋」七十卷(明治三十六年刊、六冊本)は、本書に簡明な全註を加へ

書紀集解總論
第一論國家之號　第二論繫國家之號
第三論著作之人　第四論書紀之名
第五論誰載一說　第六論訓
第七論諸本　第八論註例
第一論國家之號
夫伊弉諾尊生大八洲。號中國之地。曰耶麻騰。按弘仁私記序曰天地剖判泥濕未乾是以棲山往來因多蹤跡故云又古語謂居住爲止言止住於山也延喜開題記曰草昧之始未有居舍人民據山而居仍

書紀集解

た良書として、最も普及せられ、索引一冊を加へて、七冊本となつてゐる。 以上の他、神代卷だけは、神道者流に重んじられたのと、內容や言語の上にも、註解をする興味に富んでゐるので、多くの註釋書が出たが、大抵は、神道家一流の牽強附會の說が多く、學術的には取るに足らぬ書であるが、神道思想の研究上には、役立つものもあらう。 その主なる書を擧げると、「神代卷圓智鈔」

神代卷圓智鈔（竹柏園所藏）

（要法寺圓智）、「日本書紀抄」（跡部良顯）、「日本書紀神代私說」（白井宗因）、「神代講述抄」（出口延佳）、「日本紀事跡抄」（岡田正利）、神代卷講述抄」（山本廣足）、「日本書紀集說」（度會益弘）、「神代卷講義」（淺見絅齋）、「神代卷荷田氏抄」（荷田春滿）、「神代卷家傳聞書」（田中宗德）、「神代卷顯要抄」（多田義俊）、「神代卷秘要抄」（同）、「神代卷私語草」（佐佐木丹治）、「神代卷鹽土傳」（清原春岑）、「神代卷神社考」（伴部安崇）、「神代卷端義箋」（高屋近文）、「神代卷藻鹽草」（玉木正英）、「神代卷惟足抄」（吉川惟足）、「神代卷風俗抄」（秦信慶）、「神代卷風葉集」（山崎闇齋）、「神代卷秀眞政傳」（得能秀眞）、「神代記傳」（竹內嚴楯）等、なほ數おほくあり、また、「日本紀神代卷考」（新井白石）、「神代卷髻華山陰」（本居宣

日本書紀集説（竹柏園所藏）

長)、「神代紀葦芽」(本居大平)、「日本書紀撰者辨」(河村秀根)、「日本書紀文字錯亂備考」(大關増業)等も、研究書として有益な見解に富んでゐる。

最後に、古事記・日本書紀の研究には、古く、新井白石の「古史通」「古史通或問」その他が、古史の自由討究の萠芽を示したものとして、一讀の價値があり、平田篤胤の「古史成文」「古史徴」「古史傳」の三部作は、古代史典研究の集成として、貴重な大作である。「古史徴開題記」は上代史・上代文學の研究法を示し、研究書を解說したものとして、その方面の恰好な手引である。「古史傳」の註釋には「古事記傳」の註釋を、そのまま取つた所が多く見える。近年の刊行書では、「日本古代文化」(和辻哲郎)、「神代史研究」(津田左右吉)、「古事記及日本書紀の研究」(同)、「記紀論究」(松岡靜雄)等がある。

日本書紀を假名交りに書き下したものも、古い假名日本紀以外に、近年種々出た。 武田祐吉博士の「國文六國史」、黒板勝美博士の岩波文庫本、正宗敦夫氏の日本古典全集本等がある。

五　舊事紀

舊事紀、正しくは先代舊事本紀、略して、舊事本紀とも云ふ。「大臣蘇我馬子宿禰等奉シテ勅ヲ修撰ス」と署名して、序文に、聖德太子所撰のよしを記し、推古天皇廿八年に勅を奉じて、撰錄の途中、聖德太子が薨じ給うたので、事業を中止して、繼續しなかつた。 時に推古天皇卅年であると云つてゐる。 目錄は、第一卷神代本紀・神代系紀・陰陽本紀、第二卷神祇本紀、第三卷天神本紀、第四卷地神本紀、第五卷天孫本紀、第六卷皇孫本紀、第七卷天皇本紀（神武天皇――神功皇后）、第八卷神皇本紀（應神天皇――推古天皇）、第十卷國造本紀。 他に神皇系圖一卷があると云ふ。

然るに、此の書が僞書であるといふ事は、新井白石の「舊事紀難評」を初め、江戸時代の學者の論じてゐる所で、就中、伊勢貞丈は、その著「舊事本紀剝僞」に明快に論證してゐる。 貞丈は、此の書に於いて、

舊事本紀ハ往古ノ僞書也。 古人其僞ヲ察セズシテ多ク是ヲ引用テ證トス。 故ニ近世ノ學者松下見林・貝原篤信、及好古・新井君美・壺井義知等モ皆惑テ是ヲ引證ス。 山崎垂加以下巫學家ノ徒是ヲ以テ口實トスルハ言フニ足ラズ。 唯、太宰純、及桂秋齋其僞ヲ辨ズ。 具眼ノ人ト

謂ベシ。予モ亦舊事本紀ヲ疑フコト久シ。彼二子ノ説ヲ聞テ疑ヲ決シ、其唾ヲ舐テ今剝僞ノ書ヲ著シ、且二子ノ説ヲ卷尾ニ附録ス。

と序して、舊事本紀の序文及び本文の疑はしき點を擧げてゐる。又、太宰春臺の辯道書の一節、及び多田義俊の「舊事本紀僞書明證考」の全文を掲げて自説を敷衍した。但、本書は、僞書としても、可成り古い時代の僞書なる事を述べて、

古事ニ舊事本紀ヲ云ヘル事多シ。卜部懷賢ガ釋日本紀ニ舊事本紀ヲ引用タリ。東山左大臣實凞公の拾芥抄ニ、舊事本紀十卷トアリ。太平記ニ舊事本紀三十卷トアリ卷物ナル故卷數多キ歟。

及遣元八重事代主神之言此葦原中國者随天
神御子令獻矣云々
又第四日建御名方神坐信濃國諏方郡諏方神
社
先代舊事本紀聖德太子并馬子大臣所製也

古事記上卷抄のうち（寶生院所藏）

一條攝政兼良公ノ公事根源ニモ舊事本紀ヲ引レタリ。北畠親房卿ノ職原鈔ニ、上古無大臣號、喚執政之人、稱食國政申大夫トアルハ舊事紀ヲ引用タル也。此外ニモ古書ニ舊事紀ヲ引用タル者多シ。舊事紀ハ古キ僞書ナル故、古人其僞ヲ悟ラズシテ古書ニ多ク引用タル也。

と云つてゐる。舊事紀が僞書なる事は、天皇の御謚號を明らさまに記してゐる事によつても

明かで、これは上古の書の例に違うてゐる。此の問題に就いては、平田篤胤にも「舊事紀疑問」の著があり、伊勢貞丈と同樣の說を敍べた。然るに、橘守部は「舊事紀直日」に於いて、その部分的に取るべき點のある事を論じて、

其はじめは古記典の殘篇、あるひは異本の抄錄、又一書、一說等を捜索て引もて輯めたるものにして、たとへば神祇官の御巫、また、大中臣・忌部氏等の、神祇に預かれる家の遠つ祖に心ざし深かる人ありて、然か心盡して集めおきけんを其の人は寧樂朝の末ばかりなりけらし其の子孫の末に僞を構る人出でて、今本のごとくに蘇我大臣の序文を作りそへ、しひて十種の本紀といふものに分ちて、これなんそのかみ聖德の太子尊の撰み給ひし舊事本紀なると、謁りそめしものにぞある。此人は延喜延長の頃なりけん事、延喜五年の私記に思ひ合する事あり。

と云ひ、舊事紀の中より、奈良朝時代の古記として信ずべき部分を、摘出してゐるのであるが、此の點に就いては、なほ研究すべき問題が多々殘されてゐるのであつて、舊事紀全體を、平安朝以後の僞作として、片づけてしまふ事は、必ずしも出來ないと思ふ。守部の說のごとく、部分的には、なほ再檢討して見る時、風土記の逸文と同樣に、當代古史の逸文を發見する事が出來るかも知れぬ。栗田寬博士も、此の書の天孫本紀によつて、物部氏纂記・尾張氏纂記を撰し、やはり信憑すべき内容を有する部分もある事を示してゐるのである。

なほ、これと似た書名をつけた後代の僞書がある。先代舊事本紀大成經と云ふ書で、これに

就いても、伊勢貞丈は辨じて云ふ。

後代印版シテ世ニ行ル、所ノ先代舊事本紀十卷ハ、聖德太子ト蘇我馬子ガ修撰ノ眞本ニハ非ズ、別ニ舊事大成經ト云フ書正部三十八卷、副部三十四卷合セテ七十二卷アリ。是先代舊事本紀ノ眞本也ト云說アリ。是甚誤也。其大成經モ亦近世ノ僞書也。天和ノ將軍ノ御代黃檗派ノ伴僧潮音（肥前國人也。上野國ニ住ス。館林ノ廣濟寺ノ住職）ト云者、志摩國伊雜宮ノ神主ノ家ニ古キ僞書ノ少バカリ有シヲ取テ、加筆妄作增補シテ七十二卷ニ書弘メ、其篇目皆何本紀ト號シテ伊雜宮ノ神庫ノ秘書也ト僞テ、印版シテ世ニ行ヘリ。舊事大成經ト云ハ卽チ是也。是ハ伊雜宮ノ神主ト潮音ト相謀テ伊雜宮ハ天照大神ノ本宮也ト云ヒ掠メテ、伊勢ノ神宮ヲ壓ント欲シ、其證據ニ引ンガ爲ニ大成經ヲバ僞作シタリシトゾ。然ルニ其僞作發覺テ、潮音モ伊雜宮ノ神主水野某モ流刑ニ處セラレ、大成經ノ刻版並ニ處々ヘ賣タル版本ヲ取集テ燒捨ラレ、其書ヲ開版シタル書肆豐島屋豐八ト云者モ追放セラル。潮音ハ將軍ノ御母君御歸依ノ僧ナリケレバ、御母君ノ御願ニ依テ流刑ヲ宥サレ、上野國黑瀧山ヘ轉住セラレシトゾ聞及シ。サレバカノ大成經ハ信用スベカラザルノ書也。桂秋齋（多田義俊）ガ著シタル蓴艸（ヌナハグサ）ニ、件ノ大成經ニ幾度トモナク這箇ノ二字ヲ用タリ。何々這箇トツカフコトハ宋朝以來ノ俗語也。聖德太子ノ時代ヲ異邦ヘ當レバ隋朝ニ當レリト云ヘリ。宋朝ハ隋朝ヨリ三百八十年計ノ後也。潮音其時代ヲ辨ゼズシテ僞作シタル也。今モ大成經ノ中ノ禮綱本紀ノ版本ノ殘リタルガ稀

ニ有リ。歷々ノ學者ノ著述シタル書ニ大成經ヲ引用テ證トシタル者間有之。其僞書タル
コトヲ悟ラズシテ信用セシハ傷マシキ事ニコソアレ。

これは、此所に記すまでもない事であるが、事のついでに、かかる事件のあつた事を記しておく。
なほ、伊勢の龍凞近にも、先代舊事本紀大成經難文の著がある。

六　住吉神社神代記事

住吉神社の古事を記した書で、初に、

座攝津職住吉大社司解　申言上神代記事。
合

從三位住吉大明神大社神代記

住吉現神大神顯座神緣記

とあり、次に、祭神の名、諸國に在る住吉神社の所在地、その同類の神、子神の御名・神寶・神具等を列記し、次に、住吉神社の由來、神靈の靈異等に就いて、長々と漢文で叙してゐるが、此の部分は日本書紀の文章を殆どそのままに取つた所が多い。　その終に風俗の和歌が一首見えてゐるが、それは、

墨江伊賀太浮渡未世住吉夫古（スミノエノイガノオホワタワタラネドヨニスミヨシノソレゾイニシヘ）

住吉神社神代記（住吉神社所藏）

と云ふ歌で、上古の歌の調とは思はれがたい歌である。漢字の記しざまも餘りに稚拙である。次に住吉神社の神領に關して、その土地の四方の境界、並に、それが、此の社の神領となつた謂はれなどを、何々の本記と稱して、記してゐる。此の中に、上代の說話に關して、參照すべきものが存する。爲奈河木津河の條では、住吉の大神が、宮城を造作する爲めの材木運搬の行事に援助せられた事を記し、その際、爲奈河に女神があつて、大神の妻にならうと思つてゐたが、又、西方の武庫川にも女神があつて、これも同じ思を抱いてゐたので、双方とも嫉妬して、爲奈川の女神は大石を取つて投げつけ、武庫川の女神は、その川の芹草を引拔いた　それで爲奈川には大石なくして草が生え、武庫川には大石はあるが芹草が無いのである、と云ふやうな面白い話をしるしてゐる。かやうな說話の中にも、明かに書紀を參照して、それより取り入れたと思はれる所が見える。所々、宣命體で書いた部分もあり、歌が數首あつて「天平瓮奉本記」の條に、

榊木葉に木綿取りしでて誰が世にか神のみ顏を祝ひそめけむ

これは輕皇子の御歌であると記してゐるが、神樂歌より出たものと思はれる。これに對し

て、大神の和へられた歌は、

うべまさに君は知らませかみろぎの久しき世より齋ひそめてき

と云ふ歌であると云ふ。これも、同様の歌が伊勢物語や新古今集に出てゐて、それを取つたものであらう。終に、

天平三年七月五日

神主從八位下津守宿禰島麻呂
遣唐使神主正七位上津守宿禰客人

とあり、四通を作製して、一通は官に進め、一通は社に納め、他の二通は各氏に收めた。後、延暦八年八月廿七日に、請によつて、郡判・職判を與へたよしの奥書がある。

右の如く、部分的には怪しむべき所も多いが、又、記紀の古傳を補ふに足る材料も含まれてゐると思はれる。栗田寛博士も、大方全部を信ずべきものとして(部分的に疑はしい所は、錯亂として除かれたりして、整理せられた)、住吉神社神代記考證を著し、註釋を施されたものが、栗里先生雜著に入つてゐる。又、日本書紀通釋にも、この書を引用した所がある。最近、武田祐吉博士が、再び、その信憑すべきものである事を論じられた(國史學、昭和七年十一月號)。故に、聊か、此の書に就いて解說を記したのである。住吉神社に古寫本が藏されてゐて、神祇全書第三輯に收載せられてゐる。

第三章　風土記

第一節　成立

一　風土記の撰述

和銅六年の地誌編纂の命　諸國の風土記が撰述せられるに至つたのは、元明天皇の和銅六年に出された命によつてである。その文章は、續日本紀に載せてある

五月甲子（二日）、畿內七道諸國の郡鄕の名は好字を著けよ　其の郡內に生ずる所の銀、銅、彩色、草木、禽獸、魚蟲等の物は、具に色目を錄し、及び土地の沃塉、山川原野の名號の所由、又、古老相傳の舊聞異事は、史籍に載せて言上せよ、

といふ命令である。尤も、これは、天皇の詔命であつたか、政府からの命令であつたか明かでないが、いづれにしても、此の命が、諸國の國廳に達してより、其の國の地理や古老の間に傳へられる說話の類を調査する事業が進められ、地誌を編纂するに至つたのである　これが卽

焉。五月甲子、畿内七道諸國郡郷名著好字。其郡内所生銀銅彩色草木禽獸魚虫等物、具録色目。及土地沃塉、山川原野名號所由、又古老相傳舊聞異事、載于史籍言上。　己巳、制。夫郡司大少領、以終身為限、非遷代之任。而不善國司、情有愛憎、以非為是、強云致仕、集理解状。自今以後、不得更然。若齒及縱心、氣力尫弱、筋骨衰耗、神識迷亂、又久沉重病、起居不瀰、發狂言無益時務、如此之類、拔許心素歸田養命於

續日本紀卷六（横山由清校本）（竹柏園所藏）

ち、風土記である　併し、地方の古老に相傳せられる舊聞異事が、此の時に初めて採集せられたわけではない　早く、履中天皇四年に諸國に置かれた國史を初めとして、これまでの修史の業においても亦、これを採集し、これを資料として、その事業が進められたので、その中には、地方の傳説より出たと見なすべき材料も、明かにあつた。　併し、それらは、地方中心のものではなく、又、組織的に、計劃的に、これを蒐集したものでもない、　中央が中心であり、偶然に地方の異傳が入つてゐるのに過ぎないのであつて、地方の異聞舊事の、廣汎な集成は、此の時が最初の企なのである　なほ、右の命には、風土記とは云はず、ただ「史籍」と記してゐるだけであるが、これが即ち風土記の書名を持つものとなつた事は疑ない　此の和銅六年の命

をそのまま取り用ゐてゐる後の史書の記載に於いては、いづれも、此の時に、「風土記を作る」などと記してゐるのである　此の命の中には、次の五事が含まれてゐる

一、郡郷の名に好字を着く
二、郡内の産物の色目を錄す。
三、土地の沃塉（こえてゐること・やせてゐること）を記す。
四、山川原野の名の謂（いは）れを記す。
五、古老相傳の舊聞異事を記す。

郡鄕の名稱　此の第一の事に關しては、國、郡、鄕の名を二字にするといふ事も、大體、此の頃から行はれるやうになつたらしい　好字をつける事と、二字にするといふ事とが、合致してゐるのは、延喜式の記載であつて、同書の民部式には、

凡そ諸國の部內の郡里等の名は、並びに二字を用ゐ、必ず嘉名を取れ、

と記してゐる　和銅六年の命には、二字を用ゐる事はないが、大體、その頃から、此の事は行はれたのであらう　出雲風土記の記載によると、神龜三年の民部省の口宣（くせん）で、鄕の名を改められたといふが、かやうにして、和銅乃至神龜の頃にわたつて、次第に、鄕名を改める事が行はれたのであらう　事實において、風土記の地名は、二字名の原則を守つてゐるのである「きの

國」を「紀伊國」と、「紀」の字及びこれの延音の「伊」を添へて記し「津の國」を「攝津國」と、大寶令で制定せられた攝津職といふ職名により、「攝」の字を添へて記したごときも、此の頃からである。但、「紀伊國」と書いてもやはり「きの國」と讀み、「攝津國」と書いても「つの國」と讀んでゐた。かやうにして、舊名の改稱、改字が此の頃に行はれたのである。出雲風土記に、

　母理郷　本字文理

などとあるのは、「文」の字の代りに、「母」といふ「好字を用ゐ」たのであり、

　拜志郷　本字林

とあるのは、一字名を二字に改めたのである。また、播磨風土記に、

　林田里本名談奈志
　故號安相里本名沙部云。後里名依改字二字注爲安相里

などと記してゐるのは、全く地名を改めて、「好字を用ゐ」また三字名を二字名に改めたものである。その地名を改めた時期に就いては、大抵明かでない。尤も、播磨風土記には、「少宅里本名漢部里」とある、漢部里を少宅里と改めたのは、「庚寅年」(朱鳥四年)であると記してゐる

延長三年の太政官符　和銅六年の命が發せられて直ちに風土記が完成せられたかどうかは疑はしい。調査の爲めに相當の年月が費され、史籍として中央に報告せられるまでには、更に多くの年月を要した事であらう。又、諸國の風土記が全部此の時に作製せられたかどうか明かでない。とにかく、此の時に、大部分の風土記は作られ、和銅六年より時を經て、ぼつ〳〵と諸國より報告せられた事であらう。或は、遂に報告をしなかつた國もあるかも知れない　それで、類聚宣符抄には、「可進風土記事」といふ太政官符を掲げてゐる。（朝野群載にも出づ）。

太政官符

五畿內七道諸國司

早速に風土記を勘進すべき事

右聞くが如くんば、諸國に風土記の文有るべし。今左大臣の宣を被りて偁く、宜しく國宰を仰ぎて、之を勘進せしむべし。若し國底に（朝野群載「底本」）無くば、部內を搜し求め、古老に尋ね問ひて、速（朝野群載「早速」）に言上せよと云へれば、諸國承知し、宣に依りて、之を行へ（朝野群載ニナシ）。延廻（朝野群載「遲廻」）することを得ざれ。符到らば奉行せよ。

參議左大辨從四位上兼讚岐權守源朝臣悅

外從五位下行左大史阿部宿禰忠行

延長三年十二月十四日

未だ風土記を報告しない國があつたので、これを催促したのである　さうして、もし風土記の書が國內に無ければ、更にこれを作製すべき事を命じてゐる　尤も、延長三年と云へば、和銅六年より二百十數年も後である　此の長い間、風土記の事を放任しておいたわけではあるまい　和銅六年の命による風土記は、その大部分が奈良朝時代に中央政府に報告せられたであらうが、その後、風土記の書も次第に湮滅し、中央にはなくなつたものが多いので、更に、宣符を發して、地方に存在するものを探らしめ、その殘存せるものの提出を求めたのであらう　さうして、諸國に於いても、全く以前の風土記の底本が殘存しなかつたならば、更に新しい風土記を撰進すべき事を命じたのであらう　かやうにして、風土記は、奈良朝以後、平安朝期においても撰述せられたものがあり、その先後の區別を明かにする事は容易ではないのである

二　五風土記の成立

現存の古風土記

併し、現存する古風土記五種が、全部奈良朝期のものである事は疑ふ餘地がない。現存する古風土記五種とは次の五種である。

常陸風土記、　播磨風土記、　出雲風土記、　肥前風土記、　豐後風土記

此の中、首尾の完全なるは、出雲風土記だけで、播磨風土記は卷首が若干缺け、他の三種は抄出本である。

風土記の名稱は、普通「播磨風土記」の如く稱してゐるが、正しくは播磨國風土記、肥前國風土記の如く稱へるべきであらう。また、常陸國記の如く略稱する事もある。

次に、五風土記の成立の時期に就いて考へて見る。

常陸風土記成立の時期

常陸風土記は、最も古いものと考へられてゐる　天保十年刊本の常陸風土記の、西野宣明の跋文によると、常陸風土記中に、白壁郡とあるが、延暦年中に、光仁天皇の御諱白壁を避け奉る爲め、白壁部の姓を長壁部と改め、同樣に、白壁郡も、此の時以後眞壁郡と改めたから、此の書は延暦以前の撰である筈であり、また、此の風土記中には、藻島驛家と板來之驛との事が見えるが、此の兩驛は弘仁年中に廢されてゐるから、これは弘仁以前の撰であると論じてをり、消極的にこの書が平安朝以前の撰なる事を證明した。　次に、伴信友の比古婆衣に記してゐる說によると、此の風土記の最初にある、「常陸國司解、申二古老相傳

風土記

陸奥
出羽
佐渡
越後
能登
越中
加賀
飛驒
越前
若
近江
美濃
信濃
上野
下野
常陸
武藏
甲斐
下總
上總
安房
相模
駿河
伊豆
遠江
三河
尾張
伊賀
伊勢
志摩

古風土記現存國
風土記逸文存在國
風土記不明國

分布圖

隱岐
對馬
壹岐
出雲
伯耆
因幡
但馬
丹後
丹波
石見
安藝
備後
備中
美作
備前
播磨
長門
周防
攝津
山城
河內
大和
和泉
紀伊
淡路
讃岐
阿波
伊豫
土佐
筑前
豐前
肥前
筑後
肥後
豐後
日向
薩摩
大隅

舊聞事」云々とあるのは、前記の和銅六年の命に、「古老相傳舊聞異事」とあるのを受けたものと思はれるから、これが、和銅六年の命に應じた風土記なる事は明かであり、又、郡内の「さと」の名に、「鄕」の字を用ゐずに、「里」の字を用ゐてゐる事によつて、靈龜元年以前の撰なる事は明かであると論じてゐる。此の「里」の字を用ゐてゐると云ふのは、出雲風土記の初の方に、

右の件の鄕の字は、靈龜元年の式に依りて、里を改めて鄕と爲す。其の鄕の名字は、神龜三年の民部省の口宣を被りて之を改む。

と記してゐるのによるのである。即ち、靈龜元年に「里」の字を「鄕」の字に改められ、又、神龜三年の口宣によつて、鄕の名の文字も改められたのである。出雲風土記に鄕名の文字を改めた事を記してゐるのは、多く此の時に改定せられたものであるらしい。

尤も、常陸風土記の中にも、「鄕」の字を用ゐた所がある。「香澄里」の事を「霞鄕」とも

常陸風土記（伴信友比校本）
（帝國圖書館藏）

記し、「板來驛」の事を「伊多久之鄕」とも記し、また「當麻鄕」などとあつて、「鄕」「里」混用した所がある　これは漢文の兩字の使用法を眞似た潤飾であらうか。(支那では、通典の記載によれば、唐の制では、百戶を以て里となし、五里を以て鄕となしてゐる)。なほ、佚文の大隅風土記のごときも、「串卜鄕」「必志里」といふやうに兩字を交へ用ゐてゐるが、これは或は誤寫で、「里」は、原本にはすべて「鄕」とあつたのかも知れない。とにかく、考へやうによつては、靈龜元年の式が出た後に、常陸風土記が出來たとしても、古來の慣用が習慣となつてゐて、やはり、「里」の字を用ゐてをり、時として、「鄕」の字を用ゐたものとも思はれる或は、これを後世の傳寫の誤とすべきであらうか　靈龜元年の式が出ても、文字の慣用の如きは、急には改められないであらう　從つて、兩字を混用した時代もあつたであらう　常陸風土記が、和銅六年の命によつて撰せられた書である事は否まれないが、靈龜元年以前に成つたとは必ずしも斷じられないと思ふ。和銅八年が卽ち靈龜元年であるから、和銅六年の命が出た翌年か翌々年頃に早くも出來上つたと云ふやうに、急速に、風土記が編纂せられたものではあるまい。それにしても、此の風土記が、靈龜元年を遠からざる早い時代に出來たものである事は否定出來ない。

常陸風土記の撰者　その撰者に就いて、菅政友は、養老元年十二月に遣唐副使として唐

より歸朝し、その後、養老三年に常陸國守として在任してゐた藤原宇合の撰かと云ひ、自分は藤原宇合と交渉があり、かつて常陸にゐた事のある高橋蟲麿の撰かと考へた。或は、藤原宇合の部下として、高橋蟲麿が、當時常陸に在任してゐた時の撰であるかも知れぬ。兩人とも萬葉集中のすぐれた歌人であり、宇合は懷風藻の中の有數の詩人でもある。此の人々が養老三年乃至五六年頃に、此の書を撰したであらうとなすのは、必ずしも無稽の想像ではあるまい。

播磨風土記成立の時期と撰者

播磨風土記も亦「里」の字を用ゐてゐる事によつて、その撰述に關しては、常陸風土記と同樣の事が云はれる。その上、栗田寛博士も既に指摘してゐる如く續日本紀によると、靈龜二年四月に、河内國の大鳥、和泉、日根三郡を割いて、初めて和泉監が置かれたのであるが、此の風土記の揖保郡狹野村の條には、川內國泉郡とあつて、なほ、和泉郡は河内國に屬してゐるから、靈龜二年以前の撰であらう。（和泉監は、後天平十二年に再び河内國に併せられ、天平寶字五年に至つて、初めて、和泉國が置かれた）。恐らく、此の風土記は、常陸風土記よりも以前の撰かと思はれるが、ただ、常陸風土記は古くより知られてゐたのに、播磨風土記の發見は新しいので、此の風土記は、常陸風土記、乃至は出雲風土記よりも後に置かれる習慣となつてゐる。併し、正しくは、播磨風土記最も古く、常陸風土記がこれに

繼ぐものであらう。井上通泰博士は、播磨風土記新考において、播磨風土記は、播磨國の大目であり、萬葉集歌人でもある樂浪河內（神龜元年に高丘連河內と姓を賜ふ）の書いたもので、和銅七年の撰かと云はれてゐる　都に近い、此の國の風土記が、他よりも早く完成したであらうとは、常識的に考へられる事である

出雲風土記成立の時期と撰者　出雲風土記は、各郡の終に各郡司の署名があり、最後には、

天平五年二月卅日勘造

秋鹿郡人、神宅臣金太理

國造、帶意宇郡大領、外正六位上勳業、出雲臣廣嶋

とあつて、各郡司からの報告を捃摭し、體裁を統一して一書に纒め上げたのは、此の二人の功業であらう。此の風土記の卷首には數行誤脫があるらしく、意味不明の箇所があるが、編者の凡例と見るべき文章に、

枝葉を細思し、詞源を裁定し、亦、山野濱浦の處、鳥獸の棲、魚貝海菜の類、良繁多なるは悉く陳べず　然れども止むことを獲ず、粗梗槩を擧げて以て記趣を成す

とあつて、各郡司からの報告は、もつと詳しかつたものらしいが、右に署名した撰者が、その大

體を整理し、按配したものと思はれる　此の風土記は勿論、神龜元年の式によつて、「鄕」の字を用ゐてゐるが、それでも、「餘戸里」と「神戸里」だけは、やはり舊來のまゝに「里」の字を使つてゐる。

肥前風土記と豐後風土記の成立の時期

肥前風土記と、豐後風土記とは、體裁全く同一である　從つて、此の兩書は同時の撰で、且つ相近き人の撰かと思はれる　或は、九州だけは、各國の國司が相談して作つたものか、又は、井上通泰博士の肥前風土記新考の說のごとく、各國からの報告を太宰府に集め、太宰府の役人が、これを材料として、各國別に、風土記の文章を記したものとも解せられる。然らば、その撰述はいつ頃であるかといふに、それに就いては、此の兩國の風土記には、日本書紀と文章の類似せる箇所の多く見出される點が注意せられる　次に一例を示すと、肥前風土記の松浦郡の條(譯文は下に出す)と、神功皇后紀との文章では、

風土記

昔者氣長足姬尊。欲征伐新羅、行於此郡而進食於玉島小河之側。於玆皇后勾針爲鉤、飯粒爲餌、裳絲爲緡、登河中之石上、捧鉤

日本書紀

(九年)夏四月壬寅朔甲辰、北到火前國松浦縣而進食於玉島里小河之側。於是皇后勾針爲鉤、取粒爲餌、抽取裳絲爲緡、登河中石、

祀曰、「朕欲征伐新羅求彼財寶。其事功成凱旋者細鱗之魚呑朕鉤緡。」既而投鉤、片時果得其魚。皇后曰、「甚希見物」希見、謂梅豆羅志。因曰希見國。今訛謂松浦郡。所以此國婦女孟夏四月常以針鉤年魚。男夫雖釣不能羅之。

上而投鉤祈之曰、「朕西欲求財國。若有成事者河魚飲鉤。」因以擧竿乃獲細鱗魚。時皇后曰、「希見物也。」希見、此云梅豆邏志。故時人號其處曰梅豆羅國。今謂松浦訛也。是以其國女人毎當四月上旬以鉤投河中捕年魚於今不絶。唯男夫雖鉤以不能獲魚。

また、豊後風土記と、景行天皇紀との類似は、

(速見郡の條)

(上略)時於此村有女人。名曰速津媛。爲其處之長。卽聞天皇行幸、親自奉迎奏言、「此有大磐窟。名曰鼠磐窟。土蜘蛛二人住之。其名曰靑、白。又於直入郡禰疑野有土蜘蛛三人。其名曰打猿、八田、國摩侶。」是五人並爲人强暴、衆類亦多在。悉皆談云、不從皇命。若强喚者興兵距焉。(下略)

(十二年十月の條)

到速見邑。有女人。曰速津媛。爲一處之長。其聞天皇車駕而自奉迎之諮言、茲山有大石窟。曰鼠石窟。有二土蜘蛛。住其石窟。一曰靑、二曰白。又於直入縣禰疑野。有三土蜘蛛。一曰打猨、二曰八田、三曰國摩侶。是五人並其爲人强力、亦衆類多之。皆曰不從皇命。若强喚者興兵距焉。天皇惡之、不

大野郡、海石榴市、血田の條）

昔者、纒向日代宮御宇天皇、在球覃行宮、仍欲誅鼠石窟土蜘蛛而詔群臣、伐採海石榴樹、作椎爲兵、卽簡猛卒授兵椎、以穿山排草、襲石室土蜘蛛而悉誅殺。流血沒踝。其作椎之處曰海石榴市。亦流血之處曰血田也。

（直入郡、蹶石野の條）

同天皇、欲伐土蜘蛛之賊、幸於柏峽大野。其野中有石。長六尺、廣三尺、厚一尺五寸。天皇祈之曰、朕將滅此賊者、當蹶茲石、譬如柏葉而擧焉。卽蹶之。騰如柏葉。因曰蹶石野。

得進行。卽留于來田見邑、權興宮室而居之。仍與群臣議之曰、「今多動兵衆以討土蜘蛛、若其畏我兵勢、將隱山野必爲後愁」則採海石榴樹、作椎爲兵、因簡猛卒授兵椎、以穿山排草、襲石室土蜘蛛而破于稻葉川上、悉殺其黨。血流至踝。故時人其作海石榴椎之處曰海石榴市、亦血流之處曰血田也。……（中略）…………………………

天皇初將討賊、次于柏峽大野。其野有石。長六尺、廣三尺、厚一尺五寸。天皇祈之曰、「朕得滅土蜘蛛者、將蹶茲石、如柏葉而擧焉」因蹶之則如柏葉上於大虛。故號其石曰蹈石也。

（日本書紀と風土記とでは、土地をあげる順序が反對になつてゐる）。

これらの文章を比較すれば、全く同一の語句が見出されるので、確かに一が他を取つたも

のと云はざるを得ない。然らば、風土記が日本書紀の文章を取つたものであらうか。併し、太宰府から公式に朝廷に報告したものとすれば、日本書紀の文章を改撺して取り入れる筈はない。尤も住吉神社神代記の如きを信ずべきものとすれば、これは明かに「住吉大社司解」とあつて、常陸風土記の初に「常陸國司解」とあるのと同様に、中央政府への報告であるが、これは日本書紀の文章を取つてゐる事は明かであるから、從つて、風土記に日本書紀の文章が用ゐてあつても差支へがない事になる。併し、住吉神社神代記はやはり疑はしいものとして、暫く、これを考慮の外に置く事とする。然らば、日本書紀の方が、風土記の文章を參考して、材料を風土記から取つたものとすべきであらうか。地方の事件は、中央よりも、むしろ其の土地の方に正確な事が傳へられてゐる筈であるから、日本書紀が風土記を參照したといふ事は有り得べき事である。もしさうであるならば、兩風土記とも、「鄕」の字を用ゐてゐるから、靈龜元年以後の撰であり、日本書紀編纂の養老四年以前、養老初年の撰と云ふ事になる。併し、日本書紀が風土記から取つたものとすれば、前述の「蹶石野」の條の如き、日本書紀では、その石の名を「蹈石」と云ふと記してゐるが、さうした記載は風土記には見えないのであり、もしこれを風土記から取り入れた場合には、他の風土記に類似してゐる箇所と同様に、石の代りに、此の土地を「蹶石野」と名付けたと云ふやうに記しさうなものであ

る

かうした差違は何故であらうか。結局、これは、九州のそれぞれの土地の說話、史傳を記載した、地方の史官の記錄が、既に存してゐて、日本書紀もこれを材料とし、風土記も亦これを材料としたもので、更に、その編纂者の考により、多少それぞれの書の記者の意見も加へられたが爲めに、若干の相違も生じたのである、といふ風に解釋したいと思ふ。

肥前風土記と豐後風土記の撰者　更に、神龜三四年頃に、太宰帥として太宰府に下り、當時筑前國司として、筑前國に在任してゐた山上憶良などと、和歌の贈答をした大伴旅人や、山上憶良の如き萬葉歌人と、此の風土記の完成とに、多少の關係を考へて見る事も、無益ではなからう。さうして、山上憶良の作といふ(一說に大伴旅人の作といふ)筑前國深江村子負原の鎭懷石の歌の序に、

筑前國怡土郡深江村子負原の海に臨める丘の上に二つの石有り　大なるは長一尺二寸六分、曲一尺八寸六分、重十八斤五兩、小なるは長一尺一寸、曲一尺八寸、重十六斤十兩、並びに皆楕圓なり。狀鷄子の如し。其の好美しきことは論ずるに勝ふべからず。所謂徑尺の璧とは是なり。或は云ふ、此の二つの石は、肥前國彼杵郡平敷の石、占に當りて之を取ると。深江驛家を去ること二十許里、近く路頭に在り。公私の往來に、下馬して跪拜せざるは莫し。古老相傳へて曰ふ。往者息長足日女命、新羅國を征討けたまひし時、茲の兩石を用て、御袖の中に挿み着けて、以て鎭懷と爲す。

實は是れ御棠の中なり　所以行人此の石を敬拜すと。（萬葉集卷五）

とあるのを、前掲の豐後風土記の蹶石野の條や、肥前風土記の神埼郡船帆郷の條に、

御船の沈石四顆、其の津の邊に存り。此の中一顆は高さ六尺徑り五尺　一顆は高さ四尺徑り五尺。子無き婦人此の二つの石に就きて恭しく禱祈めば、必ず得妊產。一顆は高さ四尺徑り五尺　一顆は高さ三尺徑り四尺。元旱の時、此の二つの石に就きて雩し、並びに祈めば、必ず爲雨落。

と云つたやうな、靈石の信仰の記述と比較すると、そこに一脈のつながりがあるやうにも考へられる。萬葉集卷五の序にいへる「肥前國彼杵郡平敷の石」の事も、もし現存の肥前風土記が完全なものであつたならば、必ずや彼杵郡の條に存すべき事がらであると思ふ。なほ、右の鎭懷石に就いては、筑紫風土記の佚文にも出てゐる。それは下に引く如くである。併し、旅人の梧桐日本琴の歌の序に見られる美しい漢文的な修辭は、此の風土記に見る事は出來ない。文章の點から云へば、むしろ、常陸風土記などの方が旅人のそれに近い。更に、右の鎭懷石の歌は、憶良が「右の事、傳へて言ふは、那珂郡伊知郷蓑島の人建部牛麿なり」と記してゐる如く、風土記によつてこれを知つたのではなく、憶良も、旅人も、風土記を全く引用してゐないのである。ただ肥前風土記には、現存の書以外に、もつと漢文的表現の濃厚であつた異本の存した事は注意してよからう。それは、仙覺抄に二箇所引かれてゐる肥前國風土

記で、釋日本紀に引用の風土記は、現存の書と同じやうであるが、仙覺抄引用の肥前國風土記は、現存の書とは異なる本であるらしい。それは、仙覺抄に引く肥前國風土記の帔搖岑の條と、現存の風土記のその條の文章とを比較して見れば明かである。現存の風土記では、

鏡渡（在郡北。）
昔者檜隈廬入野宮御宇武少廣國押楯天皇之世、遣大伴狹手彦連鎭任那之國、兼救百濟之國。奉命到來至於此村。卽娉篠原村（篠謂志奴）弟日姬子成婚。（日下部君等祖也）容貌美麗特絶人間。分別之日取鏡與婦。（下略）

褶振峯（在郡東烽家名曰褶振烽。）
大伴狹手彦連、發船渡任那之時、弟日姬子登此用褶振招。因名褶振峯。

と二箇所に記してある事を、仙覺抄所引の風土記では、一箇所に取りまとめて、

松浦縣之東三十里、有帔搖岑。（帔搖此曰比禮布理。）最頂有沼。計可半町。俗傳曰、昔者檜前天皇之世、遣大伴紗手比古鎭任那國。于時、奉命經過此墟。於此篠原村（篠資農也。）有娘子。名曰乙等比賣。容貌端正、孤爲國色。紗手比古便娉成婚。離別之日、乙等比賣登此岑、擧帔招。因以爲名。

と記してゐる。兩方を參看すれば、同一文辭の箇所が諸所に見えるが、しかもこれが決して

同一書の引用でない事は明かであらう。　仙覺抄所引の風土記には、現存の肥前風土記の、右に掲げた文章の以下に存する、蛇が娘子の所に通うて來る三輪山傳說式の說話がないが、もとはこれもあつたのを、わざと、必要がないから省いたものであらう。岑の頂に沼の有る事を記してゐるのも、下に、蛇の傳說を記さんが爲めの伏線と思はれる。それで、此の兩者の間に關係がある事は否まれないのであるが、同一書でない事は、「帔搖岑」と「褶振峯」といふ文字の使用法の相違、娘子の名の相違等によつても明かである　さうして、仙覺抄所引の文章の方が著しく漢文的であり、文辭の一層洗練せられてゐる事を注意すべきである。右の「帔搖岑」といふ字面を見てもその事は察せられ、娘子の名も、「弟日姬子」といふのを「乙等比賣」と改めたが如きも亦同樣である。　現存の書に、「容貌美麗、特絕₂人間₁」とあるのを仙覺抄の方では、「容貌端正、孤爲₂國色₁」と改めてゐるのも、後者の方がより漢文の修辭に近い。　かやうに、仙覺抄所引の風土記の文章が漢文的なのは、その記者が、一層漢文に親炙してゐる人なるが爲めであらう。　さうして、現存風土記の如きを參照して、更にその內容を整理し、新しい材料を加へて、漢文風の文章に書き改めたものと思はれる。　もし、現存の肥前風土記を日本書紀以前のものとしても、仙覺抄所引のものは、日本書紀以後になつた書で、丁度、大伴旅人や山上憶良が九州に赴任してゐたをり、その地の歌壇に活躍してゐた時代の產

物ではないかとも考へられるであらう。　併し、「褶振峯」の傳說に關して、婦人の名が、現存の風土記では、弟日姫子となつてをり、仙覺抄所引の書には、乙等比賣とあるが、萬葉集の旅人や憶良の詠じた歌、及び序では、松浦佐用比賣となつてゐるので、此の二人の人々は、やはり、何れの風土記をも眼にせず、又、その編纂にも携はらなかつた事と思はれる

九州の風土記に二種ある事　さて、仙覺の見た肥前風土記が、現存の風土記と異なる本であつたとすれば、右の「帔搖岑」と同樣に、仙覺抄に引用せられてゐる、「杵島郡」の條も、同じく現存の風土記の佚文ではなく、別種の異本の文章であるとなすべきであらう。　此の「杵島郡」の文章も亦、純粹に漢文的である。　故に、此の文章をもつて、現存の肥前風土記の佚文となし、栗田寛博士が、標注古風土記の肥前風土記の本文の中に、これを補ひ入れてをられるが如きは、必ずしも從ひ難い所である

もし、かやうに、現存の肥前風土記には、普通のものと、漢文的傾向の著しいものとの二種があつたとすれば、他の九州の風土記についても、同樣の異本が出來てゐたのではあるまいか塵添壒囊抄に引く豐後風土記の豐後國速見郡の氷室の記事なども、現存の豐後風土記の文章に比しては、一層漢文的傾向が强いやうに思はれる。「或如鋪玉塼、或似竪銀柱」と云ふやうな對句にも、さういふ特色が現れてゐる。　更に、釋日本紀卷十一に引く、筑前國風土記

及び筑紫風土記の記事についても、此の事が考へられる。

筑前國風土記

怡土郡兒饗野在郡西。此野之西有白石二顆。一顆長一尺二寸、太一尺、重卌一斤、一顆長一尺一寸、太一尺、重卌九斤。曩者氣長足姫尊欲征伐新羅、到於此村、御身有娠、忽當誕生。登時、取此二顆石、挿於御腰、祈曰、「朕欲定西堺來着此野。所娠皇子若此神者、凱旋之後誕生其可。」遂定西堺、還來卽産也。所謂譽田天皇是也。時人號其石曰皇子産石。今訛謂兒饗石。

筑紫風土記

逸都縣子饗原有石兩顆。一者片長一尺二寸、周一尺八寸、一者長一尺一寸、周一尺八寸。色白而便圓、如磨成。俗傳云、息長足比賣命欲伐新羅、閲軍之際、懷娠漸動。時取兩石挿著裙腰、遂襲新羅、凱旋之日、至芋湄野太子誕生。有此因緣、曰芋湄野。謂産爲芋湄者、風俗言詞耳。俗間婦人忽然娠動、裙腰挿石厭令延時、蓋由此乎。

此の同様の事を傳へてゐる兩書において、筑紫風土記の方が著しく漢文の文章に近い。筑前國風土記が、肥前風土記や豐後風土記と同種同時の撰なることは、書き出しの「怡土郡兒饗野在郡西」といふ形式の同一なる點からも明瞭である。從つて、此の筑紫風土記こそは仙覺抄所引の肥前國風土記と同時同人の撰ではないかとも考へられる　同じ特色は、釋日本紀卷十に引く所の筑紫風土記の「閼宗神宮」の條について見ると一層著しい　阿蘇山

の樣を叙して、「清潭百尋、鋪白絲而爲質、彩浪五色、絙黃金以分間」の如き純然たる四六駢驪體の對句を用ゐたり、

其岳之爲勢也、中天而傑峙、包四縣開基、觸石興雲、爲五岳之最首、濫觴分水、寔群川之巨源、大德巍巍、諒人間有一、奇形杳杳、伊天下之無雙、居在地心、故曰中岳。

の如き雄渾の文辭をなして、到底國語では訓讀すべからざるものがある　又、これをもつて思へば、筑紫風土記とは、九州全部の地誌を記したものの總稱で、此の純粹の漢文風の文章で書かれた風土記に對して名づけられたのであらう。さうして、仙覺抄所引の肥前風土記の如きは、此の筑紫風土記の肥前國の部なのではあるまいか。右の「閼宗神宮」の條も「筑紫風土記曰、肥後國閼宗縣。縣坤二十餘里有一禿山。曰閼宗岳」云々として引用してゐるのであるが、仙覺抄においても、正しくはこれと同樣に「筑紫風土記曰、肥前國松浦縣。縣之東三十里有帔搖岑」といふやうに記すべきであらう。地名に宛てる漢字の使ひざまや、「群」の代りに「縣」といふ語を好んで使用してゐる所、又、方角を示すのに、現存の風土記では、「在郡西南」といふやうに記してゐるが、筑紫風土記では、「縣坤」といふやうに、四隅を現すに乾坤巽艮を以てしてゐる所など、いづれも兩者同一である　此の種の特色を備

へた漢文調の九州の風土記の佚文は、また他にも散見してゐる。なほ、釋日本紀卷五に引く「筑紫洲私記」、一宗像社記に引く「西海道風土記」も「筑紫風土記」に類した名をもつてゐるが、前者は、此の筑紫風土記の事であるか、又は、これに性質の近い書であると考へられ、後者は、むしろ、現存の肥前・豐後風土記に近い文章である。とにかく、古く奈良朝時代に、九州の風土記には、現存の肥前・豐後兩風土記、及びこれと同種の風土記以外に、文辭の麗しい漢文式の點で、常陸風土記の文章にも似通うた、筑紫風土記が存してをり、二種の風土記の並び行はれた事を注意しなければならない。さうして、現存のものの方が原本で、筑紫風土記は、後にそれを參照して補訂整理し、別に新しく漢文式に書き改めたものと考へられるが、いづれも、奈良朝期に撰定せられた古風土記なる事は確かであると思ふ。

第二節　內　容

一　常陸風土記

目錄　本書の目錄の大要を揭げると次の通りである。

常陸國郡鄉圖

陸奥國

下野國

下總國

多珂郡

久慈郡

那珂郡

茨城郡

鹿島郡

行方郡

白壁郡

新治郡

筑波郡

河内郡

信太郡

總說

新治郡（說話二條）
白壁郡（說話ナシ、郡堺ノミ）
筑波郡（說話三條）
河內郡（說話ナシ、郡堺ノミ）
信太郡（說話七條）
茨城郡（說話四條）
行方郡（說話十五條）
香島郡（說話八條）
那賀郡（說話三條）
久慈郡（說話八條）
多珂郡（說話三條）

冒頭の文章　以上十一郡、初に「常陸國司解、申古老相傳舊聞事」と記して、常陸國に關する總說が記してある。

常陸國司の解。古老相傳の舊聞の事を——常陸國の役人の中央に奉つた報告書。土地の老人

申す。

國郡の舊事を問ふ。古老答へて曰く、古は相模國足柄の岳坂より以東の諸縣、惣べて吾姫國と稱ふ。是の當時常陸と言はず。唯、新治、筑波、茨城、那賀、久慈、多珂の國と稱ふ。各造別を遣して撿挍めしむ。其の後、難波長柄豐前大宮に臨軒　天皇の世に至りて、高向臣、中臣幡織田連等を遣して、坂より以東の國を惣領めしむ。時に、我姫の道分れて八國と爲りき。常陸國其の一に居れり。然か號くる所以は、往來の道路江海の津濟を隔てず、郡鄕の境堺山河の峰谷に相續ければ、近く通ふの義を取りて、以て名稱と爲せり。或は曰く、倭武天皇、東の夷の國を巡狩りて、新治の縣に幸過ますとき、遣はせる國の造毗那良珠の命新たに井を掘らしむ。

が傳へて來た昔話などを記す。

國や郡の昔の事を尋ねた所、古老は次のやうに答へた。昔は、相模國の足柄の坂から東の方の國々を皆吾妻の國と云つてゐた。その當時には、常陸の國とは言はず、ただ新治の國、筑波の國、茨城の國、那賀の國、久慈の國、多珂の國と云つた。いづれもその土地へ國造や國別を派遣して、支配せしめられたのである。その後、孝德天皇の時代となつて、高向の臣や中臣の幡織田の連等を派遣して、足柄の坂より東の方の國々を支配せしめられた。その時に吾妻の地方が分れて、八つの國とせられた。常陸の國も、その一つであつた。常陸と名付けられた理由は、人の通行する道路が、海や川の渡りのために、絶ち切られるやうな事もなく、郡や村の境は山の頂や谷間の河に接續して連つてゐるのであるから、近道を通行する事が出來るといふ意味で直道といふ名を付けたのである。又一說には次のやうに云ふ。倭建尊が東國の蝦夷の國を見廻つて歩かれて、新治の國においでになつた時、新治の國に派遣せられてゐた國造の毗那良珠の命といふ人が國人に新しく井戸を掘らせた。所が、その井戸から流れ出る水

> 流泉淨く澄みて尤好愛たし。時に乘輿を停め、水を翫び手を洗ひたまふ。御衣の袖泉に垂ぢて沾れぬ。便ち袖を漬すの義に依りて、以て此の國の名と爲り。風俗の諺に曰く、筑波の岳に黑雲挂り衣袖漬の國といふ是なり。

は淸く澄んで實によい水である。それで倭建尊は乘つて居られた御輿を止めて、水を掬み手をお洗ひになつた。すると、尊の御着物の袖が水に垂れて濡れた。そこで着物の袖を水の中に漬すといふ意味によつて、此の國の名を漬と名付けたのである。土地の人の俚諺に、筑波山に黑雲がかかると雨のために着物の袖が濡れる漬の國といふのも、これと同じ意味である。

これは、常陸の國の歷史と、その名の謂はれを說き、名義に就いては二說を掲げてゐる。第一說の方が、名義としては合理的であり、第二說は、それが、地名起原說話化したものである。終の方の俚諺は、天象に關する俚諺であつて、筑波山に黑雲がかかつたのを見ては、近く雨の降る事を示した言葉である。かやうに、その土地の高い山が、科學の發達しない時代には、天象を觀測する對象として、國人の注意を集めてゐる事は、なほ後世までも同じであつた。

記述の體裁　これに續いて、常陸國の解は、なほ、此の國の土地の肥えてゐる事、家豐かなる事、物產に富んでゐる事などを、かの、和銅六年の官よりの命に應じて、一々說明し、此所で、總說を終つて、次に各郡の說明に移る。そこでも、先づ郡の地域を記し、郡名の由來を述べて、郡の總說とし、次に、郡內の村や山などに就いて地名、地形、風習等を說明してゐるのである。

新治郡 東那賀郡堺大山、南白壁郡、西毛野河、北下野常陸二國之堺卽波太岡

古老曰、昔美麻貴天皇馭宇之世、爲平討東夷之荒賊（俗曰阿良夫流爾斯母乃）遣新治國造祖。名曰比奈良珠命。此人罷到卽穿新井（今存新治里）隨時致祭。其水淨流、仍以治井因著郡號。自爾至今其名不改（風俗諺曰、白遠新治之國（以下略之）

新治郡　東は那賀の郡の堺大山、南は白壁の郡、西は毛野河、北は下野常陸二國の堺、卽ち波太岡

古老の曰く、昔美麻貴天皇(崇神天皇)が天の下を治しめし御世に、東夷の荒賊(俗にアラブルニシモノと曰ふ)を平討たんが爲めに、新治の國造の祖を遣す。名をヒナラタマノ命と曰ふ。此の人罷到りて卽ち新しき井を穿る(今新治の里に在り)時に隨ひて祭を致す。其の水淨く流る。仍りて井を治る因を以ちて、郡の號に著く。それより今に至りて、其の名を改めず(風俗の諺に、白遠ふ新治の國と曰ふ。(以下之を略す)

此の終に「以下略之」とあるのは、原本にはこれから下の文章がまだあつたのを、省略したといふ意味で、此の前の、常陸國全體の總論の終には、「不略之」とあり、卽ち、その部分は全く省略してない事を示してゐるのである　また那賀郡では「最前略之」とあつて、初の方が省略せられてゐる。かやうに、「以下略之」と記した所が、これから下にも多く、現在傳はる常陸風土記は、所々を省略して書き抜いた、抄出本である事を明かに示してゐるのである、

福慈岳と筑波岳　筑波郡では、「握飯の筑波の國」といふ俚諺を揭げてゐる。又次の説話は名高いものである。

古老の曰く、昔、祖の神の尊、諸の神の處に巡り行でますとき、駿河國福慈岳に到りまして、卒に日暮に遇ひぬ。寓宿らまく欲りすと請ふ。此の時、福慈の神答曰へつらく、新粟の初嘗して、家内諱忌せり、今日の間は冀許不堪さじといふ。是に祖の神の尊恨み泣きて詈曰りたまはく卽ち、汝が親を何ぞも宿さまく欲りせず、汝が居る所の山は、生涯の極み、冬も夏も雪霜ふり、冷寒重襲り、人

筑波山

古老の話に、昔御先祖の神様が、多くの神々の所を見廻つて歩かれた時、駿河國の富士山の所にもおいでになつて、到頭日暮になつてしまつたので、「お前の所に泊めて貰ひたい」と願はれた所富士山が答へて申すやうは、「今日は丁度、新しく取つて來た粟を、神樣に捧げる新嘗の日で、家内の者が皆潔齋してをりますから、今日だけはお宿が出來ません」とお答へした。それで御先祖の神は、恨み泣きながら、詈つて仰せられるやうは、「なぜお前は自分の親でさへも泊めてさし上げようとは思はないのか。お前の居る山は、お前の生きてゐる間は、冬でも夏でも雪や霜が降り、寒さは甚だしく、人々も登らず、食物を奉る者はないであらう」と仰せられて、今度は筑波山にお登りになり、亦宿りを請はれた所、筑波の神がお答へになるやうは、「今晩は新嘗の祭をしてをりますが、御言葉にはどうしても從はなければなりません」と云つて、食物の用意をし、謹しんで神樣にお供へした。それで、御先祖の神は喜んで、お歌ひ遊ばされるやうは、「自分の血筋を引く者は本當にかはいい、此の神の居る山は實に高い。天地と同樣に、

民登らず、飲食奠る者勿けんとのりたまひて、更に亦、筑波岳に登りて容止を請ふ。此の時、筑波の神答曰へつらく、今夜新粟すれども、尊旨に奉ひまつらざるをえずと。爰に飲食を設け、敬拜祗承へまつりき。是に、祖の神の尊、歡然び謌曰ひたまはく、愛しきかも我が胤、巍きかも神つ宮、天地と竝齊しく、日月と共同じく、人民集ひ賀び、飲食富豐に、代々絶ゆること無く、日々に彌榮えて、千秋萬歳遊樂窮らじ、とのりたまひき。是を以て、福慈岳は常に雪ふりて、登臨ることを得ず、其の筑波岳は、往き集ひ歌ひ舞ひ飲み喫ひすること、今に至るまで絶えず。(已下之を略す)

月日と同様に、いつまでも人々は此所に集つて來て樂しみ、食物は豐富で、常に絶える事なく、日毎にいよいよ榮えて、千年萬年も遊び樂しむ事が盡きまい」と仰せられた。かういふわけで、富士山にはいつも雪が降り、登山する事が出來ず、此の筑波山には、いつも人々が往き集つては歌つたり舞つたり飲み食ひしたりする事が、今に至つても絶えないのである。(以下省略)

これは、筑波山に嬥歌會(嬥歌會・歌垣の事は、上代歌謠の章で説明する)の行はれる謂はれを、富士山と對照して説明した、説明説話であつて、かつ、靈山として、古代より國民の心を引いてゐた富士山に對し、土地の人の、筑波山に對する土地自慢の心持も含められてゐる話である。神のお言葉通りに、山の運命が實現してゆくのは、言葉の呪力、卽ち言靈を信ずる古代信仰より出てゐる。　此の中の、祖神尊の歌はれた歌は、もと歌謠の一種として、恐らく、嬥歌會の時な

どに用ゐられた民謡と思はれるが、それが此所では、純然たる漢詩に飜譯せられてゐる。卽ち、

愛乎我胤、巍哉神宮、天地竝齊、日月共同、人民集賀、飲食富豐、代代無絶、日日彌榮、千秋萬歲、遊樂不窮

といふ四言十句より成る古詩となつてゐる。他の歌垣の歌謠などには、歌詞を萬葉假名で揭げたものもあるのに、この歌をかく全く漢詩風に飜譯してしまつたのは、神の歌ひ給うた祝賀の歌であるから、莊嚴の趣を添へる意味もあるのであらう。それだけ、此の風土記の筆者の漢文に熟達し、漢文を重んじてゐた意向も窺はれるのである。

文章の特色　これと同じ美文的筆致は、此の風土記の一つの特色で、至る所に見える。殊に茨城郡の高濱の條などは、さういふ美辭麗句を豐富に用ゐた部分として名高い。

夫此地者、芳菲嘉辰、搖落涼候、命駕而向、乘舟以遊、春則浦花千彩、秋是岸葉百色、聞歌鶯於野頭、覽舞鶴於渚干、社口漁孃、逐濱洲以輻湊、商豎農夫、棹艀艇而往來、況乎三夏熱朝、九陽蒸夕、嘯友

元來此の高濱の土地は、春の花の咲き匂ふよい時期や、秋の紅葉の散り落ちる涼しい氣候の時には、土地の人々が車を云ひつけて走らせたり、舟に乘つて舟遊をしたりする所である。春は磯邊の花が美しい色で咲き、秋は河岸の木の葉が赤く色づく。鶯の鳴き聲を野の邊で聞き、鶴が舞ひ遊ぶのを海岸の干潟で見る。漁師の娘達は海邊

率僕、並坐濱曲、騁望海中、濤氣稍扇、避暑者祛欝陶之煩、岡陰徐傾、追涼者軫歡然之意。

傳ひに此の土地に集つて來、商人百姓は舟に乘つて往來してゐる。まして夏のひどく暑い朝や蒸し暑い夕方には、友人を誘ひ召使を引き連れて、濱邊に並んで座り、海上遠くを眺めやる。波のしぶきが少しでも涼風を扇ぎ送つて來ると、暑さを此の海岸に避けてゐた人々は、うつとしい思を除き去り、岡の上の日蔭が次第に傾いて夕方になると、涼を求めてゐた人々は、心中に嬉しい思ひが生じるのである。

と記して、その次に、此の海邊に燕樂する人々の歌ふ民謠を二首掲げてゐる。此の文章などは、純然たる四六駢儷文で、全部對句より成り、當時の漢文に秀でた文章家の筆致を窺ふに足るものである。かやうな箇所は、假名交りに書き改めてしまつては、全然意義を持たない事になる。なほ、さうした部分の一二の例を擧げて見よう。

行方郡の條に、倭建命が、現原の丘で四方を眺望遊ばされた時のお言葉として、

停輿徘徊、擧目騁望、山阿海曲、參差委蛇、峰頭浮雲、谿腹擁霧、物色可怜、鄕體甚愛、

車をとめてぶら／＼歩き、目を見張つて遠くを眺めると、山の凸凹や海岸の屈曲が、入り交り曲りくねつてゐて、山の頂には雲がかかり、谷の中程には霧がかかつてゐる。景色が甚だ美しく、土地の有樣の實によい所である。

童子女松原　香鳥郡の童子女松原の傳說の所で、那賀寒田の郎子と海上安是の嬢子とが、嬥歌會の時に歌を取り交して、思を通じ、始めて戀を語らつた事を描寫した所の文章は、特

に美しいものである。

携手促膝、陳懐吐憤、既釋故戀之積疹、還起新歡之頻咲。于時玉露抄候、金風風節、皎皎桂月照處、唳鶴之西洲、颯颯松風吟處、度雁之東路。山寂寞兮巖泉舊、夜蕭條兮烟霜新。近山自覽黃葉散林之色、遙海唯聽蒼波激磧之聲。茲

常陸高濱神の池

二人は手を握りあひ膝を進めて、その意中を話しやる瀬ない思を語りあつた。さうして、漸くの事で長い間の戀の積る惱みを晴らす事が出來、却つて初戀の喜びに頻りに笑が催されるほどである。此の時は、綺麗な露が宿り、秋風の吹く時節で、美しい明月の照らす下を、鶴は鳴きながら西方へ飛んでゆき、さあ〳〵と松風の吹く中を、空を飛びゆく雁が東の方へ渡るのである。山はまことに靜かで、岩の間からは年舊りた清水が涌き出で、夜は實に寂として新しく露霜が置く。近くの山では自然と紅葉が林の中に散る樣子が見え、遠くの海では唯波の海岸に打ち寄せて碎ける音が聞えるばかりである。此の夜此所で味つてゐる樂より以上の樂しみはない。二人は、ひたすら戀の甘い語らひに耽り、全く夜の更けてしまふ事も忘れてゐた。その中、急に鷄が鳴き、犬が吠えだして、夜は明けて、空に

宥于玆樂、莫之樂。偏耽語之甘味、頓忘夜之將 ──は太陽が出た。
闌、俄而鷄鳴狗吠、天曉日明。

そこで二人は耻かしさのあまり、松樹と化し、男の方を奈美松と云ひ、女の方を古津松といふのであるといふ、少年少女の戀を取り扱つた美しい物語である。

國語の尊重　かやうに、現存の風土記中、常陸風土記が最も漢文的文飾に富み、辭藻が豐かである。從つて漢文學の立場から見ると、これが最も文學的であり、漢籍の文章の影響を受ける所が最も多い。併し、必ずしも國語を無視してゐるわけではなく、必要に應じては、古語を尊重し國語的な文辭を示した所もある。最も、それは多く割註の形で出てをり、本文は大方、純然たる漢文として取扱つたもので、殊に前揭の部分の如きは、いかにしても全部を訓讀する事は困難であるから、もとより音讀したものと思はれる。さうして、必要な箇所だけは、訓讀せしめたもので、その部分には特に、「俗曰」と記して、訓讀を假名書で示してゐる。

荒賊　俗曰、阿良夫流爾斯母乃　　器仗　俗曰、伊川乃(川惠)

海苔　俗曰、乃理　　國巣　俗語曰、都知久母又曰、夜都賀波岐

能渟水哉 俗曰、與久多麻禮留彌津可奈　地深淺（九字略ス）俗曰、多支多支斯

諸祖天神 俗曰、謂賀味魯彌賀味魯岐　祥福 俗語曰、佐知

右の中、「能渟水哉」は、倭建尊のお言葉である。此の風土記の中には、神、天皇、倭建尊のお言葉を多く美辭麗句を連ねた嚴肅な文章に改めてをり、前にもその例を擧げたが、なほ一例を示すと、行方郡の香澄里の條に、景行天皇の國見を遊ばしてのお言葉があり、

海即青波浩行、陸是丹霞空朦

といふ對句になつてをる。これを、傍訓の如く讀むべきかどうか疑問であるが、併しかうしたお言葉も、初めは必ずや大和言葉として傳へられてゐたものを、記者が右の如く飜譯してしまつたのである。故に、多くは、その國語的な訓讀が不明となつてゐるが、たまたま、「能渟水哉」の如き、極めて短いお言葉は、これを肅然たる美文に譯すのが困難であるからして、寧ろ傳へられてゐるお言葉のままに掲げて、わざわざその訓讀を註した如きは、却つて、かやうな部分を尊重してゐた心持が見られる。ただ、その尊重の念が、漢文尊重の念と結びついたが爲めに、これを漢文式美文に飜譯して、反對の結果を生じる事となつたのは、遺憾である。

前に說明した「俗曰」には、右に掲げたのと別個の形式の部分がある。

古有年少童子（俗曰、加味乃乎止古、加味乃乎止賣）

所有土色如青紺用畫麗之（俗云、阿乎爾、或云、加支川爾）

前者は、少年少女があつて、その名を、土地の人が普通「神の男」「神の少女」と云つてゐるといふのであり、後者は、その土地で産する土を「青土」とか「畫土」とか名付けてゐるといふ說明なのである。

此時夜刀神、相群引率、悉盡到來（八字略ス）（俗曰、謂蛇為夜刀神）

自郡西北六里、河內里、本名古古之邑（俗說謂猿聲為古古）

これらの例も、右に類似するもので、後者は「古古之邑」といふ地名が、猿の鳴聲から出てゐるといふ說明である。又、

東山石鏡、昔有魑魅、萃集翫見鏡、則自去（俗曰、疾鬼面鏡自滅）

此の「俗曰」は純然たる漢文で記してあるが、これは元來、此の國の俚諺なのであるから、假名書すべきであつた。

古代の文辭　此の他にも、矢張り「俗曰」として、長い言葉を、國語的表現で記し、割註と

した所が散見する。 これも、此の風土記が、甚だ漢文的な一面において、國語をも重要視してゐた事を示すものと思ふから、それを次に掲げて見る。（但、原文は割註であるのを、今本文と同様の體裁で記載する。） 香島郡の條の天孫降臨の事を記した終に、「天則號曰香島之宮、地則名豐香島之宮」とある下の割註に、

俗に曰く、豐原水穗の國を依さし奉上り始むるに、荒ぶる神等、又、石根木たち、草の片葉も辭語ひて、晝は狹蠅なすごと音聲なひ、夜は火光のごと明き國、此を事向け平定めんとして、大神上天より降り供へ奉るなり。

土地の人が云ふやうには、天孫瓊々杵尊に、日本の國の事を一切お任せ申上げた初に當り、國内には、亂暴な神々があり、又、石や木などから、草の小さい葉までも物を言つて、晝は五月の蠅のやうに、がや〳〵と聲をたて、夜になると、火光を放つて妖しく明るい國である。 此の國を治め、無事に平定しようといふので、香島の大神が天より天降つて、瓊々杵尊の御ために、準備を申上げたのである。

此所の文章は、「荒振神等」「石根木立」「所依將奉上始留爾」「草乃片葉」「此乎事向」の如く、假名で手爾乎波や動詞の語尾を送つた、宣命式の書き方の所もあるかと思ふと、「草乃片葉辭語之。」「供奉之。」の如く、「之」といふ漢文の助語を送つた所もあつて、これは、史官の筆癖と思はれるが、とにかく、一種の記錄體ともいふべき、純粹の漢文ではない、和文的な漢文であり、殊に、前掲の如き假名書の所さへ見えるので、此の文章の如きは、常陸風土記の中でも珍し

い國語的表現となつてゐるのである　この長い文章をも「俗曰」とて記した所を見ると、これこそは、此の國の語部の如き人々の語つた物語の言葉を、そのままに記したものかも知れない。また、日本書紀の天孫降臨の部分には、これと類似の文句を見出す事が出來る。

右に續いて、崇神天皇の御代に、鹿島の大神に奉納し給うた神寶の種目を列記した後に、割註があつて、そこに記す所によると、

俗に曰く、美麻貴天皇の世、大坂山の頂に、白細の大御服まして、白鉾を御杖に取りまし、識し賜ふ命は、我が前を治め奉らば、汝聞看し食す國平けく、大國小國事依し給はんと、識し賜ひき。時に、八十の伴緒を追集へ、此の事を擧げて訪問ひたまふに、是に大中臣の神聞勝命答曰へまつらく、大八島國は汝の知ろし食す國と事向け賜ひし、香島の國に坐す、天つ大御神の擧教戒事なりと云へり。天皇諸を聞きて恐驚きたまひて、前件

土地の人の話によると、崇神天皇の御代に、大坂山の頂上で眞白い着物を着て、白い鉾を杖につかれた神様のおさとしになつたお言葉には、「自分のゐる宮を立派にしてくれたなら、あなたの支配遊ばされる國は太平無事で、大小の國々は皆あなたに依りつき、萬事をあなたにお任せするでせう」とおさとしになつた。その時、天皇は、多くの部屬を集めて、此の事を議題としてお尋ねになつた所、大中臣の神聞勝命といふ、よく物を判斷する智能にたけた方が、お答へ申上げるやうは、「それは、日本の國は、わが天皇の支配し給ふ國として、天孫に先立ち天降つて、その準備を遊ばされた、香島の地にいらつしやる、鹿島の天つ大神のお教へ事である」と申し上げた。天皇は、これをお

の幣帛を神つ宮に納め奉りたまひき。

聞きになつて驚き給ひ、上述の寶物を幣帛として鹿島神社に奉納遊ばされたのである。

此の部分は、一層、宣命式の、國語的表現を取り、假名を用ゐた箇所が多くなつてゐる。併し、此のやうな箇所は、むしろ、此の書中のめづらしい記法に屬し、此所が、古い語部の話術を、そのままに傳へたものであるかと考へられる所以である

風俗諺　次に、「俗曰」に類するもので、「風俗諺」の多く見えるのも、此の風土記の特色である　初にも、二三例を擧げたが、なほ、他の例を抄出して見る、

風俗諺曰、水依茨城之國

風俗曰、立雨零行方之國

鹿島神社

風俗說曰、霰零香島之國

風俗說曰、薦枕多珂之國

これら、各郡名に、枕詞風の修飾詞が存する。　これは、枕詞の起原とか、その用途とか、職務とか

に關して、一つの暗示を與へるものであるが、その性質は明瞭にせられてはゐない。別に、割註となつてゐない、長い俗諺がある。

俗諺曰、筑波峰之會不得娉財者兒女不爲矣。

風俗諺曰、葦原鹿其味若爛喫異山宍矣。

歌謠の記載　本書には、歌謠の記載の多い事も、特色の一つであるが、その歌謠もやはり全部假名書であり、割註の形で出てゐる。即ち、上に述べた國語的記載の部分は、いづれも、すべて割註として記載せられてゐるのである。此所にも、本書の、漢文と國語とを截然として分ち、漢文を主として、しかも、必要に應じては純粹の國語的記載を厭はなかつた態度が見える。これは、兩者が混雜してゐて、その區別の明瞭でない曖昧な態度に比べれば、すぐれた批判的態度と思はれるが、なほ、本書の中にも、上に擧げた例の如く、歌謠を全く漢詩に記し去つた所がある。但、その取り扱ひの態度は、割註として出してゐるのではないから、國語的表現の部分とは、全く區別が付けられてゐるわけである。

地誌的記述　勿論、風土記であるからには、地誌的記述もないわけではない。抄出本である本書の中にも、相當、さうした記事が存し、殊に行方郡の如き、全部を存する部分に於いて、これを見得る。物產などは、本文の間に品名を列記した所もあり、中には割註とした所もあ

る。例へば行方郡の條に、

名其地謂之鴨野、土壤堉塉、草木不生、野北、櫟、柴、鷄頭樹、斗之木、往往森森、自成山林、即有枡池。此高向太夫之時所築池也。北有香取神子之社。社側山野土壤腴衍、草木密生。

其の土地の名を鴨野と云ふ。土地は瘦せて草木は生えない。野の北方には櫟、柴、鷄頭樹、斗の木が往々繁つて、自然に山林を成してゐる。そこに枡池があり、これは高向大夫の築造する所の池である。その北に、香取の神子の社があり、社の側の山野は地味が肥え、草木が澤山繁茂してゐる。

かやうな純粹の地理的記述も諸所に見えてゐる。

晡時臥山傳說　併し、何と云つても、說話の部分が主で、大抵は、長くとも短くとも何かの說話的記述を含んでゐる。その中で、最も名高いのは、晡時臥山傳說と云はれるものである。

茨城里。此より以北の高き丘を名づけて晡時臥の山と曰ふ。古老の曰く、兄妹二人有り。兄を努賀毗古と名づけ、妹を努賀毗咩と名づく。時に妹、室に在るに、人有り、姓名を知らず、常に就きて婚を求む。夜來り晝去り、遂に夫婦と成り、一夕にして懷妊め

茨城里。此所から北方の高い山の名を晡時臥の山と云ふ。この山に關して、土地の老人の語る話に、昔兄妹二人の者があつた。兄の名を努賀彥と云ひ、妹の名を努賀姬と云ふ。さて、その妹が自分の部屋にをると、一人の男がやつて來た。その姓名を知らないが、いつも妹の部屋を訪れては結婚する事を求めた。夜訪れては晝に立ち去つてゆく。それで到頭、二人は夫婦の關係を結び、一晩に

り。産むべき月に至りて、終に小さき蛇を生めり。明くれば言ふこと無きが若く、闇るれば母と語る。是に、母も伯も驚き奇しみ、心に神の子ならんと挟ひ、卽ち、淨き杯に盛りて、壇を設けて安置けば、一夜の間に、已に、杯の中に滿ちぬ。更に瓮を易へて置けば、亦瓮の內に滿てり。此の如くすること三たび四たびにして、器を用ゐるに敢へず。母子に告げて曰く、汝が器宇を量るに、自ら神の子なることを知る。我が屬の勢ひ養長す可からず、宜く父の在す所に從ふべし。此に有るべからずと云へり。時に子哀み泣き、面を拭ひて答へて曰く、謹みて、母の命を承はる。敢へて辭する所無けむ。然れども一つの身獨り去りて、人の共に去るもの無し。望み請ふ、矜みて一の小子を副へ

して、女は懷姙した。さうして出產の月になつて、子供を生んだ所、小さい蛇が生れた。併し夜が明けたので、人にその話をするわけにもゆかなかつたが、日が暮れてから母に、此の事を話した。そこで、母も伯父も此の事を聞いて驚き、不思議に思ひながら、心中に、此の子は神の子であらうと思つたので、淨らかな皿の中に、此の小蛇を入れ、祭壇を作つてその上に安置しておいた所、一晩の中に、早くも、此の小蛇が皿の中に一杯になつた。そこで今度は大きい甕に入れかへておくと、又々甕の中一杯に滿ちる程に大きくなつた。かやうに、大きい入物に移り變へること三四度に及び、最早此の蛇を入れるのに使ふ器物がなくなつてしまつた。それで母がその子に云ふやうは、

「お前の器量を察するに、自然と神の子である事が分る。自分達一族の力では、とてもお前を養育してゆく事が出來ない。だからお前の父のをられる所に行つた方がよいと思ふ。私の家に置くわけにはゆかない」と云つた。それで、子は悲しみ泣きながら、涙を拭つて母に答へて云ふやうは、「謹しんでお母さんのお言葉に從ひませう。決して、お言葉に背くやうな事は致しません。併し、私の

たまへと。母の曰く、我が家に有る所は母と伯父とのみ。是も亦汝が明かに知る所なり。當に人の相從ふべきもの無かるべしと。爰に子恨を含みて事吐はず、決別の時に臨みて、怒忿に勝へず、伯父を震ひ殺して天に昇らまく欲りす。時に母驚き動ぎ、瓮を取りて之に投ぐ。神の子に觸れて昇ることを得ず。因りて此の峰に留まる。盛る所の瓮甕、今に片岡の村に在り。其の子孫、社を立てて祭を致す、相續ぎて絶えず。

(以下之を略す)

身體一つ、たつた一人で立ち去つて、誰も人間の私に伴なつて行つてくれるものもありませんから、どうぞお願ひです、可哀さうに思つて、子供を一人、お供に附け添はせて下さい」と云ふと、母が云ふやうは、「私の家に居る者は、此の母とお前の伯父さんの二人だけである事は、お前も確かに知つてゐる所でせう。だから、誰もお前の供をしてゆく者はないでせう」と云つた。それで、子供は、恨めしく思つて、物も云はず、いよ〳〵別れる際に當つて、怒りに堪へず、伯父を打ち殺して天に昇らうと思つた。その時、母は驚きあわてて騷いで瓮を取つて、子供に投げつけると、瓮が、その神の子に當つたので、天に昇る事が出來なくなつた。それで仕方がなく、その子は此の哺時臥の山に留まつたのである。又、此の子を入れた甕は、今片岡村にある。此の母の子孫が、神社を建てて此の神の子を祭り、今まで續いてゐて絶えない。(以下省略)

これは蛇身傳説の一種として、記紀に見える豐玉姫の話や、三輪山傳説と脈絡のあるものである。地名起原説話となつてゐないのは珍しい

年時の明瞭なる記載　本書の説話は、崇神天皇、垂仁天皇、景行天皇、成務天皇、繼體天皇孝

德天皇、天智天皇、天武天皇、各時代の事が見えてゐて、大凡說話の發生時代が分り、又、特に倭建命を、倭武天皇と申上げ、その說話が多く傳へられてゐる事によつても、此の地方を計略し給うた倭建命の尊崇せられてゐ給うた事がわかる。要するに、古代神話に屬するやうな說話はなく、多くは、可成り文化の開發せられた時代に發生したもので、特に、崇神天皇時代以後の歷史的事實に關する說話が多いのである。地名の發生も亦、此の時代以後に屬するものが多い。即ち、それ以前は、歷史以前の時代で、蝦夷の如き、文化を持たぬ先住民族の時代なのであつたらう。倭建命の計略によつて、此の地に大和民族の文化が及び、新しく地名等も名づけられ、政治的形態も定まつたのであらう。故に、風土記に於いても、此の時から以後の物語しか持たないのであつて、先住民族に關する話は、何故か、これを傳へてゐない。其の中には、年時の明かにして、史官の記錄に據つたものかと思はれるものもある。例へば、信太郡、行方郡、那珂郡の條に、

難波長柄豐前大宮馭宇天皇之世癸丑年（ナニハノナガラノトヨサキノミヤニアメノシタシロシメシシスメラミコトノミヨミヅノトノウシノトシ）

とあるのは孝德天皇の白雉四年である。同じく香取郡の條に、

難波長柄豐前大朝馭宇天皇之世己酉年（ナニハノナガラノトヨサキノミヤニアメノシタシロシメシシスメラミコトノミヨツチノトノトリノトシ）

とあるのは、同天皇の大化五年である。かやうに、時代の下つた時の事は、記錄の存するもの

があつてそれらを參照して、年代をも正確に示してゐるのである。

地誌的隨筆　本書は、他の風土記に比して、地誌としての體裁は整然としてゐない。むしろ、說話、風習等の記すべき記事ある地に就いてはこれを記し、さうでない土地に就いてはこれを略したものの如くである。故に卷頭にも「常陸國司解、申古老相傳舊聞事」と記してゐるのである。舊聞異事のない土地は概ね省略に付したのであらう。それで、他の風土記のやうに、里の名を全部揭出して、その所在を明かにしたり、主なる山野の名だけでも記すといふやうな事はしてゐないやうである。郡名の由來を記した次に、舊聞異事その他記すべき事がらのある土地だけについて、「郡東何里何々濱」「郡南何里何々里」といふ風にその土地の所在を示し、舊聞異事を記してゐるにとどまる。又、里の名を主として、その下にその里の中の山野、濱池等の名を記すとか(播磨風土記の如く)又は郡內の里、驛家等について記し、次に山野濱池等を一括して、それぞれに部類分して記すとか(出雲風土記の如く)いふやうな整然とした統制を保つてゐず、里の名も、山の名も皆雜然としてをり、又、方角にも關はらず、郡家を中心として、東に飛び北に走り、東西南北から、注意すべき古事を持つ地を埒し來つて記してゐるのであつて、全く、雜然とした體裁のもとに記載してゐる。その意味から云へば、本書は、一種の地誌的隨筆とも云ふ事が出來る形式である。

逸文　なほ現今の抄出本に洩れた逸文も他の書によつて若干傳へられてゐる（下の風土記逸文一覽表參照）

二　播磨風土記

目錄　本書の内容は次の如くである

（卷首闕）
賀古郡（里三驛家一）
（印南郡）（里四）
餝磨郡（里十七）
揖保郡（島一里十六驛家一）
讃容郡（里五）
宍禾郡（里七）
神前郡（里四）
託賀郡（里四）

賀毛郡（里十一）
美囊郡（里四）

以上十郡で明石、赤穗の二郡が闕けてゐる　但明石郡は、卷首にあつたのが、卷首が闕失したので、明石郡の部分と、賀古郡の最初數行を失つたのである　釋日本紀卷八には、此の明石郡の部分にあつたと思はれる逸文を引いてゐる　赤穗郡は、揖保郡と讃容郡との間に存しなければならないのであるが、闕けてゐる　赤穗郡に屬する地名は本書の中には全く存しないから、揖保郡か讃容郡かのいづれかに屬してゐるわけでもない　出雲風土記に於いても、後の郡名に比して、能義郡が缺けてゐるが、同風土記においては、能義郡の地名を全部、意宇郡の中に收めてゐるから當時、能義郡は存在せず、意宇郡の中に含まれてゐた事がわかるが播磨風土記に於いては、事情が異なる　それゆゑ、赤穗郡は當時隣國の備前國に屬してゐたのか、或は、郡からの報告が到達しなかつたのかさうした理由で、最初から全くこれを缺いてゐたものと解される　恐らくは、郡の報告が來なかつたものかと思はれる　また、卷尾も多少闕失してゐるといふ說がある　とにかく、かやうにして、本書は、抄出本とか省略本とかいふべきものではなく、卷首が缺失した他は、本文は全部、もとのままで傳はつたものであらう然らば、釋日本紀卷十一に見える所屬不明の播磨風土記の逸文の如きも、此の闕けてゐる卷

播磨國郡鄉圖
丹波國
備前國
攝津國
託賀郡
神前郡
賀毛郡
印南郡
美囊郡
加古郡
明石郡
黒川
加古川
明石川
加古松原
加古驛

因幡國

美作國

備前國

宍禾郡

讃容郡

揖保郡

赤穗郡

飾磨郡

首の中に或は卷尾も佚してゐるといふ說によればその卷尾の失せてゐる中にでも含まれてゐたものであらう

記述の體裁　本書の體裁は常陸風土記とは可成り異なつてをり地誌としては整然とした體裁を示すもので、全體の組織に統一がついてゐる　各郡に就いて先づ郡名の由來を記した事は他の風土記と同一であるが、次に其の郡の中の主なる川島名所等の地名の由來等に就いても記し、次に郡内の里別に分けて各里の名を擧げ、その下に里の名の舊名あるものは本の名を記し、又地味が肥えてゐるか瘦せてゐるかをも記し、次にその里の名の由來を記し、次にその里に所屬する村や池や山や、その他の名所の由來產物等に就いても記してゐる。但動植物名その他の物產の名を記した所は甚だ少く、地名の由來に就いて極力筆を費してゐるかのやうに見える　從つて本書は常陸風土記と同樣に說話文學としての性質が甚だ濃厚である　併し地誌としては、未だ出雲風土記の完備せるに及ばず文章は常陸風土記の如く美辭麗句を弄してはゐず、先づ極めて平凡な內容文章を有するものである　併しその平凡な中に、却つて飾らず僞らざるものがあつて見るべき箇所も存する。歌謠も少數出てゐる

冒頭の文章　卷首は、

四方を望み覽て云く、此の土は丘原野甚廣大し。而して此の丘を見るに鹿兒の如しと。故名けて加古郡と曰ふ。狩の時、一つの鹿、此の丘に走り登りて鳴く。其の聲比々と云へり。故日岡と號く。

四方を眺め見て申されるやうは、「此の土地は丘も野原も甚だ廣大である。さうして、此の丘の様子を見ると鹿兒のやうである」と云はれた。それで此の郡の名を加古郡と云ふのである。又、獵をなされた時、一匹の鹿が、此の丘に走り登つて鳴いた。その聲が「ヒヒ」と聞えた。それで此の岡を日の岡と名づけたのである。

と云ふ文で始まつてゐる　恐らく、此の前に明石郡の事があり、次に「賀古郡」の郡名と、天皇の御名を記した行とがあつたのを脱落したものであらう。次に、日岡にある褶墓の名の謂れに關して、長々と敍した後、各里の條に移り

望理里の土は中。大帶日子天皇(景行天皇)巡行せる時、此の村の川の曲れるを見て勅して云はく「此の川の曲れる、甚く美しきかも」と。故望理と曰ふ。

といふ風な形式で記してゐる「土中上」は地味の肥えてゐるか瘦せてゐるかその度合を示したもので大抵の里に、これを記してゐるが、中には記されてゐない所もある。又揖保郡の石海里では「土惟上中」といふ風に記してゐるが、これは特殊の例である。つまり、地味を上中下に三分し、その各を更に上中下に分つたもので、上の上から下の下まで、九階段に分れてゐるのである

印南の稚孃　印南郡の條も、初に、郡名が闕けてゐる。此の郡の各里の記事の終に、次のやうな事が記してある

郡の南の海中に小島有り　名けて南毗都麻と曰ふ。志我高穴穗宮御宇天皇の御世、丸部臣等が始祖比古汝弟を遣して、國の堺を定めしめたまふ。爾時に、吉備比古、吉備比賣といふ二人參迎ひき。是に比古汝弟、吉備比賣に娶まして、兒伊南の別孃を生めり。此の女端正、當時に秀れたり。爾時大帶日古天皇、此の女に娶まさんと欲して、下り幸行すことを、別孃聞かして、卽ち、件の島に遁れ度りて隱み居りき。故南毗都麻と曰ふ。

郡の南の海中に小島がある。名を南毗都麻と云ふ。昔成務天皇時代に、丸部臣等の祖先の比古汝弟に命じて、此の國の國境を定めしめ給うた事があつた。この時に、吉備比古、吉備比賣といふ二人の者がお迎へに參つたので、比古汝弟は、吉備比賣と結婚せられて、伊南の別孃といふ御子をお生みになつた。此の御娘の美しさは、實に絶世の美人であつた。それで、景行天皇が、此の娘を、めとらうとお思ひになり、此の國においでになるといふ事を、此の別孃がお聞きになつて、すぐに、かの小島に逃げて渡つてゆき、身を隱してゐた。それで隱妻といふのである。

此の景行天皇と印南の別孃との御物語は、賀古郡の初の所に詳しく出てゐる　播磨の印南を代表する美人の情話は、記紀に見える仁德天皇と黑比賣との御物語にも似通うた所があり、萬葉集の卷頭の雄略天皇の御製などと參照して考へる時、そこに極めて懷かしみ深く、親

愛の情をもつて地方民の仰ぎ奉つてゐた上代の天皇のお姿がある。此の宮廷と地方の代表的美人との情話は、地方民の口々に語り傳へて極めて懷かしい印象を與へてゐた事であらう。宮廷と地方民との親しみ深い接觸は、古代に於いて、數多く見られる所である。次に賀古郡の印南の稚孃に關する條を揭げて見よう。（前に揭げた、「故日岡と號く」の續き）

此の岡に比禮墓有り。坐す神は大御津齒命の子伊波都比古命褶墓と號くる所以は、昔大帶日子命印南の別孃を誂へたまふとき、御佩刀の八咫劍の上結に八咫勾玉、下結に麻布都鏡を繫けたまふ。時に賀毛郡の山直等が始祖、息長命一の名は伊志治を媒として誂へ下行す時に、攝津の國高瀨の濟に到りて、此の河を度らんと欲ふと請りたまひき。度子紀伊國人小玉申曰さく、我を天皇の贄人に爲たまはんやとまをす。時に、勅りたまひて、朕公然りとも猶度しまつれとのりたまひき。度子對

此の日岡にヒレ墓がある。日岡にまします神は大御津齒命の御子の伊波都比古命である。褶墓と名づけたわけは、かう云ふ話がある。昔景行天皇が印南の稚孃に結婚を申しこまれた時、八咫劍の上紐には八咫勾玉をおつけになり、下紐には眞經津鏡をかけてをられて、賀毛郡の山直等の先祖の息長命一名を伊志治と云ふを媒介人として、結婚を申し込みに、お出掛けになつた。その時、攝津國の高瀨の渡まで來られて、「此の河を渡りたいと思ふから、その用意をせよ」と仰せられると、渡守の紀伊國の人なる小玉が申し上げるやうは、「私を天皇の御食料を捕獲する係にして下さいますなら、お渡し申上げませう」と申し上げた。すると天皇は「さういふ事を云はないで、お前は朕を渡すがよい」と仰せられた。渡守のお答へ申すやうは、「どうしても渡りたいと思召しますならば渡賃を頂きたうございます」と申上げた。

へ曰さく、遂に度らんと欲さば度の賃を賜はりねとまをしき。是に卽ち道行の儲に爲せる弟鬘を取りて舟の中に投げ入れしかば、則ち鬘の光明炳然きて舟に滿てり。故度子賃を得て乃ち度したてまつりき。故朕君の濟と云ふ　遂に赤石郡廝の御井に到りて御食を供進る。故廝の御井と曰ふ。時に印南の別孃聞きて驚畏かして、卽ち南毗都麻島に遁れ度る。是に天皇乃ち賀古の松原に到りまして覓ぎ訪ねたまふ　是に白き犬海に向きて長く吠えき。天皇是は誰が犬ぞと問はしたまひつるに、須受武良首、是は別孃が養へる犬なりと對へ曰ししかば、天皇、好く告れるかもと勅りたまひき。故告首と號く。乃ち天皇此の少島に在ることを知りたまひて、卽ち度りたまは

それで旅行の用意に持つておいでの御愛用の縵を取つて船の中にお投げ入れになつた所、縵の玉飾りの光が輝いて船の中に滿ち渡つた。渡守は、此の縵を船賃として得たので、船にお乘せしてお渡し申上げた。かやうに天皇が「朕君」と仰せられたので、此の渡場を朕君の渡といふのである。かくして遂に赤石郡の膳の御井に到り給ひ、此所で御食膳を供した。それで膳の御井といふのである。その時、印南の稚孃は、天皇がおいでになるといふ事を聞いてお驚きになり、南毗都麻島に逃げて行かれた。さて天皇は、賀古の松原まで來られて、稚孃の住所を探してお尋ねになつた所、白い犬が、海の方に向つて聲を長く引いてないた。天皇は、「これは誰の飼つてゐる犬か」とお尋ねになると、須受武良首が、「これは稚孃の飼つてをられる犬でございます」とお答へ申上げたので、天皇は、「それはよい事を聞かしてくれた」と仰せになつた。それで、須受武良首は名を改めて告首と云つた。さて、天皇は、これによつて稚孃が此の小島に居る事をお覺りになり、そこへ渡らうと思召されて、阿閇津においでになつた時、御食膳を供した　それで饗村と名づけたの

んと欲して、阿閇津に到りますとき、御食を供進れり　故阿閇村と號く　又江の魚を捕へて、御坏物と爲す　故御坏江と號く　又舟に乘りたまふ處に、楉を以て榭を作り、此の津より遂に度り相遇ひたまひて、勅りたまはく、此の島に隱びし愛妻はもとのらしき。仍南毗都麻と號く。是に御舟と別孃の舟と同に編み合せて榜ぎたまふ　抄挾伊志治に名を大中伊志治と號けたまひ、還りて印南の六繼村に到りまして、始めて密事を成したまふ。故六繼村と云ふ　勅りたまはく、此の處浪の音鳥の聲甚譁しとのりたまひて、南、高宮に遷りたまひき。故高宮村と曰ふ。是の時酒殿を造る處を即ち酒屋村と號く。贄殿を造る處を即ち贄田村と號く　宮を造る處を即ち館村と號

である。又、そこの入口の魚を捕獲して、御皿に盛り、お案として差し上げた。それで此所を御坏江といふ。又船にお乘りになつた場所には、細い木で机を作つて神を祀り給ひ、此の所から遂にかの小島にお渡りになつて稚孃と御面會になり、仰せられるやうは、「此の島に隱れてゐた、いとしの妻よ」と仰せられたので隱妻島と名付けられたのである。さて、天皇の御乘船と、稚孃の舟とを一つにくくりつけて、一緒に漕ぎ出された。この時の船頭の伊志治には、大中伊志治といふ名をおつけになり、小島から、引き返して、印南の六繼村といふ所まで還つて來られて、此所で始めて睦言を交はされたので、睦を訛つて此所を六繼村といふのである。天皇の仰せられるやうは、「此の所は浪の音や鳥の聲が大變やかましくてならぬ」と仰せられて、南の方に立派な宮を造つてそこへお遷りになつた。それで、そこを高宮村と云ふ。此の時、天皇の御酒の釀造所をたてた所を酒屋村と云ひ、天皇の御食料の置き場所をたてた所を贄田村と名付け、宮殿の造られた土地を館村と名付けた。又、城宮田村にお遷りになつて、此所で始めて結婚遊ばされた。その後、稚孃のお部屋

く。又、城宮田村に遷りたまひ、仍りて始めて婚ましき。以後別孃の掃床に仕へ奉れる出雲臣比須良比賣を息長命に給ふ。墓は賀古驛の西に有り。年有りて別孃此の宮に薨りまししかば、卽ち墓を日岡に作りて葬しまさんとして、其の尸を擧げて印南川渡る時、大飄川下より來て、其の尸を川の中に纏き入る、求むれども得ず。但匣と褶とを得たり。卽此の二つの物を以て、其の墓に葬しまつる。故褶墓と號く。是に天皇戀ひ悲しみて、此の川の物を食はじと誓ひたまひき。此に由りて其の川の年魚は御贄に進らず。後に御病を得て藥有りやと勅りたまひき。卽宮を賀古の松原に造りて還りたまひき。或人此に冷き水を掘り出でき。故松原の御井と曰ふ。

の掃除に奉仕した出雲臣比須良姫といふ人を、息長命に賜ひ、夫婦になされた。褶墓は賀古驛の西方にある。何年かたつて、稚孃は遂に此の城宮田村の宮殿でおかくれになつたから、墓を日岡に作つて、埋めようとなされ、その御遺骸をかついで、印南川を渡らうとした時、大風が川下の方から吹いて來て、御遺骸を川の中に卷き込んでしまつたので、御遺骸を探したが分らずに、たゞ櫛箱と領巾とを得たのみである。それで、此の二つの品物を、御墓に埋葬したのである。かやうなわけで褶墓と名付けた。さて、天皇は、ひどく稚孃を戀ひしく思召されお悲しみになつて、「此の印南川でとつた物は食はない」とお誓ひになつた。それで、此の川でとる鮎は御食料には奉らない。その後御病氣におかかりになつた時、「藥があるか」と仰せになつた。さうして、宮殿を賀古の松原にお造りになり、そこへお還りになつた。或人が、此所で冷い水を掘り出したので、そこを松原の御井と云ふ。

印南の稚孃は、天皇の皇后であらせられ、日本武尊をお生みになつた。此の稚孃を愛せら

れる餘りに、長い間、天皇は、此の播磨の地に住んでをられたやうである。 その御愛情の樣子が、此所に、美しく描き出され、地名起原說話と交錯して物語られてゐるのである 又、右の文章において「御刀之八咫劒之上結爾八咫勾、下結爾麻布都鏡繫」とあつて、「爾」といふやうな假名が用ゐられ、全體を書下しにした、國語的な記法の用ゐられてゐる事は、注意すべきである 此の書では、かやうな、國語式記法を取つた所多く、文章に不熟な所があるのは記者が漢文の素養に薄い人であつたのによるのであらう。 說話の描寫も淡々としてゐて、少しも修飾が認められない。

三山傳說

揖保郡の越部里の條には、三山傳說に關する話が出てゐる。

出雲の國の阿菩の大神、大倭の國の畝傍、香山、耳梨の三の山相闘ふと聞かして、此を諫め止めんと欲して、上り來ませし時、此處に到りて乃ち闘やむと聞かして、其の乘れる所の船を覆せて坐ましき。 故、神阜と號く。阜の形覆せたるに似る。

出雲國の阿菩大神が、大和國の畝傍山、香久山、耳梨山の三山が闘爭してゐると聞いて、これを諫止しようと思ひ、大和國へ上つて來られた時、此の土地まで來ると、その闘爭が止んだとお聞きになり、その乘つて來た船を逆さまに伏せて、此所に居られた。 それでそこを神岡と云ふ。 岡の形は、舟を伏せた形に似てゐる。

三山傳說は、萬葉集卷一の天智天皇の御製によつて有名である 山が闘爭したといふ傳

說はわが國に多く、これは、自然現象として、暴風、噴火の如き天變地異が、かかる說話を生ずるに至つた一つの原因であり、他面、秀麗な山貌を眺めて、その優劣を爭ふ人間の競爭心理も原因の一つとなつてゐるが、古代に於いては、特に、此の、三山傳說の如きが、その代表的な說話で

中大兄近江宮御宇天皇　三山歌一首
高山波雲根火雄男志等耳梨與相諍競伎
神代從如此尒有良之古昔母然尒有許曾
虛蟬毛嬬乎相挌良思吉
反歌
高山与耳梨山与相之時立見尒來之伊奈美國波良

萬葉集三山歌（西本願寺本）

あつた　又これは、妻爭ひ說話にも、交涉を有するものと考へられる　此の書に於いては、その三山傳說の影響を受けて派生した一說話を掲げてゐるに過ぎないが、大和の三山傳說が廣く各地に傳播せられてゐた事を示すものであらう

火明命　右の說話では、岡の形が、船に似てゐるとある所を見ると、船岡とも名づけるべき地形であるらしい　併し、船岡とは名づけずに、神岡と云つた　然るに、他の所では、しばしばその地形によつて名稱の出でた事を示した所がある　餝磨郡の伊和里の條に

昔、大汝命の子、火明命、心行甚强し　是を以て父の神、之を患ひたまひ、之を遁れ棄てんと欲し、乃ち因達の神山に到りまして、其の子をして水を汲ましめ、未だ還らざる以前に、卽ち船を發して遁れ去りたまふ。　是に火明命、水を汲み還り來て、船の發去くを見て、卽ち、大く瞋り怨みまして、風波を起して其の船を追ひ迫む。　是に父の神の船進み行くことを得ず。　遂に打ち破られき。　この所以に其を波丘といひ、琴の落ちし處は卽ち琴神丘と號け、箱の落ちし處は卽ち箱丘と號け、梳匣の落ちし處は卽ち匣丘と號け、箕の落ちし處は仍て箕形丘と號け、甕の落ちし處は仍て甕丘と曰ひ、稻の落ちし處は卽ち稻牟禮丘と號け、冑の落ちし處は卽ち冑丘と號け、沈石の落ちし處は卽ち沈石

昔、大汝命の子火明命は、心も行爲も大變烈しい方であつた。　それで、大汝命は、此の事を心配遊ばされて、御子を遺棄してしまはうと思ひ、因達の神山まで來て、その御子に水を汲んで來させ、未だ御子が歸つて來ない前に、船を出して、逃げて行つてしまはれた。　さて、火明命は水を汲んで歸つて來て、船の出てゆくのを見て、甚だ怒りお怨みになり、海上に風波を起して、其の船を追ひかけられた。　それで、父神の乘つてをられた船は進んでゆくことが出來ず、到頭難破してしまつた。　かういふわけで、その船の難破した所を波丘と云ひ、琴の落ちた所を琴神丘と云ひ、箱の落ちた所を箱丘と云ひ、櫛箱の落ちた所を匣丘と云ひ、箕の落ちた所を箕形丘と云ひ、甕の落ちた所を甕丘と云ひ、稻の落ちた所を稻群丘と云ひ、冑の落ちた所を冑丘と云ひ、碇の落ちた所を碇丘と云ひ、綱の落ちた所を葛丘と云ひ、鹿の落ちた所を鹿丘と云ひ、犬の落ちた所を犬丘と云ひ、蠶の落ちた所を姬路丘と云ふ。　此の時、大汝神が、御妻の弩都姬に仰せられるやうは、「意地の惡い子を棄てようとして、却つて、荒い風波にあつて、ひどく苦しめられた」と仰せられた。　それで、そこの海を瞋鹽と云ひ、父、苦

丘と號け、綱の落ちし處は卽ち藤丘と號け、──瀨(又ハ告の渡)とも名付けてゐる。
鹿の落ちし處は卽ち鹿丘と號け、犬の落ちし處は卽ち犬丘と名け、蠶子の落ちし處は卽ち日女道丘と號く。　時に大汝神、妻弩都比賣に謂して曰はく、惡なき子を遁れんと爲て、返りて風波に遭ひ、太く辛苦められつるかもとのたまひき。この所以に瞋鹽と曰ひ、告齊と曰ふ。

此の火明命は須佐之男命と同じ暴風神の性質を備へてをられて、暴風により船の難破した事を、かく云ひ傳へたものであらう。さうして、その地名は、多く、丘の形から出てゐるやうに思はれる

蚊屋の使用

なほ此の話の次にある、賀野里の地名は、應神天皇が、此の地に宮殿を作り、蚊屋をお張りになつたので、かく名付けたのであるといふ　それで、蚊帳も、上代よりあつた事がわかる　日本書紀の應神天皇卷四十一年條にも、蚊屋衣縫の名が見えてゐる

血生臭い事件

血なまぐさい話の多く出てゐる事も、此の風土記に載せる地名起原說話の特色である。同じ郡の安相里の條では、長畝川といふ地名の起原を說明して、昔此の川に蒋の生えた時、賀毛郡の長畝村の人が來て、その蒋を刈つた。　それで、此の土地の石作連等が、それを奪はうとして相闘ひ、遂に長畝村の人を殺害して、死骸を此の川に投棄したので、長畝川といふのであると記してゐる。　揖保郡の大田里の條には、鼓山の地名を說明して、昔額

田部連伊勢と神人腹太が鬪かつた時に鼓を打ち鳴らしたから名付けたのであると記してゐる。神前郡の川邊里の條には、糠岡の地名を說明して、伊和大神と天日杵命とが、軍勢を引き連れて戰つた時、大神の軍が集つて稻を舂いた所、その糠が集つて丘となつたから名付けたと云ひ、同じく託賀郡の起勢里の條では、臭江の地名を說明して、應神天皇の御代に、播磨國の田村に多くの村君があつて、各の村ごとに爭鬪した時、天皇が勅して、皆此の村に追ひ集めて斬り殺してしまはれた。それで臭江と名付け、血が黑く流れたので黑川と名付けたのであると云ふ。同じく川合里の條の腹辟沼の說明に、花浪神の妻の淡海神が、その夫を追ひかけて此の沼まで來た時、遂に怨み憤つて、みづから刀で腹を割いて此の沼に陷り死んでしまつた。それで腹辟沼と云ふのであると記してゐる。その他、生きた鹿を捕へて臥さしめ、その腹を割いてその血に稻を植ゑたとか（讃容郡）、犬と猪とが相鬪かつて死んだとか（神前郡、都麻里）、さういふ話がしばしば見える。揖保郡の浦上里の條では、新羅人の乘船が遭難し、一行全滅して、その死骸の埋葬せられた所を韓濱と云ひ、その荷物の漂着した所を韓荷島と名付けた事などを記してゐるが、これは、慘事といふ以上に、當時の社會的事件の報道に役立つてゐる。

滑稽な說話　その反對に、滑稽な說話もある。神前郡の堲岡里の話は、その代表的なも

のである。

聖岡里。生野、大内川、湯川、粟鹿、波自鹿村。土は下の下なり。聖岡と號くる所以は、昔、大汝命と小比古尼命と相爭ひて云はく、聖の荷を擔ひて遠く行くと屎下らずして遠く行くと、此の二つの事、何れか能く爲さんやと。大汝命の曰はく、我は屎下らずして行かむと欲ふと。小比古尼命の曰はく、我は聖の荷を持ちて行かんと欲ふと。如是相爭ひて、數の日を經て、大汝命、我は行くに能忍へじと云りたまひて、卽ち坐て屎下りたまふ。爾時小比古尼命笑ひて、然り苦しと曰ひて、亦其の聖を此の岡に擲ちたまひき。故聖岡と號く。又屎下りたまひし時、小竹其の屎を彈き上げて衣を汚しき。故波自賀村と號く。其の聖と

聖岡里　此の里に生野、大内川、湯川、粟鹿、波自鹿村がある。土は下の下である。聖岡と名付けた謂はれは、昔、大汝命と小比古尼命とが口爭ひをして仰せられるやうは、「殖土（粘土）を入れた荷物を肩にかついで遠くに行くのと、屎をしないで遠くに行くのと、此の二つの仕業の中では、どちらを容易にする事が出來ようか」と。すると大汝命の云はれるやうは、「自分は屎をしないで行かうと思ふ」と仰せられた所、小比古尼命は、「自分は粘土の入つてゐる荷物を運んで行かうと思ふ」と云はれた。かやうに競爭して數日たつた後、大汝命は、「自分はもうとても我慢して行く事が出來ない」と仰せられて、直ぐにそこに屈んで屎をなされた。その時、小比古尼命は笑つて、「さやう、いかにも苦しい」と仰せられて、小比古尼命も亦、その粘土を此の岡の上に投げ出し給うた。それで、此の岡を聖岡と名付けたのである。又屎をなされた時、笹がその屎を彈ね上げて着物について、これを汚した。それで、その土地を波自賀村と名付けた。その粘土と屎とは化石して今でもなくならない。或人

屎と石に成りて、今に亡せず。一家は云く、品太天皇巡り行でます時、宮を此の岡に造りたまひ、勅して云はく、此の土は埴爲らくのみと。故埴岡と曰ふ。

の說によると、應神天皇が此の國を巡行あそばされた時、宮殿を此の岡に造築あそばされて、仰せられるやうは、「此の土は、きつと殖土であらう」と仰せられた。それで埴岡と云ふのである。

此の滑稽な競爭と、餘り上品でない洒落に似た地名の謂はれは、無邪氣な笑を催す。荷物の落ちた話は、揖保郡の大家里の條にも出てゐる。宇治稚郎子命の御時、宇治連等の遠祖、兄太加奈志、弟太加奈志の二人が、大田村の與冨等の地を請ひ受けて田を開墾し、田植をする時に、召使が朸に食器等を入れて荷つて來たが、その朸が折れて荷物が落ちたので、その鍋の落ちた所を黑戸津と云ひ、前の筥の落ちた所を上筥岡と云ひ、後の筥の落ちた所を下筥岡と云ひ、荷いでゐた朸の落ちた所を朸田と名付けたと云ふ。此の話では、宇治稚郎子命の御事を、宇治天皇と申上げてゐるところを見ると、御位に卽いておいでになつたと信じてゐたものとおもはれる。

女性の勢力が男子を壓倒した話　神前郡の都麻里の都太岐といふ地名を說明して、

昔、讃伎の日子神が、氷上刀賣といふ女に結婚を申込まれた時、氷上刀賣は、「否です」と云つて斷つたが、日子神は猶も執拗に迫つたので、氷上刀賣は怒つて、建石命といふ人を雇ひ入れ、

これに頼んで、双方の兵が戰つた所、讃伎の日子神の方が負けて、逃げ去つてしまつた、その時に日子神は「自分は臆病で怯い」と慨嘆したと云ふ。これが都多岐と云ふ地名の出來た謂はれである云ふが、此の話に出て來る女性は、まことに恐るべきものがある。なほ、同じ郡の法田里の地名も、讃伎の日子が建石命に負かされて、敗退した時、手で匐うて逃げたので、匐田と云ふのであると云ふ地名の起原も失笑させられる。又、甕坂といふ名も、讃伎の日子が逃げ去る時、建石命が追ひかけて來て、此の坂で、「此の後、これから内へ入つてはいけない」と云つて御冠を置いたから甕坂といふのであるといふが、此の地名の起原はいかがはしい。やはり甕そのものに關係のある地名であらう。一説に、播磨と丹波との堺を定める時、此の坂に大甕を埋めて國境の印としたから甕坂といふのであるといふ方が本當らしい。右の話の冰上刀賣のやうに婦人の勢力の強い話は、揖保郡の出水里の條にもある。美奈志川といふ川の名の謂はれを記して、伊和大神の御子石龍比古命と、その妻の石龍比賣命のお二人が、川の水について相爭ひ、妖の神は北の方の越部村に流さうとし、妹の神は南の方の泉村に流さうと思はれた。それで、妖の神は、その山の岑を踰えて、川の水を北の方に引かれたので、妹の神は、これを見て、道理に叶はぬと思ひ、櫛でその流を塞いで、岑の附近に溝を掘り、泉村の方に流してしまつた。それで、妖の神も亦、妹の神の計劃の裏をかいて、泉村の流水を奪ひ、西

の方の桑原村に引かうとせられたが、妹の神は遂にこれを許し給はず、密樋を作つて川水を泉村の田のほとりに流出せしめ給うた。その爲めに此の川の水はなくなつてしまつたので、无水川と云ふのであると云ふ。これも亦、夫君に楯をついて爭ひ抜かれた女丈夫の姿を示してゐる。かやうに、男まさりの婦人の話を、本書は傳へた所がある。

於奚命と袁奚命　此の風土記の終の方、美嚢郡の志深里の條には、於奚命、袁奚命の話を傳へてをり、他の部分に比して、珍しくも内容が詳審で、記紀の記載を補ふに足るものがある。

於奚、袁奚天皇等、此の土に坐せる所以は、汝父市邊天皇命、近江國の摧綿野に殺さえませし時、日下部連意美を率て逃れて、惟の村の石室に隱れたまひ、然の後意美自ら罪の重きを知り、乘れる馬等の、其の筋を切り斷ち、遂り棄て、亦持てる物桉等盡燒き廢て、即ち經ぎ死にき。爾に二人の子等、彼此に隱れ、東西に迷ひたまへり。仍に志深村の首伊等尾の家に役はれたまひき。伊等尾

億計天皇(仁賢天皇)弘計天皇(顯宗天皇)の御二人が、此の土地にをられたわけは、その御父市邊押磐皇子が、近江國の摧綿野といふ野原で殺され給うた時、此の兩皇子は、日下部連意美といふ者を供に連れて、逃れて來て此の志深の村の岩屋の中に隱れてをられた。所が、その後、意美は、自分で自分の罪の重い事を感じて、乘つて來た馬の手綱を切つて、追拂つてしまひ、又、持つてゐた鞍なども皆燒き捨てて、首をくくつて死んでしまつた。それで、二人の皇子は、あちらこちらに身を隱して、所々方々をさ迷ひ歩かれた。さうして、志深村の村長伊等尾といふ者の家に召し使はれ給うた。或日、伊等尾が新宅披露の祝の宴を催し

が新室の宴に因りて、二子等をして燭さしめ、仍て詠辭を擧げしむ。爾に、兄弟各々相讓りたまひき。乃ち弟立ちて詠ひたまふ。其の辭に曰く、

たらちし、吉備の鐵、俠鍫持て、田打つが如、手拍つ子等、吾將儛はむ。

又詠ひたまふ。其の辭に曰く、

淡海は、水渟る國、倭は青垣、青垣の山投に坐す市邊の天皇の御足末、奴つらま

と云へれば、卽ち、諸人等皆畏みて走げ出でぬ。爾に針間國の山門を領めに遣さえし山部連少楯相聞き相見て、語りけらく、此の子の爲めに、汝母手白髮命、晝は食したまはず、夜は寢をねたまはず、有るは生きたまひ、有るは死にたまひ、子等を泣き戀ひませり

たので、二人の皇子に燈火をつけさせ、さうして、歌を唄はしめた。それで、二人の皇子は、互ひに讓りあつてをられたが、遂に、御弟の弘計皇子が立つて歌をお唄ひになつた。その歌詞は、

(たらちしは枕詞)吉備で產する鐵で作つた鍬をもつて田を打つやうに、人々が手を打つて囃すから、自分も舞を舞はう。

まう一首歌をお唄ひになつた。その歌詞に、

近江は水がたまつて大きい湖水のある國であり、大和は周圍に青々と垣根の如く、山の廻つてゐる國であるが、その大和に居られた市邊押磐皇子の子孫が、此の家に召使となつてゐるのだ。

と仰つたので、多くの人は皆畏れ入つて、逃げ出した。然るに、播磨國の山門を支配するために派遣せられてゐた山部連少楯が、此の事を聞いて皇子にお目にかかり、申上げるやうは、「此の御子樣方の御行方が不明のために、御母の手白髮命は、晝は御飯もおたべにならず、夜もろくろくおやすみにならないで、元氣を快復あそばされても、亦氣絶をあそばすほどに、皇子達の事を歎き悲しんでをら

と。仍て參上りて右の件の如申ししかば、卽ち歡び哀しみ泣きたまひ、少楯を還し遣して、召上げて、仍て相見相語らひ戀ひたまひき。此より以後、更還り下りまして、宮を此の土に造りて坐さしめき。故高野宮、小野宮、川村宮、池野宮有り。又倉を造る處は卽ち御宅村と號け、倉を造る處は御倉尾と號く。

れます」と云つて、直ぐに、手白髮命の御所へ參つて、以上の通りを御知らせ申上げると、御母は大變喜んで、嬉し泣きにお泣きになり、少楯を播磨國にお歸しになつて、二人の皇子をお呼び寄せになり、間もなく御對面になつて、いろ／＼の話をしては懷しがられたのであつた。その後、二人の皇子は、又、播磨國へお歸りになり、此所に宮殿を御造營あそばされてお住居になつた。それで、高野宮、小野宮、川村宮、池野宮等の名があり、又、屯倉（穀物を收める御倉）を造つた所を三宅村と名付け、御倉を造つた所を御倉尾と名付けた。

此の記載によつて、古事記に、兩皇子が、播磨の國人の志自牟といふ人の所に居られたやうに記してゐるのは、地名を人名に誤つたものであるといふことがわかる。歌詞にも、相異があるが、風土記の記載に信ずべき點のあることは明瞭であらう。

假名書の表記法と地誌的記述　前にも述べたやうに、此の風土記の表記法は、他の風土記に比して、假名の表記法、又、國語式表記法をとつた所が多いのが特徴で、むしろ漢文的な潤飾は、殆ど見られない程に極めて少い。「帶中日子命乎坐於神」（印南郡、大國里）と云つたやうな記法が隨所に見られる。又揖保郡石海里の條には、「故號宇須伎 新辭伊波須久」などと註し

てゐるが、これは「宇須伎」は古語で、新しい語では「イススク」といふのであるといふ事を示した註で、「イススク」は慌て立ち騒ぐ意である。古事記神武天皇條に「爾其美人驚而立走伊須須岐伎」とあるのも同樣の語で、此の書が、國語の表現に注意を拂つてゐた事は、これによつても明かであり、その意味では、古事記に近い表現を持つてゐるといふ事も出來る。勿論、地誌的記述も散見し、

此里有松原生甘茸。色似茸花、體如鷰茸。十月上旬生、下旬亡。其味甚甘。（印南郡、六繼里の條）

此澤生菅。作笠最好。生梔、枌、栗、黃連、葛等。生鐵、住狼、羆。（讚容郡、柏野里の條）

と云ふやうな記述も少くない。播磨の菅笠は、上古から名産であつたらしい。

逸文　現存の播磨風土記に存しない佚文二箇條が、他書に見えてゐる。その中、釋日本紀卷十一に引いた、何郡に屬するか不明のものに、神語が出てゐる。これも、前に日本書紀の章で記した神語に類するものとして、古代の辭章を知るのに、注意すべきものと思ふから次に揭げる。息長帶日女命（神功皇后）が新羅國を征しようとあそばされて、御發向の途中、諸神に祈禱を捧げ給うたが、その時、國堅大神（伊弉冊尊）の御子爾保都比賣命（丹生大明神）が、國造石坂

比賣命に著いて教し給うた御言葉である。

好く我が前を治め奉らば、我爾ち善き驗を出だして、比比良木の八尋桙、根底附かぬ國、越賣の眉引の國、玉匣賀々益國、苦尻賓有る、白衾新羅國を、丹浪以て平伏け賜はむ

如此教へ賜ひて、此に赤土を出し賜ひて、天の逆桙に塗りて、神舟の艫舳に建て、又御舟裳及御軍の着衣を染めたまひ、又海の水を攪き濁して渡り賜ひし時に、底潜魚、及高飛鳥等往き來はず、前を遮らざりき。　如是、新羅を平伏け訖へたまひて、還り上りまして、乃ち其の神を紀伊國管川藤代の峰に鎭め奉りき。

よく自分の神前を祀つてくれたなら、自分は、立派な效驗を現はして、柊で作つた長い桙でさへも底の根までは屆かない程に廣大な國であり、少女の描き眉のやうに美しい國であり、(玉匣〔枕詞〕)輝く國で(苦尻〔枕詞〕)賓がある國である所の(白衾〔枕詞〕)新羅の國を、赤い浪で征服してさし上げようと思ふ(以上、神語)

かやうに御教へになつたので、神功皇后は、赤土を取つて來て、天の逆桙にお塗りになり、御舟の先と後とにその桙を立て給ひ、又、御舟の海水に近い所をも、兵士達の鎧も赤土でお染めになり、又、赤土で海水を赤く掻き濁して新羅國にお渡りになつた所、海の底を泳ぐ魚も、空を高く飛ぶ鳥も、通行せず、御舟の前を邪魔する事はなかつた。　かやうにして、新羅の征服が終つてから、凱旋歸朝あそばされて、その神を、紀伊國の管川の藤代の山にお祀りになつたのである。(今紀伊國伊都郡天野村にある丹生神社がそれである。)

此の文章も古代の語部の語り傳へたものと思はれて、語部の文章の特徴をよく現してゐ

る。かやうに、上古の國語に忠實なのが、播磨風土記の第一の長所である

年時の明瞭なる記載　尤も、史官の記錄によつた所もあると見えて、讃容郡の中川里の條に

　　後淨御原朝庭甲申年七月、遣曾禰連麿返送本處

云々とある文章などは明かにさうした材料によつたものであらう　他の所とは、一寸記しざまが變つてゐる。　これは天武天皇十二年の事であるが、さういふ箇所は、他にも本書の中に散見し、天智天皇の庚午年(九年)、持統天皇の庚寅年(朱鳥四年)の事などが記してあるのも同樣で、これは造籍のあつた年であるといふから、その際の史官の記錄などによつたものかも知れぬ。

此の風土記の中の、時代の明かなものを記すと、大帶日子天皇(景行天皇)の御事以下、仲哀天皇、應神天皇、神功皇后、仁德天皇、雄略天皇、顯宗天皇、仁賢天皇、安閑天皇、欽明天皇、推古天皇、孝德天皇、天智天皇、天武天皇時代までの事で、可成り新しい時の事まで記してあるが、さすがに、帝都のあつた大和國に近く、又、文化の早く開けた出雲國にも近いので、神代では、大汝命、少彥名命、天日槍命、伊和大神といふやうな神々が活躍して居られる。　人代となつては、景行天皇、應神天皇が、國內を巡狩あそばされて、多くの地名の生じる原因を作つてをられ、また、應神天皇

の皇后であらせられる神功皇后も、地名の名付けられた原因を作つてをられる。　此の國の開けたのは早く、神代の昔からであつたらうが、此の國の文化が整備したのは、恐らく、これらの天皇の御時であつたと考へてよからう。　韓といふ名を持つ地名が多く、外人に關する說話の散見する事も、此の地に韓人が置かれたりして、此の地方と外國との交通接觸が早く開け、外來文化を早く吸收してゐた事を示すものであらう。

三　出雲風土記

目錄　出雲風土記は、次のやうな順序で記してゐる。

總說　(廣袤、國名、神社三百九十九、郡九、鄉六十一（里百七十九）、餘戶四、驛家六、神戶七（里十二）)

意宇郡(鄉十一、餘戶一、驛家三、神戶三、寺四、社六十七、山七、川九、池二、濱一、嶋七)

嶋根郡(鄉八、餘戶一、驛家一、社四十九、山六、野一、川六、坂二、池五、渡二、濱十八、冷水一、埼八、嶋五十四、剗一、浦三、石二)

秋鹿郡(鄉四、神戶一、社二十六、山五、川六、池五、濱一、嶋四)

楯縫郡(鄉四、餘戶一、神戶一、寺一、社二十八、山三、川四、池五、埼一、濱六、嶋四)

三津島
島根郡
秋鹿郡
意宇郡
大原郡
能義郡
宍
道
湖
伯
耆
國
夜見島
砥神島
栗島
手間山
高野山
大島
鯉石島
朝酌渡
國廳
郡家
真名猪池
神名樋山
熊野社
松岡山
女岳山
大倉山
佐太川
多久川
佐香川
伊農川
大野川
多大川
山田川
長江山
三津浦
加茂神戸
安来郷
舍人郷
山國郷
屋代郷
手染郷
方結郷
神戸里
布自枳美高山
今高山
御室山
玉嶺
田原
御室山
三穂之埼

出雲郡鄉圖
石見國
備後國
飯石郡
仁多郡
出雲郡
多伎郡
多伎驛
多伎山
佐比賣山
今三瓶山
琴引山
波多郷
波多小川
來島郷
三屋郷
三屋川
熊谷郷
須佐郷
多禰郷
朝山郷
河内郷
古志郷
高岸郷
八野郷
杵築郷
御埼山
日御崎社
宍道驛
佐世郷
三處郷
布勢郷
大内野

出雲郡（鄕九、神戸一、寺一、社百二十二、山二、川二、池二、江二、埼四、濱十二、嶋十一、水海一）
神門郡（鄕八、餘戸一、驛家二、神戸一、寺二、社三十七、山九、川二、池四、水海一）
仁多郡（鄕四、社十、山八、野三、川七）
飯石郡（鄕七、社二十、山十一、野四、川五）
大原郡（鄕八、寺三、社三十、野一、山五、川五）
交通路、軍團、烽、戍（兵營ノ事）

以上九郡（後に、意宇郡より、能義郡が分れて、十郡となつてゐる）。各郡の報告は、それぞれ各郡司がなしたもので、報告書はそれぞれ異なつてゐるが、それを、更に編者が整理したものであるから、內容はよく同一の體裁を保ち、統一がついてゐる。中には、他の郡と同樣であると云つて、說明を略した所もある。

記述の體裁　その體裁は、各郡とも、先づ、鄕名、餘戸里の名、驛家の名、神戸里の名を擧げ、次に、郡名の由來を記し、次に、各論として、各鄕、各餘戸里、各驛家、各神戸里について、その位置、名の謂はれ等を記した。その次に、郡內の寺院名を記して、その所在地と所造者の名をあげ、その次には、神社名をあげ、次に、山川、池、渡、濱、泉、埼、嶋、浦等の名をあげて、その所在地、地形、産物、生物の名、名の謂はれのわかつてゐるものは、その由來等を記してゐる。神社名より前に寺院名を

出してゐる事によつて、當時寺院を重んじ、佛敎を信じた思想の傾向が示されてゐる　各郡の始に、目錄がついてゐるが、時にその目錄に記してある鄕數には間違ひがある　各鄕は、大抵三つ、時としては二つの里に分れてゐる　今日で云へば村の中に大字があるやうなものである　併し、その里の事は本文の中には記してなく、たゞ目錄の所に、見えるだけである　鄕は、五十戶をもつて一鄕とし、もし、五十戶以上、例へば七十戶あつたやうな場合には、その中の五十戶をもつて、やはり一鄕として、殘りの二十戶をもつて一つの里とする　これを餘戶（あまりべの）里といふのである　又、神社に屬する民戶は、これを神戶里と云うて、これも普通の鄕、里とは區別してゐる　各郡の終には、郡內の交通路を記し、郡の司の署名を記してその郡の記載が終り、次の郡にの說明移つてゆくのである

語部の文辭

以上のやうに、此の風土記は、地理書としては、最も完備した形態を備へ、體裁が最も整然としてゐるが、それだけ、文學としての內容には乏しい。併し、他の風土記と同樣に、地名起原傳說を記した中には、文學的表現を持つものもあり、說話文學として興味深い內容を持つてゐる部分もある　特に、意宇郡名について記した箇所の如きは、此の地の語部の語り傳へた言葉をそのままに記したものと見えて、文章が頗る古體であつて、古事記の或箇所と、類似の表現を取り、記法も亦、さういふ文章に應じて、國語を生かすのに適當な、假名書

の多い記し方である　今その部分を次に揭げて見よう。

意宇と號くる所以は、國引きませる八束水臣津野命の詔りたまはく、八雲立つ出雲の國は、狹布の稚國なるかも、初國小さく作らせり。故作り縫はんと詔りたまひて、栲衾志羅紀の三埼を、國の餘り有りやと見れば、國の餘り有りと詔りたまひて、童女の胸鉏取らして、大魚のきだ衝き別けて、はたすゝき穗振り別けて、三つよりの綱打ち挂けて、霜黑葛くるやくるやに(一ニ、「へな〳〵」ト訓ム、下同ジ)に、河船のもそろもそろに、國來國來と引き來縫へる國は、去豆の打ち絕よりして、八穗米きづきの御埼なり。此くて、堅め立てしかしは、石見の國と出雲の國との堺なる名は佐比賣山是なり。亦持ち引ける綱は、薗の長濱是なり。

此の郡を意宇と名づけるわけは、此の國を修理あそばした(枕詞八束水)臣津野命の仰せられるやうは、「(枕詞八雲立つ)出雲の國は、(枕詞狹布の)若く小さい國である。國の作り始めに狹く作つてしまつた。だから、此の國の修理をしよう」と仰せられて、「(枕詞栲衾)新羅國の御崎に、國土の餘つてゐる所はないかと調べて見たら、國土に餘つた所がある」と仰せられて、(枕詞童女の胸)廣く平たい鉏をお取りになり、(枕詞大魚の腮)餘つてゐる土地を鉏で切り取り、(枕詞幡薄穗)取り離してしまつて(一説に、「屠り別く」の意とす　下同)三つ縒の丈夫な綱をその土地に引き懸けて、(枕詞霜黑葛)その綱をするり〳〵と手繰り寄せ、(枕詞河船の)そろり〳〵と引き寄せて、「國來い國來い」と云ひながら引張つて來て出雲國に取り附けた土地は、古津の地を境目として、(枕詞八穗米)杵築の埼である。かやうにして、その引張つて來た土地が離れないやうに綱を堅く結びつけた杙は、石見國と出雲國との堺にある三瓶山がそれである。亦、これを引張つて來るのに使つた綱は、薗の長濱がそれである。

亦北門佐伎の國を國の餘り有りやと見れば、國の餘り有りと詔りたまひて、童女の胷鉏取らして、大魚のきだ衝き別けて、はたすすき穗振り別けて、三つよりの綱打ち挂けて、霜黑葛くるやくるやに、河船のもそろもそろに、國來國來と引き來縫へる國は、多久の打ち絶よりして、狹田の國是なり。

亦北門良波の國を、國の餘り有りやと見れば國の餘り有りと詔りたまひて、童女の胷鉏取らして、大魚のきだ衝き別けて、はたすすき穗振り別けて、三つよりの綱打ち挂けて、霜黑葛くるやくるやに、河船のもそろもそろに、國來國來と引き來縫へる國は、手縫の打ち絶よりして、闇見の國是なり。

亦高志の都々の三崎を、國の餘り有りやと見れば國の餘り有りと詔りたまひて、童女

又、「北方の佐伎の地に餘つてゐる土地はないかと思つて見ると、餘つてゐる土地がある」と仰せられて、(童女の胸)廣く平たい鉏をお取りになり、(大魚の腮)餘つてゐる土地を鉏で切り取り、(幡薄穗)取り離してしまつて、三縒の丈夫な綱をその土地に引き懸けて、(霜黑葛)その綱をするり／＼と手繰り寄せ、(河船の)そろりそろりと引き寄せて、「國來い國來い」と云ひながら引張つて來て出雲國に取り附けた土地は、多久の地を境目として、佐太の土地がそれである。

又、「北方の良波(一說に野浪、又一說に隱岐といふ)の地に餘つてゐる土地はないかと思つて見ると、餘つてゐる土地がある」と仰せられて、(童女の胸)廣く平たい鉏をお取りになり、(大魚の腮)餘つてゐる土地を鉏で切り取り、(幡薄穗)取り離してしまつて、三縒の丈夫な綱をその土地に引き懸けて、(霜黑葛)その綱をするり／＼と手繰り寄せ、(河船の)そろり／＼と引き寄せて、「國來い國來い」と云ひながら引張つて來て出雲國に取り附けた土地は、手染の地を境目として、闇見の地がそれである。

又、「越の國の筒川の崎に、餘つてゐる土地はないかと思

の胷鉏取らして、大魚のきだ衝き別けて、はたすすき穗振り別けて、三つよりの綱打ち挂けて、霜黑葛くるやくるやに、河船のもそろもそろに、國來國來と引き來縫へる國は、三穗の埼なり。持ち引ける綱は夜見島是なり。　固堅め立てしかしは伯耆の國なる大神の岳是なり。今は國引き訖へぬと詔りたまひて、意宇の杜に御杖衝き立てて、意惠と詔りたまひき。故意宇と云ふ。　謂所意宇の杜は、郡家の東北の邊、田の中に在る塾是なり。圍八歩許り、其の上に木有りて繁れり。

つて見ると、餘つてゐる土地がある」と仰せられて、(枕詞童女の胸)廣く平たい鉏をお取りになり、(枕詞大魚の腮)餘つてる土地を鉏で切り取り、(枕詞幡薄穗)取り離してしまつて、三つ縒の丈夫な綱をその土地に引き懸けて、(枕詞霜黑葛)その綱をするり／＼と手繰り寄せ、(枕詞河船の)そろり／＼と引き寄せて、「國來い國來い」と云ひながら引張つて來て出雲國に取り附けた土地は、三穗の崎である。これを引張つて來るのに使つた綱は夜見島(今の弓濱)がそれである。　又、その引張つて來た土地が離れないやうに綱を堅く結びつけた杙は伯耆の國の大神岳がそれである。「まうこれで國を引張つて來る事が終つた」と仰せられて、意宇の森に、その杖を衝き立てて休息あそばされ、オーヱー(ヤレ／＼)と仰せられた。　それで此の地を意宇と云ふのである。　此所に云ふ意宇の森とは、郡役所の東北方、田の中にある小山がそれである。周圍八歩許り、その小山の上に樹木が繁つてゐる。

國引の段の解說　これは國引の段として名高い一節で、その枕詞を多く使ひ、長文の反復をしてゐる所などは、古事記にもあつた文章の特徴と同じく、「くるや／＼」「もそろ／＼」と云ふやうな言葉もさうであり、これが語部の言葉をそのままに傳へたものである事は、確

實である。故にこれは、地名起原說話としてのみならず、上代の語部の語り方がうかがへる點においても、珍重すべき文章である。その爲めに、記法も假名を多く用ゐ、又、「三自之綱打挂而」の「自」の如き、普通の假名とは違つて、所謂、借訓と云はれる記法を用ゐたりして、古事記と同樣の表記法を取り、此の點に、可成り苦心をしてゐる事が知られるのである。此の文章の內容を見ると、日向と並んで、わが國最古の古代文化を傳へる出雲國の開發せられて行つた跡が想像出來る。即ち、此所に他國より引張つて來たといふ四つの土地は、出雲國の北邊に位し、杵築の地より順次東方に並んでゐて、最後の三穗の崎は、東方に突出してゐる半島である。此の順序で、出雲國は開發せられ、經營せられて行つたのである。その最初の所なる杵築の地に、出雲大社が設けられたといふのも、謂はれある事であらう。さういふ文化的意義ある內容を、語部一流の莊重な口調で、語り出だしてゐるのである。此の箇所が、ひとり出雲風土記のみならず、上代文學中の、有數の名文たる事は云ふまでもない。國土の開發せられてゆく樣を、綱で國を引き寄せ、さながら舟を牂牁に結び付けるが如く、これを長い杙に結びつける事に譬へて、長い海岸を綱に譬へ、高い山を杙に譬へ、擬聲語を用ゐた獨特の表現を多く使用してをり、想像の奔放と譬喩の奇警と、しかも內容に適切なる表現をもつて、雄大莊重なる文章をなしてゐるのである。なほ、これに參照すべきものに、神門郡の神門水海

の條の、「即ち水海と大海との間に山有り。長さ廿二里二百卅四步、廣さ三里、此は意美豆努命の國引きましし時の綱なり。今の俗人薗の松山と號く。」と見えてゐる記事などがある。

語臣猪麻呂　この國引の條についでは同じ郡の安來郷の條がすぐれてゐる。

安來郷。郡家の東南二十七里、一百八十步。神須佐乃烏命天の壁立つ極廻りましき。爾時此處に來まして詔りたまはく、吾が御心は安平く成ぬと詔りたまひき。故安來と云ふ。即ち北の海に毘賣埼といふところ有り。飛鳥淨御原宮御宇天皇の御代、甲戌の七月十三日、語臣猪麻呂が女子、件の埼に逍遙びて、邂逅も和爾に賊はえて皈らず

出雲安來

安來郷。郡役所の東南二十七里の地にあり、廣さ百八十步。昔、須佐之男命が天下の果々まで巡廻あそばした事があつた。その時、此の安來郷にもおいでになり、仰せられるやうは、「此所に來て、自分の心は安くなつた」と仰せられたので安來といふのである。此所より北方の海岸に毘賣崎といふ所がある。天武天皇の時代、天武二年の七月十三日に、語臣猪麻呂といふ人の娘が、此の毘賣崎に遊びに行つて、偶然に鰐鮫に出あひ、害せられて、歸つて來なかつた。それで、父猪麻呂は、食ひ殺された娘の死骸を毘賣崎の附近に埋葬し、大聲に憤り叫んで、天に向つてどなり散らし、地だんだを踏んで、立つては泣き叫び、座しては歎き悲しみ、晝も夜も心を苦しめ

なりぬ。爾時、父の猪麻呂賊はえし女子を毘賣崎の上に斂め、大發聲憤びて、天に號ひ地に踊り行ちては吟び居ては嘆き、晝夜辛苦みつゝ、斂めし所を避ることなし。是作る間に、數日を經歴たり。然して後慷慨の志を興して、麻呂、弓箭鋭鉾を撰び、便の處に居り、卽て擡み訴云へけらく、天つ神千五百萬、地祇千五百萬、並べて當國に靜まります三百九十九社、及、海若等、大神の和魂は靜まりて、荒魂は皆悉に猪麻呂が乞む所に依り給へ。良に神靈有しまさば、吾が傷めることを助け給へ。此を以て神靈の神たるを知らむ、といへれば、爾時、須臾有りて、和爾百餘靜かに一つの和爾を圍み繞らして、徐に率ゐ依り來て、居下に從きて、進ます退かず、猶圍繞みゐるのみ。爾時、鉾を擧げて中央なる一和爾を叉して殺し捕りしかば、かの百餘の和爾どもみな解散けぬ。殺し割きてみれば、女子の一脛屠

て埋葬した所を立ち去らない。かやうにしてゐる間に、數日過ぎた。その後慷慨悲憤の情に堪へず復讐の念を興して、猪麻呂は、弓矢や鉾の鋭いものを選んで、都合のよい所にをり、神々を拜み祈願をこめて申すやうは、「天の神千五百萬、地の神千五百萬、すべての此の出雲國に鎭座まします三百九十九社の神、又、海の神達にお願ひします。その神々の優しい和魂には用はございませんから、そのままにゐて下さつて、烈しい荒魂だけは、皆の方に此の猪麻呂がお願ひ申しますから、どうか私のいふ事を聞いて下さい。本當にその神樣達の神靈がいらつしやいますなら、私の歎き悲しんでゐる事をお助け下さい。もしお助け下さつたなら、それで、神靈が本當に神樣である事を信じようと思ひます」と云ふと、その時、暫らくして、百餘の鰐鮫が一匹の鰐鮫を取り圍み、靜かにその鰐鮫を引き連れてやつて來て、猪麻呂の居る所に止つて、進みも退きもせず、離れない。ただその鰐鮫を取り圍んでゐ

出でたり。仍の和爾は殺し割きて串に挂けて路の垂に立てたりき。安來の郷人語臣等が父なり。其の時より以來、今日に至りて六十歳を經たり。

るだけである。その時に、猪麻呂は鉾を振りあげて、眞中に圍まれてゐる一匹の鰐鮫をぐさりとさし殺してしまつたので、他の百餘の鰐鮫は皆ちりぢりに立ち去つた。猪麻呂は、その鰐鮫の身體を切り裂いて見ると、中から娘の脛の一つ呑み込まれてゐるのが出て來た。かの鰐鮫は切り裂いて串にさし、道路の傍に立ててさらし物にした。猪麻呂は安來鄉の人なる語臣達の父である。此の事件があつてから今日まで六十年の歳月が過ぎた。

此の事件は、比較的近代の話であり、天武二年から、出雲風土記の撰まれた天平五年までは丁度六十年たつた事になるのである。併し、此の話は、語臣によつて語られた事がらであるに違ひなく、從つて、語部の語りぶりの一面を代表するものであり、殊に、かかる近代の事件でも、語部によつて、一つの物語に創作せられてゆく事を示す例證となる。猪麻呂が娘を失つて悲痛憤激した有様が、語部獨特の一種の誇張した調子で、よく描かれてゐるが、一面、此の中には、娘が鮫に襲はれた凄慘な光景の描寫が、全く省かれてゐる。娘は海岸で鮫に襲はれ、その一脚を嚙み切られて、死んだものと思はれる。さういふ悲慘な有様を、父として、一族として、語り傳へるには忍びなかつたのであらう。從つて、此の物語では、父の悲歎と、神靈の加護の、靈驗あらたかなる事が、中心となつてゐる。地名起原說話以外に、かうした巷間の事件を

傳へてゐる事は、此の書の中にあつて、極めて稀なる例である。又、此の話は因幡の白兎の話などと共に、此の地方の海岸に鮫の多かつた事を示すものである。

國語の尊重　此の他にも、部分的には、假名書を交へて、古語、古文辭の表現を保つ事につとめた形跡が著しく見られる。殊に、神代の話が多く、神語の如きは、假名書をもつて記載した所が少くない。例へば仁多郡の條で、

所以號仁多者、所造天下大神、大穴持命詔、此國者、非大非小、川上者木穗刺加布、川下者河志波布這度之。是者爾多志枳小國在詔。故云爾多。

仁多と名付けた謂れは、日本國家をお造りになつた神様、大穴持命が仰せられるやうは「此の地は大きくもなく小さくもなく、川上には木の梢がさしかはし入り交る程に繁茂し、川下には河芝が一面にはえてゐる。これはまことに濕氣の多い國である」と仰せられた。それで仁多といふのである。

かやうに、漢字ばかり用ゐてあつても、表記法は純粹に國語的な記法を取つてゐる箇所は、此の書の中には少くないのである。

阿遲須枳高日子命　此の同じ郡の中の、次のやうな話も注意すべき條である。

三津郷。郡家の西南廿五里。大神大穴持命の御子、阿遲須枳高日子命、御須髮八握生

三津郷。郡役所の西南廿五里に在る。日本の國をお造りになつた大神大穴持命の御子の阿遲須枳高日子命は、

ふるまで、晝夜哭きまして、辭通はず、爾時祖の命御子を船に乘せて八十嶋を率て巡りつつ、うらかし給へども、猶哭きますこと止まざりき。　大神夢願し給はく、御子の哭く由を夢に告げたまへと、願ぎましけるに、則夜御子の辭通はすと夢見ましき。　寤めて問ひ給へば、爾時御津と申したまひき。　爾時何處を然云ふと問ひ給へば、即ち、御祖の前を立ち去りいでまして、石川度り坂上に至り留りて、是處と申したまひき。　爾時其の津の水を汲み出でて御身沐浴ぎましき。故國造、神吉事奏しに朝廷に參向る時に、其の水汲み出でて用ゐ初むるなり。　此に依りて今も產婦は、彼の村の稻食はず、若し食へば生まるる子云はず。　故三津と云ふ。神龜三年字を三澤と改む。　即ち正倉有り。

鬚が長く伸びる年頃までも、晝夜お泣きになつて、物を仰せにならない。　それで母君の多紀理の命は、御子を船に乘せて、多くの嶋々を漕ぎ廻りながら、その御氣嫌をお取りになつたが、まだお泣きになる事をおやめにならない。それで母君は、夢のお告を神樣に願つて、「どうか此の子の泣きやまないわけを、夢の中でお告げ下さい」とお願ひになつた所、その夜に、御子が物を仰せられると夢の中で御覽になつた。　それで眼が覺めてから、試みに、御子に物を云ひかけて御覽になると、御子は「御津」といふ言葉を仰せになつた。　それで、母君は「御津といふのはどこか」とお尋ねになると、御子は、母君の御前を立つて、出て行かれ、石川を渡り、坂の上に來て、お立ち留りになり、「此所が御津であります」と仰せられた。　それで、そこに湧き出てゐる泉の水を汲んで御身體を御清めになつた。かやうなわけで、國造が神賀詞を讀み上げに朝廷に參る時には、此の水を汲み出して身體を清める水に初めて用ゐる例である。　それで、今でも妊娠してゐる女は、此の村の稻を食はない。　もし食ふと生れた子は、物を云はないのである。　以上のやうな理由で、此の地を三津と名づけ

たのである。神龜三年に三澤といふ字に改めた。此所に官庫が置かれてゐる。

阿遲須枳高日子命は、記紀の神話にも出てゐるが、此所では、「御鬚八握生ふるまで」泣き叫んで物を仰せられないといふので、さながら、記紀の神話の須佐之男命と同じ有樣である。出雲神話では、此の須佐之男命の、さうした御性質を、他の御子孫の神々にも附加して、云ひ傳へたものと思はれる。 此の說話の表記法には、「宇良加志給鞆」とか「石川度坂上至留」とかいふやうな、純國語的な記載法を取つてゐて、殊に、「鞆」といふ字の如きは所謂借訓で、單なる假名書とも違ふもの、風土記中では、例の少い用字法である。 これも恐らく、語部の辭章に發してゐるものと思はれる。 出雲國造神賀詞の事が、此所、また此の書の他の所にも見えてゐる事も注意すべきである。

枳佐加比比賣命　嶋根郡の加賀神崎の條の割注には、次のやうな事を記してゐる。

謂はゆる佐太の大神の產生れませる處なり。 產生れまさんとせし臨時に、弓箭亡せましき。 爾時、御祖神魂命の御子枳佐加比比賣命願ぎたまはく、吾が御子、麻須羅神の御子に坐さば、亡せたる弓箭出で來ねと願

此所は、かの佐太の大神のお生れになつた所である。 大神がお生れにならうとした時に、弓矢がなくなつた。 それで、大神の御母なる神產巢日命の御子の枳佐加比比賣命が、神樣に御願ひ遊ばされるやうは、「どうか、私の生みました子が雄々しい子でありますなら、なくなつた弓矢が出て參りますやうに」と願はれた。 すると、角で作つ

ぎ坐す。　爾時角の弓箭水の隨流れ出づ。爾時生れませる御子の詔りたまはく、此は吾が弓箭にあらずと詔りたまひて、擲げ廢てたまひき。　又、金の弓箭流れ出で來、卽ち待ち取りまして、闇欝き窟なるかもと詔りたまひて、射通しましき。　卽ち御祖支佐加比比賣命の社此處に坐す。　今の人此の窟の邊を行く時は、必ず聲磅磕かして行く。若し密に行けば、神現れて飄風起り、行く船は必ず覆るなり。

た弓矢が、水の上に浮んで流れて來た。　その時、お生れになつた御子が仰せられるやうは、「これは私の弓矢ではありません」と仰せられて、投げ捨て給うた。　次には、金で作つた弓矢が流れて來たので、それを待ち受けてお取り上げになり、「此の窟は暗い窟だな」と仰せられて、その弓矢で、此の窟の中を射通し給うた。　それで、御母君なる支佐加比比賣命の社は此所にある。　今の人が、此の窟の附近を船で通行する時には、必ず、大聲を張り上げて叫びながら行く。　もし默つて通行すると、神靈が現れて暴風が起り、通行の船は必ず顚覆するのである。

此の枳佐加比比賣命は、恐らく、古事記に見える、大國主命が兄君の奸策で殺され給うた時、大國主命の御母が神産巣日命に乞うて、蛤貝姬と共に、大國主命を蘇生せしめるために遣はされた𧏛貝姬の事であらう。　此の話は、弓矢が男子の護身具として、惡魔を退ける威光を持つてゐる事を語るものである。　又、此所に記された御子も、暴風神的性質を備へてゐるやうに思はれる。　なほ、同樣の事は、嶋根郡の加賀郷の條にも見え、又、蛤貝姬の事に關しても、同じく島根郡の條に

法吉郷。(中略)神魂命の御子、宇武賀比比賣命、法吉鳥に化りて飛び渡り、此處に靜まりませり。 故法吉と云ふ。

と見えてゐる。 法吉鳥といふのは、鶯の事で、その鳴聲によつて名付けられた古名である。此等の𧏛貝姫、蛤貝姫は、大國主命を救ふが爲めに、高天原から出雲國へ來て、そのまま此の地にとどまり、これらの傳説を殘されたものであらう

神語の記載 本書の中に、しばしば出て來る神語も、國語的表現を取り、記紀に見えた、神勅、神語と並んで注意すべきもので、古代の辭章の特色を、よく具備してゐる文章である。 故に、その最も重要なものは、既に出だしたが、更にその二三を掲げておく、

意宇郡、母理郷の條に、大穴持命の詔に、

我が造りまして命す國は、皇御孫命、平世に知らせと依し奉り、但八雲立つ出雲國は、我が靜まります國、青垣山廻らし賜ひて、玉珍置き賜ひて守る。

自分が經營して支配してゐた日本の國は、皇孫瓊々杵尊に、「永久に支配遊ばせ」と云つて、お任せ申し上げ、ただ此の出雲國だけは、自分の鎮座する國であるから、青々とした垣根の如き山に周圍を取卷かれて、珍しい玉を國讓の證據として殘しておいて(一説に、自分の魂を此の國に留めておいて)自分はいつ迄も此の國を守る積りである。

と見え、楯縫郡の郡名の條に、神魂命の詔として

百千足天の日栖宮の縱横の御量、千尋栲繩持ちて、百結結び八十結結び下げて、此の天の御量持ちて、天の下造らしし大神の宮造り奉れ。

すべての事物が圓滿に足りととのつてゐる神の住居の宮殿として、日栖宮を建築せられるに當り、その縱横の寸法は、千尋の如き長い淸らかな繩で多くの材木を澤山結び合せ、結び下げて、此の天つ神の測量せられた寸法に從つて、日本の國を經營あそばされた大穴持命の宮殿を造つてさし上げよ。

とある、お言葉などは、祝詞風の上古の莊重な文辭をよく示してゐる　なほ、此の他にも、意宇郡拜志郷の條の、大穴持命の詔に、

吾が御心の波夜志。

此の土地の森林の繁つてゐるのは、自分の心の榮えてゐる。

とあり、秋鹿郡惠曇郷の條の、須佐之男命の御子、盤坂日子命の詔に、

此處は國稚く美好し。國形畫鞆の如くなるかも。吾が宮は是處に造事らむ。

此の所は、土地が新しく綺麗である。土地の形は、鞆畫(巴)に似てゐる。自分の住む宮殿は此所に造らう。

と仰せられたやうな、短いお言葉の中にも、古意を示した注意すべき語句が見える。

さて、以上に掲げたやうな數例以外には、此の古風土記中の最も完備してゐる出雲風土記

においても、特に掲げるに足るだけの著しい箇所は多く見當らないのである。地名起原說話をあげる事は、他の書と同樣に數おほいけれども、いづれも、極めて簡單な事がらに過ぎず、文章内容ともに、何らの生彩あるものには接しない

漢文式の文章 此の風土記の文章は、概して平凡で、ただありのままの地理的事實を、羅列してゐるのに過ぎない。右に掲げたやうな、特殊の表現、殊に假名書風の表記法は、珍しい例に屬する。それは、右の說話が、いづれも、語部の物語を忠實に記錄したものであるからであらう。これと違つて、常陸風土記に多く見えた、漢文式の美文的な箇所は、本書の中には、殆ど見出す事は出來ない。ただ次のやうな文章は、さういふ傾向のある例として、掲げる事が出來るであらう。「忌部の神戶。郡家の正西廿一里二百六十步 國造、神吉詞奏し、朝廷に參向る時、御沐の忌里なり。故忌部と云ふ。」とある下に、

即川邊出湯。出湯所在、兼海陸。仍男女老少、或道路駱驛、或海中沚洲、日集成市。繽紛燕樂。一濯則形容端正、再浴則萬病悉除。自古至今、無不得驗。故俗人曰神湯也。

その川の邊に溫泉がある。溫泉の在る所は、海と陸とにまたがつてゐる。それで、男も女も老いたるも若きも、或は陸上の道路に往來を絕たず、或は海中に突き出てゐる渚に日每に集つて、市を開いたり、盛に入り亂れて宴會をしたりする。一度その溫泉で身體を洗ふと姿形が立派となり、二度その溫泉に入浴するとすべての病氣が癒る。

昔から現在まで效驗のないといふ事はない。それで土地の人は神の湯と云つてゐる。

或は、嶋根郡、前原埼の條に、

肆松蓊欝、濱鹵淵澄、男女隨時叢會、或愉樂歸、或耽遊忘歸、常燕喜之地矣

右の文章などには、漢文式の美文、四六騈驪體の對句風の所もあるが、餘り著しくはない。稀にあつても、此の程度である。それで、此の風土記の如きは、形態の完全に殘されてゐる割合には、文學的內容には乏しいと云はなければならぬ。

地誌的記述　併し、一方から見ると、地理的記述が詳細であるから、その點から云へば、亦古代研究上、甚だ多くの益を與へるものがある事は云ふまでもない。その著しい例を一つあげると、意宇郡の山の名をあげた後に、

凡諸山野所在草木、麥門冬、獨活、石斛、前胡、高良薑、連翹、黃精、百部根、貫衆、白朮、薯蕷、苦參、細辛、商陸、藁本、玄參、五味子、黃芩、葛根、牡丹、藍、漆、薇、藤、李、檜字或作梧、杉字或作椙、赤桐、白桐、楠、椎、海石榴字或作椿、楊梅、松、柏字或作榧、蘗、槻、禽獸則有鵰、晨風字或作隼、鳩、鶉、鶬字或作黃離、鴟作横到切惡鳥也、熊、狼、猪、鹿、兎、狐、飛鼠字或作猵作蝠、獼猴之族、至繁多不可題之。

かやうな調子である。

本書の主なる神と天皇 本書の說話に登場する方々には、さすがに、最も古い文化を有してゐる國だけあつて、神代の神々が多く、かつ、出雲神話に關係のあるさまざまの神々が、地名を殘してをられるが、此の地の經營に大功のあつた大國主命の御事は、必ずしも餘り多く見えてはゐない。 殊に、記紀の神話では、殆ど全く存在の無視せられてゐる臣津野命が、此の風土記の中では盛んに活躍してをられる事は注意せられる。「八雲立つ出雲」の國名さへも、此の神によつて名付けられたと記し、「國引きませる八束水臣津野命」と稱して、尊崇せられてゐるのである。 それで、古事記では、此の神を須佐之男命の御曾孫、大國主命の御祖父の如く記してゐるが、飯田武郷は、須佐之男命の御一名なのを、別神の如く傳へたのであると說いてゐる。 とにかく、本書によれば、出雲の地名は、大抵神代に發祥したものである。 人代となつては、僅かに、景行天皇、欽明天皇の御時に、地名の發生した事を說いた條が見えるに過ぎない。 また、土地の沃塉に關する記事の甚だ少い事も注意するに足る。 出雲郡の出雲大川の條に、「河の西邊或は土地豐饒、五穀、桑、麻、稔頗枝、百姓の膏腴薗、或は草木叢生」とある所などが、多少、此の點にふれてゐるくらゐのもので、風土記撰述の命の中に記してあつた條項の一つを、本書では、輕視してゐるやうである。

四　肥前風土記

目錄　以上の三種に較べると、肥前風土記の殘れる分量は、餘程少い。その內容は次の通りである。先づ最初に、

郡壹拾壹所　鄕七十(里一百八十七)、驛壹拾捌(八)所(小路)、烽貳拾所(下國)、城壹所、寺貳所(僧寺)

とあり、これだけの內容を有してゐたのであらうが、今殘る所は、

總說(國名)
基肆(きい)郡　鄕陸(六)所(里十七)、驛壹所(小路)ノ中(郡名、神社一、泉一、鄕一)
養父(やぶ)郡　鄕肆(四)所(里十二)、烽壹所ノ中(郡名、鄕三)
三根郡　鄕陸(六)所(里十七)、驛壹所(小路)ノ中(郡名、鄕三)
神埼(かむざき)郡　鄕玖(九)所(里二十六)、驛壹所、寺壹所(僧寺)ノ中(郡名、鄕四、岡一)
佐嘉(さか)郡　鄕陸(六)所(里十九)、驛壹所、寺壹所ノ中(郡名)
小城郡　鄕漆(七)所(里二十)、驛壹所、烽壹所ノ中(郡名)
松浦郡　鄕壹拾壹所(里二十六)、驛五所、烽捌(八)所ノ中(郡名、渡一、峯一、里一、驛二

嶋二）

杵島郡　鄕肆(四)所(里十三)、驛壹所ノ中(郡名、山一)

藤津郡　鄕肆(四)所(里九)、驛壹所、烽壹所ノ中(郡名、里二、川一)

彼杵(そのき)郡　鄕肆(四)所(里四)、驛貳所、烽參所ノ中(郡名、鄕二、門(と)一)

高來(たく)郡　鄕玖(九)所(里二十一)、驛肆(四)所、烽伍(五)所ノ中(郡名、池一、泉一)

郡名の十一は揃つてゐるが、鄕名などは隨分缺けてゐて、滿足なのは一つもなく、中には最初の郡名の部分のみを傳へてゐるのみで、それ以下を全く缺くものもある。さうして、中には「以下脫漏」と明かに斷つてある郡も多くある如く、此の書は、甚だ不完全な抄出本なのである。

記述の體裁　所載の事項は、鄕名の下に、その所在を示し、多くは地名の由來を說いたにとどまるが、稀に、風俗習慣や、地誌的記述に及んだ部分もある。地名の由來を說いても、多くは簡單で、著しい說話を傳へてゐる所は割合に少いが、それでも、時として、可成り長く、地名の起原について、興味の深い說話を叙した所もある。歌謠も若干記してゐる。

鏡渡と褶振峰傳說　その中「松浦郡の褶振峯の傳說は最も記すに足る。その前に記してある鏡渡の說話とともに掲げて見よう。

松浦郡
小城郡
杵島郡
藤津郡
佐賀灣

肥前國郡鄉圖
大家島
今大島
宇久島
中通島
江島
平島
奈留島
久賀島

鏡渡（郡の北に在り）

昔者檜隈廬入野宮御宇武少廣國押楯天皇の世、大伴狹手彥連を遣して、任那の國を鎭め、兼ねて百濟の國を救ふ。命を奉はりて到來て、此の村に至る。即ち篠原村と謂ふの（篠シヌ）弟日姬子を娉ひて婚を成せり。（日下部君等が祖なり）容貌美麗しく特に人間に絶れたり。分別るる日鏡を取りて娘に與る。婦悲みを含みて、啼きつつ栗川を渡るに、與れる鏡の緒絶えて川に沈めり。因りて鏡渡と名づく。

褶振峯（郡の東に在り。烽家の名を褶振烽と曰ふ）

大伴狹手彥像（前賢故實）

鏡渡（郡の北に在る）

昔、宣化天皇の時代に、大伴狹手彥連を任那國に派遣して、その國を治めしめ、兼ねて百濟國を高麗國から救濟せしめられた。それで、狹手彥は命令を受けて、都を出で、此の村に來た。さうして、篠原村で妻を求めて、弟日姬子と結婚した。（弟日姬子は日下部君等の祖である）先此の姬は容貌が美しく、最も人にすぐれた美人であつた。別れる日に、狹手彥は鏡を弟日姬子に與へた。弟日姬子は歎き悲しみ、泣きながら、その鏡をもつて、栗川を渡ると、貰つた鏡の紐が切れて川の中に落ちた。それで、此所を鏡の渡といふのである。

褶振峯（郡の東に在る。此の山に烽家が置かれてゐて、その名を褶振烽と云ふ）

大伴狹手彥連船を發して任那に渡る時、弟日姬子此に登り、褶を用て振り招く、因りて褶振峯と名づく。然るに弟日姬子狹手彥連と相分れて五日を經し後、人有りて夜ごとに來りて、婦と共に寢ね、曉に至りて早く歸れり。容止形貌狹手彥に似たり。婦其を怪しと抱ひて忍默し得へず。竊に續麻を用ゐて其の人の襴に繫け、麻の隨に尋め往くに、此の峯の頭の沼の邊に到る。寢たる蛇有り。身は人にして沼の底に沈めり。頭は蛇にして沼の脣に臥せり。忽ち人と化爲りて、卽ち謌ひ

肥前領巾振山遠景

大伴狹手彥連が船を出して任那に渡つた時、弟日姬子は此の山に登つて褶を打ち振つて招いたので、褶振峯と名づけたのである。所が、弟日姬子が狹手彥と別れて五日たつた後に、一人の男が、每晚弟日姬子の所に忍んで來て一緒に寢、夜明方になると早く歸つて行く。その姿形、容貌が、狹手彥に似てゐるので、弟日姬子は、これを不思議に思ひ、知らぬ顏をしてゐるわけには行かなかつたから、そつと麻絲をその男の着物の裾に結びつけ、麻絲のあとに從つて、尋ねて行くと、此の山の頂の沼のほとりに來て、そこに一匹の大蛇が寢てゐた。身體は人間の姿で、沼の底に沈んでをり、頭部は、大蛇の頭で、沼の傍に臥せつてゐた。さうして直ちに、その頭も人間の頭となつて、次のやうな歌を唄つた。

つらく。
篠原の弟姫の子をさ一夜も率寝てむ時や
家に下さむ
時に弟日姫子の從女走りて親族に告ぐ。親族衆を發りて昇りて看るに、蛇と弟日姫子と兼に亡せて存らず。茲に其の沼の底を見るに、但人の屍有り。各弟日姫子の骨と謂ふ。即ち此の峯に就きて墓を造りて治め置く。其の墓見に在り。

篠原村の弟日姫子を、たつた一夜でも、共に寢た時があるからには、此のままその家に歸すわけにはゆかぬ(一緒に、いつまでも、此の沼の底で暮らさう)
その時、これを見た弟日姫子の召使の女は、走つて逃げ歸り、家族の人々に此の事を告げたので、家族の人人が多勢の人を遣し、此の山に登つて見ると、大蛇も弟日姫子も共に姿は見えず、なくなつてゐた。それで、其の沼の底を見ると、ただ人間の死體だけがあつた。人々はこれを弟日姫子の骨だらうと云つた。
それで此の山に弟日姫子の墓を造つて骨を埋めた。
その墓が現在でもある。

褶振峯傳說の變遷　鏡渡の方は、沈鐘傳說に類するもので、名器が河川に埋沒したといふ傳說の含む思想と關係があらう。褶振峯の方は、三輪山傳說として知られる蛇婚說話の要素が入つて來てゐる(古事記參照)。要するに、此の風土記の傳へる所は、著しく傳說化されてしまつたが、此の話が、後人の心を引いた所以は、さういふ怪奇神祕な說話にあつたのではなく、むしろ、新婚間もなく夫に別れなければならなくなつた女性が、遙かに海を隔てた遠國に船に乘つて出てゆく夫を、山の頂から領巾を振つて見送つたといふ悲劇的な情景にあつ

たのであつて、それは、不如歸の逗子の海岸の別の場面に涙を注いだ明治時代の女性の心理と同一である。仙覺抄に引く所の肥前國風土記の帔搖岑の文章は、此の古風土記と異なつ

肥前松浦川

てゐるが、これも、「離別之日、乙等比賣登此峯擧帔招、因以爲名」といふ事だけを記してゐるにとどまり、萬葉集卷五に、此の物語について大伴旅人が記す所の文章も亦、婦人が別れを悲しみ、遂に領巾を取つて、これを振つたので、傍らの人々が涙を流して悲しんだといふ點に、中心を置いてゐるのである。婦人の名は、此の風土記に、弟日姫子とあり、仙覺抄に引く所の肥前國風土記には乙等比賣とある。此の兩者は、同一名と見てもよからうが、萬葉集卷五に大伴旅人の記す所は、松浦佐用嬪面とあつて、名が甚だしく違つてゐる。尤も、弟姫は、年若の美しい少女に對する親愛の意味を籠めた一般的呼稱であり、小夜姫の方が、眞實の名であるとも考へられる。後世では、此の萬葉集卷五に出でた名が傳へられてゐる。併し、風土記の所傳も、萬葉集に記す所も、婦人が石に化したといふ話は全く傳へてゐない。これは、支那の幽

明錄に見える望夫石傳說を取り入れて、此の褶振峯の傳說と附合したものである。「武昌の北山上に望夫石有り。狀人の立てるが若し。古傳に云ふ。昔貞婦有り。其の夫、役に從ひ遠く國難に赴く。弱子を携へて此の山に餞送す。立ちて夫を望み、化して石と爲る。因りて以て名と爲す」とあるのを、領布振傳說の蛇婚說話の代りに入れて、松浦小夜姫の事とし、一層哀れ深く作りなしたのは、中世期の好事家の仕業であらう。

大樹說話　佐嘉郡の郡名について記した所には、大樹傳說を傳へてゐる。

昔者樟樹一株、生於此村。幹枝秀高、莖繁茂、朝日之影蔽杵島郡蒲川山、暮日之影蔽養父郡草横山也

此の朝日夕日の對照は、古代の文辭、傳說に見られる所であるが、右の文章には、漢文式の對句的修辭が見える。此の樟樹が榮えてゐるので、日本武尊が榮國と名付けられたのを、佐嘉郡と改めたのである。また一說に、荒ぶる神を祭り和めた賢女があつたので、賢女郡と云つたのを、佐嘉郡と改めたともいふ。尤も、此の一說に「山の川上に荒ぶる神有り、往來の人半ば殺にぬ」とあるのは、基肄郡姫社郷の條に、「昔者此の門の西に荒ぶる神有り、行路く人多に殺害さえ、半ば凌ぎ半ば殺にぬ」。それで、此の神を祀り和めたと記してあるのに、似た筆法である。又、佐嘉郡の佐嘉川には年魚のある事を記してゐるが、神崎郡の三根郷の條でも、松浦

郡の條でも、年魚の取れる事を記してゐる。年魚は、此の附近の名産であつたらしい。

神功皇后　その松浦郡の年魚に關しては、神功皇后の三韓征伐の説話が名高い。

昔者気息足姫尊、新羅を征伐たんと欲ほして、此の郡に行でまして、玉島の小河の側に進食したまふ。茲に皇后針を勾げて、鈎と爲し、飯粒を餌と爲し、裳の絲を緡と爲し、河中の石の上に登りまして、鈎を捧げて祀曰はく、朕新羅を征伐ちて彼の財寶を求かまく欲りせり。其の事功成り凱旋ちなば、細鱗の魚朕が鈎緡を吞めと。既にして鈎を投げいれたまふ。片時ありて果して其の魚を得つ。皇后曰はく、甚希見しき物なりと（希見メヅラシと謂ふ。）因りて、希見國と曰ふ。今訛りて松浦郡と謂ふ。所以に此の國の婦女孟夏の四月には常に針を以て年魚を鈎る。男夫鈎れどもえ獲ず。

昔、神功皇后が、新羅を征討しようと思召されて、此の郡においでなり、玉島の小河の附近で御飯を召し上つた。そこで、皇后は針の先を曲げて釣針となし、御飯粒を餌とし、着物の裳の糸を取つて釣絲となし、河の中の石の上に登り給うて、釣針を差し上げて祈り申されるやうは、「自分は新羅を征討して、その財寶を得ようと思つてゐる。もし、此の事が成功して凱旋する事が出來るなら、鮎が自分の垂れる鈎にかかるやうに」と仰せられて、釣針を河の中に投げ入れ給ふと、暫くして、果してその魚がかかつた。そこで皇后が仰せられるやうは、「これは大變珍しい物だ」と仰せられたので、めづらの國といつたのを、今は訛つて松浦の郡といふ。それで、此の國の女は初夏の四月には毎年鈎を垂れて鮎を釣り、男子は釣つても魚がかからないといふ。

釣によつて占を遊ばされたのである。

土蜘蛛　土蜘蛛の事も多く見えてゐる。國名の所に、土蜘蛛打猴・頸猴、佐嘉郡の郡名の條に、土蜘蛛大山田女・狹山田女、小城郡の郡名の所にも、土蜘蛛(名なし)、松浦郡の大家島の條に、土蜘蛛大身、値嘉島の條に、土蜘蛛大耳・垂耳、杵島郡孃子山の條に、土蜘蛛八十女、藤津郡の能美郷の條に、土蜘蛛三人(大白・中白・小白)、彼杵郡の郡名の所に、土蜘蛛(名なし)、同、浮穴郷の條に、土蜘蛛浮穴沫媛、同じく周賀郷の條に、土蜘蛛欝比袁麻呂等が出てゐる。此の土蜘蛛といふのは、此の地方に蟠居してゐた先住民族であらう。中央の皇化に服從しないものもあり、また從順なのもあつた。

地誌的記述　物産に就いては、松浦郡の値嘉島の條に、

則ち、檳榔、木蘭、梔子、木蓮子、黑葛、篁、篠、木綿、荷、莧有り。海には則ち、鮑、螺、鯛、鯖、雜魚、海藻、海松、雜海菜有り。彼の白水郎は馬牛に富む

などの如く記されてゐるが、かういふ記載は多くなく、土地の沃埆の記載に至つては全く現存の部分には見えてゐない

文章の特色　本書の文章は大體純粹の漢文的な所が多い。併し、常陸風土記の如く、强ひて美文的に潤飾せられた所はない。温順しい漢文調である。從つて、國語に譯して讀む

事も困難ではない。假名を交へ用ゐたやうな所は、歌謠を除いては極めて少い。併しまた、必要に應じては假名で訓法を註した所もある。基肄郡の條に、

其夜夢見、臥機謂二久都毗枳一絡謂二多多利一儛遊出來壓二驚珂是古一

同、狹山郷の條に

曰二分明村一分明謂二佐夜氣志一

と見える類で、かやうに訓註を記してゐるのは、本文を漢文的に書いた事を證するものである。播磨風土記では、かかる訓註を要するやうな箇所は、大抵、假名書にしてゐる。本書と、仙覺抄に引いてゐる肥前國風土記とが、別種のものである事は、前に述べた通りである。

年時の明かなる記載　此の風土記の時代は、崇神天皇、景行天皇、日本武尊、應神天皇、神功皇后、下つて宣化天皇、推古天皇の御時の事があり、就中、景行天皇の巡狩によつて、地名を生じた所が少くなく、また、日本武尊の御事も、神功皇后の御事もしばしば掲記せられてゐる。

五　豐後風土記

目錄　豐後風土記は、卷首に、

豐後國郡鄉圖

郡捌所（八）、郷四十里一百十、驛玖所（九）並小路、烽伍所（五）並下國、寺貳所僧寺尼寺

とあるが、その内容は、

總說（國名）
日田郡　郷伍所（五）里一十四、驛壹所ノ中（郡名、郷二、坂一、山一）
玖珠（くす）郡　郷參所（四）里九、驛壹所ノ中（郡名）
直入（なほり）郡　郷肆所（四）里十、驛壹所ノ中（郡名、郷二、野三、峯一）
大野（おほの）郡　郷肆所（四）里一十一、驛貳所、烽壹所ノ中（郡名、市一、野一）
海部（あま）郡　郷肆所（四）里一十二、驛壹所、烽貳所ノ中（郡名、郷三）
大分（おほきた）郡　郷玖所（九）里一十五、驛壹所、烽壹所、寺貳所僧寺尼寺ノ中（郡名、河一、水一）
速見郡　郷伍所（五）里一十三、驛貳所、烽壹所ノ中（郡名、溫泉二、郷一、峯二、野一）
國崎（ざき）郡　郷陸所（六）里一十六ノ中（郡名、郷一）

以上の如くであり、これも肥前風土記と同樣の抄出本である。

年時の明かなる記載　本書の體裁、記法、頗る肥前風土記に類似してゐて、同一人の筆になつたものか、少くとも、全然別個に書かれたものではなく、その間に關係のある事は明かである　從つて、その內容も肥前風土記に酷似し、景行天皇の巡狩の御時の話が多く、下つては

欽明天皇、更に下つて、天武天皇の御時の事も見える。此の天武天皇の時代になると、全く記錄時代の面影を傳へてゐて、その書きぶりも違ひ、日田郡の五馬山の條に、

飛鳥淨御原宮御宇天皇御世戊寅年、大有地震山崗裂崩。

とあるのは、天武天皇六年の事で、播磨風土記に見える、天武天皇時代の事が、正確な年代的記錄を保つてゐるのと同樣に、最早、此の頃になると、年代的に正確な記錄が殘存してゐるのである。

土蜘蛛　土蜘蛛の事が多く見えるのも、肥前風土記と同樣で、日田郡の石井郷の條に土蜘蛛(名なし)、同、五馬山の條に土蜘蛛五馬媛、直入郡の禰疑野の條に土蜘蛛打猿・八田・國摩侶、同、蹶石野の條に土蜘蛛(名なし)、同、宮處野の條に土蜘蛛(名なし)、大野郡の海石榴市、血田の條に石窟土蜘蛛、同、網磯野の條に土蜘蛛小竹鹿奧・小竹鹿臣、速見郡の條に土蜘蛛青・白等の名が見える。元來、景行天皇の九州巡狩は、熊襲族を平定せしめられる事にあつたが、土蜘蛛の如き異民族の服從せざるものも亦、これを歸屬せしめられたのである。從つて、土蜘蛛の事が、此の九州の風土記に多く見えるのも當然である。日田郡の石井郷の條に日田川に年魚の多い事を記し、大分郡の大分河の條にも、年魚の多くある事を記してゐる事も、肥前風土記に類してゐるが、ただ、溫泉の記事の多いのは、本書の特色で、さすがに上代より溫泉國たる事を示してゐ

る。

白鳥化餅傳說　本書の說話の中で名高いのは、白鳥化餅傳說である。一箇所に出てゐて、初は、豐後の國名に關する條に見える。

豐後國は、本、豐前國と合せて、一國爲り。昔者纏向日代宮御宇大足彥天皇、豐國直等が祖、菟名手に詔ちて、豐國を治めに遣はしたまふ。豐前國の仲津郡の中臣村に往き到れる時、日晩れて僑宿れり。明くる日の昧爽に、忽ちに白鳥有りて北從り飛び來て、此の村に翔り集まる。菟名手即ち僕者を勸めて其の鳥を看せに遣れり。鳥餅と化爲れり。片時の間に、更芋草數千許株に化れり。花葉冬も榮ゆ。菟名手之を見て、異しと爲ひ、歡喜びて云へらく、化り生れる芋は、未だ見しことも有らず。實に至德

豐後國は、もと、豐前國と合して一つの國となつてゐた。昔、景行天皇が豐國直等の先祖である菟名手といふ者に命じて、豐國を支配せしめる爲めに派遣あそばされた。それで菟名手が豐前國の仲津郡の中臣村まで來た時、日が暮れたので宿に泊つた。翌日の夜明け方に、急に白い鳥が北の方から飛んで來て、此の村に集まつた。それで、菟名手が召使に云ひ付けてその鳥を見せにやると、鳥は餅となつて、暫らくの間に、今度は澤山の芋草と化してしまつた。此の芋の花や葉は、冬でも榮えてゐる。菟名手は、これを見て、不思議に思ひ、喜んで云ふやうは、「かやうに鳥が芋に化すると云ふやうな事は、未だ見た事もない不思議な現象である。これはまことに天皇の御恩德の感應であり、天地の神が奇瑞を示し給うたに違ない」と云ふので、直ぐに朝廷に參上して、詳しく樣子を天皇に御

之感、乾坤之瑞。旣にして朝庭に參上りて擧狀に奏聞しき。天皇玆に歡喜びまして、卽ち菟名手に勅ちて、言はく、天之瑞物、地之豐草、汝が治むる國は豐國と謂ふべしと。重ねて姓を賜はりて豐國直と曰ふ。因りて豐國と曰ふ。後に兩國に分ち、豐後國を以て名と爲す。

報告申し上げた。それで天皇も甚だお喜びになり、菟名手に仰せになるやうは、「これは天が奇瑞を示した物で、地上に豐熟をもたらす草である。故に、お前の治める國は豐國と名付けよ」と仰せられた。更に菟名手に姓を賜はつて豐國直と云つた。かやうなわけで豐國と名付けたが、後に二つの國に分けて、此の國は豐後國を名としたのである。

餅化白鳥傳說　これは白鳥が餅と化した話であるが、それと反對なのは、速見郡の田野の條に見えるもので

此の野廣く大きに、土地沃腴えたり。開墾の便、此の土に比へる無し。昔者郡內の百姓、此の野に居りて多く水田を開けり。糧を餘し畝に宿し、大きに已が富に奢り、餅を作り的と爲す。時に餅白鳥と化り、發びて南に飛く。當年の間、百姓死に絶えて水田

此の野は廣く大きくて、土地は肥沃である。新しく開墾するのに都合のよいこと、此の土地のやうなのは他にない。昔、郡內の百姓が此の野にゐて、澤山の水田を開墾した。然るに、食糧を粗末にし、殘飯を畝に棄てたりして、大いにその財產の富んでゐる事をたのみ、贅澤して、餅を作つては、これを的にして矢を射たりした。すると、餅は白い鳥と化して、南の方に飛び立つて行つてしまつた。その年の中に、百姓は死に絶えて誰も水田を作るものがな

を造らず、遂に荒廢てたり。自時以降水田に宜しからず、今田野と謂ふは其の緣なり。

く、遂に荒廢して野となつてしまつた。それから後は、水田を作つても出來がよくない。今此所を名付けて田野といふのは、かういふわけである。

此の話は、取りわけて有名なものであるが、古代民が白鳥をもつて、靈鳥と考へてゐた事は、日本武尊の靈が白鳥と化して飛んで行つたといふ傳說を傳へてゐる事によつても明かである。餅も亦、神聖なものとして祝祭の折に用ゐたのである。此の靈鳥の白鳥が、神を祭る餅と化したのは國の富み榮える前兆であり、餅が白鳥と化して飛び去るのは、土地の衰微する前兆である。一面には、白鳥と餅との間に、色とか、形狀とかの連想もあつた事であらう。

これと同一の話は、山城風土記の佚文にも出てをり、鳥部里、伊奈利社の名稱の起原について、秦公伊呂具といふ富豪が、奢つて、餅を的にした所、餅が白鳥と化して飛び去つたから、鳥部里と名付け、その白鳥が山の峰に居た所、稻が成つたので、稻荷社と云ふ名を付けたといふ事である。上代には白鳥が澤山繁殖してゐたから、かやうな口碑傳說が諸國にあつたものと見える。常陸風土記の白鳥里の地名起原說話は、白鳥處女說話の一種と思はれるが、これらも亦、互に關係があり、古代民の信仰を見る事が出來るのである。

地誌的記述 本書の中にも、物產の記述等は、極めて少く、土地の沃埆に關しては、上記の

田野の條に見えるだけであるが、これも地名起原説話に、土地の沃えてゐるといふ説明が是非必要なので、これを記したもので、必ずしも風土記の記載の必要條件として、これを記してゐるのではない。

文章の特色　文章の特色も肥前風土記と全く同一で、漢文的傾向が著しく、前記の例文にもある如く、「至德之感、乾坤之瑞」と云つたやうな對句的修辭も見られるが、繁縟な文飾はなく、了解しやすい漢文で、日本式漢文と云つたやうに砕けた表現の箇所は少いが、文字の使用法は、やはり、支那人の漢文に比べると、日本人に親しみの多い、わかり易い文字が使用せられてゐて、純粹の漢文とはどこか違つた感が與へられる。　必要に應じて、訓讀を割註で記した事も肥前風土記と同一で、

有㆓蛇龗㆒謂㆓於箇美㆒（直入部、球覃郷の條）

曰㆓大囂㆒謂㆓阿那美須㆒（大野郡、網磯野の條）

取㆓最勝海藻㆒謂㆓保都米㆒（海部郡、穗門郷の條）

療㆓痂癬㆒謂㆓胖太氣㆒（大分郡、酒水の條）

の如くである。歌謠は一首も出てゐない。

第三節　風土記の逸文

一　風土記逸文の集成

風土記逸文を捜索した學者　現存してゐる古風土記は、以上の五種に過ぎないが、その他、古書に引用せられて、斷片的に古風土記の一節の知られてゐるものは相當數あり、これによつて、全國的に、古く風土記が編纂せられてをり、鎌倉室町時代頃までは、可成り、その數の殘存してゐた事が知られる。これら古書に摘出せられてゐる風土記を抄出する事は、早く、今井似閑が萬葉緯卷十七卷十八において試みてゐる。尤も、此の書には、僞書の日本總國風土記をも掲げてゐるが、この部分を省いても、丹念に、古書から古風土記の斷片を蒐集してゐるのである。狩谷掖齋も採輯諸國風土記を編してこれを蒐集し、木村正辭博士のこれを補遺したものは、日本古典全集の中に入つて刊行せられた。また、伴信友に諸國風土記逸文稿があり、自筆本が宮内省圖書寮に藏せられる。明治以後では栗田寛博士の古風土記逸文、並び

に古風土記逸文考證があり、以上の諸書によつて、古風土記の斷片は大方集成せられたが、最近、宮地直一博士、武田祐吉博士等の努力により、更に從來知られない逸文も發見せられてゐる。　今、以上の諸氏の搜索の結果を合せて、次に表として示さう。

續日本紀云　和銅六年五月甲子畿內七道諸國郡鄉名著好字其郡內所生銀銅彩色草木禽獸魚虫等物具錄色目及土地沃塉山川原野名号所由又古老相傳舊聞異事載于史籍言上〇籍下古本有缺二字據扶桑略記當塡以只宣二字
仙覺萬葉集注釋一云於國郡鄉村等用二字用好字元明天皇御宇和銅六年被作諸國風土記時事也其以前國郡鄉村名

採輯諸國風土記（東洋文庫所藏）

左表のうち、書名の下に「緯」とあるのは、初めて、萬葉緯に揭げられたもの、以下それぞれ增補せられた學者の名を記しておいたいづれも萬葉緯が基となつてゐるので、萬葉緯揭出の逸文は、勿論、後の學者が、いづれも揭げてゐるのであるが、これを增補した學者の名は、その早いもの一人を記して他には及ばない事にした。　また、果して風土記の文章かどうか疑はしいものも交つてゐて、中には學者の眼識により、風土記の逸文として集錄せられてゐるが、しかも何らその明證

の存しないものもある。此の種の文章には、△符を付した。次に、現存の五風土記と同じ文章をも、古書に引用したものは、これを逸文として集録してゐるが、これは實際には逸文と云はれないものであるから、此の種の分には、○符を付して區別した。次に、ただ「風土記に見ゆ」とだけ記して、原文を引用せず、その事に關して風土記に記載のある旨を記したにとどまるものがあるが、これをも、上記の諸書には引用してゐるので、これは、□符を附して、原文を引用したものと區別する事にした。次に、古風土記は、漢字ばかりで書かれてゐるのが原則であるが、中には假名交りに和げ、譯して引用してゐるものがあるから、此の種のものには×符を附した。かくて國別に分ち、新しく見出しを附して引用の書名をも示す事とした。

採輯諸國風土記補遺
皇代記云和銅五年壬子九月始置出羽國六年癸
丑四月始置丹後美作日向大隅等又令作風土記
皇年代略記上 首書云和銅六年四月始置丹波美
作日向大隅等國 頒下權衡度量於諸國郡郷名
著好字又令風土記 ○按波恐後字訛 令下脫作字
帝王編年記云和銅六年癸丑四月割丹波國爲丹
後國割備前國爲美作國割日向國爲大隅國五
月諸國郡郷名著好文字又作風土記
三

採輯諸國風土記補遺（東洋文庫所藏）

風土記逸文一覽表

國	逸文	出典
山城國	賀茂社	釋日本紀卷五・卷九(緯)
	△同	袖中抄卷十七所引賀茂緣起(木村) 本朝月令所引秦氏本系帳
	三井社	釋日本紀卷五(緯)
	水渡社	釋日本紀卷八(緯)
	木幡社	釋日本紀卷八(緯)
	伊奈利社	神名帳頭註、二十二社註式(木村) 諸社根元記、山城名勝志
	鳥部里	河海抄卷二夕顔卷(緯)
	宇治	詞林采葉抄卷一(緯)
	鎭火	塵添壒囊抄卷五(緯) 塵添壒囊抄卷七
	桂里	山城名勝志卷十(緯)
	伊勢田社	伊勢內宮(宮地)
	荒海社	伊勢內宮(宮地)
大和國	香山	日本紀纂疏卷上・日本紀抄卷中(木村) 神代口訣卷三(緯)
	□大口眞神原	萬葉代匠記卷八(木村) 枕詞燭明抄(栗田)

攝津國

□三山	仙覺萬葉集註釋卷一(栗田) 西本願寺本萬葉集卷一
住吉社	釋日本紀卷六・卷十一(緯) 仙覺萬葉集註釋卷一(狩谷)
土蜘蛛	釋日本紀卷九(緯)
歌垣山	釋日本紀卷十三(緯)
溫湯	釋日本紀卷十四(緯)
比賣嶋	仙覺萬葉集註釋卷二(緯)
美奴賣	仙覺萬葉集註釋卷三(緯)
夢野	釋日本紀卷十二(緯)
×八十島	古今秘註卷三 袖中抄卷十九(緯)
□御魚家	日本聲母傳
下樋社	本朝神社考第六(緯)
×高津	續歌林良材集卷上(木村)
稻倉山	古事記裏書(狩谷)
水無瀨	歌枕名寄卷三(木村)
堀江一橋	稜威道別(栗田)

氣比神、廣田神、武庫　本朝神社考卷二(緯)

伊勢國

國　號　釋日本紀卷廿三　仙覺萬葉集註釋卷一(緯)

的形浦　類聚神祇本源(伴)　仙覺萬葉集註釋卷一(緯)

度會郡　神名祕書　倭姬命世記(狩谷)

△神服機社、麻績郷　倭姬命世記(栗田)

度會、五十鈴　神名祕書(緯)

八尋殿　神名祕書(緯)

多氣郡　倭姬命世記(栗田)　神名祕書(緯)

宇治郷　神名祕書(緯)　伊勢名所集(木村)

五十鈴　神名祕書(緯)

石　城　日本書紀私見聞(應永本日本書紀奥書)(栗田)

瀧原神宮　伊勢內宮(宮地)

志摩國

吉津島　拾玉集卷五(緯)

尾張國

熱田社　釋日本紀卷七(緯)　神名帳頭註

吾縵郷　釋日本紀卷十(緯)

川島社　仙覺萬葉集註釋序(緯)　詞林采葉抄卷十(狩谷)
三宅寺　仙覺萬葉集註釋序(緯)
藤木田　塵袋卷三(栗田)　塵添壒囊抄卷九(緯)
宇夫須那社　塵添壒囊抄卷八(緯)
德々志登々川　塵添壒囊抄卷二(栗田)
△葉栗臣人麻呂　塵袋卷五(栗田)
張田邑　塵袋卷二(栗田)
△大呉里　塵袋卷五(栗田)
三河國　□矢作河　下學集態藝門
駿河國　×不來見濱　續歌林良材集卷上(木村)
×富士雪　仙覺萬葉集註釋卷三(木村)
甲斐國　鶴郡菊花　夫木和歌抄卷十四(緯)　和歌童蒙抄卷四
伊豆國　温泉　鎌倉實記卷三所引准后親房記(緯)
日金嶽獵鞍　鎌倉實記卷三所引准后親房記(緯)
造船　鎌倉實記卷三所引准后親房記(緯)

相模國×足輕	續歌林良材集卷上(木村)
見越崎	萬葉代匠記卷十四上(木村)
常陸國○國號	仙覺萬葉集註釋卷九(緯)
○常世之國	釋日本紀卷七(緯)
○日高見國	釋日本紀卷十(緯)
信太郡	仙覺萬葉集註釋卷二(緯)
○童女松原	仙覺萬葉集註釋卷一(緯) 釋日本紀卷十三
大八洲照臨天皇	仙覺萬葉集註釋卷一(緯) 詞林采葉抄卷六(栗田)
□新治國	仙覺萬葉集註釋卷一(緯)
○筑波岑之會	仙覺萬葉集註釋卷九(緯)
大神驛	仙覺萬葉集註釋卷二(緯)
□桁藻山	仙覺萬葉集註釋卷十一(木村)
□流海	仙覺萬葉集註釋卷十四(木村)
□枳波郡久岡	仙覺萬葉集註釋卷十四(緯)
□かひや	袖中抄卷一(栗田)

○曝　井　仙覺萬葉集註釋卷九(緯)

○多祈許呂命　西峯校正神代卷(緯)

○靜織里　西峯校正神代卷(緯)

△久慈理岳　塵袋卷六(栗田)

琴　瑟　塵袋卷六(栗田)
塵添壒囊抄卷十一(緯)

□ぬまのをの池　夫木和歌抄卷廿三(栗田)

△賀蘇里岡　塵袋(栗田)

尾長鳥　塵袋卷三(栗田)

×覺賀鳥　塵袋卷三(栗田)

○大櫛岡　塵袋卷五(栗田)

×係　蘇　塵袋卷八(栗田)

近江國　△伊香小江　帝王編年記養老七年(木村)

八張口神　中臣祓氣吹抄(武田)

細浪國　佗山石所引淺井家記錄(神樂入綾にも引く)(木村)

注進風土記事　山槐記元曆元年(栗田)

美濃國　金山彦神　　神名帳頭註（緯）
信濃國□はゝき木　　袖中抄卷十九（狩谷）
陸奥國×鹽竈明神　　和歌童蒙抄卷三　袖中抄卷九（木村）
　八槻郡　　陸奥國都々古和氣神社別當大善院舊記（伴）
　飯豐山　　陸奥國都々古和氣神社別當大善院舊記（伴）
越前國□あはでの森、わらふ山　　顯注密勘卷十七（栗田）
　氣比神宮　　神名帳頭註（栗田）
越後國　八坂丹　　釋日本紀卷六（緯）
　八掬脛　　釋日本紀卷十（緯）
佐渡國□針　原　　西本願寺本萬葉集卷十四
丹波國　注進風土記事　　多和文庫所藏古文書（武田）
丹後國　天梯立　　釋日本紀卷五（緯）
　浦島子　　釋日本紀卷十二　河海抄卷十五夕霧卷（緯）
　奈具社　　瑚璉集、元々集卷七、古事記裏書　仙覺萬葉集註釋、類聚神祇本源（緯）（狩谷）
因幡國×白　兎　　塵袋（栗田）　塵添壒嚢抄卷二（緯）

丹波國風土記（多和文庫所藏）

伯耆國

武内宿禰　武内宿禰略傳（緯）神名帳頭註（栗田）

粟　島　釋日本紀卷七（緯）

震動鷄雉　塵添壒囊抄卷八（緯）

出雲國

○八雲立　釋日本紀卷二十三（栗田）

○黃泉之坂　釋日本紀卷六（栗田）

○楯縫郡　釋日本紀卷八（栗田）

○楯縫鄕　釋日本紀（栗田）

○伊布夜社　釋日本紀（栗田）

石見國

人　丸　詞林采葉抄卷九（緯）

播磨國

○八十橋　釋日本紀卷五（緯）

八十橋　本朝神社考卷六（緯）

駒手御井　釋日本紀卷八（緯）

○宇頭河　釋日本紀卷十（緯）

△藤江浦　仙覺萬葉集註釋卷八（木村）

○黑　葛　釋日本紀卷十（緯）

○爾保都比賣命御教　釋日本紀卷十一(緯)
○香山里　仙覺萬葉集註釋卷一(緯)
○神阜　仙覺萬葉集註釋卷一(緯)
○萩原里　仙覺萬葉集註釋卷十四(緯)
○韓荷嶋　仙覺萬葉集註釋卷六(緯)
○船引山　塵添壒囊抄卷八(緯)
○鵤住山　塵添壒囊抄(栗田)
美作國　國守　伊呂波字類抄(狩谷)
勝間田池　詞林采葉抄卷七(緯)
備前國△牛窓　本朝神社考卷六(緯)
備中國　二萬郷　本朝文粹所載三善清行意見封事(緯)
新造御宅　仙覺萬葉集註釋序(緯)
宮瀨川　諸社根元記(緯)　神名帳頭註(木村)
備後國　蘇民將來　諸神記　古事記裏書(狩谷)　釋日本紀卷七(緯)　二十二社註式(伴)
紀伊國×手束弓　袖中抄卷五(緯)

□あさもよひ　袖中抄卷一（狩谷）
秘府本萬葉集抄卷上

淡路國　鹿子湊　詞林采葉抄卷七（緯）

阿波國　宮號　仙覺萬葉集註釋卷一（緯）

×中湖　仙覺萬葉集註釋卷二（緯）

奈汰浦　仙覺萬葉集註釋卷三（緯）

勝間井　仙覺萬葉集註釋卷十二（緯）

×アマノリト山　仙覺萬葉集註釋卷三（木村）

讚岐國　△阿波島　仙覺萬葉集註釋卷四（狩谷）

伊豫國　大山積神　釋日本紀卷五（緯）

天山　釋日本紀卷七（緯）

熊野峰　釋日本紀卷八（緯）

溫泉　釋日本紀卷十四（緯）

伊社邇波之岡　仙覺萬葉集註釋卷三（緯）

二木　萬葉抄卷一（緯）

熟田津　仙覺萬葉集註釋卷三（緯）

□息長足日女命御歌　仙覺萬葉集註釋卷七（狩谷）
　西本願寺本萬葉集卷七

土佐國

玉　島　釋日本紀卷十（緯）

高賀茂大社　釋日本紀卷十二、卷十四（緯）

三輪川　仙覺萬葉集註釋卷一（緯）

筑紫

御津柏　釋日本紀卷十二（緯）

□長木綿・短木綿　仙覺萬葉集註釋卷二（木村）

筑前國

資河嶋　釋日本紀卷六（緯）

怡土郡　釋日本紀卷十（緯）

兒饗石　釋日本紀卷十一（緯）

芋湄野　釋日本紀卷十一（緯）

大三輪神　釋日本紀十一（狩谷）

×オホキノ山　秘府本萬葉集抄卷上

胷襲宮　仙覺萬葉集註釋卷八（緯）

□胸肩神體　釋日本紀卷七（木村）

身形郡　防人日記下卷所引宗像社記（栗田）
　鼇頭舊事本紀所引宗像社記（緯）

河枓島、資波島　仙覺萬葉集註釋卷八(緯)

×大伴狹手彥　袖中抄卷八和歌童蒙抄卷三(緯)

宇合　仙覺萬葉集註釋序(緯)

神石　太宰管內志(井上)

筑後國

國號　釋日本紀卷五(緯)

三毛郡　釋日本紀卷十(緯)

磐井墓　釋日本紀卷十三(緯)

生葉郡　釋日本紀卷十(緯)

豐前國

鹿春郡　釋日本紀卷十(緯)

宇佐八幡宮託宣集(栗田)

神名帳頭註(伴)

鏡山　仙覺萬葉集註釋卷三・河海抄卷十玉鬘卷(緯)

詞林采葉抄卷一

諸社根元記・廿二社注式(栗田)

神名帳頭註・諸神記

△廣幡八幡大神

豐後國

○球覃鄉　仙覺萬葉集註釋卷二(緯)

釋日本紀卷六

○海石榴市　釋日本紀卷十三(緯)

氷室　塵添壒囊抄卷十(栗田)

○△餅化白鳥　塵袋卷九(栗田)

肥前國○値嘉島　釋日本紀卷十五(緯)

□大伴君ノマキ　秘府本萬葉集抄卷上

帔搖岑　仙覺萬葉集註釋卷五(緯)

○□ヒレフリノ峯　秘府本萬葉集抄卷上

杵島　仙覺萬葉集註釋卷三(緯)

○×鏡のわたり、袖ふるみね　袖中抄卷八和歌童蒙抄卷三(緯)
詞林采葉抄卷四(狩谷)

與止姫神社　神名帳頭註(緯)

肥後國　國號　釋日本紀卷十(緯)

水島　仙覺萬葉集註釋卷三(緯)

爾倍　釋日本紀卷十六(緯)

閼宗神宮　釋日本紀卷十(緯)

日向國　國號　釋日本紀卷八(緯)

高日村　釋日本紀卷五(緯)

智鋪郷　釋日本紀卷八・直指抄
仙覺萬葉集註釋卷十(緯)

×竹屋守之女　塵袋卷六(栗田)
塵添壒囊抄卷二(緯)

櫘生村　塵袋巻二(木村)　塵添壒嚢抄巻九(緯)

吐濃峯、稻馬峯、頭里　塵袋巻十　塵添壒嚢抄巻一(栗田)

大隅國　串卜郷　仙覺萬葉集註釋巻三(緯)

必志里　仙覺萬葉集註釋巻十二(緯)　詞林釆葉抄巻八(木村)

×釀酒　塵袋巻九(木村)　塵添壒嚢抄巻三(緯)

者小神　塵袋巻四(木村)　塵添壒嚢抄巻八(緯)

壹岐國　鯨伏郷　仙覺萬葉集註釋巻二(緯)　詞林釆葉抄

鹿角枝　塵袋巻二(木村)

不　明　□エク　秘府本萬葉集抄巻上

□猨　和名抄巻十八(伴)

露さむくて鶴なく　和歌童蒙抄巻一

鵙　和歌童蒙抄巻八

此の中、何の符も記してないものが、風土記の逸文として完全な資格を備へてゐるわけである、

奈良朝以後所撰の風土記　右に記した如く、殆ど全國にわたつてゐるが、併し、此の全部

が、果して奈良朝期に編纂せられたものかどうかといふ事については疑問がある。延長三年の太政官符によると、當時諸國に、古風土記の底本の存しないものがあつて、その時には、新しく風土記を編纂せしめられたのである。かやうに、平安朝時代になつて、撰定せられた風土記もあるかも知れない。例へば、尾張國風土記の佚文に、

奈良宮御宇聖武天皇時。(下略)

平城宮御宇天璽國押開豐櫻彦命天皇神龜元年。(下略)

とあり、備中國風土記の佚文に、

(上略)奈良朝廷、以天平六年甲戌、國司從五位下勳十二等石川朝臣賀美、郡司大領從六位上勳十二等下道朝臣人主、少領從七位下勳十二等薗臣五百國等、時造始。

とあり、筑前國風土記の佚文に、

當奈良朝廷天平四年歳次壬申、西海道節度使藤原朝臣諱宇合。(下略)

とあるが、これが、奈良朝の撰ならば、何もわざわざ「奈良宮」とか「奈良朝廷」とかことわる必要はない。從つて、これは奈良朝以後の撰述であらう。

石見風土記に記す人丸の傳記は、更に怪しむべきものである。

天武三年八月、人丸任石見守、同九月三日任左京大夫正四位上行、次年三月九日、

任正三位兼播磨守矣。爾來至持統、文武、元明、元正、聖武、孝謙御宇、奉仕ヒ代朝者哉。於是持統御宇、被配流四國之地、文武御宇被左遷東海之畔。子息躬都良者被流隱岐島、於配所死去。

これは、古今集の序文に「おほきみつの位柿本の人丸」とあるのと關連してゐると思はれるが、いづれにしても、右の風土記が奈良朝期のものでなく、平安朝期又はそれ以後の著なる事は確かである。

更に平安朝期のものである事が明かであるのは、「注進風土記事」と稱するもので、近江のそれは元曆元年に注進せられ、丹波のは年時が明かでない。これは、その國の主なる地名、名所を列記して、その所在を簡單に記じたものである。恐らく、これは、大嘗會の悠紀主基の風俗を作る爲めに、地名詠み込みの必要があり、中央よりその國に、これを徴せられたに對する報告書と思はれる。次に神名帳頭註に引用してある風土記の文章には疑はしいものがあり萬葉緯にも「有疑」と記してゐる如くである。次に、備中風土記の佚文には

齊明天皇七年……天智天皇爲皇太子攝政。

とあり、因幡風土記の佚文に、

武內宿禰、垂跡也。仁德治五十五年春三月御歲三百六十餘歲。(下略)

肥前風土記の佚文に、

人皇卅代欽明廿五年甲申冬十一月朔甲子。(下略)

伊豆風土記の佚文に、

人皇四十四代養老年中開基。(下畧)

推古天皇御宇、伊豆兩國之間、聖德太子御領多。(下略)

淡路國風土記の佚文に、

應神天皇廿年秋八月。(下略)

とあり、又、土佐國風土記にも、神功皇后や崇神天皇の御名が見えてゐるが、かやうに、天皇の諡號を記し奉るやうな書き方は、古風土記の記法とは違ふ。少くとも平安朝期以前のものではない。同じ理由で、前引の尾張國風土記も奈良朝期のものではない。但、陸奥國風土記に、

巻向日代宮御宇景行天皇時、日本武尊征伐東夷而到此地。(中略)。纏向日代宮御宇天皇景行天皇、詔日本武尊而征討土知朱矣。

とある「景行」や「景行天皇」の字は、註記の攙入ではないかと思はれる。此の風土記の如きは、奈良朝期の古風土記と見てもよいのかも知れぬ。但、神龜三年の年號が見えるから、同年以後の撰である事は云ふまでもない。本朝神社考所引の風土記にも疑はしいものが

ある。志摩風土記の、

昔、行基菩薩、請南天竺波羅門僧正、天竺僧佛哲殖三角柏爲太神宮御薗。天平九年十二月十七日致御祭之勤也。

といふやうな文章も、奈良朝期のものではないと思はれる。なほ、栗田寛博士の古風土記逸文には、總國風土記に引く伊賀國風土記二箇所を掲げてゐるが、總國風土記全體が信ずべからざるものとすれば、その書に引用した書も疑はしいのであるから、これだけは、右の表から除いた。(これは多分、古事記傳卷二十一の說に、伊賀國風土記が、延長の時の風土記なる事を記してゐるのによつて掲げたものであらう) 風土記の名を明記しないものも、右表から省くべきであると思はれるが、先哲の意見に隨ひ、かゝりに此所に入れて、一覽に便せしめたのである。多田義俊の中臣祓氣吹抄をはじめ、近世の書に引かれてゐるものも疑が存する。

以上の如き不純のものもあるが、大部分は奈良朝期の古風土記の逸文と考へられるから、學者の集錄に從つて、これを掲げたのである。

風土記の書名　風土記の書名は、何々國風土記といふのが正しい云ひ方であるが、また、「國」を省略して云ふ事も普通行はれてゐる。更に略して、何々國記、又は單に國記とも云ふ。此の國記は、古事記の成立において說明した「國記」とは違つた性質のもので、彼は、最

初から、ただ「國記」と稱して、わが日本國の記の意味であり、これは、何々國記の略稱なのであるから、地方的性質を有してゐるわけである。たとへば、塵添壒囊抄に、常陸風土記を「常陸國記」と記し、日向國風土記をたゞ「國記」と記し、更に、豐後國風土記をただ「記」とも記してゐるが如きである。又、それらとは異なつた異稱の呼ばれてゐるものもある。尾張國風土記と「尾州記」とは必ずしも同一書ではあるまいが、「尾州記」は塵添壒囊抄に「菅淸公卿尾州記」とあるから、菅原淸公の撰であらう。同書には「菅淸公記」とも記して、これを引用してゐる。從つて、この書は平安朝期の撰である事は明かであるが、また、尾張國風土記も、平安朝期の撰である事は、前述の如くである。此の書に關しては、釋日本紀に、「尾張國風土記中卷曰」と、卷數を記してゐるので、三卷より成つてゐたものと思はれる。塵添壒囊抄に、「因幡記」として引用してゐるのも、因幡國風土記の事であらうか。同書に「播州記」として引用してゐる「昔鵠多栖此山。故云爾」の文は明かに、現存の播磨風土記に見えてゐるのである。塵袋に云ふ「壹岐島記」も壹岐國風土記と同書であらう。古事記裏書に、丹後國風土記を、「丹ノ國風土記」と記してゐるのは、誤脫であらうか。九州の風土記には、各國別の名稱の他、西海道風土記といふ名稱や、筑紫風土記と稱する總稱があつたらしい。更に、和歌童蒙抄には、「陸奥國風俗」と記し、西本願寺本萬葉集の書入には「佐

渡國俗記」として引用してゐるが如きも、それ〳〵の國の風土記の異稱であらう。とにかくさういふ地理書のあつた事は明かである。

二 内容

丹後風土記 右のごとき古風土記の逸文のうち、明かに、平安朝以後のものである書や、極めて斷片的なものを除き、注意すべき内容について記して見る・

先づ、最も有名なるは、丹後風土記で、釋日本紀引用の浦島傳說、元々集、古事記裏書その他に引かれてゐる奈具社傳說がある。此の風土記は、漢文的表現の勝つてゐる文章であるが、今浦島子の話の概要を記して見よう 可成りの長篇である。

浦島傳說 與謝郡日置里筒川村の人に、日下部首等の先祖、三河筒川嶼子と云ふ人があつた。水江浦嶼子といふのは、此の人の事である 雄略天皇の御代に、嶼子がただ一人で小船に乘り、海中に出て釣をすること三日三夜にして、魚は釣らずに五色の龜を得た。不思議に思つて船中に置き、眠つてゐると、その龜が美しい女と化した。それで嶼子が尋ねるやうは「人家から遠く離れた此の海上に、どうして突然にやつて來る事が出來ましたか」と云ふ

浦島傳說の與謝海

と、女は笑つて答へた。「あなたのやうな立派な方が海上に居られるのに、誰も話相手がなくては、さぞお寂しいでせうと思つて、風雲に乘つて參つたのでございます」。「本當に、どこからおいでになりましたか」。「實は私は天上仙家の者でございます。どうかそんな變な顏をあそばさないで、私とお話しして下さいませ」。嶼子はこれを聞いて、心に愼み、懼れを抱いた。併し、女は言葉を繼いで、「私の心持は、あなたといつまでも永久に一緒にをりたいと思つてをりますが、あなたはどう思召しますか」。「いや、私は何にも云ふ言葉はありません」。「では私と一緒に常世の國においであそばせ。暫く目をふさいで、開かないやうにして下さいませ」と云ふので、眼を塞いでゐると、間もなく海中の廣い島に着いた。そこには實に立派な、きらきらと輝いてゐる宮殿があつた。一つの門の前に來ると、女は「暫らくの間此所でお待ち下さい」と云つて門を開いて內に入つた。すると七人の子供が出て來て「これは龜姫樣の御夫君です」と云ふ。また八人の子供が出て來て「龜姫樣の御夫君ですよ」と話す。これ

によつて、此の女が龜姫と云ふ名である事を知つた。そこへ姫が出て來たので、その子供達の事を話すと、龜姫は、「七人の子供は昴星(すばるぼし)で、八人の子供は畢星(あめふりぼし)でございます。どうぞ怪しくお思ひにならないやうに」と云つて、嶼子を案内して内に伴ひ入れた。それで姫の兩親も共に迎へ、兄弟姉妹と盃をあげて獻酬し、樂しい宴會が終つて、その夜、夫婦の縁を結んだのである。それから三年たつて、嶼子は郷國を慕ふ心が起り、鬱々として樂しまなかつた。それを見て、姫が尋ねた。「此の頃お顔色が惡いやうに思ひますが、どうあそばしたのでございますか」。嶼子は答へた。「いや、私は郷里が戀ひしくて、たまらないのだ」。「では、お歸りになりたいのでございますね」。「さうだ、故郷に殘して來た二親に逢ひたいと思つてゐる」。姫はこれを聞いて、涙を拭ひながら、溜息をついて、「いつまでも一緒に居りたいと思つて居りましたのに、では、仕方がございません」と云つて、姫の父母にもその事を告げ、別に臨んで、姫は玉(たま)匣(くしげ)を嶼子に贈つて、「もしあなたが私の事をお忘れにならないならば、御郷里でも、どうか此の匣の中をお開きあそばさないやうにして下さいませ」と云つた。かくて、嶼子は姫に別れ、教のままに眼を塞いでゐると、その間にもとの筒川の郷に歸着した。併し、久しぶりで村里を眺めた所、知人は一人もなく、賴るべき家もない有様である。村人に、「水江の浦の嶼子の家は、何處にありますか」と尋ねると、「お前さんは、隨分昔の事を尋ねる方ですね。私が

老人の話に聞く所によると、何でも、ずつと以前に、水江の浦の嶼子と云ふ人があつて、たつた一人で海に釣に出たまま歸つて來ないで、三百餘年たつたと云ひますよ」と答へた。それで嶼子はすつかり自暴自棄となり、玉匣を撫でては姫の事を思つてゐたが、遂に姫の誠を忘れて玉匣を開いた所、今までの嶼子の若々しい姿は忽ち消え失せて白髮の老人と化した。此所において嶼子は、所期に反して、再び姫に逢ふ事の不可能なるを覺り、涙ながら、歌つたのは、次の歌である。

常世邊に雲立ち渡る水の江の浦島の子が言持ちわたる

（常世の國の方に雲がたなびき渡る、私の言葉を持つて、雲がたなびきわたつてゐる）

すると、かの神女の歌も聞えて來た。

大和邊に風吹き上げて雲ばなれ退き居りともよ吾を忘らすな

（日本の方に風が吹いてゆくにつれ、雲も走つてゆくが、その雲煙遠く隔つた所に、別れて住んでゐても、どうか私の事をお忘れあそばすな）

嶼子が、更に姫を戀うて作つた歌、

子らに戀ひ朝戸を開き我が居れば常世の濱の波の音きこゆ

（妻の事が戀ひしいので、朝戸を開いたままで、私が座つてゐると、常世の國の海岸の波の音が聞えて來る）

後人が、これに對して作つた歌は、

水の江の浦島の子が玉匣(たまくしげ)開(あ)けずありせばまたも逢はまし

(浦島子が、玉手箱をあけなかつたならば、また再び逢ふ事も出來たであらうのに)

常世邊に雲立ち渡る玉匣はつかに開けし我ぞ悲しき

(常世の國の方に玉手箱の中から白雲が立ち上り、たなびいて行く、此の箱を一寸開けて見ただけなのに、私は情ない事をした)

浦島傳說の變遷　右の話は、浦島傳說の原形である。これによると、浦島子と契を結んだのは、龜の化身なる龜姬で、卽ち、これには一種の動物崇拜(トーテミズム)の思想が入つてゐる。それから玉匣にはタブーの禁忌思想が織り込まれてゐる。かやうに、原始人の宗教思想を反影した傳說であるが、その龜姬を仙女とした所は、稍後代の變化で、これは永遠の生命にあこがれ、恒久の快樂を求める思想より出てゐる。所謂仙鄕淹留說話の要素が入つて來たのであるが、これは或は支那思想の輸入かも知れない。より簡素な形においては、ただ龜の化身なる婦人との結婚と、タブー(聖所)を犯す事による死の應報の話とがあるだけではないかと思はれる。それに支那の仙鄕說話が入り、更に、平安朝以後に、今昔物語などにも見える、龜の報恩說話といふ、經典より出た佛教說話(原據は法苑珠林にある)を取り入れる事により、龜と婦人と

浦島神社繪卷（浦島神社所藏）

が別個のものとなつて現在傳はるやうな說話が完成したのである。

浦島說話については、早く、日本書紀の雄略天皇卷にも、

二十二年……秋七月、丹波國餘社郡管川の人、水江浦島子舟に乘りて釣す。遂に大龜を得たり。便ち女に化爲る。於是浦島子感でて以て婦と爲し、相逐ひて海に入りぬ。蓬萊山に到りて仙衆を歷覩る。語は別卷に在り。

と見えてゐて、丹後風土記によると、此の國の役人をしてゐた伊預部馬養連所記の物語もあつたらしい。更に作者不明の浦島子傳といふのもある。（それに就いては漢文學の所で記す）。萬葉集の長歌は最も有名で、しかも日本風である。平安朝以後には、浦島子が天長二年に歸來したといふ話も傳へられ、續浦島子傳といふ漢文小說も作られ、又、さまざまの說話集にもその話は見えてゐて、或

は浦島神繪卷となり謠曲浦島となり、お伽草子となつて、後代長く國民傳說として傳へられたのである。丹後風土記の文章には、可成り漢文的な潤飾があつて、「于斯、稱說人間仙都之別、談議人神偶會之喜」と云ふやうな對句が隨所に見え、浦島子が玉匣を開いて老人と化する所を、「芳蘭之體、率于風雲、翩飛蒼天」と云ふやうな抽象的形容の辭で叙した所など、全く國語では讀む事の出來ない文章である。終の和歌は勿論後人の作爲で、神女の歌の如きは、古事記仁德天皇條に出てゐる黑日賣の作

やまとべに西風吹き上げて雲ばなれ退きをりとも吾忘れめや

を取つたのである　かやうに、此の風土記に記す所も可成り修飾が加へられてゐると思はれるが、とにかく此の代表的國民傳說の古いものとして、注意すべきである。

奈具社傳說

奈具社傳說といふのは、次のやうな物語である。

丹後國丹波郡の郡家の西北の隅の方に比治里有り。此の里の比治山の頂に井有り。其の名を眞井と云ふ。今既に沼と成る。此の井に天女八人降り來たり水を浴む。時に老いたる夫婦有り。其の名を和名佐

丹後國丹波郡の郡役所の西北の隅の方に、比治里がある。此の里の比治山の頂に泉がある。その名を眞井と云ふ。今では最早沼となつてゐる。此の泉に天女が八人下りて來て水浴してゐた。此所に年寄の夫婦があつて、その名を和名佐翁、和名佐嫗と云ふ。此の老夫婦が、此の泉に來て、そつと天女の中の一人の着物を隱しておいた。そ

老夫、和名佐老婦と曰ふ。此の老等、此の井に至りて竊かに天女の一人の衣裳を取り藏む。即ち衣裳有る者は皆天に飛び上る。但衣裳無き女娘一人留まる。即ち身を水に隱して獨り懷愧ぢ居り。爰に老夫天女に謂ひて曰く、吾天女の娘に請ふ、汝を兒と爲さんと。天女答へて曰く、妾獨り人間に留まる。何でか敢へて從はざらん。請ふ衣裳を許せと。老夫曰く、天女の娘何でか欺く心存る。天女云ふ、凡そ天人の志は信を以て本と爲す。何でか疑ふ心多くして衣裳を許さざると。老夫答へて曰く、疑ひ多く信無きは率土の常なり。故此の心を以て許さずと爲へるのみと。遂に許して即ち相副ひて宅に往く。即ち相住むこと十餘歲なり。爰に天女善く釀酒を爲す。

こで着物のある天女等は皆天に飛び上る事が出來たが、ただ着物のない女だけは一人そこに留まつた。さうして身體を水の中に入れて隱し、一人で裸身を恥しく思つてゐた。そこで翁が天女に賴むやうは、「天人の娘さんにお願ひします、どうか私の子になつて下され」すると天女が答へて「私はただ一人此の人間世界に殘されたのですから、仕方がありません、お言葉に從ひませう。そのかはりどうか私の着物を返して下さい」と云ふと、翁が云ふには「お前さんは天女のくせに、どうして私をだまさうといふ心があるのか、着物を返したら逃げる積りだらう」すると天女は「天人の心は眞實を根本としてをります。嘘なんか申しません。どうしてそんなに疑ひ深く着物を返して下さらないのですか」と云ふ。翁は答へて「疑ひ深くて眞實の心のないのは此の世の常だよ。だからわしもさういふ心があるから着物を返すまいと思つてゐるのぢや」と云つた。併し到頭着物を返して、一緒に翁の家に歸り、共に生活すること十年餘りとなつた。然るに、此の天女は酒を醸す事が上手で、その酒を一盃飲むとすべての病氣が皆癒つてしまふ。その

一盃を飲めば吉く萬の病を悉く除す。其の一杯の直財は車に積みて送る。時に其の家豐かに土形富みたり。故土形里と云ふ。此に中間より今時に至りて便ち比沼里と云ふなり。後老いたる夫婦等天女に謂ひて曰く、汝は吾が兒に非ず、暫く借りに住まふのみ。宜しく早く出で去るべしと。是に天女天を仰ぎて哭慟き、地に俯して哀吟む。即ち老夫等に謂ひて曰く、妾は私の意を以て來れるには非ず。老夫等の願ふ所なり。何でか厭ひ惡む心を發して忽ちに出で去る痛みを存すやと。老夫増瞋を發し、去ることを願ふ。天女涙を流して、微に門の外に退き、鄕人に謂ひて曰く、久しく人間に沈みて天に還ることを得ず。復親故無し。由りて居る所を知らず。吾何に

一盃の酒の値段は、財寶を車の上に積み重ねて、翁の家に運ぶほどである。それで翁の家は金持となり、土地を澤山持つてゐた。さういふわけで此の村を土形里と云ふのである。中世より現今に至るまで、訛つて比沼里と云つてゐる。その後老夫婦が天女に云ふやうは、「お前はわしの子ではない。暫くの間かりに親子として一緒に住んでゐただけぢや。だから早く出てゆけ」と云ふので、天女は天を仰ぎ、地に倒れては歎き悲しみ、翁にいふやうは、「私は、自分の心から進んであなたの家に參つたわけではありません。お爺さんが子になつてくれと仰つたからなのです。それだのに、どうして私をお憎しみあそばして、急に私に出て行けと仰つて悲しい目をお見せになるのですか」と云ふので、翁は益〻怒つて、追ひ出さうとするので、天女は涙を流して、漸く門の外に出て行き、村人に云ふやうは、「長い間、人間世界に留まつてゐたので、天に歸る事が出來ません。さうかと云つて他には親類もないので居る場所がありません。私はどうしたらよいのでせう、どうしたらよいのでせう」と叫び涙を拭つて泣きながら、空を見て歌つた。

せんや何にせんやと。涙を拭ひて嗟嘆き、天を仰ぎて歌ひて曰く、

天の原振り仰け見れば霞立ち家路まどひて行方知らずも

遂に退き去りて荒鹽村に至る。即ち村人等に謂ひて云く、老夫老婦の意を思ふに、我が心荒鹽に異なること無しといへり。仍比沼里の荒鹽村と云ふ。亦丹波里の哭木村に至りて槻木に據りて哭く。故哭木村と云ふ。後竹野郡船木里の奈具村に至り、即ち村人等に謂ひて云く、此の處は我が心を奈具志久成しぬ（古事に平善になる者をナグシと云ふ）と。乃ち此の村に留りて居り。斯謂ゆる竹野郡の奈具社に坐す豐宇賀能賣命なり。

空を仰いで見れば、空には霞がかかつてゐて、故郷の空に歸る路もわからず、どこに行けばよいのか、行く先がわからない。

かくて、遂に此の里を立ち去つて荒鹽村に來た。さうして、村人に云ふやうは、「お爺さんやお婆さんの意中を思ふと、私の心は煑えかへるやうで、荒鹽と同じことです」と云つた。それで、此の村を荒鹽村と名付けたのである。亦、丹波里の哭木村に來て、槻の木に據りかかつて泣いた。それで哭木村と名付けた。亦、竹野郡の船木里の奈具村といふ所に來て、村人に云ふやうは、「此の土地は、私の心を慰めてくれた」と云つた。（古語に心の平かになる事をナグシと云ふ。）それで、此の村を奈具村と云ひ、天女は此所に留つたのである。此の天女が即ち竹野郡の奈具神社に祀られてゐる豐宇賀能賣命である。

その解釋　これは、白鳥處女傳說に似てをり、竹取物語の原形をなすものである。ただ普通の此の種の傳說では天女は再びその神力を取り戻して、天に歸るのであるが、此の奈具

社傳說では、神として此の地にとどまつてゐる。それは、農業神の豐宇賀能賣命を祀つてゐる此の奈具社と、天人傳說とが結び付いた結果、かう云ふ結末となつたのであつて、元來は、奈具社は、此の傳說と關係のない、別個のものであつたらう。此の話では老人夫婦は、ひどく恩義愛情を知らない邪慳な人間のやうに書かれてゐる。文章は、浦島傳說ほどの漢文臭がない。浦島傳說の方は、或は、伊預部馬養連の記などを參考して書いたから、甚だしく六朝駢儷の體に近い美文となつたのかも知れぬ。なほ、栗田博士の古風土記逸文にあげてある帝王編年紀養老七年條の近江の伊香小江の話(但、風土記の文章かどうかは明かでない)は、完全な白鳥處女說話の型を示すものである。

攝津風土記の夢野の鹿　攝津風土記の夢野の條は、日本書紀仁德天皇卷の菟餓野の鹿の話と同一である。

雄伴郡に夢野有り。父老相傳へて云ふ。昔者刀我野に牡鹿有り。其の嫡の牝鹿、此の野に居り、其の妾の牝鹿、淡路の國の野嶋に居る。彼の牡鹿屢野嶋に住きて妾と相愛じきこと比无し。既にして牡鹿嫡の所に來り宿る。明くる旦牡鹿其の嫡に語りて云く、「今夜、夢に吾が背に雪零りおけりと見き」と。又曰く「須々紀と曰ふ草生ひたりと見き。此の夢は何の祥ぞ」と。其の嫡、夫の復妾の向に往くべきことを惡みて、乃ち詐りて、相して

曰く「背の上に草生ひたるは、矢の背の上を射る祚なり。又雪の零れるは、白き鹽を宍に塗る祚なり。汝淡路の野嶋に渡らば、必ずや船人に遇ひて海中に射死されん。謹、復往くこと勿れ」と。其の牡鹿感戀に勝へず、復野嶋に渡る。海中に船に行き遇逢ひて、終に射死されき。故、此の野を名づけて夢野と曰ふ。俗說に、刀我野に立てる眞牡鹿も夢相のまにまにと云ふ。

これは、日本書紀の記載よりも詳しく、かつ、人間世界の戀愛の三角關係と同じく、妻が嫉妬して、夫の運命をわざと惡く判斷した。それが却つて、夫の死を豫知する結果になつたと云ふ悲劇は、考へようによつては、可成り深刻な內容を持つてゐるものと思ふ。日本書紀では、此の妾に關する事は全然なく、全く單純な民間傳承たるに過ぎない。

此の夢野の條に

今夜夢吾背爾雪零利於祁見支。又曰都須々紀草生止多利見支……俗說云刀我野爾立留眞牡鹿毋夢相乃麻爾麻爾。

と云ふ宣命書式の表記法が用ゐてあるのは、注意すべきである。かういふ記法は備後國風土記にも、

昔北海坐志武塔神、南海神之女子乎與波比爾出坐爾日暮多利。（下略）

と記してあつて、此の風土記の如きは、殆ど全部宣命書式で書いてある點に特色がある。

山城風土記と因幡風土記　山城國風土記の賀茂社の條には、古事記に見える三輪の神の丹塗矢傳説と同じ話が見え、伊奈利社及び鳥部里の條には、豐後風土記の記載と同樣の餅化白鳥傳説を掲げてゐる。かやうに、諸書によつて類似説話を載せてゐるものも散見する。因幡風土記に、白菟の話を掲げてゐる事も、古事記所載の話と同樣である。奈良朝期以後の撰と思はれるが、土佐國風土記には、三輪川の條に、古事記の三輪山傳説と全く同じ話を記してゐる。これはむしろ古事記の傳説の影響であらう。

伊豫風土記　伊豫國風土記の溫泉の條は、最古の金石文なる溫泉の碑文を掲げてゐる事によつて有名である。此の中には、大穴持命が少彥命を此の溫泉に浴せしめて、蘇生せしめ給うた話が出てゐるが、これは播磨風土記などに見える此の兩神の競爭せられた話に關係があり、また道後溫泉の由來の古い事をも示すものである。

日向風土記と伊勢風土記　日向國風土記も、その説話には、元來、古い傳へを殘したものがあると思はれる。最も早く開けた此の地の神話には、わが國家の發祥に關し、有益な物語を傳へてゐた事であらうが、今殆どそれが殘存しないのは、遺憾である。ただ智鋪郷の條に、

臼杵の內の智鋪郷。天津彥火瓊々杵尊、天の磐座離れ、天の八重雲を排け、稜威の道別

き道別きて、日向の高千穗の二上の峯に天降りましき。時に天暗冥く晝夜の別なし。人物道を失ひて物の色別き難し。玆に土蜘蛛有り。名を大鉗・小鉗と曰ふ二人、皇孫尊に奏言さく、「尊の御手を以て、稻千穗を拔き籾と爲て四方に投げ散らさば、必ず開晴りなん」とまをす。時に大鉗等の奏せるが如、千穗の稻を搓みて籾と爲して投げ散らしたまひしかば、卽ち天開晴り日月照り光やきたり。因高千穗の二上峰を曰ひて、後の人改めて智鋪と號く。

とあるのが、天孫降臨說話に關してゐるが、天孫降臨の地を智鋪郷としたのは、果して古傳の正しい傳へであるかどうか疑問である。言辭は語部の語句を、そのままに取り用ゐて記したものと思はれる。此の他、伊勢風土記が、神武天皇が「金烏の導きに隨ひて中州に入り」長髓彥を征し給うた時、天日別命に命じて、伊勢國の神、伊勢津彥を計略せしめ給うた所、伊勢津彥は、その命に服して、大風を起し波に乘つて東方に去つたので、此の國を神風の伊勢の國と云ふのであると云ふ話や、尾張國風土記(これは奈良朝期以後の撰と思はれるが)に、日本武命と宮酢媛命との話を掲げてゐるが如きは、いづれも、記紀の古傳に關係ある說話として、注意すべきものである。かやうに、風土記の說話には、上代說話の比較研究上、重要な材料を提供してゐる點において、看過すべからざる內容のものが多く存してゐる。

一　諸本、註釋書

出雲風土記は、早く、今井似閑の萬葉緯卷十五に收められ、文化三年に、千家俊信(としざね)が、寛政九年諸本の校合を畢つた校訂本を刊行したが、昭和四年に島根縣皇典講究分所で、校合刊行した「校定出雲風土記」が信憑すべきものである。その註釋書には、「出雲風土記鈔」(岸崎時照)、「出

常陸國司解。申古老相傳舊聞事。
問國郡舊事。古老答曰。古者自相模國足柄岳坂以東諸縣。惣稱我姬國。是當時不言常陸。唯稱新治筑波茨城那賀久慈多珂國。各遣造別令檢校。其後至難波長柄豐前大宮臨軒天皇之世。遣高向臣中臣幡織田連等。惣領自坂以東之國。于時我姬之道分爲八國。常陸國居其一矣。所以

常陸國風土記

肥前国
郡壹拾壹所　郷七十　里一百八十七　驛壹拾捌所　小路　烽貳拾所　下国　城壹所　寺貳所　僧寺
肥前国者本与肥後国合為一国昔者磯城瑞籬宮御宇御間城天皇之世肥後国益城郡朝來名峯有土蜘蛛打猴二人師徒衆一百八十餘人拒捍皇命不肯降服朝庭勅遣肥君等祖健緒組伐之於茲健緒組奉勅悉誅滅之兼巡

肥前國風土記
(猪熊信男氏所藏)

豐後國風土記（葉室本）
（宮内省圖書寮御藏）

豐後國風土記（藤波本）
（宮内省圖書寮御藏）

雲風土記考」（荷田春滿）、「出雲風土記解」（内山眞龍）、「出雲風土記考」（岡部春平）、「出雲風土記考」（横山永福）等があり、又、全部を假名交りに書き改めたものに、「出雲風土記假名書」（富永芳久、安政三年刊）がある。近年出たものでは、「出雲風土記考證」（後藤藏四郎、大正十五年刊）が出色のものである。

出雲風土記についでは、常陸風土記が世に知られ、群書類從に入り、天保五年には、西野宣明が校訂し頭註を付して、これを刊行した。近年、「常陸風土記物語」（松岡靜雄）が出た。

肥前風土記は、荒木田久老の校本が、寛政十二年に刊行せられ、續群書類從にも入つてゐる、註釋書としては、「肥前風土記纂注」（糸山貞幹）があり、最近、井上通泰博士の「肥前風土記新考」といふ詳細なものが出た。

出雲國風土記
國之大體首震尾坤東西宮北屬
海東一百卅七里二十九歩南北一百
八十三里一百九十三
一百歩
七十三里卅二歩
得而難可誤

出雲風土記白井本（竹柏園所藏）

出雲國風土記
國之大體首震尾坤東南宮北屬海東西一百
卅七里一十九歩南北一百
九十三
一百歩
七十三里卅二歩
得而難可誤
老細思枝葉裁定詞源亦山野濱浦之處鳥
獸之棲魚貝海菜之類良繁多悉不陳然不
獲止粗擧梗概以成記趣所以号出雲者八

出雲風土記春木本（竹柏園所藏）

須佐郷郡家正西一十九里神須佐能
袁命詔此國者雖小國々處在故我御
名者非著木石詔而即己命之御魂鎮
置給之然即大須佐田小須佐田定給
故云須佐即有正倉
鈔云一十九里八今三里六町以此處宮内處知標
哥有大宮大明神社是須佐鳥乃命神社也傍
之朝原及部大路原田入間竹尾宍見等以為
須佐郷也及部有今八市又有宍見村中君也

出雲風土記鈔（竹柏園所藏）

出雲風土記假字書
國のおほきさは東を首にして西南を尾となりと
も東南は山西北は海に至
東西一百三十七里一十九步
南北一百八十三里一百九十三步
一百步。
七十三里三十二步。

一〇 出雲風土記假字書

出雲風土記假名書

豐後風土記は、肥前風土記と同じく、寛政十二年の荒木田久老校訂本が知られ、はやく、萬葉緯卷十六にも、又、群書類從にも收められてゐる。　註釋書には、「箋釋豐後風土記」（唐橋世濟、文化元年刊）があり、最近、後藤藏四郎氏の「肥前國 豐後國風土記考證」や、井上通泰博士の「豐後風土記新考」が出た。

播磨風土記（三條西家所藏）

播磨風土記は、三條西家所藏の古寫本が、柳原紀光によつて發見せられ、嘉永五年に、谷森善臣が、初めてこれを學界に紹介した。　改定史籍集覽にも入り、近年、古典保存會の複製によつて、學界を裨益する所が多い。註釋書には、「播磨風土記考」（岡平保）、「標注播磨風土記」（敷田年治）、「播磨風土記物語」（松岡靜雄）「播磨風土記新考」（井上通泰）等がある。

栗田寛博士は、以上の五風土記を一部として、簡明な頭註を加へ、地圖をも附して、「標注古風

土記」を完成、明治三十二年に刊行せられた。從來の風土記研究の集成とも云ふべく、風土記研究の典據となつてゐる。その中、常陸、出雲の二國は、近年、後藤藏四郎氏の補注本が刊行せられた。又、日本古典全集の「古風土記集」は、上述の主なる刊本を印影してゐて、信ずべきものである。

望覧四方云、此土丘原野甚廣大、而見此
丘如鹿児、故名曰賀古郡。狩之時、一鹿走
登於此丘鳴、其聲比比、故号日岡。此岡有
比礼墓、坐神大御津歯命子伊波都比古命。所以号褶墓
者、昔大帯日子命誂印南別嬢之御佩刀
之八咫剣之上結尓八咫勾玉下結尓麻布
都鏡繋時、賀毛郡山直等始祖息長命一名
伊志治為媒而誂下行之時、到摂津国高瀬
之濟、請欲度此河。度子紀伊国人小玉申

播磨風土記（竹柏園所藏）

逸文の捜索は古くから行はれ、「諸國風土記拔萃」（林羅山）、「萬葉緯」（今井似閑）、「諸國風土記逸文稿」（伴信友）、「採輯諸國風土記」（狩谷掖齋輯、木村正辭補遺）「纂訂古風土記逸文」（栗田寛）等があり、その他にも、多くの學者が、此の捜索をなしてゐる。又、註釋書としては、栗田寛博士の「古風土記逸文考證」が唯一のものであつたが、最近、井上通泰博士の「西海道風土記逸文新考」が出た。

二　日本總國風土記

風土記逸文稿本（宮内省圖書寮御藏）

以上の古風土記に對して、日本總國風土記と稱する僞書が現れ、學者をまどはす事が多く、今井似閑も、「萬葉緯」卷十六、卷十七に、これを收めてゐる。伴信友も、「前後風土記概論」において、

其は前風土記とは書の體裁も別にして文章のさまも後めきて、やゝ劣り、又いかにぞやとおもはるゝ事少からず。めでたき書なるを、たゞ駿河のみは、大方全くて、其を除きては、みな全からず、いとあたらしき事なりかし。

と云つて、古風土記ではないが、相當信憑すべきものなる事を論じ、日本後紀延暦十五年八月の條に、

己卯(廿一日)……是日(このひ)、勅して、諸國の地圖、事跡、疎略にして、加ふるに、年序已に久し

く、口字闕逸するを以て、宜しく更に之を作らしむべしと。

と云ふ勅命のあるによつて、前風土記(古風土記)の疎略なるにより、新たに、風土記の撰定の業が行はれ、弘仁の頃に成つたものが、卽ち、此の風土記の原本であらうと云ひ、更に、延長三年の太政官符によつて、奉つたものが、今殘存して、總國風土記となつたのであると論じた。かくて、これを後風土記と稱し、古風土記と共に集錄して、總名を前後風土記逸文と稱したいとさへ述べてゐる。併し、此の信友の論は、中山信名の「前後風土記概論の辨」によつて、完全に論破せられ、總國風土記の信ずべからざるものである事が證明せられた。なほ、總國風土記とともに傳へられる元亨二年の民部省圖帳も、同樣に僞作であるが、これをも、信友は信じてゐる。中山信名は、更に、その論に追記して、

この稿成りてのち、或人のものがたりに、かの總國風土記及び元亨二年圖帳といふものは、書肆なにがしが人にあとらへて、あらぬことをつくりいでたるものなり。大かた東山院の御門の御時にこそあたらめと語りし也。

と云ひ、また夙く、正德三年に平祖衡は、「辨日本總國風土記」において、その疑ふべき點十二條をあげて辨明してゐるのである。此の平祖衡の說をあげた後に、中山信名は再び記して、

又後にきけば、駿州淺間神主某の僞作せしものといふ。類聚國史二三冊あり、新國史二冊あり、總國風土記、民部省圖帳、皆同人の贋作なり。駿河の者なる故、駿河風土記をば、全部つくりいだせし

なり、

と云つてゐるので、僞作なる事は、いよいよ明かとなつた。　それで、伴信友は、「比古婆衣」卷十三の「風土記考」で、中山信名の論に賛成し、自己の前說の誤を認めてゐるが、なほ、總國風土記の中でも、山城、伊賀、尾張、及び伊勢風土記の總國風土記に入つてゐない一本は、信ずべきものであると云ひ、勿論、古風土記になずらふべくもない書ではあるが、その國の古書により、古傳說をも取つて記したものであるから、考には備へる事の出來る書であると云つてゐる。　栗田寛博士の「纂訂古風土記逸文」にも、日本總國風土記により、伊賀風土記が揭げてある。　その信ずべき理由として、總國風土記の山城風土記が、神名帳頭註、二十二社注式等に引用してある文章と合ふ事が論じられてゐるが、これは、むしろ、これらの書に引用してゐる文章を取つて、總風土記が僞作したもので、それらの書に引用してある文章だけを、總國風土記に收め、それ以下は、「虫蝕」として、揭げてゐない所など、明かに、總國風土記のさかしらを思はしめるものがある。

又、伊賀風土記は、紹巴の奥書ある伊賀名所記に、引用してゐるので、信ずべきものとせられてゐる

日本總國風土記
（竹柏園所藏）

るやうであるが、その伊賀名所記の奥書は怪しむべきものと思はれる。いづれにしても、總國風土記と認められる書は、皆全く僞撰に出でたものであり、たとへ古き書であるとしても、奈良朝期の古風土記とは、勿論、同一には論じられないのであるが、此所には、事のついでに、古來學者の問題となつた此の書について、聊か解說を記す事としたのである。

總國風土記は、その斷片が殘存してゐるとして、世に紹介せられ、群書一覽には總國風土記二十三國に、古風土記を交へて、二十六國五十卷の目錄を揭げてをり、伴信友も、これを集めて、二十七國の逸文を得たと記し、萬葉緯卷十六に收める所は、日本總國風土記の第十八近江國、第二十三河內國、第二十九和泉國、第三十六伊勢國、第四十三―第四十八遠江國、第五十三―第五十五駕河國、第七十七牟差國の七國で、他に、古風土記の豐後風土記と、僞作の尾張國民部省圖帳とを收めてゐる。同書卷十七に收める所は、信友が、古風土記ではないが、なほ信ずべきものであると云つた山城、伊賀、伊勢、尾張の四國の風土記の殘篇であるが、これまた、日本總國風土記の中には入つてゐなくても、同種同時の僞作である事は否まれない。

此の他に、後世の撰なる、國名風土記八卷が刊行せられてゐて、これをも、奈良朝期乃至平安朝期所撰の古風土記と混同せられた事があつた。又、江戶時代には、筑前國續風土記、斐太後風土記、新編會津風土記等の撰が多い。いづれも古風土記に繼ぐ意味で名付けられた。

第四章　高橋氏文

第一節　氏族志

上代の國史　皇室の御系譜、御歷代の御事蹟等が、上古の國家の歷史の中心をなしてゐるが、そのごとく、各氏族に於いても、始祖の事蹟をはじめとして、自己の氏の傳來を述べ、その歷史を記した書があつた。此の書も、はじめは、氏の人々の間に語り傳へられたもので、古老の口により傳承せられ、或は、その氏族に屬してゐた語部のごとき人々によつて語られて來たものであらう。それが、ある時期に、ある機會があつて、成書として記載せられるに至つたものと思はれる。それが卽ち氏文である。皇室の御歷史を中心として、風土記に見える地方史、それに、此の氏文といふ、各氏族、部屬の氏族史が加はつて、上古の歷史の重要なる資料が殆ど全き姿で構成せられるわけである。併し、風土記の殘存せられるものは、僅かに五種に過ぎず、氏文に至つては、ただ一種だけが、それも、後世の書に引用せられてゐる文章を集成する事により、僅かに、その全貌を察する事の出來るものが、存するに過ぎない。それが卽ち、高

橋氏文である

公民本記・譜第・纂記　そもそも各氏族の史傳が編まれたのは、天皇記や國記とともに、推古天皇二十八年に、臣連伴造國造百八十部幷公民等本記の錄されたのが國史に見える初であり、當初から、國家の歷史と並んで、各氏族のそれも、存在してゐたのである。また、日本書紀顯宗天皇卷には、譜第(かばねついでのふみ)といふ書が引用せられてゐるが、これは、書名によつて考へれば、皇室の御系圖にも觸れてゐるが、諸氏の系圖をも、姓(かばね)の順序に從つて、擧出したやうな書であると思はれる。

物部氏纂記

栗田寛　著

[illegible]代のはじめ命[illegible]皇神を崇め賜ひ嚴き大御稜威をふるひ興して不順國千速振人を和しまして天雲の向伏限り舟艫の至り止る地まで遠く廣く治め給ふ事を專としたまへる故に中臣忌部大伴物部の氏々少しの勝劣りは有けめど特に親く朝廷に仕奉りて食國の大御政を申させ給ひき故に皇神を崇め祭る時は忌部弱肩に太手繦と

物部氏纂記（帝國圖書館所藏）

更に下つて、日本書紀持統天皇卷には、

五年(中略)八月、己亥(つちのとのゐ)の朔(つきたち)の辛亥(かのとのゐ)のひ(十三日)、十八氏に詔(みことのり)して大三輪、雀部、石上、藤原、石川、巨勢、膳部、春日、上毛野、大伴、紀伊、阿倍、佐伯、

采女、穗積、阿曇、平群、羽田、 其の祖等の纂記を上進らしむ

と見えて、此の諸氏の纂記といふのは、諸氏に傳へられてゐる記錄の類であらうか。その中には、氏文と認められるものも勿論存した事であらう。かやうにして、諸氏の記錄が、朝廷に存して、國史編纂の資料を提供してゐたのであるが、その中には、氏文も亦あつた筈である。栗田寛博士は、舊事本紀の天孫本紀によつて、その尾張連、物部連の世次を記した條は、他の書に見えず、全くの僞作とも思はれないから、古書に據り所があるのであらうと云つて、それから、物部氏纂記、尾張氏纂記の二書を編み、これに考註を加へて、本文の疑はしきは正し、取るべき箇所を示してゐる。 もとより、舊事本紀そのものが僞書であるから、これらも、古代の纂記として信ずべきものでない事は勿論であるが、なほ考據には備へるべき點もあるであらう。

本系帳・譜圖・譜牒・家牒 以上の公民本記、譜第、纂記の類は、氏文の一種とも考へられ、氏族の記錄であるが、此の他に、氏族には、本系帳(ただ本系とも云ふ)、譜圖(譜圖帳とも云ふ)譜牒、家牒と稱するものがあつた。 此の方の名稱は、上記の語よりも後に用ゐられてゐる。 天平寶字五年に、撰氏族志所を設置し、その宣によつて、本系帳を勘造、進奉せしめられ氏族志を撰ばうとして、惠美押勝の亂の爲めに中止せられたが(新撰姓氏錄序)弘仁私記序に

凡そ厥の天平勝寶の前 感神天皇(聖武)の年號なり。世に法師天皇と號す。 一代ごとに天下の諸氏をして各本系を獻

せしめ譜牒を謂ひて本系と爲す、永く秘府に藏めて、輙く出だすことを得ず。圖書寮に存せしむる者是なり。

雄朝妻稚子宿禰天皇(允恭)の御宇しし時、姓氏紛謬、尊卑決し難し。因て月橿の丘に坐して、熱湯を探り、眞僞を定めしむ。今大和國高市郡に釜有るは是なり。後世の帝王彼の覆車を見て、毎世、本系を獻ぜしめ圖書寮に藏す。

とあるごとく、それらの本系帳、譜圖、譜牒、家牒の類は、圖書寮に藏せられてゐたのである。これが、新撰姓氏錄や、後の系圖の書が編纂せられる際、參考資料となつたものと思はれる。

公民本記、譜第、纂記の類が、いかなる內容形式を有してゐたかは、はつきりとは分らぬが、一家一族の父子兄第の順序次第を主として叙し、その間に、その人物の著しき事蹟を記したもので、系圖と云ふやうな、圖表の形式を持つ書ではない。本系帳は、「秦氏本系帳」が、「本朝月令」や「年中行事秘抄」に引用せられ、「多米宿禰本系帳」が「政事要略」に引用せられてゐる。その他、「菅原本系帳」等、諸氏のものがあつて、漢文で、始祖以來、代々の事蹟を記してゐる點では、全く氏文の性質を持つものである　譜圖帳は、「皇字沙汰文」に、延喜七年の、「伊勢天照皇大神宮禰宜譜圖帳」を揭げてゐるがこれは、宣命書で、荒木田氏の先祖天見通命が、天石戸前の神樂に奉仕した事を叙したもので、莊重な古體の文章をなしてゐるのは、これらの系譜の書が、漢文、和文の差はあつても、系圖を圖式や表示で記した書の如き無味乾燥な體裁のものとは異なり、一個の文章として、存在してゐた事を示すものである。さう云

ふ點では、新撰姓氏錄のごとき、名稱の列記に終始する檢索備忘の爲めの書とも異なり、やはり、自己の氏族を愛し、一家を愛し、先祖を敬慕する熱情が、背景となつてゐるのである。但、その爲めに、表現の上の興味はとにかくとして、內容の上に、眞實を失ひ、事實を歪曲した點のある事は、遺憾ながら、否まれないのである。氏文も亦、さういふ性質に於いては、これらと共通の點を持つてゐる

門文　氏文の事を、後には門文とも云つた。「中臣氏系圖」に掲げた、「延喜の本系の解狀」に、「大中臣氏人等の解に、新撰氏族本系帳を申し進むる事」とある、大中臣氏の朝廷への報告書の中に

茲に因て、上の宣を申し下し、先後の本系、及び家々の古記、戶々の門文等を鳩集し、去る寬平五年從り始めて十四載の間に、實錄粗畢る。

とある門文は、氏文と云ふのと、同じ性質のものと思はれる。

氏文　氏文は、各有力なる氏族には、大抵、これを存してゐた事であらうが、今日では、本朝月令、年中行事秘抄、政事要略に引かれてゐる高橋氏文の斷片が集錄せられ、又、文庫遺響に載せる丹生祝氏文といふ短いものがある。此の他に、伴氏文、神部の氏文等もあつたらしいがいづれも平安朝期の撰である。

丹生祝氏文　丹生祝氏文は、延暦十九年の撰で、「丹生津比賣及び高野大明神に仕ふる丹生祝氏」の遠祖より、代々の略系を記し來り、和銅三年の籍、天平十二年の籍をも勘進した事を記してゐる。その文章は、

別犬黑比止云者、彼御犬二件率引弓笑手取持、大御神坐阿帝川乃下長谷川原爾、犬甘乃神止云名乎得氐、石神止成氐在今。

といふ調子で記してあり、記載せられたのは平安朝時代であるが、上古の古傳を傳へた所があらう。

第二節　成立

成立の時代　高橋氏文も亦、平安朝時代の所撰で、延暦年間に成つた。即ち、本書の中に、纏向の朝廷の歳次二癸亥一(景行天皇五十三年)より始めて貴き詔勅を奉はり、膳臣の姓を賜はりて、天都御食をいはひゆまはりて、供奉り來ぬ。今の朝廷の歳次二壬戌一(延暦元年)迄、並びに卌九代、積年六百六十九歲延暦十九年

とあり、これによると、延暦十九年に成つたごとくであるが、伴信友は、延暦十九年は十一年の

誤でさうすれば、「積年六百六十九歳」の年數にも叶ふ、と述べてゐる。これによると、延暦十一年に成つた事になる。いづれにしても、その頃に、高橋氏の長が、此の氏文を撰して、朝廷に奉つたのであるが、併し、その内容も文章も、古く成立してゐたものである事は明かで、蒼古なる上代の文章の特色を備へ、内容も、記紀の史典に相交り、又、これを補ふものがある

高橋安曇兩氏の爭　此の書の撰せられた動機は、本書の末尾に附載せられてゐたらしい「太政官、神祇官に符して、高橋安曇二氏の、神事御膳に供奉する行立の先後を定むる事」といふ延暦十一年の太政官の宣符によつて、明かである。それは、古來神饌に携つてゐた高橋、安曇兩氏の勢力爭に端を發したもので、元來、高橋氏は、常に安曇氏よりも前に立つて、供奉してゐたが、神龜二年に、安曇刀が、高橋乎具須比よりも、長老であるといふ理由をもつてその前に立たうとしたので、高橋乎具須比は、これを承諾しなかつた。此の爭が内裏に聞え、古來の例に從ふべしといふ命があつたので、その論爭は絶えた。然るに、寶龜六年の神今食の日に、又々、安曇廣吉なる者が、強ひて前に立たうとしたので、高橋波麻呂が、爭つて、廣吉を挽きもどした。これを遺恨に思ひ、廣吉は安曇の氏記に僞辭を加附して、自ら先に立つべき事を強辨した。それで、高橋氏においても、これを憤慨してゐたが、遂に延暦八年に、兩氏よりその記文を進めしめ、また、日本紀、及び二氏の私記を捜檢して、高橋氏の正しい事がわかつた。併し

兩氏をして交替に先後に立たしめたらば、爭もなく穩かに治まるであらうといふのでさういふ風に取り計らはれる事となつた。然るに、延暦十年に、又々安曇繼成が、勅命にも係はらず、高橋氏と爭つて、頻りに前に立たうとしたので、再び、兩氏の家記を檢した所、高橋氏の家記に記す所は、日本紀に叶ひ、その膳大伴部と姓を賜うたのは景行天皇の御時で、應神天皇三年に、海人が服從しないのを安曇連の祖、大濱宿禰を遣してこれを平定せしめられ、その功により海人の宰として、はじめて、安曇氏が奉御膳に預つたのに比すると、それよりは遙かに古い。然るに、安曇氏の家記によると既に、崇神天皇の御世に、その祖先が始めて、御膳に仕へたやうに記してゐるが、その私記を檢すると、「追註行下の筆跡殊に拙し、字を庶はず、姧詐の端是に見ゆ」といふ有樣であつたので、遂に國史及び家記を案じて、安曇氏の詐僞を働いた罪科は著しく、律に照して絞刑、除名に處すべき所その死を宥めて遠流に處せられる事を宣し、此處に事件が落着したのである。

以上の宣符の文面によれば、延暦よりも以前に、兩氏とも家記を有してゐた事は明かで高橋氏の如きも、早く奈良朝期、或はそれ以前に撰せられてゐたものに、若干の追記を加附したものであるかも知れぬ。それは、安曇氏文が、虛僞の記事ではあるが、註記を後に追加してゐたのと同じであらう。持統天皇五年に、諸氏の纂記を奉らしめられた中に、安曇氏もあり膳

部といふのは、高橋氏の事である。然らば、兩氏の氏文も、此の時などに、成つたのかも知れぬ。或は、右の纂記は、もつと早く記録せられてゐたものを、此の時に獻上せしめられたもののやうでもあるから、從つて、兩氏の氏文の原形の成立し、記載せられたのは、更にその以前に溯るかも知れない。いづれにしても高橋氏文が、古い時代に成立した書として、當代の說話文學の中に、取り扱はれ得るものである事は確かである。

氏文の文章 高橋氏文は、多く宣命體で記してあり稀に、稚拙な漢文式表現がある。前に掲げた丹生祝氏文もやはり、宣命體であつた。宣命書が、氏文の特色であらうか。併し、風土記にも、宣命書のものもあり、また、純漢文的なものや種々の文體が取られてゐた。それは記者の素養や好みによつて、さまざまの文體が取られたものと思はれる。氏文においても同様で、別に一定の文體、記法といふやうなものは、存在しなかつたのであらう。たまたま現在殘れるものが、神事に關係の深い氏族の氏文であつたからして、その氏族の素養環境により祝詞などと同様の、宣命體の表記法を取るに至つたものであるかも知れぬ。いづれにしても、氏文も、風土記と同様に、純漢文式のものや、その他種々なる文體のあつた事は、考へられる所である

高橋氏文考注 併し、高橋氏文は、全文が一書として、殘されてゐるわけではない。前述

の如くその文章が古書に引用せられてゐるにとどまる。ただ、その引用の量が多く、且つ首尾大方完きものがあるので、殆ど全貌を知る事が出來、その内容も文章の特色も明かになつてゐる。故に、恰も一書として殘存してゐるがごとく、これを取り扱ふ事も出來る。此の諸書に引用せられてゐる高橋氏文を一部にまとめて詳細なる註解を加へ、高橋氏文をして、上代文學の中に取り扱ふ事を得せしめたのは伴信友の「高橋氏文考注」の功績である。高橋氏文の研究書としては、これが唯一の書である。今、

挂畏巻向日代宮御宇大足彦忍代別天皇五十三年癸亥
八月詔群卿曰、朕顧愛子何日止乎、欲巡狩小碓王所平
之國、是月行幸於伊勢、轉入東國、冬十月到于上総國安房浮嶋
宮、尓時磐鹿六獦命從駕仕奉矣、天皇行幸於葛餝野令御
獦矣、大后八坂媛波借宮尓御坐、磐鹿六獦命亦留侍、此時大后
詔磐鹿六獦命、此浦聞異鳥之音、其鳴駕鴑、欲見其形、即磐
鹿六獦命乘船到于鳥許、鳥驚飛於他浦、猶雖追行、遂不得
捕、於是磐鹿六獦命詛曰、汝鳥戀其音欲見貌、飛遷他浦不見
其形、自今以後不得登陸、若大地下居必死、以海中為住處、還時
顧舳魚多追來、即磐鹿六獦命以角弭之弓當游魚之中、即着弭
而出、忽獲數隻、仍名曰頑魚、此今諺曰堅魚（今以角作鈎柄釣堅魚、此之由也）船遇
潮涸天渚上尓居奴、掘出止為尓得八尺白蛤一貝、磐鹿六

高橋氏文考注（宮內省圖書寮御藏）

此の書によつて、その内容を記す事にする。

高橋氏文の資料　高橋氏文は、本朝月令の六月、朔日內膳司供忌火御飯事の條、同じく六月十一日の神今食祭事の條、政事要略第廿六卷、年中行事部、十一月中卯日、新嘗祭條、及び、政事要略所引の分と同じ條を、簡略にして、年中行事秘抄、十一月中辰日、豐明節會の條に、掲げてゐる。從つて、年中行事秘抄所引のものは、餘り重要でなく、本朝月令、政事要略、二書に引用する所によつて、その全貌がわかる。

內供奉其事
同日神今食祭事　見儀式
高橋氏文云太政官符神祇官定高橋安曇二氏供
奉神事御膳行立先後事右被右大臣宣偁奉勅如
聞先代所行神事之日高橋朝臣等立前供奉安曇
宿祢等更無所争但至于飯高天皇御世靈龜二年十二
月神今食之日奉膳從五位下安曇宿祢刀語典膳
從七位上高橋朝臣乎具須比曰刀者官長年老請
立前供奉比時乎具須比答云神事之日供奉御膳
者高橋臣等之職非他氏之事而刀猶強諍乎具須比

本朝月令

本朝月令所引の高橋氏文　本朝月令、六月、朔日內膳司供忌火御飯事の條に載せる所は、次の如き內容である。

掛けまくも畏き卷向の日代宮に御宇しし大足彦忍代別天皇の五十三年癸亥の八月、群卿に詔して曰はく、朕愛子を顧ふこと何の日にか止まん。 小碓王又の名は倭武王の平けたまひし國を巡狩んとすとのりたまひき。 是の月伊勢に行幸でまし轉りて東國に入りましき。 冬十月上總國安房の浮島宮に到りましき。

申し上げるも勿體ない景行天皇の五十三年の八月に、多勢の公卿に詔して仰せられるやうは、「自分が、なき愛子を思ふ情の消え去る日はあるまい。 だから、小碓王御一名を倭武王と申し上げるの平定あそばされた國々を廻つて見ようと思ふ」と仰せられた。 此の月に、伊勢に行幸あそばされ、轉じて、東國にお入りになつた。 此の冬十月には上總國安房の浮島宮に御到着になつた。

此の冒頭の文章は、日本書紀の文章と、殆ど同一である。 右の文章に、上總國安房と記してあるが、書紀には、ただ上總國と記してゐるだけで、上總國安房とは出てゐない。 安房が上總國から獨立して一國となつたのは、養老二年である。 故に、これは、安房がまだ上總國に屬してゐた當時、卽ち養老二年以前に、氏文の原形の出來てゐた事を示すものであらう。 然らば、日本書紀以前に、此の氏文の文章が出來てゐて、日本書紀は、此の氏文を材料として記したものであるかも知れぬ。 或は、此の氏文の冒頭の文章だけは、書紀の文章を取つて、聊かこれを書き改めて記したものかも知れぬ。 氏文は、氏族の中の私記であつて、朝廷に報告する公文書とは違ふから、書紀の文章を用ゐても差支へないわけであるが、これによつて、その氏族の

地位を判斷するやうな場合には、もしこれが、書紀の文章を、そのまま取つたものであるとすれば、不利益な立場に置かれる事であらう。 いづれにしても、氏文の文章の成立が古い事は、これによつても明かである。

磐鹿六獦命 以下は、此の氏文の固有の文章として、宣命書を多く交へた、獨特の文章となつてゐる。 景行天皇の東國巡狩の御供をして、高橋氏の祖、磐鹿六獦命も從駕に供奉した。天皇が、葛飾野で狩をあそばされた時、皇后八坂媛は借宮に留まり給ひ、磐鹿六獦命に仰せられるやうは、「此の浦に異き鳥の鳴聲の、ガクガクと鳴くのが聞える。 その形を見たいと思ふ」と仰せられたので、船に乘つて、鳥の後を追ひかけたが、遂に捕へる事が出來なかつたので、その鳥に「これから後は、陸上に上がる事は出來ぬ。 若し大地の上に居ると必ず死ぬるぞ、海中を住處とせよ」と詛を云つて、還つて來る時、堅魚を捕獲し、また、渚の上で、八尺の白蛤を得た。 それで、磐鹿六獦命は、此の二品を后に捧げ、武藏國造の祖大多毛比、秩父國造の祖天上腹、天下腹等に命じて、これを膾となし、また煮燒して、種々の料理を造らせたのである。 かくて、

雜造り盛りて、河曲山の梔の葉を見て、高次八枚に刺作り、眞木の葉を見て、枚次八枚に	種々の料理を造つて盛り上げ、安房の河曲山の梔の葉を見て、これを取り高坏八枚に綴り作り、又、槇の葉を見て、こ

刺作りて、日影を取りて縵と爲、蒲の葉を以て美頭良を卷き、麻佐氣葛を採りて多須岐にかけ、帶に爲、足纏を結ひて、御雜の物を供へ、結飾りて、乘輿御獦より還り入り坐す時に供奉らんとす。

れを取り平坏八枚に綴り作り、蘿葛を取つて頭に卷く鬘とし、蒲の葉で髻を卷き、眞辟葛をとつて、手襁にかけ、帶とし、脚結を結んで、御料理を供へ、机を結び作つて、机の上に置き並べ、乘輿が御狩から還られて借宮に入御あそばされる時、これをさし上げようとした。

これは、當時の一般の食事の風習をも示すものである。 かくて、天皇は、磐鹿六獦命の勞を歡び給ひ、以後、遠く長く、天皇の天つ御食に仕へ奉るやうに仰せられて、太刀を下賜せられた。

又此の行ふ事は、大伴立ち雙びて、仕へ奉るべき物と在れと勅ひて、日の竪、日の横、陰面背面の諸國人を割ち移して、大伴部と號けて磐鹿六獦命に賜ひ、又、諸氏人、東の方の諸國造十二氏の枕子、各一人づつ進らせて、平次比例給ひて依し賜ひき。 山野海河なる者は、多爾久久の佐和多流きはみ、加幣良の加用布きはみ、波多の廣物、波多の狹物、毛の

又、「此の御供膳に奉仕する仕事は、一族が皆一緒になつて、お仕へ申すべきものであるぞ」と仰せになつて、東西南北の四方の諸國の人々を分けて膳夫となし、膳の大伴部と名付けて、磐鹿六獦命の部下とせられ、又、諸氏族の人、東國の諸國の國造十二氏の赤兒を一人づつ膳部の仕事を見習はしめるために朝廷に奉らしめ給ひ、磐鹿六獦命には平坏、領巾を賜はつて、此の事を委任あそばされたのである。 又、「山野海河でとれるものは、陸は蟾蜍の步き廻る果までも、又、海では、船の通ふ果までも、すべて國内で產するあらゆる鰭の廣物(大魚)鰭の狹物(小魚)毛の荒物

荒物、毛の和物、御雜の物等を供へ、兼攝ね取り持ちて仕へ奉れと依し賜ふ。如是依し賜ふ事は、朕が獨の心に非ず。是は天に坐す神の命ぞ、朕が王子磐鹿六獦命、諸友諸人等を催し率て愼まり勤しみ仕へ奉れと仰せ賜ひ誓ひ賜ひて、依し賜ひき。

(大獸)毛の和物(小獸)その他種々の食物を供へる爲めに、お前が萬事を兼攝して、取りまかなひ、仕へ奉れ」と委任あそばされた。「かやうにすべてをお前に任せる事は、自分一人の心からではなく、これは天にまします神樣の御命令である。どうか、わが皇族なる磐鹿六獦命よ(磐鹿六獦命は、孝元天皇の皇子大彥命の三世の御孫であるから王子と云はれた)、諸友諸人等をさそひあひ引き連れて、謹しみ勵んでお仕へ申し上げよ」と仰せられ、誓をたてられて、供膳の事を御一任あそばされたのである。

これより、上總國の安房の大神を御食津神とし、若湯坐連の祖意富賣布連の子豐日連をして火を鑽らしめ、これを忌火として齋戒し、御食膳に供した。又、八男子、八少女を定めて、神嘗・大嘗にも奉仕する事となつた。その年十二月に、乘輿は、東國より伊勢國綺宮に還り給ひ、翌五十四年九月に、伊勢より大和の纏向宮に還御あそばされた。五十七年十一月に、武藏國秩父の大伴部の祖三宅連意由が、蒲の葉の代りに木綿を用ゐて髻を卷き、また、手繦にも木綿を用ゐて、蘿葛に添へる事を始めた。かやうにして、景行天皇五十三年に、始めて詔勅を承り、膳臣と姓を賜ひ、供膳に奉仕してより、今まで、三十九代六百六十九年を經てゐる。

政事要略所引の高橋氏文　政事要略に記す所は右の部分より後に位するものと思は

れ、磐鹿六獦命が、年七十二の八月に、病によつて薨じた。それで、景行天皇が悲しみ給うて、親王に準じ、葬禮を行はれた。その時に、藤河別命（ふぢかはわけのみこと）、武男心命（たけをごゝろのみこと）等を宣命使として、葬儀場に遣はされ、宣命が讀まれた。その宣命の全文を掲げるのが主であつて、現存の宣命の最古のものである點において、これは注意すべきものである。日本書紀の詔勅は、すべて漢文で記されてゐるから、高橋氏文所載の宣命が、景行天皇當時の面影をそのままに傳へてゐるのであるならば、國文としても、最も古きものの一であると云ふ事が出來る。

本朝月令、六月十一日神今食祭事の條に出てゐるものは、右の高橋氏文が提出せられるに至つた、高橋・安曇兩氏の爭に關する太政官符であつて、これをも、高橋氏文の終に附錄として、附け加へたものと見える。その大要は、成立の所で述べたので、此所には記す事を略する。

以上の三條が、すべて、「高橋氏文云」として、それらの書に掲載せられてゐるのである。

文章　表記法は、普通の漢文式に、倒置した所もあり、就中、宣命書の所が多く、「多爾久久乃佐和多流美岐波、加弊良乃加用布美岐波」と云ふやうに、全部假名書で、宣命體に書き記した所もある。殊に、「供御雜物乎」「令脫置天」と云ふやうな漢文式の反り讀む書き方と、宣命書とを交へ記した、特殊の表現を取つてゐるのは、本書の表記法の一つの特色である。

併し、全體として、文章に古體の趣を具へ、天皇の御言葉は勿論であるが、その他にも、磐鹿六

猿命が料理を奉仕する有樣を描寫した箇所の文章の如き、著しく、上代風の修辭に富む語部の文章に近いものがあり、決して、後代に出來た文章ではない事を示してゐる。必ずしも、華麗とか莊重とか云ふ名文ではないが、なほ、簡朴にして、熱意に富む、上古の語部風の文章の特色を具備するものとして、看過する事は出來ない。また、初の方は、日本書紀に、同一の事がらが出てゐるが本書の方が詳細で、書紀は、本書を材料としたものかとさへ思はれ、本書は、書紀の記載を補ふものとして、內容の上からも、古史典と參照すべき、上代說話の注意すべき書である事は云ふまでもない。

第五章　古語拾遺

第一節　成立

中臣・齋部兩氏の爭　記紀の記載によつても明かなることく、天岩戶の前の神樂の際にも、ついで、天孫降臨の際にも、中臣氏の祖なる天兒屋命忌部氏(齋部氏)の祖なる布刀玉命が、猿女君の祖なる天宇受賣命等とともに常に奉仕してゐる。かやうに、中臣、齋部の兩氏の關係

は、神代の昔から深く、自後、此の兩氏は相並んで、神祭の事に從つて來た。神祇令においても「祈年月次祭は、百官神祇官に集り、中臣祝詞を宣し、忌部幣帛を班つ」などと記されてゐる。然るに、平安朝初に至り、兩者の間に確執を生じた。それについては、日本後紀に記す所が詳しい。平城天皇の大同元年八月の條に記す所によると、是より先、中臣、忌部の兩氏が訴へて、中臣氏の云ひ分では、忌部氏は幣帛を造るのが職務であるが、祝詞を奏さないから、忌部氏を幣帛使となす事は出來ぬと云ふ。然るに忌部氏の方では、奉幣祈禱ともに忌部の職であるから、忌部氏が幣帛使となり、中臣氏が祓使となればよいと云ふ。兩氏の爭論がやまないので、勅命により、日本書紀を參照した所、兩氏とも祈禱を致してゐるから、いづれも、祈禱の事に預る事が出來る。また神祇令を見ると、常祀の外、諸社に向けて幣帛を供へる者は、五位以上の卜食者(卜に當つた人)をこれに當てる定で、別に、何の氏ともきまつてゐないのであるから何れの氏でもよいわけである。故に、奉幣の使には、兩氏の人を取り用ゐて、各半分づつの人數が割り當てられる事となり、此の事件は決着した。以上のやうな紛糾があり、兩氏は互にその勢力を爭つてゐたが、とかく齋部氏は中臣氏に壓倒せられがちで、中臣氏に對し、齋部氏は防禦の位置にあつた。既に、中臣氏より出た藤原氏は、社會的勢力を扶植しつつあり、神職としての中臣氏の勢力も、齋部氏とは比較にはならなかつた。それで、以上のやうな爭も生

じて、中臣氏では、齋部氏の重要な職務をすら否定し去らうとしたのである。かやうな確執の結果、齋部氏においても中臣氏に對して反噬せざるを得なくなつた。齋部氏の地位を明かにし、その優位を主張して、必ずしも中臣氏の下位に立つ者にあらざる事を、强調する必要が生じた。此所に、齋部氏の長老として、齡既に八十を越えた齋部廣成が、自己の氏族の由來を述べ、歷史的に、その地位を明かにしようとして撰んだのが、古語拾遺一卷である。古語とは古代の歷史を意味し、古史の世に知られず、國史に洩れたるを拾うて、自家の由來を新しく世に問ひ、これを顯彰せんとした。此の題號にも、撰者の自らの氏族の衰運を慨し、世の不當なる待遇に對して、その光輝ある歷史を闡明しようとする氣慨が窺はれる。此の書名は、多分撰者によつて付されたものであらう。終に、大同二年二月十三日の日付があり、此の時に成つたのである。それはまさに、前記の爭の翌年であつた。

氏文の性質

高橋氏文の成立にも、安曇氏との爭が有力な原因をなしてゐた。少くとも、その爭によつて、高橋氏文が世に出る機縁を得た。古語拾遺の場合も、同樣に、中臣氏との爭が、これを成立せしめたのである。此の事情の類似のみならず、古語拾遺の內容等から考へても、これが、齋部氏文と稱すべき、氏文の性質を備へてゐる事は、明かである。自家の歷史を述べて、一族の名譽ある事蹟を示さうとしたのである。ただ、高橋氏文の場合は、遂に、それ

によつて、相手方の安曇氏を敗北せしめる事が出來たが、古語拾遺の場合には、必ずしも、それによつて、齋部氏の勢力を挽回せしめはしなかつた。既に牢固たる勢力を確立してゐた中臣氏に對して、（中臣氏はその後大中臣氏となり、卜部氏となつて、伊勢太神宮の神職に對し、長く、神職界の重鎭となつてゐた）齋部氏は、衰亡への一途を辿るのみであつた。ただ僅かに、此の一書によつて、齋部氏の面目を、後世長く傳へ得た事は、同氏にとつて、せめてもの慰でなければならぬ。見やうによつては、此の書は、齋部氏の最後のあがきであり、燈明が消える際に、しばし輝きを增すのにも似てゐる。併し、その爲め、此の書によつて、記紀の所傳を補ふ、有力なる古代の神話說話を知る事が出來、上代の說話文學の重要なる資料となし得る事に對して、恐らく記者に取つては、想像してもゐなかつた方面において、その功績を、永遠に殘したものと云はなければならぬ。

本書はまた、高橋氏文と同樣に、古く、本朝月令にも引用せられてゐる。兩者、その性質を同じくしてゐるからであらう。但、同じく神事に携る高橋氏文等に宣命書の所が多いのに比し、本書には、殆ど宣命書の部分がないのは、特色を異にしてゐる。これは、本書が、上奏文の體裁となつてゐる事にもよるのであらう。

第二節　内　容

序文　初に、「從五位下齋部宿禰廣成撰」といふ署名があるが、廣成は、大同三年に從五位下となつてゐるから、大同二年には未だ正六位上であつた。故に、此の一行は、後人の書き加へたものであらう。ついで、序文に云ふ。

蓋し聞く上古の世未だ文字有らず、貴賤老少口口に相傳ふ。前言往行存して忘れず、書契ありてより以來、古を談ずることを好まず、浮華競ひ興りて還りて舊老を嗤ける。遂に人をして世を歷へて、彌新に、事、代を逐て變改せしむ。顧みて故實を問ふに、根源を識ること靡し。國史、家牒、其由を載すと雖も、委曲を一二ること、猶遺る所有り。愚臣言さずば恐らくは絕えて傳はること無からん。幸に召問を蒙りて、畜憤を攄べんと欲す。故に舊說を錄し、敢へて以て上聞すと云爾。

とあり、此の冒頭の語は、上代に文字のない事を證する言として、屢〻引用せられる名高いものである。家牒とは氏文の類で、國史と氏文との並びに行はれた事を知る。「幸に召問を蒙りて」とあるのによると、齋部氏の歷史について、朝廷よりこれを徵されたもののやうに取られる。卽ち、朝廷よりの下問に奉答して、自家の悲運を愁訴上奏したものが、此の書である

と思はれる　とにかく、前年の中臣氏との爭により、舊事を忘れ、故實を失ひ、新事物に移る事を憤慨して、敢へて、自家の由來を錄し、上聞に達せんとしたものである。尤も、多田義俊の云へるごとく、此の書は齋部氏の訴狀で、書籍ではないから、右の卷首の序は、後人の添加したものであるとなす說もある。併し、上奏文にしても、かかる序文があつても差支なく、後人のみだりに加へた加筆とも思はれないから、これも廣成の撰文として信ずべきものであらう。

本文の冒頭　本文は、

一は聞く、開闢くる初、伊弉諾、伊弉冊二神、共爲夫婦して、大八洲の國、及び山川草木を生みたまふ。次に日の神、月の神を生みまつります。最後に素戔嗚神を生みます。素戔嗚神常に哭泣るを以て行と爲したまふ。故人民を夭折にし、青山を變枯す。斯に因りて、父母の二神勅して曰はく、汝甚無道し。早く根の國に退去るべしとのたまふ。

かう云ふ風に聞いてをります。天地開闢の初に、伊弉諾尊、伊弉冊尊の二神が、夫婦となられ、大八洲の國や山川草木を、お生みあそばされた。次には、日の神月の神をお生みになつた。最後に、素戔嗚尊をお生みになつた。然るに、素戔嗚尊は、いつも泣きわめかれるのを、その仕業としてをられたので、その爲め、人民は早く死に、青山は枯山と變じた。それで、御父母の二柱の神が仰せられるやうは、「お前は、甚だいけない事をする。早く根の國へ行つてしまへ」と仰せられた。

以上のやうな書き出しで、以下に述べる所は、記紀の神話と大同小異であるが、なほ、これらを補ふに足るべき部分もある。ついで、「天地の剖判くる初、天の中に生れます神の名を天の御中主神と曰す」とあり、また、高皇産靈神、神皇産靈神が生れ給ひ、高皇産靈神の生み給うた御子の中、男の御子に、天太玉命があり、これが、齋部宿禰の祖である。此の天太玉命の率ゐる神々にも、種々の神が居られる。以上の如く、齋部氏の始祖の事だけを記して、中臣氏の事については、全く觸れてゐないのは、此の書の性質上、當然の事であらう。

神代の事蹟

さて、素戔鳴尊が昇天せられ、その日神天照大神に對し奉る御行爲が無狀だつたので、日神はお怒りになつて、天石窟に閉ぢ籠り給ひ天石戸前の神樂が行はれる。此所の記載は、記紀の記す所よりも、最も詳細なので、神樂の起原を說く際に、屢々引用せられる。ついで、下界に追放せられ給うた素戔鳴尊は、八岐の大蛇を退治し給ひ國神の女を娶つて、大己貴神をお生みになり、遂に根の國に行かれた。大己貴神は少彥名神と力を戮せて、天下を經營あそばされ、「蒼生、畜產の爲めに病を療むるの方を定め、また、鳥獸昆蟲の災を攘はん爲めに禁厭る法を定め、百姓今に至るまで咸恩賴を蒙る、皆効驗有り」といふやうな功績を立てられた。かやうに、大國主尊の御恩德をたたへてゐるのは、注意すべき記載である。さて、天孫降臨に先立ち、大己貴神も、その御子、事代主神も、皆避り奉つたので、此所に、天祖天照大神

と高皇産靈尊とが相語りたまひ「夫葦原瑞穗國は、吾が子孫の王たるべき地なり、皇孫就まして治せ。寶祚の隆えまさんこと天壤と窮無かるべし」と仰せられて、八咫鏡と草薙劒の二種の神寶を皇孫に授與せられ、天兒屋命、太玉命、天鈿女命を添へて降臨せしめ給ひ、「汝天兒屋命、太玉命二神は、宜しく天つ神籬を持ちて、葦原の中國に降りて、亦吾が孫の爲めに齋ひまつれ。惟くは爾二神共に殿の内に侍ひて能く防護を爲せ。宜吾が高天原に所御す齋庭の穗（是稻種なり）を以て、亦吾が兒に當御まつらん」と云はれた。此の邊は、日本書紀の一書の記載の通りで、中臣、齋部兩氏の共に仕へまつる謂れを現はしてゐるのであるが、これについで、特に「宜太玉命は諸部の神を率て其の職に供奉らんこと、天上の儀の如くせよ」と仰せられてをり、その他の諸神にも同樣に、それぞれの神勅のあつた事を記してゐるが、天兒屋命についてはさういふ事を記してはゐない　かくて、降臨の途中、猿田彦大神と天鈿女命との間に問答があり、日向の高千穗の槵觸之峯に到着あそばされた。その後、彦火尊が海神の女、豐玉姫命を娶りたまひ、彦瀲尊をお生みになつた時、海濱に、その室を立て、掃守連の遠祖天忍人命が供奉して、箒で蟹を掃つた。自後、鋪設の事を職務として、蟹守と號けられたのであり、今俗に掃守と云ふのは、その轉語であると云ふ　かやうに、他の氏族の起原についても記した所があり、これは說明說話となつてゐる。以上のやうに、神代の事積が詳しく記され、重要

な天照大神の神勅も掲げられてゐて、神道の方面からも、また、國家の成立、國體の根源の研究の上にも、重要な記載を持つものである。 故に、古來、神道家や國學者で、此の書の内容に注意した人が少くない。

齋部氏の活動　ついで人代となり、神武天皇が橿原宮をお建てになる時に、太玉命の御孫、天富命をして、山の材を採り、正殿を造築せしめられた。 これを、

底都磐根宮柱布都之利立、高天乃原爾搏風高之利天、御戸排豆皇孫命乃美豆乃御殿乎造奉仕也

と云ふと記してゐる。 此の部分は、特に宣命書で、古體の文章により、宮殿造築の模様を記したものである。 それは、古くより、新室祝の言葉として云ひ傳へられて來た祝の詞を掲げたのである。 かくて、此の正殿の建築に奉仕した齋部のうち、材木を採つた齋部の居る土地を御木と云ひ、殿を造つた齋部の居る場所を麁香と云ふ。 又、天富命は、肥饒の土地を求めて、阿波國に齋部を遣し、穀麻の種を植ゑしめた。 それで、そこの郡名を麻植郡と云ふのである更に、天富命は阿波の齋部を率ゐて東上し、肥えてゐる土地を求めて、麻穀を播植せしめた。それで、その國を總の國と云ふのは、古語に麻を總と云ふからである。 又、穀の木の生ひた所を結城郡と名付け、阿波の忌部の居る所を安房郡と名付けられた。 即ち、後の安房國である。さて、天富命は諸の齋部を率ゐて、天璽の鏡と劔を正殿に奉安し、大殿祭の祝詞を奏し、次に宮

門を祭つて、祝詞を奏した。此の當時には神物、官物の區別もなかつたので、宮の内に藏を建てて、此所に種々の品物を藏め、齋藏と號けて齋部氏をして永くこれを掌らしめ給うた。又、大幣をも、天富命をして造作せしめられたのである。これより、中臣、齋部二氏が祭祀の職を掌り、猨女君が神樂を供する事となつた。崇神天皇の御代に及び、神璽を、同じ御殿の中に安置するのは、神威に畏ありとして、倭の笠縫邑に天照大神及び草薙劍を奉遷し、宮中には、齋部氏をして、別に鏡、劍を鑄造せしめられ、これを御守の御璽として置かれた。踐祚の日に、獻る所の神璽は、即ちこれである。

齋部氏の衰微

以下、記紀にも見える、國史上の重要な事件が摘記せられてゐるが、かの齋部氏の支配下にあつた齋藏の傍に、内藏が建てられ、神物と分つて、官物が此所に藏められる事となり、藏部が定められた事を記してゐる。ついで、貢調が多くなつたので、更に大藏が立てられ、蘇我麻智をして、齋藏、内藏、大藏の三藏を檢校せしめられる事となつた。かやうに、齋藏の緣により、朝廷の藏の沿革について、記す事が詳細である。推古天皇の御代に、また齋部氏が藏の事に携る事となり、孝德天皇の白鳳四年に、齋部作賀斯が神官頭（後の神祇伯）に叙されたのは、此の一族にとつての名譽な出來事であつたが、その子孫に、此の榮職を繼ぐべき器量の者なく、遺憾ながら齋部氏は陵遲衰微へて今に至つてゐる事を、自ら述べてゐるので

ある。天武天皇の御時に、天下の姓を八種に分けられた。その時に、中臣氏は第二位の朝臣を賜ひ、太刀を命ぜられたが、齋部氏は第三位の宿禰を賜ひ、小刀を命ぜられた。また、齋部氏とともに、齋藏の事に預つてゐた秦、漢、百濟の文氏等は第四位の忌寸を賜うた。此の事に對して、此の書の記者は、「唯、當年の勞に序て、天降の績に本かず」と不平を洩らし、此の邊から、中臣氏の專權を攻撃して、筆鋒が鋭くなつて來る。「天平年中に至りて、神帳を勘へ造る。中臣、權を專にし、任意に取捨し、由有る者は小祀皆列り、緣无き者は大社猶廢かる」とて、中臣氏の處置の偏頗なるを難じ、以下十一箇條に分つて、祭祀の上に、遺憾の點ある事を列擧した。例へば、諸神の後に、伊勢神宮を敍してゐる所は不可であるとし、伊勢宮司には、獨、中臣氏のみ任じて、齋部、猨女二氏のこれに預からざるは不當であるとなしてゐる事等がそれである。此所は、齋部氏の古傳には關係なく、記者の欝憤を洩らしてゐるのであつて、あげる所の十一箇條は、多く、齋部氏が用ゐられざる事に對する不平である。これは、多く私憤に走つてゐるやうで、必ずしも公正ではないと思はれるが、太古より齋部氏が中臣氏と並んで、神國たる吾が國の神祇の御事に奉仕盡瘁して來た、光輝ある過去を顧み、氏の名譽ある記録を敍して來た記者にとつては、慷慨の念遣る方なきものがあつて、勢ひ、これを敍し、これを上聞に達して、聊か、自己の氏族の爲めに、氣を吐く所あらんとしたのである。言、私事に過ぎ、過激に走る所

があるために、これを非難する論者もあつたが、記者にとつては、やむ能はざる衷情のほとばしりであつたらう。故に、記者は、「愚臣廣成、朽邁の齡、既に八十を逾え、犬馬の戀、旦暮彌切なり。忽然に遷化なば、恨を地下に含む。街巷の談も猶取るべき有り。庸夫の思も徒に棄て易からず。幸に求訪の休運に遇ひて、深く口實の墜ちざらんことを歡ぶ。庶くは、斯の文の高く達して、天鑒の曲照を被らんことを」と筆を閉ぢて、切なる希望を、僅に訴へる事の出來る機會を得た喜を述べてゐるのである。しかも、その言の中には、何となく、衰へゆく者の、悲痛な叫と、むしろ弱々しい諦の情さへ感ぜしめるものがある。

文章　本書の文章は、大體、日本書紀と同樣の漢文で、强ひて訓讀すれば、讀めない事もないが、古事記のやうには、國語で讀むのに、十分には訓が付けられぬ。併し、必要に應じては、國語風に記した所もあり、特に、歌謠は一音一字の假名書で記し、上例のやうに、宣命書で書いた所もある。又、註記を多く加へて、それは、神々の關係や、語の解釋や、本文を補足する記事を書き加へたやうなものもあるが、又

高皇産靈神　古語、多賀美武須比。是皇親神留伎命。

毀畔　古語、阿波那知。

瑞殿古語、美豆能美阿良可

鐵鐸古語、佐那伎

掘天香山之五百箇眞賢木古語、佐禰居自能禰居自

天鈿女命古語、天乃於須女、其神强悍猛固、故以爲名。今俗强女謂之於須志、此縁也。

手草今多久佐

誓槽古語、宇氣布禰。約誓之意

日御綱今斯利久迷縄、是日影之像也

天津神籬神籬者、古語比茂侶伎

などとある如く、その古語や現代の語を注してゐるのは、一方において、訓讀を重んじたものとも思はれる。内容にも、風土記の說話と同様の起原說話めいたものも稀にあり、

是以天照大神、育吾勝尊、特甚鍾愛、常懷腋下。稱曰腋子。今俗號稚子謂和可古、是其轉語也。

と云ふ、民間語原說を述べた所もある。併しかやうな、起原說話、說明說話は、風土記の類に比較すれば甚だ少い。とにかく、古代の史傳を傳へるに當り、內容、事實のみならず、語句、文章も、古き傳へのままを殘したいと思ふのは、當然であらうから、本書も亦、此の點に相當の注意を拂つてゐるやうに思はれるが、しかも、文章は、普通書き馴れた、平易な漢文體となつてゐるのである。なほ、終の方の、記者の意見を述べて、中臣氏に對する憤慨の情を洩らした所は、純漢文體となつてゐて、さすがに、それ以前の文章とは、異なつてゐる。そこに比べると、その前は、漢文的でありながら、しかも國語を忘れない用意が見える。これは、古くより、齋部氏に傳へられた古傳、氏文の記載である事を示すものであらう。後の方は、純粹に漢文的な、修飾や對句的表現を使用してゐるのである。尤も、その中にも、漢字に、國語を註した所もあるが、これは、漢字だけでは意味がわからないから、特別に、植物の名などに對しては、これを註したもので、記者の老婆心から出た親切であらう。とにかく、此の註記は、また古語の意味を知る上からも、或はその他の種々なる方面の智識を供給する上からも、甚だ有益である。併し、これを要するに、古語拾遺は、說話、文章ともに、高橋氏文に比べても、生彩の點で、一段劣るものがあり、槪して、氏文の如き氏族志は、風土記の如き地方志に比べて、一段劣るものではないかといふ事を疑はしめるが、それは、殘存せる資料の少なきによるのであらう。記紀の二典を中心と

古語拾遺一巻并序　從五位下斎部宿祢廣成撰
蓋聞上古之世未有文字貴賤老少口口相
傳前言往行存而不忘書契以來不好談古
浮華競興還嗤舊老遂使人歴世而彌新
事逐代而變改顧問故實靡識根源國史家
牒雖載其由略一二委曲猶有所遺愚臣不
言恐絶無傳幸蒙召問欲攄蓄憤故録舊説

古語拾遺（吉田子爵所藏）

今猶今之見古矣愚臣廣成朽邁之齡
逾八十犬馬之戀旦暮彌切忽然遷化含
恨地下街巷之談猶有可取庸夫之思不
易徒棄幸遇求訪之休運深歎口實之不
墜庶斯文之高達被天鑒之曲照焉
大同三年二月十三日
古語拾遺 終

古語拾遺黒川春村本

古語拾遺一卷 加序
從五位下齋部宿禰廣成撰
蓋聞上古之世未有文字貴賤老少口口
相傳前言往行存而不忘書契以來不好
談古浮華競興還嗤舊老遂使人歷世而
彌新事遂代而變改顧問故實靡識根源
國史家牒雖載其由一二委曲猶有所遺
愚臣不言恐絶無傳幸蒙召問欲攄畜憤

古語拾遺田中大秀本

古語拾遺一卷 加序 從五位下齋部宿禰廣成
撰 蓋聞上古之世未有文字貴賤老
少口口相傳前言往行存而不忘書契以
來不好談古浮華競興還嗤舊老遂使人
歷世而彌新事遂代而變改顧問故實靡
識根源國史家牒雖載其由一二委曲
猶有所遺愚臣不言恐絶無傳幸蒙召問
欲攄畜憤故録舊說敢以上聞 云爾

古語拾遺足代弘訓本

古語拾遺一卷 加序
從五位下齋部宿禰廣成撰
出雲宿禰俊信訓點
蓋聞上古之世未有文字貴賤老少口
口相傳前言往行存而不忘書契以來
不好談古浮華競興還嗤舊老遂使人
歷世而彌新事遂代而變改顧問故實

古語拾遺千家俊信本

古語拾遺新刻本序
宇內之書可稱經者有
神典而已矣所謂詩書易禮及其諸籍皆各
道其所道或亂
皇化或害大倫豈可謂之經也哉夫經也者萬
世不易之名而世之稱經者其實不經不可
以一日行於世請嘗論之道之本原出於天
君道體天臣道則地天地易位之事終古未

古語拾遺版本

（竹柏園所藏）

古語拾遺一巻　従五位下齋部宿祢廣成撰
蓋聞上古之世未有文字貴賤老少
口々相傳前言往行存而不忘書契
以来不好談古浮花競興還嗤舊老
遂使人歴世而弥新事逐代而變改
顧問故實靡識根源國史家牒雖載
其由略一二委曲猶有所遺愚臣不言
恐絶無傳幸蒙召問欲攄蓄憤故録
舊説敢以上聞云尓
一聞夫開闢之初伊弉諾伊弉冉二神
共為夫婦生大八洲國及山川草木
次生日神月神最後生素戔嗚神而

古語拾遺（前田侯爵所藏）

して、或はこれに材料を供給し、或は、その叙述を補ふべき、風土記、氏文に屬する種々なる書は、各氏族の方面から、また、地方的に、說話文學の重要なる材料を提示するものであり、これらが、原始文學の源泉として、重要なる地位を占め、確固たる一つの分野を有してゐる事は否まれないのである。

附参考

卜部兼直が嘉祿元年に寫した古寫本が吉田家に傳へられ、前田家に藏せられる亮順本は元弘四年の古寫本である。刊本も、元祿九年版以下數種あり、群書類從に收められた。また、寫本に千家俊信の訓を施した本もある。

古語拾遺新註

（宮內省圖書寮御藏）

古語拾遺辨疑

（竹柏園所藏）

註釋書としては、古語拾遺新註（池邊眞榛）、稜威男健（栗田寛）の二書が最もよく、その他、古語拾遺句解（藤原齋延）、古語拾遺纂註（磯部昌言）、古語拾遺示蒙節解（高田宗賢）、古語拾遺言餘抄（龍野凞近）、古語拾遺塗說（度會延賢）、古語拾遺枝折草（新松忠義）、古語拾遺略註（小野高潔）、古語拾遺集解（河村秀根）、古語拾遺辨疑（堀口光重）、標註古語拾遺（村上忠順）、古語拾遺講義（久保季茲）、古語拾遺講義（小田清雄）等があり、また、神道者流の註解もある。群書類從本の奥には、日下部勝皐が、諸種の本によつて校異を記した古語拾遺攷異が加へられてをり、訓讀を示したものには、古訓古語拾遺（永井保賢）、古語拾遺正訓（柴田花守）、岩波文庫本古語拾遺（加藤玄智）等がある。大正十三年に、加藤玄智博士及び星野日子四郎氏

によつて英譯刊行せられた。また、古語拾遺を論議して、これを非難したものに、古語拾遺疑齋(日下部勝皐)があり、漢文で論じてゐる。これを反駁して齋部氏の立場を肯定し、古語拾遺を助けたものに、古語拾遺疑齋辨(本居宣長)がある。

上代文學史上卷　終

索　引

一、神名・人名・書名その他諸事項の索引である。地名は省いた。

一、神名は種々の御名及び文字があてられてあるが、最も普通なものに從つて掲げた。

一、天皇の御名はいづれも御諡號で掲げ、御本名では出さなかつたが、中には例外的に、御本名で掲げ奉つたものもある。

一、人名の中のカバネは省いて掲げた、書名の如きは大抵音讀によつて出し、訓讀では掲げなかつた。例へば公民本記は、コウミンホンギとしてオウミタカラノモトツフミとはしなかつた類である。

一、現今の發音に從つて配列した。

一、連續的にその事項の説明が出てゐるものは、最初と最終の頁を記し縱線でつないだ。

あ

い・ゐ

う

え・ゑ

お・を

か

け

こ

さ

し

す

せ

そ

た

ち

つ

て

と

な

に

ぬ

ね

の

は

ひ

ふ

へ

ほ

ま

み

む

め

も

り

る

れ

ろ

わ

索　引　終

昭和十年十月二十七日印刷
昭和十年十月三十一日發行

日本文學全史卷一
上代文學史　上卷

著者　佐佐木信綱

發行者　東京市麴町區九段一丁目七番地
株式會社東京堂代表者　大野孫平

印刷者　東京市小石川區久堅町一〇八番地
大橋光吉

發行所　東京市麴町區九段一丁目七番地
株式會社　東京堂
振替口座東京二七〇番
電話九段(33)（自四一一〇番
至四一一九番）

製本　仲村庄治

（共同印刷株式會社印刷）